

1では二億四千五百萬ドルから一億六千三百萬ドルへ、スウェーデンでは五億六千四百萬ドルから二億四千一百萬ドルへそれぞれ減少した。これら諸國においてはドル資源の涸渇に對處するため、一九四七年初めに、ドル地域からの輸入に對する嚴重な統制が再實施され、ないし強化された。

一九四七年の初めに、イタリア政府は、一九四七年における輸入超過を賄う資産を多額に蓄積していたが、その主なるものは、一九四七年に行われるべきアンラ引き渡し、軍需品供給に對するアメリカからの支拂い、および在外殘高の削減である。さらに一九四七年の後半には、若干の方面から追加援助を入手することができた。すなわち、アメリカからのアンラ廢止後の救済、アメリカが戦争から生じたかなりの要求權を放棄したこと、總額六千萬ドルに達する凍結および既得財産の返還にかんする協定、戦時中アメリカが沒收した船舶に代る二十八隻の船舶のイタリア向け讓渡、一九四七年一月に輸出入銀行がイタリア用にイヤマークした一億ドルのクレジットのうち二千三百萬ドルの供與、および北イタリアに發見された金二千五百萬ドルの返還などである。イタリアは一九四七年十二月に制定されたアメリカの中間援助計畫にも包含されている。

オーストリアもこの中間援助計畫に包含された。一九四七年の上半期の間オーストリアはその輸入需要をみたすため、三千四百四十萬ドルのアンラ給與、イギリスからのクレジットと贈與四千萬ドルその他若干の少額クレジットを入手した。一九四七年下半期における大量の援助は、アンラ廢止後の救済に對するオーストリアの分け前からもたらされた。通商貿易は引き続き戦前の水準より遙かに少

い。

ギリシヤは一九四六年末に、將來の輸入超過を賄うため次の諸資源を入手した。すなわち金および外國爲替(一)千七百四十萬ドル、輸出入銀行からのクレジット二千五百萬ドルの半分弱、およびアンラ供與の殘餘約千四百四十萬ドルである。一九四七年下半期に、アメリカのギリシヤ・トルコ援助計畫にイヤマークされた三億ドルおよび、アメリカのアンラ廢止後の救済計畫に對するギリシヤの分け前三億三千二百萬ドルにもつぎ、輸入品を入手することができた。

(一)一九四六年一月のイギリス・ギリシヤ金融協定にもつき通貨準備として保有さるべき二千五百萬ポンドをふくまな

ポランドは、アンラ輸入の停止と、ドル地域への輸出が僅少であるために、一九四七年秋にはほとんどドル資源を持つていなかった。政府の外國爲替および金の手持ちは一九四七年夏には一千万ドル以下であつた。國際銀行に對する借款申請は、一九四七年末に至つても依然審議中であつた。

チェコスロヴァキアもアンラ輸入停止の影響を蒙つたが、この損害は輸出貿易のかんりの復興によつて或る程度相殺された。しかしながら、この輸出貿易でドル貨を獲得したのは極く小部分にすぎない。政府の外國爲替および金手持ちは、一九四七年一月の一億二千七百萬ドルから同年九月の九千七百萬ドルに減少した。國際銀行に對する借款申請は一九四七年十二月に至るも決定をみなかつた。

ユーゴスラヴィアの外國貿易および國際收支については利用し得る情報に乏しいが、同國のドル獲得高は取るに足らぬもののように

である。

一九四八年のドル不足見通し ヨーロッパ經濟協力委員會は一九四八年におけるヨーロッパ諸國のドル不足を推定した。この推定は、ヨーロッパ經濟協力委員會に参加した諸國とその他のヨーロッパ諸國の双方が國際連合に提出した(一)一九四七年度の推定と共に、第七十八表に示されている。後者の諸國の場合、一九四八年度のドル不足推定は判明しない。ヨーロッパ經濟協力委員會に参加した諸國の一九四八年度に對する推定は、輸入が

- (イ) 農業生産を戦前水準まで回復し、鑛業および製造業生産を一九三八年當時の水準をすつと上廻るところまで擴充し、
- (ロ) ドル不足をできる限り速かに緩和し、以て一九五一年末までに、このドル不足を特別の援助なくとも處理し得る程度の規模のものとする

ための生産努力に相應するほど豊富なものであろうとの假定を基礎においている。一九四九年と一九五〇年の赤字は大きい、漸次減少してゆくものと豫測される。

(一) 提出時期は一九四七年九月以前で、若干の場合にはもつと可なり早かつた。

以上の一九四八年に對する推定は、ヨーロッパ經濟協力委員會報告に示されている若干の假定を基礎としたものであるが、これらの假定のうちで最も重要と思われるのは、一九四七年半ばの物價が維持されたとしたこと、物資を完全に入手し得るとした點であらう。一九四七年について國際連合の報告した資料と、一九四八年度についてヨーロッパ經濟協力委員會の作成した推定とは、多くの理

由から嚴密に

は比較できないものであるが、その數量についての概念は與えてい

る。また一九四七年の推定を行つた後に多くの諸國では、一九四七年中に事態がかなり悪化したことも念頭に置かなければならない。

ヨーロッパ經濟協力委員會に参加した各國のグループに對する總推定額は第七十九表の通り要約される。

第78表 1947—48年の一部諸國(イ)および西ドイツにおける經常收支不足推定額

| ヨーロッパ經濟協力委員會に参加した諸國 | アメリカ大陸にたいする赤字 | アメリカ・ドル不足高 |
|---------------------|---|--------------------|
| | 1948年 (ヨーロッパ經濟協力委員會報告)(ロ) (單位百万アメリカ・ドル) | 1947年 (國連報告)(ハ) |
| オーストリア | .. | 247 |
| ベルギー | 320 | 259 (ニ) |
| デンマーク | 210 | 78 |
| フランス | 1,760 | 1,250 |
| ドイツ—アメリカ・イギリス地域 | 1,150 | .. |
| —フランス地域 | 120 | .. |
| ギリシヤ | 510 | 298 |
| イタリア | 930 | 742 |
| オランダ | 630 | 515 |
| ノルウェー | 50 | 142 |
| スウェーデン | 150 | .. |
| イギリス | 2,630 | 1,760 |

| 他のヨーロッパの諸國 | |
|------------|---------|
| アルバニア | 32 |
| チエコスロヴァキア | 276 (ホ) |
| フィンランド | 100 (ヘ) |
| ハンガリー | 72 |
| ポーランド | 477 (ト) |
| ユーゴスラヴィア | 376 (ト) |

〔註〕… 資料入手不能。
 一 なし。
 (イ) 屬領を除く。
 (ロ) 出所：ヨーロッパ経済協力委員会報告書第1巻53頁。
 (ハ) 出所：國際連合文書E/576。
 (ニ) ルクセンブルグを含む。他のいわゆる“硬貨”の若干額を含む。
 (ホ) ポンドを含む。
 (ヘ) “硬貨”
 (ト) 通貨構成を考慮しない不足總額。大部分はドルその他の硬貨不足。

第79表 1948年のヨーロッパ経済協力委員会参加各國および西ドイツの經常取引の對外收支

| | 對アメリカ大陸 (單位百万アメリカ・ドル) | 對他の非参加諸國 |
|----------------------------|--------------------------|----------|
| 輸入(イ) | - 9,170 | - 4,700 |
| 輸出 | + 2,160 | + 4,300 |
| 貿易外勘定のうける 純餘剰(+又は不足(-)) | - 570 | + 380 |
| 屬領地域、純餘剰又は不足 | - 450 | - 220 |
| 合計 | - 8,030 | - 240 |

〔註〕 出所：ヨーロッパ経済協力委員会報告書第1巻51頁。
 (イ) もし設備品の輸入が國際復興開發銀行からの借款又は他のクレジット運用によつて賄われるとすれば、他の手段によつて處理すべき不足は711000萬ドルとなる。

第80表 1948年のヨーロッパ経済協力委員会参加各國および西ドイツにおけるアメリカ大陸よりの輸入需要

| | 1938年 1947年の物價計算 (單位百万アメリカ・ドル) | 1948年 | (全体の%) |
|------------|--------------------------------------|-------|--------|
| 食糧、飼料、肥料 | 2,850 | 3,308 | 36.1 |
| 石炭その他の固形燃料 | - | 342 | 3.7 |
| 石油製品 | 330 | 512 | 5.6 |
| 鐵鋼製品 | 91 | 370 | 4.0 |
| 木材 | 185 | 266 | 2.9 |
| 設備品 | .. | 1,081 | 11.8 |
| その他 | .. | 3,286 | 35.9 |
| 合計 | .. | 9,165 | 100.0 |

〔註〕 出所：ヨーロッパ経済協力委員会報告書第1巻114頁。
 .. 資料入手不能。
 一 0.5%以下。

ヨーロッパ経済協力委員会に参加した諸國(屬領を除く)および西ドイツが一九四八年に必要とする輸入の構成について、ヨーロッパ経済協力委員会は第八十表の通り推定した。
 食糧、飼料、肥料、固形および液體燃料は一九四八年輸入見積額の半分弱に相當し、設備品は約一二%である。しかしながら、「その他」の輸入品は全體の三分の一以上に達し、あらゆる特定類目をふくむ。

その他のヨーロッパ諸國の一九四八年に對する同様の見積額は入手できない。東ヨーロッパ諸國の食糧と肥料の輸入が、一九四七年の輸入必要推定量中に占める割合は、第一のグループの諸國よりもずっと小さかつた(大體三分の一以下であつた)(一)。多くのこれら諸國における固形および液體燃料に對する輸入の必要も餘り多くなかつた。これに對しチエコスロヴァキア、ポーランドおよびユーゴスラヴィアにおける資本財の輸入必要量はやや多く、全輸入必要量の一六%ないし二六%に達していた。これら三國の必要とする資本設備の大きな部分は一九四七年に充たされなかつたが、一九四八年にはドル地域のみから入手し得られるものであろう。

(一) 一九四七年度の商品別輸入必要量については國際連合文書E/576を参照

一九四七年の後半において、數カ國、特に東ヨーロッパの諸國はその輸入を主として限られたヨーロッパの資源に依存していた。多くのヨーロッパ諸國において生産増強のための諸計畫は、追加ドル・クレジットないし援助の入手可能性と、一九四八年におけるヨーロッパ内貿易の擴大可能性とに密接に結びついている。

第三部

世界經濟の重要問題

第一章 世界の食糧事情

(国際連合食糧農業機構よりの寄稿)

世界の食糧事情は終戦以來つと危機状態にあつたが、本年も同じように危機的である。しかし危機という言葉は現在の食糧事情を形容するに不適當である。食糧不足は戦後の世界の慢性的特質となつたのであり、深刻な不足を速かに一掃することを妨げる長期的要素があるのである。

世界の人口は着實に増加し、それは過去十カ年に一億七千五百萬人以上に達した。したがつて農業生産が同じような割合、すなわち一年に約一%の割合で増加しない限り、それだけでも一人當りの食糧消費量を減ずることとなる。さらに、最低食糧水準に對する觀點が激變して來たことも、世界の食糧供給に對する壓迫を増大した。多くの諸國では戦時中に食糧配給制が行われ、低所得者と弱い階層の食餌が改善された。また政府は、充分な食餌から得られる利益をより熱心に評價するようになった。

農業生産は多くの國において戦災のために深刻な打撃をこうむつた。そして、生産設備の取換えと補給が遅れたのと、戦後三カ年中二カ年も不順な天候が続いたため、その復興は阻害された。需要の増大と生産の減少により一人當りの供給量は低下し、ストックの減少をも餘儀なくされた。ストックは、年々における世界收穫高の不可避的な變動に對處するに足りぬ程度まで減少した。一九四七—四八年度のパン用穀物と米の生産は、すでに不充分であつた一九三四

年から一九三八年までの平均水準より一三%少い。

人口の着實な増加は今後も續くものと豫想されるので、各國は農業生産の一その増加と、食糧分配の能率改善を達成するよう努力する必要がある。

一九四六—七農業年度と一九四七—八食糧年度

生産

天候は、戦後第三年目の世界における食糧の生産復興と擴充を著しく阻害した。十一月初旬までにワシントンで受取つた北半球の一九四七年度收穫にかんする中間見積高は、一九四八年の穀物取入れまでの世界における食糧事情が暗いことを示している。最近、各國から寄せられたその後の報告によつて、旱魃の損害がより詳しく評價されるようになった。その結果は、收穫損害に關する本當の程度はまだ判らないにしても、前記の見通しを一層暗くしている。

南半球においては、一九四七—四八年度の取り入れはまだ先のことである。幸いにして見通しは全般的に北半球よりも良いが、しかし目下のところ生産についてはきわめて豫備的なことしか示唆できない。

收穫高の最も減少したのは戦前に食糧の甚だ不足していた地方においてであつた。これらの地域の多くは未だに戦災から立ち直るために苦闘している。その輸入需要は著しく増大したが、しかし國際貿易に乗る主要食糧の世界における輸出可能量が、右の需要に比例

して増大する見通しはない。もし食糧不足国における消費の激減を避けようとするれば、國際的食糧供給を節約し頒ちあうために、現在以上の、ないし今までに計畫された以上の大きな努力が必要である。

ヨーロッパはその收穫が天候のため最も悪影響をこうむつた地域であつた。ヨーロッパ大陸の大半は、數百萬ヘクタールの秋蒔き作物を書い又は潰滅せしめた異常にきびしい冬と、あらゆる重要な作物の收穫を削減した甚だしく乾燥した夏という二重の不運にまわられた。食糧供給の減少は羊と牛の屠殺による肉の供給を増すことにならうが、同時に冬季における家畜製品の生産に悪影響を及ぼすであらう。

ヨーロッパの一部重要作物の收穫面積を示すと、第一表の通りである。小麦の面積は一九四六年よりも少く、ライ麦のそれは一九四六年と變らず、春蒔きの作物、すなわち大麦、燕麥、玉蜀黍の面積と馬鈴薯の面積はそれぞれ増加した。小麦とライ麦の收穫面積は冬季の冷害のため減少した。かなりの春蒔き作物の蒔き直しをやることも必要であつた。これら六種の作物の總面積は、天候の不利にもかかわらず一九四六年よりも増加した。また肥料と資材もいくらか多く入手できたので、もし天候にも同じようにめぐまれたならば收穫はもつと増大していただであらう。

作物收穫高の概要は第二表に示してある。小麦とライ麦の收穫が約八百萬トン減少したことは、ヨーロッパにとつて大きな災厄である。この減少は主として、收穫面積がやや減少した上に單位當りの

ブルガリア、ルーマニアの四國における増収による。一九四六年の猛烈な旱魃に反して、一九四七年には以上四國は好天氣に恵まれ、玉蜀黍の生産は戦前の水準に戻つた。なお玉蜀黍は本地域での最も重要な生産物である。

ヨーロッパ諸國の冷害と旱魃は國によりその程度の差はあつたがこの被害を免れ作物の被害を蒙らなかつたのは前記ダニュープ盆地の四國とソ連だけであつた。一九四六年に比し、農作物生産が著しく減退した國はデンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、スイス、イタリヤであつた。

一九四七年度のヨーロッパにおける作物は貧弱であり、なかんずく重大な面は飼料生産の減退にある。ヨーロッパ諸國、特に西ヨーロッパ諸國においては、飼料用穀類の生産減退に加えるに根菜類、乾草類、牧草類の減産がさらに顯著であつた。これ等飼料の正確な供給高は多くの國々においては不明であるが、不完全な報告によると、西ヨーロッパ諸國の飼料用作物類の生産は前年より一〇%ないし三〇%の減退を示している。さらに夏期および秋の初期における牧草類の不作のため、普通冬期用として貯えておくべき飼料を特に早く喰い込むという必要が生じて来た譯であり、したがつて本飼料年度の後半に當てられる管内飼料は一九四六年の同期に比較して著しい減退を示した。

若干の國では一九四六―四七年度に家畜類の増加を見た。戦時中非常な減退を見た豚、家禽類は、その數において特に顯著な増加を示した。ヨーロッパ諸國における家畜類の數に関する信頼し得る數字は不明だが、ソ連を除いたヨーロッパにおける實數増加は、一

第1表 戦前平均, 1946年, 47年のヨーロッパにおける
特定穀物作付面積(イ)

| | 戦前 (1934-38年) | 1946年 (單位百萬ヘクタール) | 1947年 |
|-----|------------------|----------------------|-------|
| | 小麦 | 29.7 | 26.3 |
| ライ麦 | 13.4 | 9.9 | 9.9 |
| 大麦 | 9.4 | 8.3 | 9.0 |
| 燕麥 | 14.6 | 12.5 | 13.2 |
| 蜀黍 | 11.6 | 10.4 | 11.5 |
| 馬鈴薯 | 10.1 | 8.1 | 8.5 |
| 合計 | 88.8 | 75.5 | 76.8 |

[註] (イ) 情報不十分なためソ連とアルバニアを除く。

第2表 戦前平均, 1946年, 47年のヨーロッパにおける
特定穀物年産高(イ)

| | 戦前 (1934-38年) | 1946年 (單位百萬メートル・トン) | 1947年 |
|-----|------------------|------------------------|-------|
| | 小麦 | 42.3 | 32.9 |
| ライ麦 | 19.1 | 11.2 | 10.5 |
| 大麦 | 14.4 | 11.7 | 11.7 |
| 燕麥 | 22.9 | 17.8 | 16.9 |
| 蜀黍 | 17.3 | 7.9 | 15.3 |
| 馬鈴薯 | 134.2 | 100.3 | 98.0 |

[註] (イ) 正確な報告がないため、ソ連、アルバニアを含まない。

九四七年春までに、豚において最少五%、その他の家畜においては二%ないし三%の増加となつていと考えられる。家畜類の數についての資料は一段と不完全かつ信頼し得ないものであるが、家畜類の増加が豚のそれを上廻つてゐることは考えられ得ることである。

ヨーロッパにおける飼料と家畜事情を評價する基礎を與えるため、國際連合食糧農業機構(FAO)では、一九四六―四七年度および戦前における飼料の供給状態と家畜類の數との關係にかんじて、若干の見積りを出しているが、これによると、ヨーロッパ諸國の一九四六―四七年度の全飼料供給高は、戦前における飼料供給高の家畜數に對する比率の約八五%となつてゐる。凝集された飼料は戦前の僅か約六五%に過ぎない。一九四七―四八年度の比較數量をあげることは不可能だが、前年度より飼料の供給高が少く、家畜數が増加してゐることは明かである。現にヨーロッパの數カ國からの報告によると、秋の初期には既に大量の屠殺が行われてゐると言われてゐる。普通の方法は、家畜類に飼料を與えて體重を増し、多になつてこれを屠殺するのだが、この早期屠殺は、飼料事情を部分的にでも調整して行くというやり方よりである。この結果として、食肉類と脂肪類の供給は一年の前期にはたしかに増加するが、後期には減退することとならう。しかしながら、一年を通じて見れば屠殺數がふえることは確實であり、したがつて家畜類の總數は減少することになる。

一般的にいつて、飼料供給減の影響は、普通それを多量に輸入している諸國において最も大きい。平時飼料を輸出していた二部諸國も自國の飼料不足に當面した。一方小麦および裸麥が非常に不足し

ている結果として、大麥、玉蜀黍、さらに燕麥さえも人間の食料に多量に廻す必要が多くなつてゐる。

ソ連は一九四五年および一九四六年よりさらに大きい作物の増収を見た。前年に比し一九四七年度は作付面積及び收穫において増加しており、八月の政府見積りによれば、穀類收穫總量は九千二百五十萬ないし九千六百五十萬メートル・トンとなつてゐる。同じ報告によれば、小麥の生産高は二千八百萬トンと見積られていたが、これは一九三七年の最高記録四千七百萬トンと對比されるもので、これは全部ソ連の舊國境内における生産高である。この優秀な穀類の收穫に加えて、政府見積りによると砂糖大根、馬鈴薯、茶、棉花、煙草の増産も行われている。

一九四七年における中東全體の穀類生産高は一九四六年より低下した。しかし一九四六年の生産高は高く、戦前の平均を上廻るものであつたことを銘記しなければならぬ。中東における最大の穀物國であり輸出國であるトルコの生産高は五十萬トン以上であつたがこれは一九四六年に比較して約八%の減産であつた。中東の大部分の地域における穀類の不作の原因は、猛烈な蝗害と非常に暖く乾燥した冬が續いたためである。總生産高は戦前の平均を下廻り、一方人口は著しい増加を示したので、近年穀類の純輸出國であつたこの地域も、戦前の一人當り供給高を維持するためには輸入に依存しなければならぬという状態である。

極東における穀類生産の見通しは國によつて非常に異つてゐる。最も穀類の不足している地域であるインドおよびパキスタンでは、米穀作は前年より六%の減産が豫想され、小麥は銹病のため九%の

第3表 戦前平均、1946/47年および1947/48年の主要極東生産國米穀年産高

| | 戦前平均 (1934/35-1938/39年) | 1946/47年 (單位百萬メートル・トン) | 1947/48年(イ) |
|--------|----------------------------|---------------------------|-------------|
| マ (二省) | 7.4 | 3.9 | 4.9 |
| ル (二省) | 50.1 | 47.4 | 48.1 |
| ビ (二省) | 1.7 | 0.8 | 1.4 |
| 中 (二省) | 38.9 | 42.9 | 40.4 |
| イ (二省) | 6.3 | 4.1 | 3.9 |
| イ (二省) | 6.4 | 5.6 | 5.5 |
| 日 (二省) | 11.5 | 11.5 | 11.2 |
| 朝 (二省) | 3.9 | 2.2 (ハ) | 2.7 (ハ) |
| マ (二省) | 0.5 | 0.4 | 0.5 |
| フ (二省) | 0.6 | 0.8 | 0.3 |
| シ (二省) | 2.2 | 2.0 | 2.2 |
| 合 (二省) | 4.4 | 3.7 | 4.2 |
| 計 | 133.9 | 125.3 | 125.3 |

〔註〕(イ) アメリカ政府の接受した報告による豫想数字。
(ロ) ジャワおよびマツラ。
(ハ) 南朝鮮のみ。

アメリカの小麥作は一九四六年より約七百萬トンの増産という新記録を示したが、玉蜀黍は多年來の不作で二千百萬トン方の減収であつた。燕麥は第三番目の重要な穀作であるが、これも減産を示した。小麥、裸麥、大麥、燕麥、玉蜀黍の全生産高は一九四六年に比して約一千八百萬トンの減収であつた。しかし、一九四六―四七年度の穀物輸出水準を維持するためには、飼料の供給を節減すると

減産が見込まれてゐる。他方、中國の穀物生産は昨年よりやや良好で、小麥においては五%の増収、米においては約二%の増収がそれぞれ豫想されてゐる。日本の小麥の作柄は一九四六年の未曾有の不作よりは相當良好であり、大麥についてもいくらかの増収が豫想されるが、米穀の良作に對する當初の豫想は颱風と洪水による被害のため望み薄となり、結局一九四六年の生産と同程度を維持することも難しからう。南朝鮮における多麥は一九四六年より不作であつたが、米と馬鈴薯の作柄は非常に良好である。二大過剰米穀生産國であるビルマとシヤムにおける米作柄は、一九四六年より良好ではあるが、戦前の水準には未だ達していない。今一つの餘剰生産國インドシナの一九四七年における作柄は前年より悪い。フィリピンとマレーではやや良好な米作が豫想されてゐる。第三表は極東諸國における一九四七―四八年度と一九四六―四七年度及び戦前平均の米産比較表である。

結局、極東における食糧生産は一九四七年も前年とはほぼ同様である。しかし人口が引き續き増加しているため、一人當りの生産はおそらく低下するものと考えられる。インドおよびパキスタンでの生産は悪天候だけでなく、國內の紛争によつて一般に悪影響を蒙り、兩國の食糧状態の深刻な悪化を防止するためには非常に多量の輸入が必要となるであらう。

北アメリカの大食糧輸出國は、永年に亘る優秀な作柄のあとをうけて、本年は例年より天候不良によつて禍された。生産は戦前の水準以上ではあつたが、従來のような高い食糧輸出水準を維持するという點については重大な問題をはらむ程の減産を示している。

もに、家畜の飼育をも必然的に制限しなければならぬ。カナダの小麥作は一九四六年に比し約二百萬トンの減産が豫想され、第二義的な穀物の生産も減退した。この結果、國內用の飼料供給を確保するため飼料の輸出を禁止するに至つてゐる。

アメリカの家畜数は戦前の高い水準から次第に低減し、一九四七年一月一日現在の重要家畜類の数は前年より少く、この低減傾向は一九四七年を通じて繼續した。カナダの一般家畜数は減つたが、豚の頭数は増加している。

オーストラリアの一九四七―四八年度小麥作豫想高は、過去二年間の早魃による不作に比べて約二百萬トンの増収が期待されている。アルゼンチンの豫想收穫面積は昨年より一七%方減少している。

また僅かながら、大麥、燕麥、裸麥の收穫面積も減少を見せている。好天候が續いたとしても、玉蜀黍の生産高は、作付面積の減少を相殺する程の増加を期待することは出来ないであらう。南阿連邦は本年若干の穀物増産を期待しているが、しかも國內の需要を充たすに足らない。一般的に言つて、穀物の生産が特に重要性をもつ南半球諸國では本年はやや良好な作柄が豫想されてゐる。

砂糖生産の見通しは良好で、特に主要生産國たるキューバでは、一九四七―四八年度も前年の記録的生産に近い生産が期待される。熱帯地域の主要輸出品の一つである植物油の増産進行状態は餘り香しいものではない。

一九四七―四八年度の世界の生産豫想を簡潔な數字に要約することは困難であるが、しかし、一九四六―四七年度に比べて減産は増産を僅かながら上廻つてゐる模様である。そのうえ、世界の人口が

毎年一千五百萬ないし二千萬ずつ増加している事を計算に入れなければならぬ。さらに生産が地域によつて増加と減少を示している現状、およびこれが世界貿易に及ぼす影響は非常に重大なことであり、特に輸入に強度に依存する國にとつてそうである。これは次の貿易に關する部で詳細に検討することにする。

貿易

一九四六—四七年度の世界のパン用穀類および非パン用穀類の輸出量は合計約二千九百萬トンであつた。もし、パン用穀類の不足している國でその供給量を一九四六—四七年度の普通水準に維持しようとするれば、一九四七—四八年度には食糧として約三千九百萬トンの穀類の輸入が必要であらう。前年度の消費水準を維持するために必要なこの一千萬トンの増加量のうち、八百萬トンはヨーロッパ二百萬トンは極東で必要であり、他の地域では輸入の増加と減少がほぼ相殺關係にある。國際緊急食糧委員會(IEFC)が十月に検討中の穀類の輸出可能量はつぎの如くである(單位、百萬メートルトン)。

アルゼンチン五・六、オーストラリア二・〇、カナダ五・七、アメリカ一三・七、その他二・四、合計二九・四。

このうち、アルゼンチンの輸出量は不確定である。一九四七年の初期におけるアルゼンチンからの積出しは遅れたが、その統計から見ると、一九四七—四八年度は一九四六—四七年度の輸出高を約百萬トン上廻るものと期待されている。しかしながら次季小麦作の減退豫想、ならびに最近の積出し價格および入手上の種々の困難が、今

後も續くものと見られるので、以上の期待は裏切られるかも知れない。一九四六—四七年度の積出量は四百三十萬トンであつたから、五百六十萬トンという豫想は樂觀にすぎるのである。

オーストラリアでは良作が確實に期待されているので、一九四六—四七年度の四百四十萬トンに比較して一九四七—四八年度には二百萬トン以上の輸出が可能となるだろう。カナダの豫想輸出高五百七十萬トンは、一九四六—四七年度の輸出高より二十萬トンだけ少い。小麦作は一九四六年より約二百萬トン少く、國內の飼料不足にかんがみて一九四七—四八年度には非パン用穀類は一切輸出されぬことになつてゐる。

アメリカの輸出豫想高は一千三百七十萬トンであるが、一九四六年の輸出高は一千五百十萬トンであつた。最近アメリカでは國內消費節約を強化する運動が展開されたが、これは昨年の輸出水準を達成せんとする目的によるものである。

一九四六—四七年度における前記四カ國以外の諸國から輸出されたパン用穀類は約百二十萬トンであり、トルコはこの内約五十萬トンを供給した。しかし、トルコは今年には實質的に世界の餘剩穀物輸出餘力に貢献することは期待されない。その原因は本年の不作にある。しかし、ソ連とダニュープ盆地諸國の作柄は比較的に良好である。ソ連にすでにチエコスロヴァキア、デンマーク、フランス、ポランド、イギリス向けに穀類を輸出せんとする通商協定の交渉を行つた。ダニュープ盆地諸國の穀類輸出については現在まで何等の表示もない。「その他」の諸國から二百四十萬トンの輸出が豫想されるというのは、これがソ連および南西ヨーロッパ諸國から輸出さ

れるかも知れぬという事實を認めたものにすぎない。

以上の點から見て、世界の穀物輸出豫想高たる二千九百四十萬トンという數字は、幾多の不確定な點を基礎にしていることが判るであらう。或る國はこの總額の中の分擔額を上廻るであらうし、また或る國は分擔額に充たない場合もあるだろう。しかし、食糧輸入國における食糧不足ということが輸出國ないし潜在輸出國を刺戟して、國內の使用を制限するという實質的な一大努力を行わしめない限り、以上の合計數字を上廻るということはないであらう。

インドとパキスタンの小麦生産高は前年より約七十五萬トン減少し、米産額は二百五十萬トンの減少であつた。この米の減産を輸入米の増加で補い得るか否かは疑問である。また、小麦作の減収により、インドは現在の低い穀物消費水準を維持するだけでも、前年に比較して最低二百萬トンのパン用穀類を輸入しなければならぬ。世界の他のパン用穀物不足國は、概して昨年よりやや少い輸入で現在の消費水準を維持出来るであらう。これら諸國の消費水準は非常に低く、特に極東諸國においてそうである。要約すれば現在の見通しでは、輸入國と輸出國の双方が穀物消費という事に思い切つた變化を加えない限り、パン用および非パン用穀物の輸出可能量は一九四七—四八年度において、一九四六—四七年度に不足國でパンの配給を維持するために必要であつた量より約一千萬トンの不足を見ることとなる。

極東の三大輸出國であるビルマ、シヤム、インドシナからの米輸出量は、一九四七—四八年度には一九四六—四七年度より約五十萬トンの増加が期待されている。世界の他の地域からの輸出も大體同

様であると思われる。しかし極東における不足の増加は前記輸出餘力の増加以上に達しているので、全體的に見れば食糧事情はやや悪化するものと思われる。

一九四七曆年(國際劃當年)の世界における油脂類の輸出可能量は、一九四六年の二百五十萬トンから三百五十萬トンに増加した。主要輸入國の生産もまた一九四六年より高い水準を示した。不幸にして一九四八年は、油脂の輸出餘力の點から言えばより困難な年である。一九四八年度に輸出増加が期待される唯一の重要な源は、オランダ領東インドおよびその近接地域のコブラとヤシ油である。アメリカの生産は家畜の飼料が減少した結果として低下するものと見られ、ヨーロッパにおける生産の減退は一段と大きいであらう。したがつて不足國における供給状態は一九四七—四八年度、特にその後半期において更に困難となるであらう。

穀物と脂肪類以外の食料品の貿易は、多くの諸國における全體の食糧供給事情から見れば大して重要なものではない。不足國の多くは、價格と爲替ならびに供給事情の考慮に制約されて、穀物および脂肪類以外の食料品は購入出来ない。例えば、砂糖の需要と供給は現在の價格で大體均衡がとれているし、一九四八年度の輸出可能量は一九四七年度と殆ど同じ程度的大量、もしくはややそれを上廻るであらう。ココアの輸出可能量は一九四八年度にはやや増加を見るであらうし、豆類や食肉も同様である。しかし食糧不足國は、穀類供給減の相當部分を穀物以外の商品でうめあわすために、その輸入を増加するというわけには行かないのである。

以上は、輸入必要量に對する輸出餘力という觀點から述べたもの

である。現在、大不足國の或るものは、充分な資金源を持たないため、著しく不十分な穀類輸出余力中の彼らの分け前をすら購入することができない有様である。このような事態が永續すれば、食糧の國際的分配を決定する主要因は、榮養上の必要ではなく、外國爲替の情勢だということになるであろう。

消費

今冬期には大抵の食糧不足國の消費水準が低下するものと思われる。特にヨーロッパとアジアの多くの地域においてそうであろう。少くともヨーロッパの大部分の國ではカロリーの攝取量は減少するであろうし、蛋白質及び脂肪、特に動物性脂肪は減少するものと見られる。この食糧供給の追加削減は、主として非農家の人々によつて負擔されなければならないであろう。農家の人々は現在の食糧攝取量を維持する可能性が多い。

食糧輸出國の多くでは現在の平均食糧に大きい変化はないだろうが、配給制度のない國では食糧品の値上りのために低収入者は消費制限を行わねばならないかも知れぬ。ソ連とダニエーニフ盆地諸國のみが、前年の少い配給量を上廻つて、食糧の攝取量の改善を見ている地域である。

一九四七—八農業年度および一九四八—九食糧年度の見通し

作付状況

悪天候は一九四八年の穀物收穫に再び暗影を投じている。世界の少くとも二つの重要地域では、秋の作付が夏の日照り続きの悪影響を受けた。アメリカでは大平原の南中部および南西部に三カ月に亘つて降雨がなく、十一月一日現在の作付面積は普通の同期の四分の三程度であつた。蒔かれた種は發芽しなかつた。もし發育期に天候が變れば比較的良好な作柄が期待されるが、それでも秋まき小麦の記録的な收穫を再び繰り返すという可能性は消滅した譯である。この地域における小麦作は前年の半分程度に低下するものと豫想されるが、これは大體において、アメリカの一九四七—四八年度の小麦の全輸出量に相當するものである。アメリカの北中部の玉蜀黍作に悪影響を及ぼし、カナダの小麦生産を削減した三カ月に亘る夏の日照り続きは、土壤の湿度を低下させ、この結果次の作付にとつて好ましくないものとなつた。これ程に深刻ではないが、同様の状態が中部及び西部ヨーロッパに存在しており、ここでは蒔かれた種は湿度の不足のため發芽しなかつた。

或る地域では國內の紛争により作付面積が減少されよう。インドでは數百萬の作物が土から根こそぎにされ、混亂状態はまた中國、ギリシャその他の地域にも存在する。他方においては、肥料、農作機械類、施設、勞働力の供給といった生産要因は全體的にいくらか改善されて來ている。悪天候は、なるほど農業に必要な右のような供給の改善の効果を削減した。しかし好天候が續くことになれば、以上の要因は生産の上に更に大きい影響を與えることが期待される。

肥料

農業に最も重要な窒素肥料の全供給量は、前年度に比較して一九四七—四八年度には約一七%の増加を見た。これは戦前即ち一九三五年ないし一九三九年の平均水準の一九%増である。しかし、國際緊急食糧委員會に提出された要請必要量は、世界各國への割當量を約三〇%上廻つてゐる。(一)要請國のあるものは必要量以上の量を要求したと思われるが、とにかく、供給と正常な要求量の間に大きい開きがあることは疑いない。要請量が増加した一原因は、戦時中に多數の國で肥料を充分に使用せず、農作法も貧弱であつたものが、戦後における家畜の減少から生じた動物糞の不足、および人口の増加に伴つて農作物に對する需要が増大して來たためである。

一九四七—四八年度の窒素肥料の供給状態は、各地域で種々の度合に改善されている。戦前、世界の窒素肥料の五六%以上を消費したヨーロッパ大陸(ソ連を除く)は、一九四七—四八年度には僅か四二%を消費するに過ぎないであろう。これは前年の四五%より更に低下したことを示している。實際のトン数について言えば、ヨーロッパは、兵器用生産の一部が放出されない限り、前年以上の肥料を入手することは殆どできないであろう。北アメリカにおける消費は、戦前の世界供給量の僅々一四%から一九四六—四七年度には二八%に増加し、一九四七—四八年度には三〇%に増加している。昨年以來窒素の實質的な増産を示した國は、これ以外に南アメリカとイギリスがあるだけである。兵器用窒素が肥料に使用されるために放出されない限り、アフリカおよびアジア諸國への窒素の割當は餘

第4表 1946/47年および1947/48年(イ)の世界の窒素肥料消費

| | (1935-39年) | 1946/47年 (戦前平均に對する%) | 1947/48年(イ) |
|----------------|------------|-------------------------|-------------|
| ヨーロッパ大陸(ソ連を除く) | 100.0 | 80.8 | 81.0 |
| イギリス | 100.0 | 217.0 | 282.0 |
| 北アメリカ | 100.0 | 203.2 | 228.3 |
| 南アメリカ | 100.0 | 175.1 | 192.3 |
| アフリカ | 100.0 | 76.2 | 75.0 |
| アジア(ソ連を除く) | 100.0 | 76.6 | 77.1 |
| 大洋州 | 100.0 | 76.7 | 91.4 |
| 世界合計(ソ連を除く) | 100.0 | 102.0 | 107.8 |
| 世界消費量(窒素) | 2,402.6 | 2,450.0 | 2,590.0 |

[註] (イ) 割當にもとづく。

(ロ) イギリスおよびアメリカの兵器用窒素生産見込み 243,000 トン、ならびにイギリス植民地、保護領、委任統治領への割當 27,000 トン(これは 1947/48 年總割當の約 10%)を除く。

り改善が期待出來ない。窒素肥料の配分は第四表が示す様に明かに幾多の缺點を持つてゐる。

(一) 前年度を上廻る量は實際には少いであらう。なぜならばアメリカおよびイギリスの兵器用窒素がまだ決定的に輸出に振り向けられていないからである。この窒素は大體、三〇%増の半分を占めてゐる。

食糧不足國、とくにヨーロッパ大陸とアジアの諸國における窒素の手持量は戦前より少く、これに反して大量輸出地域の手持量は戦前の二倍以上となつてゐる。現在の窒素肥料の割當に變更を加えることによつて世界の食糧生産の増強は明かに可能となり、船腹の節約も出来るわけである。すなわち三トンの穀物を食糧不足國に送る代りに一トンの窒素肥料を輸送すればいいのであつて、この配分方法によつて戦災國ならびに農業未開國を援助することが出来るのである。

磷酸肥料と加里肥料の供給状態は比較的に良好であるが、地域的には不足しているところもある。その原因は加工工場の能力不足と、輸送能力特に礐石のその不足、通商條件に關する意見の一致が容易に見出されないことにある。

農作機械

或る國では動物および機械による牽引力が未だ充分でない。戦災國においては戦時中に牽引力が極度に低減され、戦後にアンラはこれ等諸國にトラクター二萬三千臺と牛馬二十六萬頭を供與したが、結果においては全牽引力喪失量のうち僅々五%を回復したにすぎないと見られている。これら諸國の牽引力の喪失は戦前合計の約三六%平均となつており、この内にはポーランドおよびウクライナ兩國が含まれてゐるが、兩國の牽引力喪失は約六五%に上つてゐる。このような牽引力の喪失を牛馬やトラクターで補うことは終戦後直ちに着手され、現在好調子で進捗してゐる。例えばチエコスロヴァキアおよびオランダのような國では、牽引力は戦前の水準に近づいて

いるのである。

アメリカおよびカナダのような非戦災國においては、戦前より遙かに多くのトラクターが使用されている。しかし需要がなお供給量を上廻つてゐるのである。アジアおよび中南アメリカの農業開發の遅れている國々では、農作機械の使用を盛ならしめる前にまず農地制度の改革を行い、農業従事者が最新式機械の操作と維持を行い得るよう訓練するとともに、ガソリンおよび機械部品を圓滑に入手できるように分配機構を改善しなければならない。

農作機械の生産は戦後非常に増強された。一九四六年のアメリカ、カナダおよびイギリスにおける生産は一九三八年の二倍となつており、一九四八年度の輸出見通しは、一九四六年および一九四七年より遙かに良好になつてゐる。アメリカおよびイギリスからの車輛式およびキヤタピラー式トラクターの輸出だけでも、戦前の世界全體の輸出高の二倍に達するものと豫想されている。カナダ、チエコスロヴァキア、デンマーク、フランス、ハンガリー、イタリアでの生産は、その程度にこそ差はあるが増強されている。しかしこれだけで輸入國の需要を全面的に充たすには至らない。ここ二、三年間、生産および輸出のこれ以上の増加は恐らく局限される可能性がある。點から考えると、供給ははるかに需要にとまわらないであろう。需要は戦災と世界各地の農業機械化熱によつて一段と強くなつてゐるのである。農作機械類は現在のところ國際割當制によつていないから、生産國や戦前の主要輸入國は、全生産中の比較にならぬ程大きい分け前を受取る可能性がある。

殺虫劑

人間が消費する食糧に悪影響を與える要素の中に害虫、齧齒類動物、菌性病および雑草による喰込みがある。これらの被害の正確な數字は大部分の國では得られないが、現在の統計では、右による世界の食糧喪失量は大きい數字に上つており、各種農地作物の十%に達すると思われ、これらの被害を少くするため西半球諸國では大なる努力を拂つており、殺虫劑の生産は過去十年に亘つて急速かつ進歩的に増強されて來てゐる。

戦前、ドイツはヨーロッパにおける主要な殺虫劑の供給國であり、日本は極東における重要な源泉であつた。戦災國における殺虫劑および類似品の生産低減と、ドイツ、イタリア、日本における化學工業能力の削減により、これ等殺虫劑の世界供給量は著しい不足を來すに至つた。この不足を補うため生産の移動が行われ、例えば除虫菊の生産は日本からブラジル、ベルギー領コンゴおよびケニアに移されたのであつた。しかしながら、一九四六年には消費需要量に供給量を上廻つており、一方、多くの場合殺虫劑の供給量はまだ戦前の水準に達してゐない。しかし、DDTは殺虫劑の需要を次第に充たすようになつており、一九四八―四九年度の供給状態は良好と思われ、殺虫要素を含んでゐる植物の球根は現在大體において需要量を充たしてあり、除虫菊も目先の需要には應ずることが出来ると思われ、大規模に生産される鹽化ベンゼン、亜砒酸、硫酸銅、硫黄等は現在一般に供給量が少く、兩三年はこの状態が續くと思われる。しかし硫黄の供給量だけは、一九四八年の需要を充たし

得ると信じられてゐる。

種子

一九四六―四七年の酷寒と、夏期の旱魃の結果として、採種用作物もまた被害を蒙つた。北西ヨーロッパの冷害は、根菜作物の種子の生産及び貯藏中の種馬鈴薯に特に悪影響を與えた。砂糖大根の種子の減産により一九四八年の作付面積は縮少されることが豫想され、おそらく昨年の一五%となるだろう。飼料用植物の種子も大體において不足してゐる。ただし、この内では、さきうまごやしだけはカナダとアメリカに多く、これは輸出可能である。大麻、亜麻、ひまわり、けしの種子は多くの國の需要を充たすに充分であるが、菜種と纖維亞麻は需要を充たすに足りない。改良種の穀物種子はポーランドおよび中東諸國の如き國で不足してゐる状態である。

家畜

前述のようにヨーロッパにおいては、一九四八―四九年度の前期に家畜の数が現在の水準より低下するといふことは今や明白な事實であり、この結果食肉の生産は現在の水準より低落し、また乳牛および乳羊の頭数も減少することが豫想される。豚、牛馬、羊の頭数を増加させるためには牧草の改良と飼料増産が必要なのであるが、この點から見ると著しい増産は、まず一九四九年の春まで考えられない状態である。かりに、ヨーロッパにおける戦後の穀物作が平均以上の良作であつても、穀物を消費する家畜の大増産を計畫す

ることは政府として賢明な方策ではない。穀物の手持ち高が増加して饑餓の脅威が取り除かれるまでは、家畜の大増産を考慮するわけには行かない。

主要食肉輸出国たるアルゼンチン、カナダ、ニュー・ジブラントでは豚の頭数は増加の一途を辿っており、その他の家畜の數も、より遅い率ながら増加を示している。しかし、カナダの家畜類の増産はヨーロッパへの飼料輸出を犠牲にして行われているものであり、一方アメリカの豚、牛馬、羊の數は今後やや低落するものと豫想される。他の家畜生産国では、事情こそそれぞれ異つてはいるが、現在の生産状態を變更するものとは考えられず、したがつて家畜の數は昨年よりやや減少するものと豫想される。

農業労働力

世界の大部分に亘つて農業労働力は一般に豊富であるが、ヨーロッパと北アメリカは不足を告げている。これらの地域では、戦争の結果多數の優秀な農業従事者が工業に轉換し、比較にならないほど多數の婦人、子供、老人が農耕に従わざるを得なくなつた。この状態が逆轉するという可能性は今のところ考えられない。というのは産業、通商の復興がますます推進されるものと豫想されるからである。労働力の不足を補うためイギリス、フランス、ソ連のような國では現在でも多數のドイツ人捕虜を使役しており、チェコスロヴァキア、イギリス、フランスはイタリアの労働力や流民を移入している。現在ヨーロッパで餘剰労働力を持つている國はイタリアとドイツだけである。アメリカも他の隣接國から農業労働力を移入している。

るのである。

一九四八年度の作物の植付けと收穫のために、多くのヨーロッパ諸國は引き続き農業に對して自發的、或いは強制的な労働力の募集を行い、外國人労働力の範圍を擴大し、さらに賃金の値上げと社會保險制度によつて労働力の吸収につとめるであろう。

生産および食糧供給の見通し摘要

農業生産をその供給面から見れば、終戦以來その供給に進歩のあとかうかがわれる。なるほど一九四五—四六年度の食糧生産増加は一九四七年には繰り返されなかつたが、これは世界の廣範圍に亘つて悪天候が禍したためであり、一九四七—四八年度に普通の天候が續けば世界食糧生産における戦後の復活が期待出来るわけである。しかし、天候は不確實な要素であり、もし再び不作の年が到来することになれば、現在の手持食糧では到底この危機を切り抜けることは出来ない。

(一) 本部門におけるFAOの關係刊行物は次のとおりである。一九四六年七月「世界食糧調査」、一九四七年三月「小麦」、一九四七年八月FAO會議「肥料評論」、一九四八年七月FAO會議「農業労働力と農作機械評論」、一九四七年七月FAO會議「農業殺蟲劑評論」、一九四七年九月國際連合總會に提出された「世界穀物その他食糧不足緩和方策」。

北アメリカとヨーロッパにおける冬作物の播種期である一九四七年の秋に早天が續いたことは、たしかに新生産年度にとつて不吉な出發であつた。しかしながら冬季とその後の發育期に好天が續く

ならば、少くとも部分的にはこれは相殺されるであろう。ヨーロッパの家畜の減産は、土壤の多産性と收穫高に悪影響を及ぼすであろう。しかし、一九四八—四九年度の世界食糧生産は前年度よりはるかに増加すると見るのが至當であり、好天候に恵まれる場合、ヨーロッパとインドにおける食糧生産は前年度と比較して増加するであろう。ヨーロッパとインドとは現在世界の二大食糧不足國であるが、兩國で増産が實現されれば、輸出食糧の上に加えられる現在の壓力は或る程度取り除かれるわけである。

自由貿易は生産の最高度への増強を實現し、世界食糧の利用と分配を効果あらしめるといふ點で緊要である。幸い、制限的な相互的取極め、通貨ないしクレジットの不足、輸送能力の不足、および通商交渉や許可に對する厄介な制度と言つたような障害物の或るものが除去されるであろうと期待すべき理由はある。國際貿易機構の事業、戦前に世界貿易の八〇%を支配した十八貿易國家間の多角的協定の成立、ヨーロッパ經濟協力會議の計畫、ヨーロッパ復興計畫の實施、更に最近創設された世界食糧委員會、國際通貨基金、國際復興開發銀行の努力、——こつ言つたものはなるほど二三年中はその活動を制約されるかも知れないが、何らかの効果を實現するものと期待されている。一九四八—四九年度における世界各地の食糧供給水準をここで豫告するのは時期尚早であるが、一般的に改善を見るであろうことは考えられる。しかしかりに好天候に恵まれたとしても、多くの國では一人當りの食糧供給量は戦前の水準よりは依然低く、米、パン用穀物、脂肪、食用油その他の主食品の輸出量が到底輸入必要量に達しないことは殆んど確定的である。したがつ

て國內食料品の統制と、食糧の割當についての國際的協力の必要は依然として續くであろう。

第二章 ヨーロッパ石炭情勢

戦前ヨーロッパは世界石炭生産高の五〇%以上を占めていた。一九三八年のヨーロッパ石炭生産高は、ソ連を除いて(一)、五億七千百万トンに達した(二)。ヨーロッパは傳統的に石炭については自給しており、普通は純輸出者でもある。すなわち、一九三五年ないし一九三八年の平均純輸出量は年約一千七百万トンに達していた。

炭鑛事業はヨーロッパ産業経済の基礎であり、一九三五年ないし一九三八年の期間においてヨーロッパの産業国で消費されたエネルギーの五分の四以上は石炭によるものであつた(三)。しかしながら平時にあつては、石炭の供給は産業の發達に制約を加える要因ではなかつた。ところが、一方において終戦後の石炭生産の減退と、ヨーロッパ諸國間の石炭貿易の著しい低減により、他方には復興の進捗に伴う石炭需要の増大によつて、需要と供給の關係に大きい開きが出来た。その結果、ヨーロッパはアメリカから多量の石炭を輸入する必要に迫られた。戦後における石炭不足はヨーロッパ再建の重大な障害となつてゐる。

終戦後、ヨーロッパの炭鑛は國有化され、或は嚴重な政府統制の下に置かれるようになった。石炭の消費は嚴重な優先配給制度を含む種々の方法で統制されているわけである。

- (一) 特に明示しない限り、本章でヨーロッパと呼ぶ場合はソ連を含んでいない。これは報告が缺如しているためである。
- (二) すべて資料は實數量で示す。特に明示しない限り、本章

低下を見るに至つた。

(二) 戦争の最後の段階で、多数の國の炭鑛は或いは浸水し、或いは損害を蒙つた。しかして、炭鑛の復興は戦後の初期において非常な長時日を要した。

一九四五年後半期におけるヨーロッパの硬質炭生産は非常に低い水準にあり、一九三八年の約六〇%、多くのヨーロッパ諸國ではその生産は一九三八年の水準の五〇%以下であつた。一九四六年および一九四七年にはこれが著しく改善された。増産の原因として数えられるものは石炭生産および資材に対する優先割當制で、この内には労働力の増加および坑夫の生活状態の改善に關する諸方策が含まれてゐる。次表は一九三五年ないし一九三八年の四か年間の硬質炭平均年産と、一九四六年および一九四七年の生産とを比較したものである。

第5表 戦前平均、1946年、47年のヨーロッパの硬質炭年産高

| | 戦前 (1935-38年) | 1946年 (單位百万メートルトン) | 1947年(イ) | 1947年の戦前 に対する% |
|------------|------------------|-----------------------|----------|-------------------|
| 主要生産および輸出國 | | | | |
| イギリス | 233.2 | 193.1 | 199.7 | 86 |
| ポーランド(ロ) | 60.9 | 47.3 | 58.9 | 97 |
| ドイツ(ロ) | 136.0 | 63.2 | 84.1 | 62 |
| 合計 | 430.1 | 303.6 | 342.7 | 80 |
| 其他主要生産國 | | | | |
| フランス | 45.6 | 47.2 | 46.5 | 102 |
| ベルギー | 28.5 | 22.8 | 23.6 | 83 |
| チエコスロヴァキア | 13.3 | 15.2 | 15.8 | 119 |
| オランダ | 13.1 | 8.3 | 10.2 | 78 |
| 合計 | 100.5 | 93.5 | 96.1 | 96 |
| 其他(ハ) | 9.3 | 11.7 | 15.1 | 162 |
| ソ連 | 127.3 | .. (ニ) | .. (ニ) | .. (ニ) |
| 合計: | | | | |
| ソ連を含む | 667.2 | .. | .. | .. |
| ソ連を含まず | 539.9 | 411.8 | 453.9 | 84 |

[註] 出所: "國際連盟統計年鑑" 1939-40年版, ヨーロッパ石炭機構 "石炭統計月報", 國際連合 "統計月報", その他の統計書。

.. 資料入手不能。

(イ) 實際生産高と、最近の實際生産高を基礎とした最後の二、三カ月の推定を合計したもの。

(ロ) 戦後の國境內。

(ハ) 次の諸國における、1935-1938年平均年産(單位百万トン)をふくむ。オーストリア0.2, ブルガリア0.1, ギリシャ0.1, ハンガリー0.9, イタリア(イストリア石炭生産を除く)0.9, ノルウェー0.7, ポルトガル0.2, ルーマニア0.3, スペイン4.6, スウェーデン0.3, ユーゴスラヴィア(イストリア石炭生産を含む)1.0。スイスは戦前は石炭の生産なく、戦後の數字には含まれてゐる。すなわち1946年は0.1で1947年は0.03。スペインを除くこれら諸國の生産總量は、1935-38年には平均年産470萬トン、1946年には400萬トン、1947年には470萬トンであつた。

(ニ) 數字は不明だが、生産は戦前水準を上廻つたと言われる。

というトン数はメートル・トンである。

(三) ヨーロッパ經濟協力委員會の報告を基礎とする。同報告によれば、一九三五年から一九三八年までに参加十六カ國および西ドイツが消費したエネルギーの八二%は石炭によるものであり、アメリカの場合にはこれが五四%であつた。戦前の一人當りのエネルギー消費量は國によつて異なり、産業國における消費量は農業中心國の五倍となつてゐる。

石炭の生産

ヨーロッパの炭鑛の戦災は比較的僅少であつたが、戦後の生産が低下した原因は種々ある。すなわち、

- (イ) 戦時中、特にドイツ占領國の炭鑛は、戦争の必要から過度の採炭が行われ、採炭方法は將來の供給を無視してゐたこと。戦時中全ヨーロッパの石炭生産は全能力で行われていた。
- (ロ) 機械類を維持し、取り換へることが出来なかつたため、現在ものは總じて消耗しており、大部分のものはすでに使用に堪えない。

(ハ) 戦前の炭鑛労働力は、坑夫の軍隊への召集または敵側により炭鑛から強制收容所へ移され奴隸的労働に従事せしめられたこと、戦争による人口の移動等によつて極度に減少した。戦争中、ドイツは外國人労働力を使役することによつて、國內炭鑛の労働者數を増加すると共に占領國の炭鑛の運営を行う事に成功したが、戦後これらの労働者は炭鑛を去つてしまつた。これと同時に、戦争による疲勞と食糧不足と熟練坑夫の減少とによつて、坑夫の生産力は著しい

一九四七年のヨーロッパ硬質炭生産高は、ソ連を除いて戦前生産高の約八四%と豫想されている。ポーランド(戦後の国境内)は戦前の水準に接近しており、フランスおよびチェコスロヴァキア兩國は既に戦前水準を超過している。しかし、二大石炭生産、輸出國であるイギリスとドイツ(戦後の国境内)の生産は戦前よりはるかに少く、イギリスは戦前水準の八五%、ドイツは約六〇%となつていゝる。一九四七年度における兩國の生産高は、一九三五年ないし一九三八年の平均年産より八千五百萬トンだけ少い。ベルギーおよびオランダの生産高は戦前水準のそれぞれ八三%、七八%であつた。スペインを除いた小石炭生産國の生産高は一九四七年度に戦前の水準に達している。自國の經濟にとつてはこれらの國の石炭生産はなるほど重要なものであるに相違ないが、これによつて一般のヨーロッパ石炭情勢に好影響を與えるといふことは出来ない。

一九四七年度のヨーロッパの亞炭および褐炭全生産高は戦前の水準に達した。多くの國の生産は戦前の水準より高く、ただオーストリア、ポーランド、ユーゴスラヴィアの三國が遅れている。亞炭および褐炭は、産業化の遅れている石炭輸入國では硬質炭の代用品として重要であるが、冶金用コークス炭を含む硬質炭の不足を充分に補うというわけには行かない。亞炭および褐炭が大量に生産されてゐるのはドイツとチェコスロヴァキアのみで、その上にこの兩國は硬質炭では自給状態にある。したがつて、亞炭および褐炭は家庭、火力發電所、化學製品特に合成石油、合成ゴムを生産に振り向けられてゐる。第六表は亞炭および褐炭の比較生産表である。

第6表 戦前平均、1946年、47年のヨーロッパの亞炭および褐炭年産高

| | 戦前 (1935-38年) | 1946年 (單位百萬メートル・トン) | 1947年(イ) | 1947年の戦前 に對する% |
|-----------|------------------|------------------------|----------|-------------------|
| ドイツ(ロ) | 165.0 | 160.2 | 158.3 | 96 |
| チェコスロヴァキア | 15.5 | 19.5 | 22.2 | 143 |
| ハンガリー | 7.5 | 5.6 | 7.2 | 96 |
| ポーランド(ロ) | 7.0 | .. | 4.5 | 64 |
| ユーゴスラヴィア | 4.5 | .. | 3.1 | 69 |
| オーストリア | 3.2 | 2.4 | 2.7 | 84 |
| ルーマニア | 1.8 | .. | 2.4 | 133 |
| ブルガリア | 1.7 | 3.4 | 3.9 | 229 |
| フランス | 1.0 | 2.1 | 2.2 | 220 |
| イタリア | 0.9 | .. | 1.6 | 178 |
| 其他(ハ) | 0.4 | 0.9 | 0.8 | 200 |
| 合計(ニ) | 208.5 | .. | 208.9 | 100 |

[註] 出所：“國際連盟統計年鑑”1939-1940年版、國際連合“統計月報”およびその他の統計書。
 .. 資料入手不能。
 (イ) 實際生産高は、最近の實際生産高にもとづく最後の二、三カ月の見積生産高を加えたもの。
 (ロ) 戦後の國境内。
 (ハ) 次の諸國における1935-38年平均年産高(單位百萬トン)をふくむ。ギリシヤ0.1, オランダ0.1, ポルトガル0.02, スペイン0.2。
 (ニ) ソ連をふくまない。

石炭の輸出入(一)

ヨーロッパにおける石炭資源の分布状態は不均衡であるため、産業化された數カ國を含む大多數の國は、自國で使用する石炭はこれを大部分輸入に仰がねばならない。戦前、イギリス、ドイツ、ポーランドの三國はヨーロッパ全石炭生産量の八〇%を生産し、ヨーロッパ諸國の全輸出量の九五%以上を占めていた。

石炭生産の減退と國境の變化によつて、ドイツの石炭輸出餘力は著しく減少した。戦前シレジア地方炭嶺から西ドイツに供給された石炭は年六百十萬トンに達し、したがつて西ドイツからの外國への輸出量が増加してゐたわけである。戦後の石炭輸出量は前記の原因によつて悪影響をこうむり、またドイツの國內産業の活動低下によつても悪影響を受けてゐる。また、イギリスの石炭減産により同國からヨーロッパ諸國への輸入は完全に停止された。これと同時に、ヨーロッパ諸國は國內の減産にともない石炭の輸出量を減じてゐる。

(一) この論文は硬質炭の貿易に局限した。というのは、これに關しては亞炭および褐炭は重要な地位を占めていないからである。

(二) ヨーロッパ經濟協力委員會の報告による。

石炭の輸出餘力を持つてゐたヨーロッパ五カ國からの石炭の純輸出總額(第七表参照)は、一九四六年および一九四七年には戦前水準の四〇%であつた。一九四七年にはイギリスは約百萬トンの石炭を海外屬領およびアイルランドに輸出したが、ヨーロッパ大陸への

輸出はこれを停止し、しかも逆に七十萬トンを輸入してゐる。戦後の國境内のドイツからの輸出は戦前の水準より約四〇%減少した。ポーランドは一九四七年に二千四百五十萬トンを輸出したが、これは戦後の國境内地域から輸出されたもので、戦前水準の一五〇%以上に相當する。しかしこの輸出量では、イギリスとドイツの輸出減退によつて生じた五千八百萬トンのギャップを埋めることは出来ない。ポーランドの輸出はソ連を含む中部および東ヨーロッパ諸國ならびに西ヨーロッパ諸國によつて吸収されてゐる。戦前、ソ連とチェコスロヴァキアは石炭輸出國であつたが、現在は石炭の純輸入國になつてゐる。一九四七年度におけるヨーロッパの石炭輸入國の純輸入總額は、結局、戦前水準の九〇%になり、ソ連を除いた場合には戦前水準の約八〇%になるであらう。石炭輸入の分布状態は戦前と異り、戦前殆んど自給自足状態にあつたベルギーは、一九四七年には約三百萬トンを、オランダは約三百四十萬トン、すなわち、戦前輸入の一四二%を輸入し、同年のオーストリアの輸入は戦前の水準に達した。しかし、フランス、ルクセンブルグ、ノルウェー、スウェーデン、スイスの輸入高は戦前の平均の六〇%から七五%となつてゐる。イタリアおよびデンマークの輸入は戦前の八〇%以上であり、同年のその他ヨーロッパ諸國の輸入量は戦前の約五〇%に達した(第七表参照)。

ここにあげた數字の輸入量は、アメリカからヨーロッパへの大きな石炭輸出によつて可能となつたものである。ヨーロッパのアメリカからの輸入石炭は一九四五年には五百九十萬トン、一九四六年には一千七百萬トンに上つた。しかし一九四七年の前半期には、す

国際連合“統計月報”；ヨーロッパ経済委員会“工業および原料委員会報告書”
(文書E/ECE/IM/2. Rev.1)；“ヨーロッパ経済協力委員会報告書”および各種の
各国統計刊行物。

- 一 なし。
- (イ) 輸出入の資料は、硬質炭、コークス、その他少量の人工固體燃料、亞炭および
褐炭を含む。
- (ロ) 全年にわたつての公式な数字はないので、ここに掲げられた数字は判明してい
る限りの純輸出入量に、最近月の實際の資料にもとづいて計算した最近数カ月の
概数を加算して算出したものである。
- (ハ) ヨーロッパ以外の諸國への輸出を含む。これは1946年に200萬トン、1947年
に200萬トン以下であつた。ヨーロッパ以外の國とはフランスおよびイギリス海
外領土である。
- (ニ) 戦後の國境内。戦後の輸出額と比較するためには、戦前にシレジア炭礦から西
ドイツへ供給されていた610萬トンをポーランドの輸出高に加え、ドイツのそれ
から除かねばならない。
- (ホ) アメリカからの輸入を含む。1946年には1700萬トン、1947年には3000萬ト
ン以上であつた。
- (ヘ) 次の諸國を含む。ブルガリア、フィンランド、ギリシヤ、ハンガリー、アイスラ
ンド、アイルランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、ユーゴスラヴィア。
- (ト) ポーランドからの輸入。1947年の数字は概算。

第8表 戦前平均、1946年、47年のヨーロッパ硬質炭年供給高(イ)

| | 戦前 (1935-38年) | 1946年 (單位百万メートル・トン) | 1947年 | 1947年の戦前 に対する% |
|------------|------------------|------------------------|-------|-------------------|
| 主要生産輸出國 | | | | |
| イギリス | 192.3 | 188.5 | 199.4 | 101 |
| ポーランド | 44.8 | 32.0 | 34.4 | 77 |
| ドイツ | 107.9 | 50.5 | 73.1 | 68 |
| 合計 | 345.0 | 271.0 | 306.9 | 89 |
| その他重要生産國 | | | | |
| フランス | 68.3 | 57.2 | 62.2 | 91 |
| ベルギー | 28.6 | 25.0 | 26.6 | 93 |
| オランダ | 15.5 | 11.1 | 13.6 | 88 |
| チェコスロヴァキア | 10.7 | 14.8 | 16.3 | 152 |
| 合計 | 123.1 | 108.1 | 118.7 | 96 |
| その他 | 56.1 | 48.1 | 49.3 | 88 |
| ソ連 | 125.8 | .. | .. | .. |
| 合計(ソ連を含む) | 650.0 | .. | .. | .. |
| 合計(ソ連を含まず) | 524.2 | 427.2 | 474.9 | 91 |

[註] 出所：第5表、第7表参照。

.. 資料入手不能。

(イ) 国内生産量に純輸入を加算、または純輸出を差引いたもの；したがつてストツ
クの変化、山元における消費および浪費を含まない。

で一千六百五十萬トンとなつてい
る。一九四七年度のアメリカからの全
輸入量は實質的に三千萬トンを超過す
るものと考えられる。西ヨーロッパの
産業國はアメリカ石炭の主要輸入國で
ある。現在の一トン當り代金(CIF)
は平均二十ドルであるため、アメリカ
からの石炭の大量輸入はこれによつ
て、もともと制限されている手持ちの
ドル資源へ重い負擔を負わされている
わけである。

国内生産および輸入により得られる
ヨーロッパの石炭量は、一九四七年に
は戦前の量の約九〇%に達するものと
豫想される。數カ國では国内石炭の生
産は全然なく、またあつたとしても小
規模なもので、これらの國では一九四
七年の石炭供給量は戦前の九〇%以下
であつた。一九四七年において戦前の
水準を超過した國はイギリスとチェコ
スロヴァキアで、前者は一九三五年な
いし一九三八年の平均の一〇四%であ
り、後者は一五二%であつた。詳細は
第八表に示してある。

第7表 戦前平均、1946年、47年(イ)のヨーロッパ石炭純輸出入高

| | 戦前 (1935-38年) | 1946年 (單位百万メートル・トン) | 1947年(ロ) | 1947年の戦前 に対する% |
|-----------------|------------------|------------------------|----------|-------------------|
| 純輸出高(ハ) | | | | |
| イギリス | 40.9 | 4.6 | 0.3 | 1 |
| ポーランド(ニ) | 16.1 | 15.3 | 24.5 | 152 |
| ドイツ(ニ) | 28.1 | 12.7 | 11.0 | 39 |
| チェコスロヴァキア | 2.6 | 0.4 | — | — |
| ソ連 | 1.5 | — | — | — |
| 合計(ソ連を含む) | 89.2 | 33.0 | 35.8 | 40 |
| 合計(ソ連を含まず) | 87.7 | 33.0 | 35.8 | 41 |
| 純輸入高(ホ) | | | | |
| フランス | 22.7 | 10.0 | 15.7 | 69 |
| ベルギー | 0.1 | 2.2 | 3.0 | 3000 |
| オランダ | 2.4 | 2.8 | 3.4 | 142 |
| チェコスロヴァキア | — | — | 0.5 | — |
| オーストリア | 3.3 | 2.4 | 3.3 | 100 |
| デンマーク | 5.7 | 3.8 | 4.6 | 81 |
| イタリア | 12.2 | 5.8 | 10.6 | 87 |
| ルクセンブルグ | 3.1 | 1.8 | 2.2 | 71 |
| ノルウェー | 2.8 | 1.8 | 2.1 | 75 |
| スウェーデン | 7.8 | 3.6 | 5.1 | 66 |
| スイス | 3.3 | 1.5 | 2.0 | 61 |
| その他(ヘ) | 8.6 | 3.7 | 4.3 | 50 |
| ソ連(ト) | — | 9.0 | 10.0 | — |
| 合計(ソ連を含む) | 72.0 | 48.4 | 66.8 | 93 |
| 合計(ソ連を含まず) | 72.0 | 39.4 | 56.8 | 79 |
| 純貿易額(輸出-輸入)(ハニ) | | | | |
| 合計(ソ連を含む) | -17.2 | +15.4 | +31.0 | |
| 合計(ソ連を含まず) | -15.7 | +6.4 | +21.0 | |

[註] 出所：“國際連盟統計年鑑”1939-40年；ヨーロッパ石炭機構“石炭統計月報”；

ヨーロッパの石炭危機を打開する二大方策は、(一)ヨーロッパにルールおよびアーヘン地域、ポーランド、およびイギリスの石炭生産を増強し、需要と供給との均衡を回復すること(二)、および、過渡的再建期中アメリカから石炭を輸入することである。

(一) 輸出に當て得べき数量は、國內需要が増産分を吸収しない限度まで増加しうるであらう。

冶金用コークスの不足

冶金用コークスの不足はヨーロッパの再建に最も深刻な障害を與えている。というのは、この不足のため西ヨーロッパ産業國の鋼鐵および窒素肥料の生産が遅れているのである。それにもなう鋼鐵の不足は、これらの諸國の機械工業を阻害し、一方工業化のやや遅れているヨーロッパの多くの國は、前記工業國から必要な機械類の供給を受けることを期待しているのである。

西ヨーロッパ諸國の戦前におけるコークスの需要は、大體においてイギリス、ドイツおよび、小規模ではあるが、ベルギーからの輸入で賄われていた。一九三八年のフランスのコークス輸入量は二百十萬トンであり、ルクセンブルグは二百萬トン、スウェーデンは百九十萬トン、デンマークは百四十萬トン、スイスは九十萬トン、ノルウェーは七十萬トン、オーストリアは七十萬トンとなつていた。しかるに終戦後、イギリスからの輸出は消滅し、ドイツ(一)からの輸出もまた減退した。これは他のヨーロッパ供給源——ポーランドからの少量の冶金用コークス用炭を例外とし——からの輸出によつて相殺することはできなかつた。アメリカのヨーロッパ向石炭輸出中

に占める冶金用コークス炭の割合はきわめて少かつた。しかし冶金用コークス炭の供給が増加すれば、今度はコークス爐の能力不足が、戦前冶金用コークスを輸入していた多くの諸國では、制約的要因となるであらう。現在遊休状態にあるコークス爐はドイツとイタリアにあるだけである。

フランスとルクセンブルグは一九四八年に鋼鐵の生産増強を計畫しているが、これにより兩國は戦前より遙かに大量の冶金用コークス炭の輸入を必要としている。すなわちフランスは、一九四八年には、七百八十萬トンを必要としている(一九三八年の必要量は二百十萬トン、一九四七年には二百二十萬トンであつた)。またルクセンブルグは、一九四八年に三百八十萬トンを必要としている(一九三八年には二百萬トン、一九四七年には百八十萬トンであつた)。その他の國における計畫輸入量は戦前の輸入量と同じ程度である。

ヨーロッパ石炭機構およびヨーロッパ經濟委員會は、この問題を検討するに當り、アメリカからの輸入増加および遊休コークス爐の利用法を考慮している。入手可能なコークス用炭およびコークスの消費節約、鋼鐵生産以外への使用、ならびに製鋼等における冶金用コークスの使用を、良質の鐵礬石、屑鋼の割合増加等によつて節約する問題もこれらの機關によつて考慮されたのである。

(一) 最後のドイツからの硬質コークス輸出餘分はまた、國境線の變更および工業活動の水準によつて影響されている。

今後の復興への障害

ヨーロッパの石炭生産の復興に對する障害の多くは、ヨーロッパ

(二) 採炭に従事している労働者の數と生産力を増強する必要、である。

労働力の供給および生産力

終戦以來ヨーロッパの各國は熟練坑夫の不足に直面しており、この不足は戦前、移民によつて炭鑛労働者の數を維持していた國において特に深刻である。フランスとベルギーは戦後、この問題に對處するためドイツ捕虜を炭鑛で強制使役した。ドイツにおける事態は深刻であるが、それは、多數のドイツ人坑夫が現在未だ捕虜として他國で働いているためである。

諸國の戦前の炭鑛業そのものに根源をもつている。ヨーロッパの埋藏石炭は採掘に比較的多くの經費を要した。それは多くの炭田の炭層が不規則で、深所にあり、かつ薄く、そして、掘りやすい炭田は今日までにすでに掘りつくされているためである。數カ國においては、多數の炭鑛の作業費は石炭の時價を上廻るといふ状態であり、この種の炭鑛は政府の助成金および獨占的方法で操業を行つていたのであつた。

ヨーロッパの石炭生産復興を阻害している戦後の二つの大きい問題は、

(一) 鑛山用機械類が必要とされているが、現在この種の機械類は全世界に亘つて不足を告げていること、

第9表 ヨーロッパ特定國の硬質炭鑛の雇用、生産および一人當り生産指数 (1935—38年の月平均=100)

| 國 | 1946年 | | 1947年 | | 1948年(計) | | 1946年 | | 1947年 | | 1948年(計) | |
|-------------|-------|-----|-------|-----|----------|-----|-------|----|-------|----|----------|----|
| | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 | 7月 |
| イギリス | 89 | 92 | 92 | 95 | 95 | 95 | 86 | 91 | 91 | 95 | 95 | 95 |
| ポーランド | 119 | 129 | 129 | 158 | 158 | 158 | 88 | 72 | 72 | 76 | 76 | 76 |
| ドイツ(イギリス地帯) | 75 | 90 | 90 | 123 | 123 | 123 | 54 | 56 | 56 | 49 | 49 | 49 |
| ドイツ(フランス地帯) | 67 | 89 | 89 | .. | .. | .. | 73 | 87 | 87 | .. | .. | .. |
| フランス | 140 | 143 | 143 | 145 | 145 | 145 | 70 | 68 | 68 | 74 | 74 | 74 |
| ベルギー | 112 | 118 | 118 | 149 | 149 | 149 | 53 | 73 | 73 | 58 | 58 | 58 |
| オランダ | 117 | 127 | 127 | .. | .. | .. | 53 | 57 | 57 | .. | .. | .. |
| チェコスロバキア | 126 | 143 | 143 | 155 | 155 | 155 | 73 | 78 | 78 | 80 | 80 | 80 |

【註】 出所：ヨーロッパ石炭機構の“石炭統計月報”；ヨーロッパ經濟委員會の1948年雇用豫想報告，“工業および原料委員會に對する報告”(國際連合文書 E/ROCM/IM/2, Rev.1); 1948年生産豫想は第5表より。

資料入手不能。

(イ) 1948年指數は、1948年計畫雇用生産豫想に示された一人當り生産を基礎として算定されたもの。しかし一人當り操業數は1947年7月と同一と假定した。

一九四七年における炭鑛業の雇用状態は、イギリスとドイツを除けば各國とも戦前の水準を凌駕した。イギリスとドイツの雇用状況は戦前の水準よりはるかに低下した。大抵の國は一九四八年に鑛山労働力の増強を計畫している。しかしイギリスとフランスの増強計畫は小規模なものであり、特にイギリスでの雇用状況は戦前の水準をはるかに下廻るものと思われる。ポーランドはフランスとドイツから多數の炭坑夫が歸國するものと期待している。捕虜や外國人労働者の入れ代えをしなければならぬ國では、イタリア人労働者や流民の大規模な移入を計畫しており、フランスとベルギーは既にこれに關してイタリアと協定を締結している。しかしながらこれ等の新しいしかも大部分未訓練の労働力は、現在でさへ平均して低い生産力を更に低下させることになるであらう。

開放直後における労働者の生産力は、大抵の國では戦前の水準の五〇%以上に達しなかつた。しかし、鑛山操業の徐々ながら堅實な改善と、坑夫の生活状態改善のためにとられた種々の方策の結果、生産力は各國では一九四七年七月までに戦前水準の六五%ないし七八%に達するに至り、特にイギリスでは九一%に上昇した。しかし、ドイツ鑛山における労働者の生産力は、一九四七年七月には未だ戦前水準の五六%であり、一九四六年の水準と殆んど變化がない。高率の缺勤と老齡坑夫の割合が高いために、労働生産力は悪影響を蒙っている。かくて、一九四八年の生産及び雇用目標が樹てられても、ドイツおよびベルギーを除けば、生産力の増強に大きい効果をもたらすものとは考えられないのである。各國は坑夫の仕事および生活状態に特別の注意を拂つてゐる。こ

れら労働者に對しては絶えず色々な特權が與えられ、また數カ國では新しい坑夫を獲得するために特別の報償方法が樹てられて来た。ヨーロッパ石炭機構(一)、國際労働機構の炭鑛委員會(二)、および世界労働組合連盟(三)、はこの問題を検討し、事態を改善するためいくつかの勧告を行つて来た。炭坑夫の労働條件、特に食糧や住宅に關してさらに改善を行うことは、生産力の向上を圖り、新しい坑夫の獲得を容易ならしめる上に必要のようである。多くの國では、石炭の生産量は坑夫への食糧供給事情によつて變化する傾向にあると言われ、特にポーランドの如き一般生活水準の低い國ではそうである。これとやや同じ様な状態がルールおよびアーヘン地域にも存在する。

- (一) ヨーロッパ石炭委員會の「石炭生産報告」(一九四七年六月十九日M.C.一〇六)参照。
- (二) 國際労働機構炭鑛委員會第二回會合の「一般報告」(一九四七年ジュネーヴ)参照。
- (三) 世界労働組合連盟の「全世界の炭鑛業事情報告」(一九四七年一月六日—八日パリ)参照。

施設

ヨーロッパの石炭生産國は炭鑛施設に關して次の二重の問題に直面している。すなわち、
(一) 炭鑛の普通の維持に必要な施設およびその部分品の入手と、戰爭中に酷使されて消耗した施設を取り替へるための新しい施設とその部分品の入手、

(二) 炭鑛の近代化と機械化である。

戦前、多くのヨーロッパ諸國は鑛山施設を主としてドイツとイギリスからの輸入に仰いでいた。戦後、ドイツからの供給が停止したため、ここに深刻な問題が発生するに至つた。ドイツ製の炭鑛施設部分品を必要としている國ではこの問題は特に深刻である。イギリスにおけるこの種の機械類の生産は向上の一途を辿つてはいるが、これは、大部分國內で吸収されている。ヨーロッパの數カ國では最近炭鑛施設の生産を開始したが、これは殆んどすべて複雑でない機械類の製作に向けられてゐる模様である。

ここ數カ年間ヨーロッパにおける鑛山施設の供給は一般に極めて少量である。炭鑛を現在の水準に維持するためには、多數のヨーロッパ諸國はアメリカから多量の機械類を輸入しなければならぬ。一九四八年ないし一九五二年の石炭生産目標(後段で検討する)を達成するためには、炭鑛の漸進的機械化に必要な施設と、鑛山を普通の状態に維持し、老朽施設を取り替へるのに必要な施設を入手しなければならぬ。ポーランドとフランス、ならびに、石炭生産は比較的少量ではあるが必要な施設の殆んど全部を輸入に仰いでいる國々では、施設の必要は特に強い。
ヨーロッパ石炭機構は鑛山施設の需要状態と供給源を調査しているが、特定國におけるこの調査の豫備の結果は第十表に示されている。この表にある資料は、個々の國の國內生産と鑛山施設の輸入必要についての見積り數字である。
第十表に表示した各國の全必要量の約九〇%は、これら諸國の國內生産によつて賄われるものと豫想される。第十一表が示すように

第10表 1948-51年のヨーロッパ特定國炭鑛施設の計畫必要量、生産および輸入

| | 國內生産 | 輸入 (鋼鐵相當量・單位千メートル・トン) | 必要量 | |
|-------------|--------------------|--------------------------|-----------|--------------------------|
| | | | 合計 (噸) | 探炭一トン當り(イ) (鋼鐵・キログラム) |
| ベルギー | 861.3 | 24.8 | 886.1 | 7.72 |
| フランス | 2,519.1 | 73.2 | 2,592.3 | 11.51 |
| オランダ | 79.7 | 236.8 | 316.5 | 6.39 |
| イギリス | 4,418.6 | 39.6 | 4,458.2 | 4.79 |
| ポーランド | 602.5 | 85.1 | 687.6 | 2.27 |
| ザール | 447.2 | 84.7 | 531.9 | 8.75 |
| ドイツ(米英占領地域) | 1,747.1 | 35.1 | 1,782.2 | 4.28 |
| 合計鋼鐵トン數 | 10,675.5 | 579.3 | 11,254.8 | |
| | (アメリカドル相當額・單位百万ドル) | | | (單位ドル) |
| ベルギー | 222.3 | 50.4 | 272.7 | 2.36 |
| フランス | 648.9 | 67.1 | 716.0 | 3.18 |
| オランダ | 43.2 | 56.9 | 100.1 | 2.02 |
| イギリス | 937.0 | 39.4 | 976.4 | 1.05 |
| ポーランド | 253.0 | 90.8 | 343.9 | 1.14 |
| ザール | 222.6 | 97.5 | 320.2 | 5.27 |
| ドイツ(米英占領地域) | 669.2 | 18.4 | 687.5 | 1.65 |
| 合計價額 | 2,996.2 | 420.5 | 3,416.8 | |

[註] 出所：ヨーロッパ經濟委員會の“産業および原料委員會に對する報告”(文書E/ECE/IM/2.Rev.1)。
(イ) 1948-51年總必要量；同期間の計畫出炭量から計算したものの。

第12表 1948-51年のヨーロッパ硬質炭生産豫想高(イ)

| | 実績 | | 豫想 | | | |
|----------|-------|-------|-------|------------------------|-------|-------|
| | 1946年 | 1947年 | 1948年 | 1949年 (単位百萬メートル・トン) | 1950年 | 1951年 |
| 主要生産輸出國 | | | | | | |
| イギリス | 198.1 | 199.7 | 214 | 227 | 239 | 249 |
| ポーランド | 47.3 | 58.9 | 70 | 80 | 80 | 80 |
| ドイツ | 63.2 | 84.1 | 100 | 112 | 128 | 138 |
| 合計 | 303.6 | 342.7 | 384 | 419 | 447 | 467 |
| その他主要生産國 | | | | | | |
| フランス | 47.2 | 46.5 | 51 | 53 | 58 | 63 |
| ベルギー | 22.8 | 23.6 | 27 | 28 | 30 | 31 |
| オランダ | 8.3 | 10.2 | 11 | 12 | 13 | 13 |
| 合計 | 78.3 | 80.3 | 89 | 93 | 101 | 107 |
| その他の國(ロ) | 29.9 | 30.9 | 43 | 48 | 49 | 53 |
| 合計 | 411.8 | 453.9 | 516 | 560 | 597 | 627 |

〔註〕 出所：ヨーロッパ経済委員会報告の“産業および原料委員会に対する報告”(文書E/ECE/IM/2. Rev.1.)および“ヨーロッパ経済協力委員会の報告”。

(イ) ソ連を除く。

(ロ) チェコスロヴァキアを含む(1948年のチェコスロヴァキア計産生産高は1,800萬トン)。

第13表 1948-51年のヨーロッパ硬質炭不足額に対する暫定豫想(イ)

| | 1948年 | 1949年 (単位百萬メートル・トン) | 1950年 | 1951年 |
|--------|-------|------------------------|-------|-------|
| 必要高 | 542 | 569 | 600 | 627 |
| 生産高 | 516 | 560 | 597 | 627 |
| 不足高(ロ) | 41 | 24 | 18 | 15 |

〔註〕 出所：ヨーロッパ経済委員会の前掲報告参照。

(イ) ソ連を除く。多くの諸國にとっては必要量と生産高はそれぞれの國の計産による。正式資料の入手出来ない場合には比較方法を基礎として豫想数字を算出した。

(ロ) 毎年の不足高は必要高と生産高との差より1,500萬トンだけ高い。それは、特定ヨーロッパ諸國がこの程度の量を海外の諸地域およびソ連に輸出するためである。すなわち特にイギリスとフランスは海外の屬領へ、またポーランドはソ連に石炭を輸出している。

十一、十二表参照)の生産目標を達成するために必要な水準よりも更に生産をすすめて、ヨーロッパ炭産の近代化と機械化を進捗させ、さらに石炭の使用節約をおしすすめる程度いかによつて決定されるのである。

第11表 1948-51年のヨーロッパ特定國炭産施設の供給國別輸入必要量

| 供給國(イ) | 1948-51年 (鋼鐵相當量・單位千メートル・トン) | |
|-------------|--------------------------------|-------|
| | 1948年 | 1949年 |
| ドイツ(米英占領地域) | 126.8 | 30.9 |
| イギリス | 29.9 | 11.3 |
| アメリカ | 159.9 | 54.8 |
| その他 | 227.7 | 57.7 |
| 合計鋼鐵トン數 | 544.3(ロ) | 154.7 |
| | (アメリカ・ドル相當額・單位百萬ドル) | |
| ドイツ(米英占領地域) | 83.0 | 22.3 |
| イギリス | 35.8 | 12.1 |
| アメリカ | 136.9 | 47.2 |
| その他 | 143.0 | 41.7 |
| 合計價額 | 398.7(ロ) | 123.3 |

〔註〕 出所：ヨーロッパ経済委員会の“産業および原料委員会に対する報告”(文書E/ECE/IM/2. Rev.1.)

(イ) 輸入國報告(第10表参照)。

(ロ) この数字と第10表にある當該数字との喰い違いは、第11表にはドイツ(米英占領地域)の輸入必要高が含まれていないためである。

これら諸國はイギリス、ドイツおよび他のヨーロッパ諸國から大量の炭産施設を輸入する豫定である。しかし、残餘はこれをアメリカから輸入することになつてゐる。
三主要石炭生産、輸出國であるイギリス、ポーランド、ドイツ、(米英占領地域)の一九四八年ないし一九五一年の炭産施設必要高は、二十億八百萬アメリカ・ドルに達するものと見られるが、必要輸入高は僅々一億五千萬アメリカ・ドルと豫想される。イギリスとドイツ(米英占領地域)の場合には輸入量は重要な性質のものでは

一九四八年ないし一九五一年の見通し

ヨーロッパ経済委員会事務局によれば、一九四七年の石炭必要量は四億八千萬トンであつたが(一)、一九四八年の必要量は一九三五年ないし一九三八年の平均年供給量五億二千四百萬トンに對し、五億四千二百萬トンに達するものと見られている。この必要量は今後戦前の水準をはるかに越えるものと思われ、第十二表にある一九四八年ないし一九五一年のヨーロッパ石炭生産目標は、一九四九年までにヨーロッパ全石炭生産量が戦前の水準に達するという豫想の下に樹てられたものであり、これによるとポーランドは一九四八年に、イギリスは一九四九年ないし一九五〇年に、またドイツは一九五一年に、戦前の生産に達することになつてゐる。
(一) ヨーロッパ経済委員会の「産業および原料委員会に対する報告」(文書E/ECE/IM/2. Rev.1.)参照。
四カ年間に對する全情勢は第十三表に示されている。
前記の豫想数字によると、一九四八年のヨーロッパの石炭實際不足高は約四千四百萬トンに達するが、これは漸進的に低下を見、一九五一年までには約一千五百萬トンになると見られる。この石炭不足を完全に拂拭することの成否は、一九四八年ないし一九五一年(第十

あるが全必要量のうちの極めて僅少な部分にすぎない。しかし、ポーランドでは輸入量が全必要量の二五%以上となつてゐる。第十表にあるように、これら三カ國の炭産業への投資は鋼鐵の量の點でもまた探炭一トン當りドル換算投資額の點でも非常に經濟的である。

第三章 世界の運輸情勢(二)

戦争の影響

第二次世界大戦はヨーロッパおよびアジアの各種運輸機関に重大な損害を與え、交通施設を破壊した。戦争遂行上の新しい軍事的技術、方法と、ドイツ、日本およびその同盟国による工場と諸施設の組織的な破壊は、運輸と通信の基礎に大きい物的崩壊をもたらした。

(一) 國際連合經濟部運輸交通課の報告。

ヨーロッパにおける破壊

ヨーロッパ諸國はその商船トン数の約三〇%を喪失し、戦前使用されていた自動車類の大部分は破壊され、或は使用不能となつた。鐵道車輛の一五%以上は完全に破壊され、四〇%は破損し、六十萬輛の貨車が使用不能に陥つた。数千哩に達する鐵道線路、多數の鐵橋、陸橋(特定の國では戦前の數の半數以上)、大小の驛、機關庫、建設施設、修理工場その他の建築物、港灣施設等が或は破壊され、或は使用不能となつた。部分品および資材は鹵獲され、撤去され、或は破壊された。

戦争中、鐵道および港灣の施設の修理は不充分であり、時には全く不可能の状態にあつたが、一方、交通機關を強度に運営する必要に迫られた結果、その消耗ははげしかつたのである。手持ちの固體および液體燃料と潤滑油は消費しつくされ、生産は停止状態にあつ

た。このような物的破壊に加えるに、數千の輸送熟練者は軍事行動の結果死亡し——特に空襲で——あるいは收容所で死亡した。これらの要素は、多くのヨーロッパ諸國の運輸を殆んど完全に癱瘓状態に陥れ、特に破壊のもつとも大きかつた東および南東ヨーロッパではこの状態は最悪であつた。

ソ連だけでも鐵道線路延六萬五千キロ、橋梁一萬三千、驛四千、鐵道車輛四十二萬八千臺、機關車一萬五千八百臺が破壊され、ポーランドでは鐵道線路の三〇%、大橋梁の七〇%、機關車の四二%、旅客車輛の九二%、貨車の九八%が或いは破壊され或いは使用不能に陥つた。またユーゴスラヴィアでは機關車の七六%、鐵道車輛の八四%、鐵橋全部(この中八一%は鐵筋コンクリート鐵橋)を喪失した。

輸送機關がこのような制約を受け、燃料と熟練した人的資源が全く不足していたにも拘らず、重要な軍事資材は勿論、基本的物資、特に食糧を非戦闘員のために輸送しなければならなかつた。

解放の初期においては、貨物の輸送量は全ヨーロッパ諸國とも低落了が、このことは東ヨーロッパより破壊が比較的少かつた國でもやはり同様であつた。例えば、貨物の輸送量はベルギーでは戦前の量の二一%に、フランスでは三六%に、オーストリアでは七四%に、ハンガリーでは一一%にそれぞれ低下した。ユーゴスラヴィア、アルバニアおよびポーランドでは、國內のあらゆる輸送機關は終戦の初期には事實上停止状態にあつた。

アジアの被害

極東諸國の輸送施設が蒙つた損害はヨーロッパの被害に比較すれ

復していた。

復興問題および進捗状態

解放の初期において、ヨーロッパおよびアジアの諸國が直面した重要な問題は、自國の國內經濟回復の基礎として、また戦争により打ち切られた國際經濟關係を復活するための基礎として、輸送機關を復興させることであつた。大體において、必要な資材を生産する能力を持つてゐる國、例えばチエコスロヴァキア、フランス、ソ連、また輸送機關に重大な損害を蒙らなかつた國、例えばベルギーおよびデンマーク、そして、主としてアメリカ、イギリスおよびカナダから輸送資材および輸送資材購入のための借款という外部的援助を受けた國では、輸送機關の復興は急速に進捗した。これに反し、アルバニアおよびユーゴスラヴィアのようなヨーロッパ諸國で、大破壊を蒙つた上に、必要な資材を生産する能力を充分に或は全然持つていない國は、アンラヤその他外部からの援助を受けたものの、この種の援助は必要を充たすまでに至らず、従つて輸送機關の復興には多大の困難が伴つたのであつた。

ヨーロッパ

一九四七年の年央までに、ヨーロッパにおける輸送機關の主要部門の復興の豫備工作は完了した。すなわち、鐵道、道路輸送、および、小程度ではあるが、河川の船舶航行が平時の運行を開始するにいたり、速度は増大し、貨物の輸送量は増強された。一九四七年七月には、ヨーロッパの殆んど全部の國における鐵道貨物輸送量は、

ば輕かつたが、それでも相當なもので、北東の諸省と臺灣を除く中國東部では鐵道線路の一七%が破壊或は撤去され、鐵道線路の一〇%および旅客車輛の二五%が入れ替えを必要とした。日本敗北後における鐵道車輛數は、中國が未だ小規模の鐵道網しかもつていなかつた戦前の數と同數であつたが、鐵道車輛の重要部分である機關車の約半數、旅客車輛の四〇%および貨車の三分の一が破損し、あるいは修理を必要としている。

ここで注意を要することは、中國の鐵道の大部分は北東の諸省にあり、これが現在の内戦の舞臺となつており、従つて、これは殆ど全部が軍隊と武器、彈藥の輸送に使用されていることである。かくて、この鐵道は破壊と損傷に曝されている譯である。

中國の商船の八〇%以上、ジャンクおよび漁船の大部分、自動車の半數以上、國道の約七〇%が軍事行動によつて或いは大損害を蒙り、或いは完全に破壊された。

マレーの鐵道は空襲により、また日本側が鐵道線路の四分の一、多數の鐵橋、戦前の機關車數量の三分の一、およびその他の鐵道車輛を沒收處分にしたことによつて廣汎な損害を蒙つた。

沒收資材はシヤムに移されたが、この國も相當の被害を蒙つてゐる。ビルマの國內河川の航行も運営不能となつた。

インドネシアの輸送機關は戦争により相當な被害を蒙つたが、インドネシア、オランダ軍の最近の戦闘によつて更に損害をうけてゐる。

フィリピン運輸機關もまた破壊されたが、この國の島嶼相互間の交通に使用される船舶は、アメリカ陸海軍の作戦當時既に舊態に

第十四表に示すように、戦前の水準を凌駕した。

第14表 1938年各月平均の率で示した1947年中央のヨーロッパ鐵道貨物輸送量(イ)

| | | | |
|-----------|-----------|-------|-------|
| オーストリア | 122.2 | フランス | 145.9 |
| ベルギー | 105.8 | ハンガリー | 91.8 |
| ブルガリア | 146.7 | オランダ | 98.3 |
| チェコスロヴァキア | 112.2 (ロ) | ノルウェー | 98.4 |
| デンマーク | 136.2 | ポーランド | 134.8 |
| フィンランド | 134.2 | | |

[註] 出所：國際連合統計局の“統計月報”1947年第10號。
(イ) ブルガリア、チェコスロヴァキア、ノルウェーは1947年5月現在。ベルギー、デンマークは1947年6月現在。その他の國は1947年7月現在。
(ロ) チェコスロヴァキアの率は1937年の月平均を基礎としたもの。

の維持方法と修理の不足を考えた場合にそうである。例えば現在のフランス鐵道の貨車一臺の積載量は一九三八年の一三五%になつており、チェコスロヴァキアの鐵道にも同様な状態が存在する。一方、一九四七年七月現在の、貨物を積載して入港した外國貿易従事船舶のトン数から見ると、戦争に参加したヨーロッパ諸國の商

船輸送量は未だ戦前の水準に達していないことが判明する(第十五表参照)。

第15表 1938年各月平均の率で示した1947年7月の出港船舶トン数

| | | | |
|--------|----------|-------|---------|
| ベルギー | 61.2 | オランダ | 49.1(イ) |
| デンマーク | 87.1 (イ) | ノルウェー | 98.9 |
| フィンランド | 95.3 | ポーランド | 54.6 |
| フランス | 51.0 | イギリス | 73.9 |

[註] 出所：國際連合“統計月報”1947年第10號。
(イ) 1947年6月現在。

助以外にない。アンラはこれらの國のあるものに大規模な援助を與えた。中國は機關車、鐵道車輛、船舶、道路建設機械、自動車類、電信、電話機械等を獲得し、アメリカは海軍の餘剰資産から數隻の船舶を中國に

讓渡し、イギリス汽船會社もまた中國に數隻の船舶を貸與した。中國はまたアメリカおよびイギリスで數隻の船舶を購入している。現在の中國船舶トン数は戦前とはほぼ同数であるが、未だ實際の必要を充たすまでに至っていない。中國は港灣施設の復舊を計畫中であり、電信通信は部分的に復舊を見ている。

朝鮮の輸送機關は兩占領地域の軍政府によつて復興されたが、今日に至るも未だ、工業地域である北朝鮮と農業地域である南朝鮮との相互間の物資および輸送の交流は實現されておらず、他國との輸送連絡は事實上存在していない状態である。

マレーの運輸機關は、ビルマ・シヤム鐵道建設のため日本側が撤去した鐵道資材の一部を除いては大部分復舊している。しかし、この資材は未だ完全にマレーの手に戻っていない。マレーの輸送機關の復舊はイギリス軍政部によつて遂行された。機關車、車輛、自動車のあるものはアメリカの餘剰資産の中から獲得されたものである。あるものはアメリカおよびイギリスに發注したものである。港灣施設は殆んど完全に復舊したが、鐵道の運営は石炭不足により重大な支障を受けている。

インドネシアの輸送、交通施設は局部的努力によつて部分的に修理出来るだろうが、道路による輸送は満足すべき状態になつていない。道路は悪い状態にあり、この補修事業はとうてい同國の力では遂行出来ない。インドネシアの經濟に重大な役割を演ずる國內河川の船舶航行状態もまた満足すべきものでない。

輸送施設の不足は深刻なものがある。戦後に木造船の生産が計畫されたが、木材、熟練勞働力と食糧の不足のため、復舊は重大な阻

害を受けている有様である。

フィリピンの鐵道は現在普通の状態で運行してはいるが、車輛の深刻な不足というハンディキャップを持つてゐる。自動車類の数はアメリカの軍需餘剰品を購入したため増加しており、フィリピンの港灣施設はアメリカ軍の修理事業と新しい施設の建設によつて戦前以上の便利を與えるようになった。しかし、この一部は暫定的性質のものである。アメリカ陸海軍の船舶を購入しているにも拘らず船舶は依然不足を告げ、これが同國の經濟復興の障路となつてゐる。太平洋島嶼は戦前にあつた僅かの船渠が破壊されたため、主要輸送機關であつた小型船舶の修理と建造に困難を経験している。

極東および東南アジアの諸國、特に中國、インド、ビルマ、シヤムにおける國內輸送機關が不足状態にあるため、食糧の配給が完全に行われず、このため近接地域から急速に食糧を調達出来ない地域では饑饉状態が存在している。

日本の輸送機關は戦前非常に發達していたが、維持力の不足と石炭の危機的不足のため、鐵道および海上輸送機關は過重の負擔をおつてゐる。戦前、アジアで最も發達していた日本の商船隊は完全に潰滅し、その復興は遅々として頗る進捗しない。

インドは自國の大洋商船隊の建設を計畫しているが、これが技術的援助に關するイギリスとの交渉は未だ具體的な結果を生んでいない。

シヤム政府は國內の陸上輸送を改善するため、道路建設三カ年計畫を採擇した。結論として、ヨーロッパおよびアジアの大部分の國における輸送

機關は、今次大戦のため悪影響を蒙り、特に鐵道車輛、鋼鐵、燃料等の不足によつて現在なお不完全な状態にはあるが、現状はもはや國際および國內商業の左程重大な障害にはならなくなつていゝと云える。

國際的諸機關

多くのヨーロッパ諸國とアジアの特定國における輸送機關の復舊に大きい力となつたのは、アンラおよびヨーロッパ中央國內運輸機構とその關係機關であつた。アンラはアルバニア、オーストリア、白ロシア、中國、チエコスロヴァキア、ギリシヤ、イタリア、ポランド、ウクライナ、ユーゴスラヴィア、その他の國を援助した。この分野におけるアンラの援助は機關車、鐵道車輛、トラック、鐵道線路、小型舟艇、修理用資材、燃料等々の供給にあつた。

ヨーロッパ中央國內運輸機構(ECTO)、ヨーロッパ石炭機構(EOO)及びヨーロッパ緊急經濟委員會(EECE)が遂行した事業は大きい。ヨーロッパ諸國政府相互間のこれらの機關の事業はその後ヨーロッパ經濟委員會(EEC)およびその小委員會、特に國內運輸委員會がこれを繼承して、現在でもこれを繼續している。國際連合アジア極東經濟委員會が創設されたことは、この地域における交通機關の復舊、開發および改善の援助となるであらう。

輸送機關の復興と一般經濟機構の回復がおくれているため、戰爭によつて中斷された貿易關係の復活は未だ充分でなく、輸送困難のため東南アジアの特産物であるゴム、米、インドの棉花および黃麻、パレスチナのみかん、アフリカのコーヒー、アルゼリアの農作物および

びラテン・アメリカの小麥、コーヒー、ココア、その他の産物の集散が阻害されている。

輸送困難に加えるに多くの要因、例えばイタリアで燃料と原料の不足のため失業者が續出していることや、フランスおよびドイツで都會と農村地域との物資の交流が阻害されている事實はあるが、國と國とが相互に經濟的依存状態にあり、物資の交流がいよいよ緊要事となつて來た現在では、輸送機關の復舊と開發こそ特に重要な事柄である。

戦前の地位との比較

世界の政治地圖が書き更えられ、新しい政治、經濟關係が生れ、かつての生産と消費の中心地が崩壊して新しい生産、消費中心地が發達している。これは貿易と供給に新しい途を拓いた。さらに、このため貨物移動のルートが變更され、種々の輸送機關の相互關係にも變化を生じた。

貿易および供給

一九四六年のヨーロッパ大陸の國際貿易は、ドル價計算によると一九三八年より少く、量においては更に少かつた。しかるに他の地域、特に北アメリカの貿易は非常な増進を見た。今日アメリカは、ヨーロッパ全般およびアジアの大部分で非常な不足を告げている各種製品、燃料および食糧の世界的供給國である。世界の物資輸送が地理的に如何に行われるかは、世界貿易の變化によつて必然的な影響を受ける。

極東における最も大きい貿易上の變化は日本が主要貿易國として姿を消したことで、アジアの市場はもはや日本製の低廉な商品の供給を受けなくなり、その代りにアメリカおよびイギリスからの輸入商品、或はアジアの工業品及び商品が市場に現われる様になつた。日本の商船隊は事實上消滅し、オランダ、ノルウェー、イギリスおよびアメリカの船舶がこれに代つている。中國特に滿州の内戦、インドネシアおよびインドシナの内戦により、アジアおよび世界の市場はこれらの國の多數の生産品を奪われている。

ヨーロッパにおける貿易の變化の主要原因は、ドイツが各種製品、石炭の主要供給國として、また原料および食糧の主要消費國として姿を消したことである。西ドイツの石炭生産量は現在でも戦前の數字の約四〇%以下であり、一九四七年七月現在のルールおよびアイヘン地区の石炭生産量は、一九三五年ないし一九三八年の各月平均量の六〇%以下であつた。さらに、かつては石炭生産においてドイツの競争國であつたイギリスは、一九四七年の生産量が、野天掘りの石炭を入れても戦前の平均を約一三%割るといふ状態で、現在ヨーロッパ市場に石炭を供給するといふ立場にはない(一)。

(一) 石炭の生産および積出の詳細については、前章「ヨーロッパ石炭情勢」を参照のこと。

アメリカとポランドは現在、主要石炭供給國である。もつともアメリカは貨車不足のため石炭の積出しを制限しており、このため石炭生産に悪影響を及ぼしている。

ヨーロッパの貨物移動

ヨーロッパの國內運輸の主要物資である石炭の輸送は戦前の輸送ルートに變化をもたらし、ヨーロッパの全輸送状況は變化した。平時には、ヨーロッパの國內輸送機關は各種製品および石炭を大陸の西から、東、南東および南に運び、原料品と食糧品とはこの逆コースによつて運搬されていた。

現在では、戦前西ヨーロッパに市場を持つていなかったシレジアの石炭が、アメリカ産の石炭ならびにウエストフリアおよびルール地方の石炭と競争の地位にある。各種製品はもはや西から東および南東に輸送されず、原料品および食糧品もまた東から西に輸送されなくなつた。今日、西ヨーロッパ諸國は各種完製品および原料品をチエコスロヴァキア、ポランドおよびソ連から輸入している。しかしてその他の東および南東ヨーロッパ諸國は、原料を局地的に使用して各種製品および半製品を輸出することを計畫しているが、これはこれら諸國の工業化を計るために樹立された計畫である。

ポランドの石炭はオーストリア、ベルギー、チエコスロヴァキア、デンマーク、フィンランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、スイス、ユーゴスラヴィアおよびドイツのソ連占領地域向けに積出されている。ヨーロッパ諸國の石炭の供給ルートは相互に交錯し、このため輸送料金は高値になり、車輛は積荷過重になり、燃料は浪費されることとなる。ヨーロッパ中央國內運輸機構(ECTO)は、過重な積荷を制限することに部分的な成功を収めたが、輸出入問題が國家相互間の經濟、政治關係に依存しているため、現状を改善することが出来ない状態にある。

ドイツの輸送機關の破壊とドイツの四地域への分割は、ヨーロッパ大陸における物資の輸送を更に困難ならしめている。

一方では破壊、他方ではステツチン、ダンチヒ、トリエステその他の特定のヨーロッパ港灣の地位が政治的な變化を見たために、海岸地域への貨物列車のルートおよび海岸地域からの輸送ルートにもまた大きな變化が起つた。今ここでこの變化の一例をオランダにとつて見よう。西ヨーロッパおよび西中部ヨーロッパの大部を流れ、蜿々として河川航路の中央動脈となつてゐるライン河の河口に位するオランダは、普通ならこの地域から近接した中部および東ヨーロッパ地域へ物資を輸出し、或は逆にこれらの地域から自國の地域へ物資を輸入するという重要な立場にあつた。しかし、ドイツが別々の占領地域に分割され、ドイツの生産力が極度に低下し、ロツテルダムおよびアムステルダム港灣が甚大な損害を蒙り、また國內の鐵道網の四〇%を喪失した結果として、同國のライン河商船隊は癱瘓状態に陥り、國內經濟はこの影響を蒙るに至つてゐる。

トリエステが自治國として誕生した結果として、同港を經由する貨物の輸送は低落するに至つた。これは一部には、ユーゴスラヴィアがトリエステの代りとして同國のアドリア海の港灣、特にフィウメの擴張事業をおし進めることになつたためである。

商船トン數

世界の商船隊はその地理的分布状況において變化を生じ、そのト
ン數においても大きい變動を見た。
アメリカにおける造船事業の一大發展により、戦時中の世界商船

第 16 表 1939年、47年の世界商船隊トン數

| | 1939年 (單位・千總トン) | 1947年 |
|-------------|--------------------|--------|
| カ 用 備 用 國 | 11,500 | 40,500 |
| リ 洋 湖 帝 本 | 9,000 | 27,000 |
| メ 海 大 ス 湖 | — | 11,000 |
| ア 豫 五 ギ リ ス | 2,500 | 2,500 |
| イ 日 ノ ル ウ エ | 21,000 | 17,500 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 5,600 | 1,100 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 4,800 | 3,400 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 4,500 | 700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 3,400 | 700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 3,000 | 1,900 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 2,900 | 1,700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 1,800 | 700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 1,600 | 1,700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 1,300 | 1,200 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 1,200 | 700 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 900 | 900 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 5,000 | 4,300 |
| イ オ フ ギ ス ツ | 68,500 | 77,000 |

出所：“フェアプレー”1947年7月號、36頁。

八〇隻、八百七十萬重量トンであり、隻數で三七%、トン數で一五%の減少となつてゐる。民間船隊は一九三九年から四七年にいたる間に大體若返つたが、それは民間商船所有の普通貨物船の七〇%、油槽船の六三%が船齡十年以下であるという事實から判断できる。ソ連、ドイツおよび日本を除く世界の造船統計によれば、一九四七年第二・四半期の末において建造中の商船トン數は三百八十五萬五千トンで、それは發動機船二百三十萬トン、汽船百五十五萬五千トンからなつてゐる。イギリスはこの總トン數の半分以上の建造に

隊は海上における喪失にも拘らず減少を見ず、むしろ増強された。一九四七年における世界商船隊の總トン數は約七千七百萬トンで、これは戦前のトン數を約八百萬トンだけ上廻つてゐる。多くの商船の速力は向上し、近代化されてゐる。世界の海運國における商船隊の分布状態に最も大きい變化をもたらしたものはアメリカで、一九三九年に世界の全保有トン數の一七%以下であつた同國の商船隊は、一九四七年には五二%を上廻つてゐる。一方、戦前アメリカの保有量の約二倍であつたイギリス帝國の商船隊は、今日ではアメリカの商船隊トン數の半分より少く、世界の全商船保有量におけるその地位は、一九三九年と一九四七年の間に三〇%から二三%に低落した。日本、ドイツおよびイタリアの商船隊は殆んど潰滅した。戦前世界の第三位を占めていた日本の商船隊は以前のトン數の約五分の一に縮小し、現在では第八位になつてゐる。イタリアの商船隊は戦前トン數の五分の一に、ドイツの商船隊は六分の一以下に、それぞれ減少してゐる。ノルウェー、デンマーク、オランダ、フランスおよびギリシャの商船トン數もまた、第十六表に示すように、大幅の削減を見た。

世界における現在の商船トン數は戦前よりも著しく多いが、實際に使われているトン數はそれよりすくない。アメリカだけでも、一九四七年半ばに合計千百萬トンの船舶、すなわち登録トン數の四分の一以上が「豫備」に屬してゐると報告されてゐる。

アメリカ商船隊の大きな部分は政府所有のものである。一九三九年には同商船隊は、民間商船所有の船舶千二百三十六隻、千二十萬重量トンからなつてゐた。一九四七年三月三十一日現在の數字は七隻はフランス、二隻はアメリカで建造中であつた。

今日の世界商船總トン數は、前述のように、戦前より非常に多く、しかも専門家の意見によれば、戦前は、現在よりすくない當時のトン數の八五%で海上輸送を行うのに十分とされてゐた。それにもかかわらず、現在海運國の多くはそれぞれトン數を相當増加することを計畫してゐる。たとえばイギリス政府は、同國の主要輸産業の一つとしてのイギリス造船の擴張を奨励しようと努めてゐる。これらの努力の成果は、イギリス造船所で建造中のトン數が一九四七年九月末までに、一九三八年十二月の數字たる七十八萬トンを百十萬トン以上も超過したという事實によつて證明される。

またデンマーク、オランダ、ノルウェーその他の諸國の商船隊の復興——これまでのところ主として修復の性質のものであるが——においても相當な成功が認められてゐる。パリにおけるヨーロッパ經濟協力委員會は、ヨーロッパ復興計畫の討議にあつて、運輸が關係十六カ國經濟の復興發展における重要な要素の一つとなつてゐる旨を指摘した。右の計畫は、とくに、「参加國の戦前の商船隊を一九五一年までに復活すること」を定めてゐる。委員會はまた、アメリカからの船舶輸入が「本質的には一

時的」なものであると述べている。

船舶處分計畫のはじめの段階でアメリカから各國が受取つたものを別として、海運諸國は、ヨーロッパ復興計畫の下で約二百萬トンの船舶をアメリカの餘剰手持分から受取ることが必要であると推定している。現在、これらの國の造船計畫は合計約三百萬トンとなっている。計畫された援助期間の終りである一九五一年までに、これら諸國は戦前保有していたものより大きなトン数を持つことになるであろう。

インドその他のアジア諸國、および若干のラテン・アメリカ諸國は相當な大きさの自國商船隊を作ることを目指している。コロンビア、エクアドルおよびグエネズエラは共同して、大コロンビア商船會社と呼ばれる國際海運會社を設立した。

アメリカ海軍委員會は戦時建造船の賣却を認可して來たが、この處分船の總數は、一九四七年第三・四半期の終りまでに千五百五十五隻に達した。この總數中の四百八十一隻はアメリカ國旗の下に運用されることになつており、千七十四隻は外國旗の下に運用の豫定で、三十カ國に分配されている。

アメリカ海運界で最近發表されたところによると、アメリカ・メキシコ・北大西洋航路、およびカリブ海—北大西洋航路に使用される油槽船は深刻な不足を來している。戦争中アメリカ政府は四百八十一隻の油槽船を建造したが、そのうち二百六十七隻は處分の上引渡され、二百四十四隻がアメリカ海軍委員會の手に残つてゐる。

戦前にアメリカは百二十七隻の客船を所有していたが、現在はずが六十三隻にすぎない。トルーマン大統領の諮問委員會は、四カ

年間に客船四十六隻を建造することを含む商船建造計畫を提唱した。

航 空

航空は旅客、手荷物、郵便物および貨物を運ぶ手段として着實にその重要性を増加している。航空がとくに重要な役割を果しているのは、陸上交通手段が餘り發展していないアフリカやアジアの廣大な地域や、ブラジルその他ラテン・アメリカ諸國において行われている輸送業務においてである。

航空の分野における主要國際機關としての國際民間航空機構（ICAO）は、民間航空の商業權にかんする一般的國際規約の設定に努力している。多邊的航空協定についての準備措置はすでにとられているが、その實現は、一九四七年十一月にジュネーブで三十三カ國政府の代表が出席して行われたICAO會議で示されたような意見の相違によつて、まず最初の困難に逢着している。

政府の統制

戦争中、政府による全般的經濟統制の重要部分として、通信および運輸手段にたいしては廣汎な經營統制がほとんどあらゆる部門で實施された。その後の戦時經濟から平時經濟への移行期間においても、とくに戦争によつて經濟が弱體化された國においてはこの運輸統制を維持する必要があつた。もつとこの統制を情勢の變化に適應するようになり、特に經濟復興開發事業を促進するようにはすべきはもろんである。一方、アメリカその他のアメリカ州諸國においては、

戦争中に實施された比較的寛大な運輸統制は、その後間もなく撤廢された。そこでは、運輸上の困難はヨーロッパおよびアジアと比較して小さく、戦後は全體として自發的措施によつてそれが解決されている。

主要運輸手段とくに鐵道は、ますます多くの國で國有化された。戦争よりずっと以前にすでに、ヨーロッパの北部、中部、東部および南部の全域では、鐵道網の一部または全部の國有化が普遍的になつていた。その後、鐵道輸送の國有化は西ヨーロッパの大部分——イギリスでは一九四八年一月から——および世界の他の多くの國々でも實行されるに至つた。

一九四七年の終りの推定によれば、全世界における鐵道輸送機關の六〇%近くが政府によつて所有ないし統制され、その比率は世界の各部分でつぎのように異つてゐる。すなわち、オーストラリアおよびニュー・ジラランドでは九六%、ヨーロッパおよびアジアでは約九〇%、アフリカでは七七%、南および中央アメリカでは六七%、北アメリカ（アメリカ合衆國を除く）は五六%である。合衆國は世界の鐵道マイル數の主要部分を占めてゐるが、その鐵道組織の如何なる部分も國有化されてはいない。

ここで注意すべきことは、私有運輸手段の國有化に對比して、とくに鐵道の國有は、政府自身が經濟發展政策の一部として鐵道を建設したり、建設費の一部を租税、そして主要部分を海外および國內で借入れた資金でまかなつたりした國においては、機械力による陸上輸送の創始當時から行われているという點である。このような國々による直接的鐵道建設は、土着資本の蓄積が最初は低率だつたヨ

ロッパ諸國および未發達のアジア、ラテン・アメリカその他の地域において行われてきており、現在もつづけられている。

私有運輸手段の國有化は、上記の點と比較してかならずしも根本的な目的では相違してゐないが、その外面的性質は異つてゐる。その當面の動機は個々の場合によつて異り、戦後にもつともひんぱんに主張された目標は、經濟的崩壊を回避し、再建復興を促進して將來の經濟的發展を助け、種々の運輸部門間の氣ままな競争に代えるに協調をもつてし、かくて運輸制度の運營を全體として効率化することにあつた。

イギリスにおいて個人資本によつて建設された高度に發達した鐵道制度は、鐵道とともにロンドン旅客運送局、多數の運河、鐵道網に附屬するその他のものを國有化する運輸法が實施された一九四八年一月一日に公有財産となつた。第一次大戦直後に百二十の鐵道からなつていた四大組織は、いまや單一の國家機關たる「イギリス鐵道」のうちに統合された。株式總額が市場價格で約十億ポンドに上る四大鐵道會社およびロンドン旅客運送局、内地水路、ホテル、ドックその他鐵道に關連するサーヴィスにおける株主百萬名は、三%保證、一九七八—八八年滿期のイギリス運輸公債を代償として受取つた。

鐵道に加えて他の交通運輸の手段まで包含する國有化の措置は、他のヨーロッパ諸國においても戦後に採用され、あるいは計畫されている。かくてニュー・ゼラシアでは、一切の主要運輸手段を國有化する法律が一九四六年十二月に採用され、チエコスロヴァキアでは、陸上モーター輸送、エルベ、オーデル、ダニューブ各河の河

川運送その他を國有化する法案が一九四七年末に審議されている。アルゼンチンにおける鐵道の國有化は、イギリスの株主、その他のイギリス債權者からの買受けによつて、一九四六年および四七年に實行された。

運輸復興開發の必要

次の章の「經濟開發の進展」に示されるとおり、戦争で荒廢したか、または經濟的に未發達の國の多くで起草ないし準備されている全般的經濟計畫は、そのほとんど全部が運輸の必要に特別の關心を拂つてゐる。

ヨーロッパにおける輸送車輛の不足は、モーター、車輛、機關車、旅客車輛および石炭車に於いて最も深刻である。石炭車の不足は、石炭生産の隘路を大いに増加させ、またこの隘路は、すでに戦争ではなほだしく弱體化して、取換え、維持および修理に必要な設備と部分品の需要をまだ満たすことができないヨーロッパ大陸における機械工業の直面する主要障害の一つとなつてゐる。普通貨車の不足はヨーロッパ大陸ではなおつづいてゐるが、しかもその不足は戦後の最初の一、二カ年におけるよりもその深刻さがすくないかみえ、鐵道は現在戦前よりも多くの貨物を取扱つてゐるのである。いづれにしても、これらの種々な不備は、ヨーロッパにおける陸上輸送の運営に要する諸資材入手についての困難を至急緩和する必要があることを示すものである。さらに切實に必要とされるものは、まだ甚だしく不十分な状態にある液體燃料および潤滑油の供給を改善することである。

査、ヨーロッパの内陸運輸設備の維持、修復および更新措置を改善する必要、ならびに方法の研究、および車輛の標準化と近代化の問題の研究である。

沿岸航行の大部分を除く海運は本質的には國際性を持ち、それは多數の國際規約および協定によつて規定されている。海運には郵便電信、航空などの他の重要な交通部門にあるような各政府間を結ぶ中央組織がないので、海運の特定部分を扱ういくつかの國際組織が、やや統一を缺いた形式で存在してゐる。しかし經濟社會理事會は、運輸通信委員會の勧告にもとづき、關係各政府に世界的な政府間海運組織を設置する可能性を検討する機會をあたえるため、一九四八年に國際海運會議を開くことを認可した。この會議はまた右の組織の範圍と目的とが海運會社の不當な差別的慣行を除去ないし防止することを含むべきかどうかを審議することになつてゐる。合同海運事務委員會は、討議の基礎となるべき規約草案と、これにたいして各政府が提出した意見書と修正案を用意してゐる。規約草案は計畫された各政府間の海事諮問機關が「國際連合憲章第五十七條にしたがい、海運の分野における特別の機關として國際連合と關係を持つにいたる」ことを豫見してゐる。

運輸および通信問題の國際的局面については、重要な提言が國際商業會議所(ICC)および國際労働機構(ILO)によつて行われた。ICCはその活動開始の當初(一)から、これらの問題に特別の關心を拂つていたのである。ILOの提言はとくに内陸運輸の統合にかんしてである。ICCの提言で扱われた注目すべき事項は、輸送業者、輸送業者および輸入業者にたいし、非耐久財輸送のスピ

荒廢し未發達の状態にあるアジア諸國において、その運輸制度の復興に必要な設備および材料の生産施設がほとんど皆無であることは、これら諸國がこれら物資の海外からの供給にはなほだしく依存するといふ結果をもたらしてゐる。現在の状態では、これらの供給を必要額まで急速に改善する見込みはないように思われる。したがつて世界のこの部分における運輸の復興は相當時日を要するものと見なければならぬ。

國際的措置および協定に関する勸告

過去一カ年間に國際運輸専門家團體の諸種の會合が開かれたが、それらは國際的措置にかんする各種の提言を行つてゐる。そして特にヨーロッパの鐵道車輛を正當な所有者へ返還するために、それらの所在を調査することの重要性を強調してゐる。この仕事はヨーロッパ中央陸上輸送機構によつて開始され、その機能はヨーロッパ經濟委員會の運輸委員會によつて引繼がれた。

貨車を原所有國にすみやかに返還すること、およびヨーロッパ大陸の各地點間で、石炭その他の物資の交互輸送ならびに空車の運行を減らすためにプールを作ることによつて、ヨーロッパ諸國の持つ車輛の利用を増加改善することがいかに重要であるかもまた強調された。ヨーロッパ經濟委員會の運輸委員會は、貨車の積込みおよび積下しの期間についてもヨーロッパ各國政府に提言を行つた。同委員會が審議する他の重要な仕事は、内地水路および、港内船舶の調

ード・アップにつき協同の措置をとり、右のような商品の輸送に當りこれを適當に扱うよう緊急要請を發すること、各國政府にたいし輸送手段使用者達の權利、とくにこれらの必要にもつとも適する運輸手段を選択する權利の尊重を要求すること、船舶運行を改善する提言を行うこと、旅券規則および國境における手續を簡略化することなどである。國境手續の問題は、一九四六年に國際連合がジュネーブで開いた政府専門家の會合で詳細に審議されてゐる。

(一) 國際商業會議所は第一次大戰直後に設立された。

第四章 世界の人力問題

(国際労働機構よりの寄稿)

世界各國が直面する人力の問題の解決は、今日において過去のいかなる時よりも、國內ならびに國際的な社會政策上の緊急問題とされている事柄である。完全雇用は世界の大きな部分で實現された。當面の平和への移行は、多くの者が危惧していた大規模な失業も起らずに達成された。しかしながら、深刻な人力の隘路は、工業および農業の發展段階の異なる廣く分散した國々において、いまでも存在している。すべての諸國は多くの種類の熟練工の十分な数を缺いており、若干の國では労働力が全面的に不足している。また他の國では失業ないし雇用不十分のために人力が浪費されている。これらの問題は、世界經濟の擴張と生活水準の引上げ——それは各國民の社會的目標の實現の基礎を與えるものである——にたいする障害となるものである。

☆ ☆ ☆
 ヨーロッパでは現在多くの國が深刻な人力不足を経験している。これが一因は大規模再建計畫の遂行にもとづき、それは、入手しうるすべての労働者を使用することを必要とし、また建築のような一部産業に大きな需要を起させるのである。さらに全ヨーロッパの國々では熟練工の一般的不足がみられる。最後に、ある種の重要産業とくに炭鑛業においては、労働者の不足がその國の經濟全體を通じて痛感されている。というのは、その結果として生じた石炭の不足

が、ほとんど一切の他の産業における發展の障害となるからである。したがってそこには、人力の一般的不足を克服する問題、十分な数の熟練工を發見ないし訓練する問題および、主要産業における人力の緊急の必要に應ずる問題があるわけである。

第十七表は、ヨーロッパの數カ國において必要とされる人力を經濟活動の部門別に推定したものである。ここで注意を要するのは、これらの數字が種々異つた方法で算出され、したがって嚴密な比較はできないということである。それらはむしろ、現在の人力需要の大よそを示したものとしてみるべきである。

しかしヨーロッパにおける他の若干の國では深刻な失業状態が起つていて、イタリアでは二百萬近い労働者が失職していると報じられている。オーストリア、イタリア、ならびにドイツのイギリス、フランス、アメリカ占領地区にある收容所では、約五十二萬の難民が労働に使用できる状態にある。オランダは四萬の餘剩農業労働者を持つていて、東ヨーロッパにおける若干の國はそれらの領土から小規模の移民を許す意思を表明した(一)。

(一) チェコスロヴァキアは、農業労働者を同國に移住させる協定をブルガリアおよびルーマニアと結んだ。スウェーデンはハンガリー人労働者を移住させる協定をハンガリーと締結している。ギリシャは對外移民問題を全體として検討する委員會を設置した。

ヨーロッパの各地方における失業労働者の總數は、特定部門の労働力不足合計を超過しているようであるが、これはもちろん、現在または將來の推定労働力需要數が容易に充たされうることを意味す

第 17 表 一部ヨーロッパ諸國の産業別人力需要見積高(イ)

| | 農林 | 鑛業 | 製造業 | 建築 | 運輸 | 國內 サービス | その他 | 計 |
|--------------|--------|-----|------|------|-----|------------|-----|------|
| | (單位千名) | | | | | | | |
| オーストリア(ロ) | 50 | 1.5 | 15 | 8 | 1 | 5.5 | 22 | .. |
| ベルギー(ハ) | 6 | 25 | 11.5 | 15 | — | 4 | — | 61.5 |
| チェコスロヴァキア(ニ) | 220 | 10 | 57 | 70 | — | — | 2 | 359 |
| フィンランド(ホ) | 42 | 0.2 | 20.7 | 11.7 | 1.4 | — | 9 | 85 |
| フランス | 230 | 55 | 45 | 40 | 10 | — | — | 380 |
| ルクセンブルグ(ハ) | 4.2 | — | 0.3 | 0.5 | — | 0.4 | — | 5.4 |
| オランダ(ヘ) | — | 6 | 77 | 7 | — | 4 | — | .. |
| ノルウェー(ト) | 8 | — | 11.9 | — | 3.8 | — | 5.3 | .. |
| ポーランド(チ) | — | 114 | 170 | 80 | 20 | — | 80 | .. |
| スウェーデン(リ) | 23 | 4 | 85 | 25 | 4 | 12 | 12 | .. |
| イギリス(ハヌ) | 55 | 5 | 30 | — | — | — | 30 | 120 |

[註] 出所：ヨーロッパ經濟委員會作製の表による“産業および原料委員會にたいする報告”，國際連合文書 E/ECE/IM, Rev.1, (1947年11月5日, 116—119頁)。

- .. 資料入手不能。 — なし。
- (イ) 引用數字は、ある場合は當面の必要、他の場合は一年以上にわたる必要。若干の場合總計は不明。
- (ロ) 當面の必要見積り數。これは求人および求職登録數に関する1947年の最初の6カ月における月別資料より算出したもの。
- (ハ) これらの數字は“パリ會議の質問にたいする回答”より採用した。
- (ニ) チェコスロヴァキアの數字は、1947—48年にわたる二カ年計畫の遂行に要する人力にかんするもの。
- (ホ) 1946年度計畫による人力需要。より最近の資料はない。
- (ヘ) これらの數字(家庭サービスを除く)は、中央統計局に報告された事業で必要とされる追加的の人力を示すものであつて、全體の必要を示すものとみることができない。家庭サービスの場合は、その數字は労働紹介所に登録された求人數の純計を示す。
- (ト) ある場合は、1948年夏の計畫數字を1947年同期の數字と比較し、1948—49年冬の計畫數字を1946—47年冬のそれと比較し、できるだけ季節的變動に左右される數字を除くことによつて得た數字である。
- (チ) 1947—48年の人力需要。
- (リ) 人力需要にかんする二つの調査の結果を計算してえた暫定的數字。その一つは50萬の労働者(全體の70%)を含む企業につき行われる部分的調査。他は鑛業および製造業のみの必要(労働者50萬)につき行つたより廣汎な調査。
- (ハヌ) 1947年より51年にわたる間の數字。

第 18 表 1948年末までの炭鑛以外産業の人力需要

| | 熟練工需要 (單位千名) | | 非熟練工需要 (單位千名) | |
|---------|-----------------|--------|------------------|--------|
| | 熟練工需要 | 非熟練工需要 | 熟練工需要 | 非熟練工需要 |
| オーストリア | 17.0 | — | 100.0 | — |
| ベルギー | 27.5 | 9.0 | 60.0 | 13.0 |
| フランス | 150.0 | 115.0 | 115.0 (イ) | — |
| ルクセンブルグ | 1.5 | 3.9 | — | — |
| オランダ | 5.3 | — | 476.3 | 140.9 |
| 總計 | — | — | — | — |

[註] 出所：ヨーロッパ經濟協力委員會“第二部、技術報告”(ロンドン, 1947年)299頁。

- (イ) 熟練工の需要數。しかしこの國は、非熟練工を輸入して必要な場合これを訓練したいとの意思を表明した。

るものでない。このような餘剰は、主として職業が通常みだされて
いる國以外に存在するのである。さらに失業者の大多數は非熟練工
であり、需要されるのは第十八表の推計にみられるように、主とし
て熟練工である。

これら八カ國において、一九四八年末までに石炭以外の産業で必
要とされる労働者六十一萬七千のうち、四十七萬六千は熟練工であ
る。炭鑛業では約六萬の労働者が必要と推定されたが、これらの國
の大部分は肉體的に適格の非熟練工を採用して訓練する用意があ
る。

若干の主要産業においては、人力不足の結果深刻な生産の隘路が
現われ、この問題は、現在のヨーロッパ經濟情勢においてもつとも
切迫したもの一つとなつてゐる。例えば製鋼業では、労働者の不
足はチエコスロヴァキア、フランスおよび西部ドイツに存在してい
る。イギリスでは、一地方の不足が他の地方の若干の失業とち合
つてゐる。他方ベルギーおよびポーランドでは、産業の労働需要が
充たされてゐるかにみえる。

建築業について、若干の國、とくにチエコスロヴァキアやフラン
スでは労働力の不足が感じられており、これが他の産業の發展を抑
制しているが、それは、さもなければ輸入できるはずの外國人労働
者を收容することが困難なためである。

工業においては熟練工にたいする全般的需要が存在している。工
業生産の擴張を計畫したチエコスロヴァキア、フランス、ポーラン
ド、ユーゴスラヴィアを含む數カ國は、この産業のためにあたら
しい労働者を募集して訓練する措置をとつてゐる。

缺いてゐるよう見受けられる。とくに炭坑夫の場合には、石炭鑛
りないし同様な仕事に經驗ある労働者を募るのは殆んど不可能なこ
とが立證されてゐる。この結果ヨーロッパ人力問題の解決は、餘剰
のある地域から不足に悩む地域に相當な數の労働者を移すというこ
とばかりでなく、労働者に必要な技能を會得させるための訓練施設
を設けることにかかつてゐるのである(一)。

(一)「國際勞働評論」一九四七年六月號の、「ヨーロッパにお
ける人力問題」による。同評論のその後の各號はこの資料を最
新のものとするであらう。

しかしながら人力不足はヨーロッパにかぎられたものではない。
オーストラリアおよびニュー・ジブラントは双方とも、男女労働者
の全般的不足と、産業の多くの部門において熟練工の適當な數を缺
いてゐることを報告してゐる。オーストラリアでは、一九四七年六
月における失業者數は三萬三千八百名、全労働者數の二・一%で、一
九四六年六月の四・三%および十二月の二・六%からすれば著しい低
下を示してゐる。カナダでは雇用率は一九四七年を通じ高水準にあ
り、若干の産業地區および若干の産業と職業においては人力の不足
が存在している。また熟練工は一般的に不足し、失業者數は「失業
者グループが、轉業の際に一時的に失職したり、職業のないし地理
的不可動性によつて失職したりした者からなるような水準まで急速
に低下した」のである。この數は一九四七年八月までに七萬三千に
下つたが、それは全労働者數の一・四%である。アメリカでもまた
幾分同じような状態がみられた。最大雇用水準は一九四七年中はよ
く維持されてゐる。

農業では、若干の國、とくにフランスにおいて深刻な人力不足の
状態がみられ、ある程度までベルギー、チエコスロヴァキア、スエ
ーデンおよびイギリスでもそうであり、他の國、とくにイタリアや
オランダでは相當な餘剰がみられる。

炭鑛における情勢は、多くの國においてとくに深刻である。坑夫
の平均年齢は、戦前からフランス、ドイツのイギリス、フランス占領
地區、およびイギリスにおいてあたらしい労働者の應募が低下した
結果として上昇し、ドイツの場合では、多數のドイツ人坑夫が俘虜
として海外で使用されてゐるために、右のような結果となつてい
る。ある國、とくにベルギーおよびフランスは戦前その炭鑛で多數
の外國人労働者を使用していたが、これらの多くは戦争中にあるい
は追放され、あるいは職場を放棄してゐる。戦後においてこれらに
代るものを配置するという問題は、ドイツ人俘虜の大規模使用によ
つて一時的に解決されたが、これらの俘虜の釋放は、地元の應募と
外國人労働者の輸入とによる人力需要の充足を緊要ならしめてい
る。國內および海外からのあたらしい労働者は訓練されておらず、
これらのために訓練計畫を組織することが必要である。熟練工の不
足を同様に経験してゐるポーランドは、海外からポーランド人坑夫
を送還し、新徴募の労働者のために訓練施設を設けることに努力を
拂つてゐる。

この簡単な調査は、ヨーロッパにおいて、一方には相當な數の失
業労働者群があり、他方に深刻な人力不足があることを示してい
る。不幸にして、地理的移動性の問題を全然別としても、難民を含
む失業者の大多數は、就業しうる仕事に必要とされる特定の技能を

民間雇用は記録的な水準にあり、一九四七年六月には最高記録の
六千萬以上に達した。その後輕微な縮小が農業雇用の季節的減少の
ために起つたが、農業以外の雇用總數は着實な上昇をつづけた。一
九四七年十月における失業者數はわずかに百六十八萬七千で、労働者
總數の二・九%であつた。他の大部分の國と同様に、人力の餘剰は
人力不足と併行して存在し、熟練工の不足は若干の産業において増
産に困難を來してゐる。

東南アジアにおける人力の状態は、ヨーロッパないし世界で人口
密度の低い地方のそれとは全く異つてゐる。ここでは人口過剰の農
業地域と未發達の副次的産業との組合せが、慢性的な失業ならびに
不完全雇用についての深刻な問題を起してゐる。しかし同時に、そ
こには工業化に必要な技術要員の深刻な不足がある(二)。

中國においては、人力の利用が再び戰時的基礎の上に置かれてい
るが、蔣介石主席は、一九四七年六月の國家總動員令が軍事目的の
ためばかりでなく、「國家の改革および再建のためのものである」と
述べた。熟練工を年に一萬名訓練する計畫(機械七千名、電氣器
具千名、化學製品千名、鑛業五百名、冶金五百名)、および一九四六
年から四八年までの間に百五十萬の復員將兵を更生させる計畫が作
られたが、後者の場合、その五萬名以上は中央訓練所の提供した新
職業に就き、一九四七年十月までにその訓練を完了してゐる。しか
し過去二年間に失業者數は増加しつづあり、上海、天津、青島、漢
口などの産業中心地における失職者數は一九四六年のはじめに六十
六萬七千名を超えたと報じられた。奥地——そこから工場が再び海
岸地方に移されてゐるが——においても失業状態は悪化してゐる。

一九四七年十月に報告されたところによると、上海自體において、失業者数はそれまでの三ヶ月間に十五萬から三十萬に増加した。これらの大部分は公共事業および織物、造船および工作機械製造などの産業から解職されたものである。

また中東の一部および一部ラテン・アメリカ諸國でも、勞働市場は若干数の失業とともに、深刻な慢性的雇用不足によつて特徴づけられている。同時にある種の人力、とくに熟練工のはなはだしい不足がみられる(一)。

(一) 國際勞働機構アジア地域準備會議(ニューデリー、一九四七年)報告第二部、「勞働措置の實施を含む一般勞働政策」(國際勞働局、ニューデリー、一九四七年)。

(二) 國際勞働機構近東中東地域會議(イスตันบูล、一九四七年)「事務總長報告」(國際勞働事務局、ジュネーヴ、一九四七年)第三章「雇用および職業教育組織」。

最近數カ月に、世界の雇用状態はいくつかの嵐に見舞われている。それらの大部分は主として、現在世界の各地域における雇用計畫を脅かしている貿易および爲替上の困難と、政治的不安とから生じている。相當多くの國は原料、機械の部分品その他の設備などを入手することで困難を豫想している。これまでのところそれらの要素は廣汎な失業を起していないが、これに重大關心を持つ國々については輕視しえない脅威となつてゐる。

過去一カ年の經驗から、現在の世界の雇用状態につきならんかの根本的結論がひき出されるとすれば、それはまず完全雇用が、大量失業の問題を除去する一方で多くのあたらしい人力問題を生じ、第

二に右の失業が、世界における多くの國で狭い範圍内に抑えられてはいるが全然なくなつたわけではなく、不完全雇用ないし偽裝された失業が世界の多くの部分で支配的になつてゐるということである。もしなにか單一の問題が全體を支配するかにみえるとすれば、それは、工業的に發展した國と現在工業化の過程にある國の兩方においての人力再分配の問題である。この問題は、工業や農業など種々の經濟活動の部門の間および、種々の産業、職業および技能部門の間に勞働者を再分配することである。種々の國の内部および相互間で人力の量的、質的再分配を行うことは、一九四七年にジュネーヴで行われた第三十回國際勞働會議提出の國際勞働事務局事務總長報告の中で、つぎのように強調されている。

「種々の經濟の必要に従つて行われる人力の再分配は、現在の雇用市場問題の中心となつてゐる。それはさらに、雇用市場の機構の顯著な發展を示唆している。再分配の過程は、單に失業者の再雇用の範圍を越えて、現就業者にまでおよんでいけばかりでない。さらに國家的見地からする社會的、經濟的福祉や個人的要望からして、重要でないものと重要なものとの評價をなすという考え方にまで進んでいるのである。それは人力のあらゆる源泉が汲みとられねばならぬことを意味し、さらにこの人力の最善の利用を確保する方法が考えられねばならぬことを意味する。戰爭中の經驗は、この考え方が格別珍らしいものでないことを感じさせるが、それを平和時に適用することはあたらしい發展であり、將來にたいする多くの含みをもつてゐる。」(一)

(一) 四四ページ、本報告は世界雇用市場にかんする検討を含

2. 労働力 (二) 六〇頁以下。

雇用市場機構の分野で當面の切迫した仕事は、現在および今後の勞働需要に應ずる人力再分配を實行する手段を見出すことにある。

現在勞働力の一般的不足および熟練工の深刻な不足に悩む多くの國では、人力にたいする政策は三つの互いに關連した主要部分に分けられる。すなわち、豫備勞働力の動員、雇用勞働者の再分配および、重要職業の要求にたいし勞働者の職業的技能を適應させることがそれである。現在その經濟を工業化し「偽裝された失業」を除去しようとしている國においては、人力についての政策は、第一に雇用市場にかんしてえられる情報を充實させ、第二に雇用市場を組織化するための基本的機構(とくに雇用斡旋)を作り上げ、第三に農工業間に勞働者を再分配し、これら經濟活動の兩部門に訓練済みの勞働者を適當に供給する手段を見出すための措置を中心とするものである。

豫備勞働力の動員は、第一に若い勞働者を個々の素質に應じて、現在もつとも補充が必要な職業や仕事に向けるための措置を含んでゐる。過去一カ年において、この目的のための措置は、たとえばベルギー、チエコスロヴァキア、フランス、ポーランド、スウェーデン、イギリス、ソ連およびユーゴスラヴィアを含むヨーロッパ諸國の大部分でとくに強調されている。青年にたいする職業指導施設を擴大し、雇用市場に入る青年達がこの施設を利用することを保證し、青年の職業配置施設を強化してその利用範圍を擴大し、これら青年達に統一的な援助をあたえるために職業教育および職業配置の活動を統合するという措置もとられた。ヨーロッパの若干の國では、大

多數の青年は、公共職業指導および職業配置の施設を通じ訓練ないし雇用の機会をえてゐる。また人力不足がそれほど深刻でなくまた全般的でない國々においてさえも、種々異つた經濟活動の部門および、そのうちでえられる職業にたいし青年達をより慎重に割當てることに、一層大きな注意が拂われている。このことは、たとえばラテン・アメリカの多くの國々、カナダおよびアメリカにおいてそうである。オーストラリア、ニュー・ジブラントおよび南アフリカは、現在多くの産業でみられる少年勞働の不足を克服し、若い勞働者の就業機會を増大させる手段として、青年の指導ならびに配置の施設を作る措置をとつてゐる。

第二に人力の動員は、失業勞働者を生産活動のうちから再吸收する措置を含んでゐる。これはアメリカおよびカナダにおける人力政策の重要な局面をなすものであつた。しかし勞働力が不足する多くの諸國では、失業者は人力の「豫備」をほとんどないし全く構成しない。もつとも、失業者の特別な集積地帯があるところ(イギリスにおける發展地區のように)や、そういう地區の生じつつある(ポーランドの若干地區のような)ところもある。これら諸國では、いかなる状態においても國家の福利に全く貢献しえぬ人々からなる失業者の、不可避的な「固い中心」があるとの考えを放棄してしまつた。比較的勞働回轉率の高い國においてさえも、再雇用がもつとも困難な仕事の一部——この一部も減少しつつある——を除き、仕事の短い期間は短くなる傾向にある。各國において、失業者の「もはや減らしえぬ最少限」とみられてゐるものは、全體の勞働者數からすればかつてないほどきつめて小さい割合を占めるにすぎないのであ

る。事實世界の多くの地域には、失業の全問題にたいして従来より異つた態度ないし寛大さの少い態度がみられる。特定の産業、職業ないし地域になぜ失業が存在するかを發見し、さらにその影響を受ける人々をすこしの遅滞もなく、經濟に役立つ仕事——かれらの以前の職業、産業ないし地域たるその他のものたるを問はず——に復歸させ、できるだけその資格と經驗に適した仕事に就かせたり、他國の労働需要に應じうるよう仕向けたりするための當面の努力が行われている。

第三に豫備労働力の動員は、雇用市場で婦人の労働をパート・タイムないしフル・タイムで利用する運動を含んでいる。ヨーロッパ諸國の大部分では、婦人労働者の供給は非常に弾力性があるとはいへなかつた。これらの國の大多數は、家計の責任を持つ婦人達が有利な職業に就くことを奨励し、かつそれを可能とするような方法によつて募集と宣傳を行い、就業婦人数を増加させる特別の措置をとつた。この方向にたいする措置は、たとえば、同等の仕事にたいする同等の賃金、安價かつ効果的な洗濯および修理作業、特種購置施設、共同の炊事所ないし料理店、家庭ないし職場附近の託兒所、その他の婦人の義務を軽減する施設を含んでいる。ソ連はすでにこの目的のために一連の措置をとり、現在、チエコスロヴァキア、フランスおよびポーランドは、婦人の雇用を促進するためにこのような施設の擴大を計畫している。イギリスは、多くの婦人が家庭外で働くのを妨げているかみえる障害の若干にたいし戦いをいどんでいる。

さらに、人力不足に悩むすべての國を含むヨーロッパ諸國の大部

分は、不具者にたいし適當な職業をあたえ、この重要な労働供給源を充分利用するために特別の立法的ないし行政的措置をとつた。不具労働者にたいする選擇的職業配置の措置は、イギリス連邦内の諸國およびアメリカにおいてもますますさかんにとられている。それらは補充を要する仕事を補充したばかりでなく、不具者に適した職業の範圍が廣いことを示した點で成功であつた。

多くの國では、熟練工および經驗者の多い年長労働者を説得して職場に止まらせ、あるいはそれに復歸させる努力も行われた。ここでもまた大部分の國においては、問題は、今日これらに適當な職業の機會をあたえるだけではない。さらに、かれらをさそつて職場に止まらせるに十分かつ強力な精神的、金錢的關心をあたえ、かれらがある肉體的條件に適した仕事に賢明に使われているようにするにある。たとえばフランスおよびイギリスでは、養老年金受領者は仕事をあきらめながら、年金を全額受取つてゐる。カナダおよびアメリカでは、老年労働者は、肉體的な要求および肉體的な能力の分析による選擇的職業配置方法を用いることによつて、多くの場合適切な仕事があたえられている。

多くの國においては、これらの労働供給源は一九四七年に入る前に殆んど盡きていた。現在までに、多くの國で人力の源泉は底をみせるにいたつたが、それでも重要産業における適當な労働者の需要はなお充たされぬままとなつてゐる。かくて周知のように、労働力不足の諸國では、現在の國情において不可缺とみられる産業および諸活動に多くの労働者を供給し、より重要でないかまたは「非生産的」と考えられるものにはたいする労働力供給を少くする人力再分配

に努力を集中している。この目的に對する措置は、雇用にたいする直接間接の統制、重要でない活動ならびに産業にたいする諸制限、(すなわち輸入および物價政策、原料および人力の計畫的割當などを通じて行ふもの)、生産方法の合理化、産業所在地にかんする計畫的方针、職業教育および成年労働者再訓練の組織化などを含んでいる。雇用斡旋は人力再分配機構の最重要部分とみなされ、それが經濟的諸必要に應じて労働者の配分を左右する機會は着々として擴げられている。

雇用統制は戰爭中、主要交戦國および若干の中立國で廣汎に行われ、その後大部分の國で廢止ないし緩和されているが、それはヨーロッパ諸國の多くによつて再び採用されるにいたつた。これらの統制は行政上の抑制によつて支持され、通常職業斡旋機關に雇用契約上の獨占權をあたえ、時にはこの機關による解職ないし辭職の統制および労働者にたいする就職の指示權を含んでいる。チエコスロヴァキアやイギリスのように廣汎な經濟計畫が行われているところでは、雇用統制は雇用機構の不可缺な一部とみなされている。また他の地域、すなわち一部の西ヨーロッパ諸國では、より直接的でない人力再分配達成の方法が、もつと實際的かつのぞましいものであると考えられている。嚴重な人力統制が立法措置によつて定められてゐるところを含む大部分の諸國では、その實施に當つては、強制は最後の手段としてのみ用いられている。しかし、労働組合が人力統制の提案に際してイニシアチヴを受諾したり、若干の場合みずからそれをとつてさえるという事實は、世論がいかに人力問題の重大性を認識しているかを示すものである。他方ヨーロッパ以外では、

若干のきざられた例外を除き、經濟狀態の改善により雇用統制は撤廢されている。

しかし、労働者のあたらしい職業に向つての移動を、職業斡旋機關が間接に統制することは、人力再分配の重要な一方法となつてゐる。またこれは全世界にわたり、種類程度ともに異なる人力問題をもつ各國によつて用いられている。このような統制は——もしそれが統制と呼ぶに値するならば——主として職業斡旋機關によつて行われる。それは、とくに補充を要する缺員のあることを労働者に告げること、重要な産業、職業および地域における雇用を宣傳すること、労働者を説得してそのような職業に就かせることなどの運動を通じて行われるのである。求職者に對する雇用上の助言は、このような労働者を重要な仕事に移す間接的方法の基礎となるものである。もちろんこの助言は、できるだけ有効な雇用市場および仕事の配置にかんする情報や、職業教育ならびに再訓練の計畫と結びつけられている。直接的雇用統制が廣く行われている國でさえも、もつとも補充を必要とする仕事に移るよう労働者を説得することは、再分配の主要な方法となつてゐる。そして統制にあたつては、できるだけ多くの労働者および雇主に職業斡旋機關を利用させるようになり、直接的統制へとくに特定の職業に移ることを指示する權限を最少限に止め、これを最後の手段としてのみ用いるよう努力が拂われている。

より重要でない産業にたいする諸制限は、しばしば他の理由、例へば爲替、原料、機械ないし海運施設の不足などの理由によつて行われている。それらはしばしば一層重要な産業にたいし、潜在的に

利用可能な人力を供給している。他の場合、重要度の低い企業の活動は意識的に制限されている。それは、他の目的のために人力を解放し、またとくに重要経済部門におけるある種の生産隘路を克服するためである。たとえばポーランドとチェコスロヴァキアでは、分配、貿易、商業についての公共的サービスのある部門、いわゆる「ぜいたく品」産業、および非生産的とみなされる職業（多種のサービス業および手工業を含む）における不要な雇用を削減する努力が行われた。この種の措置はしばしばブルガリア、チェコスロヴァキア、ポーランド、ソ連およびユーゴスラヴィアで行われたように、生産合理化を目指す政策の一部となつてゐる。ルウェー労働管理局は、政府の一九四七年度人力予算にしたがい、人力を重要性の低い仕事から高いものに再分配する一連の措置をとつて来た。ベルギー、フランスおよびイギリスもまた、餘り重要でない企業に雇用されている人力の量を直接間接に縮小するを行つてきている。しかしここで強調せねばならないことは、あらゆる國において、非重要部門の雇用制限についての措置は、解放された労働者が重要部門の雇用に適するかまたは適合させられ、そして實際においてそのような仕事に配置される場合においてのみ、重要企業の雇用に有益な効果をもたらすということである。

産業の所在地にかんする計畫的方針も亦、多くのヨーロッパ諸國、ならびにオーストラリア、カナダ、インドおよびニュー・ジブラントにおいて、戦後の人力配置策の必要な一部として採用されている。産業活動の所在地にかんし賢明な計畫を樹てれば、ある程度まで現地の人力を使うことができる——これはほとんど例外なしに國も少い。

ところが、これまで遭遇した困難の多くは次の點から起つた。それは、現在必要な人力再分配を促進するためには、何よりもまず、労働者の技能を重要産業の必要に適合させる必要があるということから起つてゐる。このことは當然、職業教育と成年労働者の再訓練を意味する。原則的には、この目的のための措置は壓倒的な重要性をもつことがみとめられつつある。しかしほとんどもあらゆる地域で、その實行は非常におくれている。いづれにしても、成年労働者の訓練という問題はいまやはじめに社會政策上の緊急問題とされるにいたつたのである。適當な訓練方式を組織化する措置は、現在人力不足に悩むすべての國によつて採用されており、また國家發展に要する訓練済みの労働者が不足する工業化の過程にある國においても同様である。

ベルギーおよびオランダは成年労働者のための訓練所および再訓練所を増加させた。フランスは現在約二百の職業再訓練所を持ち、とくに成年労働者を建築および土木の仕事のために訓練することに努力を集中している。ソ連は廣汎な訓練計畫を持ち、その適用によつて、平均個人生産力を三分の一以上も引上げることが期待している。イギリスは多くの異つた業種における訓練計畫を擴大し、とくに建築および炭鑛業のための労働者訓練に重點を置いてゐる。ポーランドは多種熟練工の急速な訓練のための廣汎な計畫を實施したばかりであり、また坑夫の訓練のためにも特別な計畫を持つてゐる。

に、労働者を一地域から他の地域に移すより容易である——のである。これはまた労働を生み出す措置と、重要な仕事にその労働者を再雇用する措置との間の協力を強化することにもなる。

しかし、産業活動の分布がいかに賢明に計畫され實行されたとしても、労働者を仕事のために移動させることは時折必要になるものである。したがつて、労働者の地理的移動性を高めることは、一九四七年においても依然、人力政策の重要な一部となつてゐる。多くの國は、労働者がより多くの、あるいはより適した雇用の機会を持つ新しい地域に移ることを奨励する特別の措置をとつた。原則としてこの目的のための措置は、何よりもまず労働ならびに生活状態についての信頼しうる詳細な情報（適當な住宅施設の有無を含む）と労働者およびその家族が移動を決定してそれを實行できるように財政的援助とを含んでゐる。

これまで人力再分配を達成するためにとられた措置は、いくつかの困難に出會つてゐる。それらの或るものは、種々の國家雇用幹旋機關の機構および職員の缺點に理由を求めることが出来る。したがつて、過去一年間に非常に多くの國が雇用幹旋機關を設置し、現在それらにたいして起つてゐるきわめて大きな要求をみたさせるために、積極的な措置をとつたというところは心強い。經驗の示すところによれば、雇用幹旋施設を現在の人力需要に適合させることはとくに必要となつてゐる。例えば、農村地區で非効率的に使用されている人力を引抜きながら、同時に農業の不可欠の必要を保障するような方法で、かかる地域から労働者を徵募することが出来る國は少い。また特定の部類（例えば既婚婦人や不具者）の労働者または特

オーストラリアおよびニュー・ジブラントは再建の事業のために成年労働者を訓練する計畫を有し、その實行は成功を収めつつある。カナダとアメリカは種々の方法によつて成年労働者を訓練しており、インドでは技術的訓練の組織化が進捗している。成年職業教育はまた、限られた規模でラテン・アメリカの若干國および中國の數都市で着手されてゐる。

これまでのところ、成年訓練計畫の結果は、その必要と比較して非常に限られてはいるが、心強いものがあるように見受けられる。必要とされる技能を得るよう労働者を訓練ないし再訓練することは、必然的に多くの時と金を要する。いくつかの例外を除き、成年訓練の組織と方法にかんする經驗は缺けており、必要な場所、設備、材料および訓練者を見出すことは困難である。またしばしば雇主および労働組合はひとしく、新入の未経験者にたいする最初の訓練の必要ばかりでなく、新入者の吸収のための唯一の手段たる現存労働者の質的向上の必要にまで氣附くのがおそい状態である。しかし諸政府、とくに當面の人力不足に悩むものは、自國の労働者の訓練および輸入された外國人労働者の訓練のために、訓練計畫を最大限まで擴張することを決定してゐる。その國の雇主および労働組合によつて完全に支持されたよく發展した訓練計畫を通じてのみ、人力再分配が十分に達成され、生産高および生産力の水準が上昇するといふことはひろくみとめられてゐるところである。また熟練工の不足が急速に克服しうる問題でなく、労働者の訓練および再訓練にたいする全體の問題に注意が拂われるのが早ければ早いほど、各國經濟の將來を保障する機会が大きいといふこともみとめられてゐる。

ある國は勞働者の不足が絶望的であり、他の國は職と家のない男女を擁しているような状態において、雇用および定住のための移民の組織化は、人力政策における第一義的な關心をひく問題となつてゐる。一九四七年は、國家の移民政策の慎重な再検討と、すでに實際的人力分配に若干の限られた成果をもたらしたいくつかの重要措置（とくに双務協定）が行われた年であつた。

ヨーロッパは外國への移民と外國からの移民との双方の源泉となつてゐる。ヨーロッパ諸國で現在組織化されてゐる移民の大部分は、人力不足國における當面の、そして大體において一時的の勞働需要に應ずる目的をもつてゐる。イタリアからの餘剩勞働者の移民に於ける協定は、イタリアを一方とし、オーストリア、ベルギー、チエコスロヴァキア、フランス、イギリス、スエーデンおよびスイスを他の一方として締結された。これら諸國のすべては、一九四七年九月までに相當数のイタリア人勞働者を受入れた。さらにイギリス、フランス政府は、ドイツにおける兩國占領地區で難民を徵募した。ドイツ、オーストリアないしイタリアからの難民を徵募する他の協定は、國際難民委員會ないし國際難民機構準備委員會と、ベルギー、オランダおよびスエーデンとの間に締結された。フランスはドイツ人勞働者をフランスで雇用（特に鑛山の仕事に）するための措置をとり、イギリスも同様なことを考へてゐる。ドイツ人俘虜にたいしては、ベルギーおよびフランスを含む若干の國で、國際赤十字社およびアメリカ政府の同意の下に、普通市民として引き続き雇用することが申出でられてゐる。イギリスおよびフランスで

☆ ☆ ☆

は、俘虜達は送還される前に普通市民として雇用されることを申込む機會をあたえられてゐる。チエコスロヴァキアは近隣數カ國から勞働者を雇入れ、ポーランドは種々の地域から勞働者を送還させてゐる。人口の移動はチエコスロヴァキアと他の國々、とくにハンガリーおよびドイツとの間に行われた。

ヨーロッパからの海外移民はもつとおそく再開された。イギリス連邦諸國では、連邦内諸國間の傳統的な移動の續行と、特定部門に屬するヨーロッパ勞働者の移民奨励とによつて、人力需要の増大に應ずる努力が行われてゐる。ラテン・アメリカ諸國の多くは、移民の必要および定住の可能性をいまだかつてないほど丹念に考究しており、そのうち數カ國はヨーロッパに徵募使節團を送り、とくにイタリア政府などと交渉をさせてゐる。イタリアとアルゼンチンとの間には協定が成立した。さらにヨーロッパ以外の數カ國、すなわちアルゼンチン、オーストラリア、ボリヴィア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、南アフリカおよびウエネズエラは難民を移民として徵募することに同意した。

これらの例は、今日の人力問題に對應する手段としての移民にあつた關心が持たれてゐることを示すものである。雇用の機會と結びつき、國家の必要に應じ、かつ關係勞働者の利益を擁護するような秩序ある移民なしには、世界の人力資源の完全かつ有效な利用を確保する機會はほとんどないのである。

☆ ☆ ☆

過去一カ年において、多くの諸國は人力問題にたいして深い關心を拂つたが、諸國際機構も同様な活動を行つてゐる。一九四七年十

一月に、國際連合ヨーロッパ經濟委員會は、ヨーロッパの復興と再建に於ける主要人力問題の若干を、國際勞働機構その他の關係機關と協力して研究すべき人力委員會を任命した。一九四七年六月にジュネーブで開かれた第三十回國際勞働會議は、はじめに雇用斡旋機關に於ける討議を行つた。さらに同問題に於ける條約および勸告案を採擇するために、第二次ならびに最終の討議を一九四八年六月にサンフランシスコで開かれる第三十一回會議で行うことになつてゐる。これは、雇用斡旋機關を作つて勞働力および技能の需要に勞働者の供給を調節することに必要な機能を、右機關にあたる上に有益な指針となるであろう(一)。雇用のための移民は國際勞働機構の常設移民委員會の特別権限内にあり、同委員會は戦後最初の會合を一九四六年八月モントリオールで開き、國際勞働事務局の管理機關が豫想どおりにそれを決定するならば、第二次會合を近い將來に開くはずである。この委員會の發意によつて、各國間の移民に於ける組織の模範的協定が起草され、各國政府の參考に供された。各國政府はまた、(部分的には經濟社會理事會の決定により)一九三九年の雇用移民協約の修正の可能性ならびにそれに關係ある二つの勸告についても相談を受けてゐる。委員會はまた、來るべき國際勞働會議の議題に、移民の技術的選擇および訓練の問題を上程することを提案した。雇用市場組織化に關連する職業輔導は、一九四八年に開かれる第三十一回國際勞働會議の議題として第一に討議される事項である(二)。職業教育および再訓練は、國際勞働事務局の要求またはその管理機關の決定によつて、國際勞働機構を通じて行ふ實際的措置の第一歩として、同局内で細密に考究されてゐる(三)。

(一) 一九四七年のジュネーブにおける第三十回國際勞働會議のために用意された「國際貿易機構の雇用斡旋機關」報告第五の(1)および(2)、ならびに一九四八年のサンフランシスコにおける第三十一回會議のために用意された報告第四の(1)を参照。

(二) 一九四八年のサンフランシスコにおける第三十一回會議のために用意された「國際勞働機構職業輔導」報告第五の(1)を参照。

(三) 人力問題に於ける國際勞働機構の事業に關するより詳細な記述は、以下の第四部「國際勞働機構」の部分に参照されたい。

以上の一般的検討は、全體として、國內的、國際的な人力政策が、ますます完全雇用および高度生活水準という全般的な社會目標に向けられてゐることを示す。同時に、各國の内部および相互間に人力の餘剩と不足が同時に存在するという點は、熟練工の「世界的不足」と併せ考へて、入手可能な勞働者と缺員となつた仕事とをより急速より正確に適合させ、現在の資格と必要とされる技能とが適合せぬ時は必要な訓練をあたえるという措置によつて雇用市場の効率を改善するため、いかなる機會も逸してはならぬということを示している。必要とされる種類の措置は、國家的ならびに國際的な政策に詳細に示されており、現在必要とされるのは、これらの政策を適當な規模において實際に適用するための特定の行政的取極めと施設の發展である。

人力の問題はあらゆる國にとり死活的な重要性を持つてゐる。その満足な解決に、經濟的社會的政策の成功と社會の全構成員の福利と

が依存しているのである。しかし、雇用市場のより有効な組織がいかに重要であるとはいえず、ただその組織のうちのみ右の解決は見出しうるものでない。それは相當大きな程度まで、互いに關係ある經濟および社會組織の諸問題の全體を解決するために、國內的、國際的にとられる措置のいかんにかかつている。これらの問題の解決が進められてはじめて、世界の基本的資源の一つたる人力の層有効な利用が可能となるのである。

第五章 經濟開發の進展

はしがき

經濟開發が進んでいないことは低い生活水準に現われる。というのは、低い生活水準は、人的資源や天然資源やエネルギーや資本が能率的にかつ十分に利用されていないところから起るものだからである。これらのものを利用することでは、進んでいる國も遅れている國もある。その結果として、世界各國の平均生活水準の間には極端な相違があるのである。人口一人當りの國民所得の比較はこの相違の規模を示している。ただしこれらの數字にも、細目については資料の不足へとくに開發程度の低い國々にそれがある、定義ないし計算方法の相違、大幅な誤差などがある。第十九表は資料を容易に入手しうる國々を、一人當りの記録された國民所得の多い順にならべたものである。

一九三八年の數字を使用したのは、これが最も多數の國々について入手しうる數字だったからであるが、現在手許にある資料は、戦時中ならびに終戦直後に國際的不均衡がさらに甚だしくなったことを示している。戦時中、開發程度の低い多數の國々が、主要連合國の援助の下に非常に開發されたのは事實であり、これら諸國の多くは、戦時中獲得したものを自國の經濟機構に對する恒久的な利益として保持することに努めている。開發程度の低い諸國はまた、外債の清算ないし減少ならびに在外資産の入手を通じて利得を得た。し

第 19 表 1938 年の一人當り國民所得

| アメリカ・ドル | アメリカ・ドル | アメリカ・ドル | アメリカ・ドル |
|-------------|---------|-----------|---------|
| アメリカ | 510.6 | アイスランド | 250.0 |
| ニュー・ジージーランド | 500.0 | フランス | 243.9 |
| イギリス | 481.2 | フィンランド | 168.9 |
| スイス | 447.6 | オーストリア | 164.7 |
| スウェーデン | 430.2 | 南 阿 | 160.9 |
| オーストラリア | 423.2 | アルゼンチン | 156.2 |
| カナダ | 351.8 | チエコ | 137.3 |
| デンマーク | 335.8 | イタリー | 131.8 |
| オランダ | 321.8 | チリ | 126.1 |
| エール | 258.6 | ハンガリー | 112.1 |
| ベルギー | 257.1 | | |
| | | ブルガリア | 109.7 |
| | | ポーランド | 94.3 |
| | | ギリシヤ | 78.9 |
| | | メキシコ | 60.0 |
| | | ドミニカ | 56.2 |
| | | ボリヴィア | 39.4 |
| | | ブラジル | 33.3 |
| | | フィリピン | 31.2 |
| | | オランダ領東インド | 22.0 |
| | | 中 國 | 17.6 |

〔註〕 出所：國際連合統計局。

かしながら、その他にはそれほど有利でない影響もあつた。開發程度の低い多數の諸國は、物質的な戰災を蒙つた。他の開發程度の低い諸國では、戰時中正常な開發活動が遲滞ないし事實上停止した結果、これら諸國の大半では維持ならびに修理が甚だしく遅れている。これと對照をなすのは、戰前に經濟的に最も進歩した國家の列に伍していた一部諸國で、急速な産業開發が進められたことである。したがつて開發程度の低い諸國のうち、ある國々の地位は絶對的な意味で退化し

その他大部分の國々の地位は、高度に發達した諸國との比較において退化したのである。

開發計畫は重大な障害を克服しなければならない。例えば、立案された企劃の實施に必要な技術的資格のある人員の不足、國內の貯蓄や外國爲替の不足、適切な統計情報の欠除、資源に関する知識の不足、貧弱な保健状態、教育の不足、輸送の不足等である。

開發程度の低い國々の政府ならびに多數の人々は、經濟開發を目指す熟考された組織的努力の必要をますます感ずるに至つてゐる。これはしかし、包括的かつ統合的な計畫が到るところに存在するという意味ではない。いくつかの國々は、國家の經濟的社會的生活のあらゆる面に觸れる綜合計畫によつて進んでいるが、大概の國は經濟の種々の部面に問題が現われるごとに、それに對處するという斷片的な方法をとつてゐる。

ある國々では、公営ないし官營が國家經濟のきわめて大きな部分におよんでいるが、私的創意を發展させる必要を政府が認める慣習の方が、もつと一般的に行われている。それは政府が、經濟生活の一部基本的ないし重要部面に對する所有、經營、特に統制の權利を拋棄したという意味ではない。信用機關、とくに農業、鑛業ないし産業開發の資金を有利な條件で提供する目的をもつ信用機關が提唱され、創設され、擴張された。政府による民間事業への直接參加の各種の形式が擡げられた。國際的水準において、いくつかの國々が各種の國際組織から借款と技術援助を求めた。

各國政府が開發促進に使用した方法は傳統的なものであり、關稅による保護、免稅、補助金、貸付け、保障、技術援助をふくんでい

た。政府發起の形式としては、生産のための好條件の作成と維持から、各種の官民合同企業を通じての物資の生産と販賣における完全な政府獨占に至るまで、廣範圍にわたつてゐる。開發計畫の方法ならびに内容はともにそれぞれ非常に異なるけれども、その目的ないし目標はつぎのように要約しうる。

(イ) 國民の生活條件の改善 國民大衆の生活條件の改善は、一般に開發計畫の主要目的であるばかりでなく、經濟的社會的政策一般の主要目的と認められてゐる。このことは最近の經濟開發分科委員會第一回會議の報告によつて裏書されてゐる(二)。大多數の政府は、この事態は經濟狀態の改善ばかりでなく、さらに直接的な社會的措施によつて解決を計る必要のあることを認めてゐる。したがつて各國政府の豫算においては、現在よりも安定しかつ有効な雇用と生産能率改善のための項目には——主として現在よりも變化が多く近代化した職業機構の機會をつくる方法によるものだが——住宅計畫、衛生事業、教育の向上等がともなつてゐる。

(ロ) 國際連合文書 ECONOMIC, 一九四七年十二月十八日參照。多様化の増加 多くの開發程度の低い諸國にあつては、經濟機構における高度の専門化——それはしばしば需要と價格にきまつて敏感な、二、三の一次の商品の生産を基礎としてゐる——がその特徴となつてゐる。しかしこのような依存性を減少することが好ましいことは一般に強調されるのである。したがつて多くの開發程度の低い諸國は、農業生産物を多様化すると同時に、産業の範圍擴張を助長する措置に乗り出している。

(ハ) 農業技術の改善 農業は開發程度の低い諸國の大部分にお

くに、國內燃料資源にとほしく、開發程度の低い諸國で好まれてゐる。

(ヘ) 技術訓練は通常技術的の機關設立によつて進められてゐる。これらの機關は、天然資源の調査ならびに、國家の生産品および原料の最善かつ最も能率的な利用方法の決定という任務を持たされてゐる。

各國における經濟開發活動

以下の簡単な説明は、若干の特定國における經濟開發の現状と、最近の傾向を述べたものである。ここに取扱われている諸國は、主として資料が比較的容易に入手しうる國々か、または經濟部の作成した「特定諸國における經濟開發——方針、計畫、機關」に関する報告にふくまれている國々である。その他の諸國に関する情報は、國際連合加盟各國政府に送られた質問書に對する回答を參照して、目下編さん中である。

アルゼンチン アルゼンチン政府は五カ年計畫を開始した。同計畫は一九五一年末に至る期間を對象とし、經費は十五億ドルかかると推定されてゐる。同計畫中には必要な資金の調達について詳細な項目がある。投資豫定額の三分の一以上は動力開發に使用され、とくに水力發電ならびに石油、ガスその他の燃料資源に重點がおかれる豫定である。交通の開發に投資額のさらに三分の一が振向けられ残りは農業、工業、社會施設——公衆保健、衛生等をふくむ——にあてられる。本計畫は八萬人以上の労働者に職を與え、二十五萬人に移民の機會を提供するものである。

いては主要な職業であり、かつすべてにおいて重要である。しかし農業はしばしばきわめて時代遅れの方法で行われており、その方法は、時として天然資源に對する技術的によく進んだ開發方法——それはしばしば外國企業の手の中にある——と著しい對照をなしてゐる。農業技術を改善し、農業施設を増加し、土地所有制度を改良し、土壤處理と保存に科學知識を適用しようという欲求が一般に廣く存在してゐる。同様に、灌漑と開墾は重要な目的であり、前者はしばしば多種の目的をもつ水利開發計畫の一部として扱われてゐる。

(ニ) 工業化 開發程度の低い諸國の大部分は、自國の經濟における工業生産の割合を増加しようという強い欲求を示してゐる。とくに奨励されてゐる産業は、現地の原料に加工するもの、食糧不足を緩和するもの、戦略的ないし主要な産業と見做されてゐるもの、國際收支のバランスによい影響を與えうるものである。従来未加工ないし半加工の狀態で輸出されてきた原料をさらに加工しようという欲求は、普遍的に現われてゐる。一般に重工業、とくに冶金工業と化學工業が好まれ、その發達は時としては鑛業の開發や、またしばしば河川流域の開發に基礎をおく地域計畫と結びつてゐる。基礎産業も、開發程度の低い諸國の國防の安全を強化するために好まれている。經濟開發計畫がどこで終り、國防の安全の考慮がどこではじまるかを見分けるのは必ずしもつねに可能ではない。

(ホ) 多種目的の水利開發は多數の開發計畫において顯著な役割を演じてゐる。水利開發は普通、電力と産業開發の結合から成り、農業、輸送、水道その他の分野における改良をとまらう。これはと

以上は政府が製造工業發展のために、自分自身の創意によるか、または民間企業と共同で使用するものと期待される資本をふくんでゐない。しかしながら工業化、すなわち新工業の創設ないし既存工業の開發が、現在のアルゼンチンの經濟政策における最も顯著な傾向をなしていることに注目すべきである。事實すでに五カ年計畫が實施される以前から、より高度の製造工業、とくに冶金および化學工業の發達を助長し、纖維、新聞用紙、プラスチック、油等の輸入品の國內生産と、皮革、羊毛等の商品のより高度の段階における輸出向け加工を奨励する措置が採用されてゐた。以上の目的に合致する企業を奨励するために、これらの企業に對して、施設と重要原料の免税ないし減税が許されたばかりでなく、政府は多額の補助金によつて官民合同企業の創設をも援助しうるのである。もつとも、助成さるべき各種産業に對して資本金を具體的に割當ててゐる譯ではない。しかしこれまで提案されるか、あるいは現在すでに實施中の諸計畫は、工業化がこの國の一般經濟開發計畫の支柱であることを見事に示してゐる。五カ年計畫に含まれてゐる數字は、一九五一年末までに工業生産を、一九四三年の水準より殆んど四〇%方引上げうる可能性のあることを示してゐる。基本的冶金工業の發達がいかに重視されてゐるかは、一九四七年に議會の承認を得て官民合同企業として計畫されてゐる鐵鋼會社の資本金が、二千五百萬ドルである事實をみれば明かである。鑛鑛の建設はすでに開始され、急速に進捗してゐる。

アルゼンチンには、製造工業と發電を主とする合同企業の創設のため五カ年計畫中に盛り込まれてゐる資金のほかに、工業信用銀行があ

る。同行は着實に營業を擴張し、一九四五年には百三十億アルゼンチン・ペソ以上の信用を供與した。

農業開發計畫には、全國の穀物貯藏施設改良費がふくまれてい

る。一九四七年七月に設立された全國經濟會議がアルゼンチン開發のための諸計畫の中央調整機關である。同會議はこの分野において廣般な權限を與えられている。會議の議長は完全な關係の地位を與えられている。

アルゼンチンの開發計畫の一つの顯著な特徴は國家貿易機關の活動である。この機關は輸出入双方に従事している。

ボリヴィア ボリヴィア開發計畫は一九四二年十二月設立された政府機關、ボリヴィア開發會社によつて作られ、且つ實施されている。經費八千八百萬ドルに上る長期經濟開發計畫の大綱が作られたが、そのうち若干の重要部分は、長期開發の第一期に關心をもつアメリカ技術使節團の勸告に基いた、もつと當面の計畫の中に盛り込まれている。この計畫のために二千六百萬ドルがつぎのように割當られている。道路と鐵道四六%（主として公路）、農業と灌溉二五%、石油開發二一%、鑛業四%で、残りの四%は當初衛生事業に振向けられる計畫であつたが、その代りに工業に割當られた。この計畫實施に必要な資金の一部分は、ロシントンの合衆國輸出入銀行からの借款を通じて調達された。

ボリヴィア石油局は、同局の計畫のうち一千四百萬ドルの新精油所の設立をふくめている。この計畫もまた輸出入銀行からの借款による資金によつてゐる。鑛業銀行は營業分野を冶金業にまで擴張

現在生産開發會社が部分的な「當面の行動計畫」を發表している。一九四六年十二月に設置された新全國經濟會議が、現在では活動調整の最高機關である。同會議は政府ならびに勞資双方の代表者からなる三部制度によつて機能している。

政府の創立にかかるチリー生産開發會社は廣汎な領域にわたつて開發計畫をすすめている。ここで重點をおいているのは工業、電力および交通である。電氣エネルギーが單一の項目としては最も大きい。同社はワシントンの合衆國輸出入銀行から相當額のクレジットの供與をうけた。一九三九年以來、同行ならびにアメリカ民間投資家の供與したクレジットの總額は一億ドルと推定されている。ただし實際に引出された金額はずつと少額である。

チリー生産開發會社は鐵道電化、電力、輸送、林産品、港灣施設等に關する諸計畫のため、四千萬ドルの借款を國際復興開發銀行に申請した。開發會社の主要な諸計畫實施に要する資本はつぎのように分布されている。電力二七%、コンセプション製鋼所二三・五%、鐵道電化一八%、交通七%、農業機械六%、セメント工場三%。これらの數字は最も緊急な必要を示すに止り、現實の計畫とみなさるべきではない。一例をあげれば、鐵道電化においては全額の半分以上が將來實現を期待されている借款である。この比率は電力においては三〇%、交通においては四〇%である。以上概略を述べた計畫——一部は現在實施中である——が完了すれば、副次的な利益を計算に入れずとも、國民所得が一九四五年の水準の六%増加することが期待されている。

税金を免除されているコンセプション製鋼所の場合を除き、開發

した。灌溉局の後援ですでに實施中の計畫によつて、ボリヴィアは現在の水準における國內消費に十分なだけの砂糖きびと棉花を栽培しえよう。

ブラジル ブラジルは現在綜合的な開發計畫をもつておらず、特定の計畫によつて基本的諸問題のうち若干のものに個々に對處している。最近の諸計畫のうちには一九四四年の全國公路計畫、全國電化計畫、ならびに一九四七年に提出された鐵道施設更新計畫がある。公路計畫はブラジルの道路マイル數の約一五%の増加を目標としてゐる。この目的のために特別基金が計上され、一九四七年には同基金によつて三千八百萬ドルの歳入が見込まれている。鐵道施設更新計畫は十カ年を對象とし、經費は約四億六千萬ドルの豫定である。

重要産業に對する特定計畫も作られ、官民合同會社の形による個別的機關を通じて一部分實施された。これらの機關のうち最も重要なのは全國鋼鐵會社で、資本金は五千四百萬ドルである。ヴォルタ・レドング製鋼所は中南アメリカ最大の製鋼所で、一九四七年末における生産量は鐵鋼合せて年産三十二萬五千トンの割合で、このほかにも多數の重要副産物を生産している。最近の計畫のうちでは、サン・フランシスコ河のバウロ・アルフォンソ瀑布を根幹とするサン・フランシスコ水力電氣會社が、ブラジル東北部にとつて非常な重大性をもつようになる可能性がある。農業トラクターを生産する全國發動機關會社は事實上完成された。同工場にはトラクター運轉手學校が附屬しており、これが産業技術の中心となるものと期待されている。

チリー チリーは經濟開發のための中央計畫を持つていないが、

會社はいかなる特權をも享けていない。

中國 一九四六年から一九五〇年までの期間を對象とする中國の五箇年計畫は、七十三億ドルに相當する資本投下を考慮している。そのうちほとんど五分の二近くが交通と貿易に、ほぼ同額が鑛業と工業に、残りが電力および農業開發に向けられる豫定である。この計畫では、必要な資金の半額を國內財源に、他の半額を海外に仰ぐことになつてゐる。

エクアドル 一九四五年に可決されたエクアドルの經濟開發計畫は農業、牧畜、工業を對象としている。この計畫がとくに重點をおいているのは農業である。計畫の實施には、經濟省が開發會社その他の機關と協力して當ることになつてゐる。同計畫の財源の一部にあてるため、一九四五年から四七年までの分として、中央銀行から六百五十萬スクレの貸出しが行われた。

エジプト 一九四五年に開始された五カ年計畫は二億一千萬ドルに達する支出を要求している。同計畫の最大の部分は保健ならびに保健關係部門（五分の二以上）、および交通（五分の一以上）である。水力發電、農業、灌溉、工業、商業、教育、社會保障も項目にふくまれている。單一の計畫で最大のものはアスワン・ダムで、その電力は主として人造肥料生産に使用される。第二の政府所有精油所も計畫されている。農村住民への給水状態の改善も緊急に考慮されている。主要な企劃主體は國務會議の下に設置された經濟開發委員會である。

グアテマラ グアテマラは經濟開發の綜合計畫を持つていないが、基本的觀念と指令は、一九四七年に議會に提出された産業開發

法にふくまれている。

同法は産業を三種類に分類することにより、産業投資促進を目的とする優先制度を設けている。第一類は生活水準引上げに直接関係のある衣食住の「基本」産業をふくむ。第二類は第一類ほど重要な性格は持つていないが、完全雇用の促進ならびに産業における天然資源利用の助長に役立つと考えられる産業である。これより國家的重要性の低い諸活動は第三類に入れられている。

インドおよびパキスタン インドでは開発計画に非常な関心もたれ、自治領政府は鐵道、公路、ならびに産業の開発について計畫をもつてゐる。企業諮問委員会が一九四六年に設置された。政府は例えばダム・ダール計畫のような、大規模な水力發電計畫を多數立案實施することを考えている。大規模な官有人造肥料工場も完成に近づいてゐると解されている。

自治領インドの各州政府もまた多數の計畫をもつてゐる。インドにおけるあらゆる計畫の重點は工業および電力の開発におかれてゐる。もつとも、交通、文字教育、病院の發達もまた重要な部分を占めてゐる。

インドとパキスタンに於ける情報によれば、中央政府および州政府の諸計畫は約五十億ドルを要しよう。最も經費を要するのは、電力開發、鐵道、道路、農業、教育の順序である。さらにこれらの諸計畫の中には、一九五二年までに穀物年産三百萬トン増産の計畫もふくまれている。自治領パキスタンは農業的に自治領インドよりも有力な立場にある。さらにパキスタンの黄麻や茶の輸出は、國際收支にかんする立場を強化するものと期待されている。他方パキス

に財政的援助を提供する上に役立つことを立證した。

政府は自己の開発計畫に外國の援助と融資を獲得せんと熱望しており、すでに合衆國輸出銀行から一億四百萬ドル以上を借入れた。なおさらに新しい借款が交渉中といわれる。このほか開發の目的のために、二億九百萬ドル借入れの交渉が國際復興開發銀行に對してなされている。

一九四一年四月に可決された製造工業法は、基礎産業の部類に入れた産業に對し税金および關稅を免除する多數の條項をふくんでいる。これらの産業は、主として食糧その他の必需品を生産する産業か、あるいは今後一層開發されることが好ましい國內原料および資源に全面的または部分的に依存する産業である。非常に多くの産業が同法によつて與えられる便宜を利用してゐる。このように特別待遇による特典をあたえられた産業は、國民經濟を相當に増大させてゐる。なぜならこれらの産業が創設された結果、既存の企業の正常な發達以外に、一九四一年から一九四六年に至る期間に工業生産全體の約五分の一が増加したからである。

工業および一般經濟開發の今一つの有力な武器は、ナショナル・ファイナンス・エラという金融機關を通じて行われる政府クレジットの使用である。この融資機關は多數の新舊企業の財政強化に非常に活動した。一九四一年から一九四六年に至る期間に、この機關は約四千五百萬ドルの直接投資を行つたほか、約一億一千五百萬ドルの貸出しとクレジットを與えた。主要産業活動部門がこの財源にあらずかる割合はつぎのとおりである。鋼鐵二五%、電力一〇%、セメント三%、鐵道、公路施設等一二%、紙三%、人造纖維(主として人

タンは、小大陸インドの工業と石炭埋藏量にたいして妥當な歩合以下の割合しか占めていない。現在パキスタンの開發計畫の主要方針を決定するのは時期尚早であるが、水力發電の開発が重要な役割をつとめるのは確實である。

イラン 一九四六年に最高企業會議の設置をみたのに引續き、一九四六年から一九四七年にかけて七カ年開發計畫が開始された。これによる豫定投資額は九億ドルであつた。そのうち公衆保健の支出が半分以上に達し、農業と灌溉が四分の一を占めてゐる。外國資本は總經費の約三分の一となる豫定である。資本金七千五百萬ドルの工礦銀行が一九四六年に設立された。同年、前國王の所有地および國有地を土地を持たない農民に分配する法律が可決された。灌溉計畫には、耕地十五萬ヘクタールを灌溉するための十カ所のダム建設案がふくまれている。テヘラン地方の炭礦も開發される豫定である。工業開發は主として國有制度に依存するであらう。

イラク イラクは總經費二千萬ドルで鐵道改良五カ年計畫を發表した。長期の道路建設計畫が、五名の専門家から成る委員會によつて作成されてゐる。數箇の灌溉計畫のうちハベニア計畫が一番注目される。民間産業援助の融資は國家豫算のうちから割當てられる。

メキシコ メキシコ政府は、綜合的六カ年計畫および特定の措置ならびに企業を通じて開發を促進してゐる。連邦電氣委員會は、水力電氣開發の可能性を測定するため數回の地方的調査を實施した。一九五二年に終る六カ年を對象とする、經費約二億六千五百萬ドルの大規模な開發計畫が作成された。鑛業開發委員會はメキシコの鑛業資源を處理してゐる。同委員會はメキシコの鑛業に技術的ならび

絹)八%、肥料二・五%、石油九%、ナショナル・ファイナンス・エラは、メキシコにおける各種經濟活動のための機械施設の購入に六千三百萬ドルを輸出銀行から借入れた。産業振興におけるナショナル・ファイナンス・エラの活動擴大を示す今一つの例は、同機關が一九四六年には六億メキシコ・ペソ近くのクレジットを産業に與えたことである。同じ目的のクレジットは、一九四五年には四億メキシコ・ペソ以下であつた。一九四七年以後はナショナル・ファイナンス・エラの産業振興活動は大企業に限定されてゐる。中小商社は現在ではバンコ・ナショナル・デ・フオメント・コオペラチボによつて取扱われている。

ペルー ペルーは中央の開發計畫、部門別ないし集中化された開發會社を持つていない。この領域における仕事は主として財務省の後援の下に、地域的なし専門的機關を通じて行われている。このうち最も重要なのは一九四三年資本金三千百萬ドルを以て設立されたサンタ會社である。同社はサンタ河流域に基礎を持つてゐるが、一九四五年十二月三十一日に約七百萬ドルの投資を行つた。そのうち鐵道は四二%、一水力發電所が三二%、港灣施設資材が二〇%である。これらの諸計畫の中核は、終極能力十二萬五千キロワットを目標とする水力電氣開發である。このほかにも同社は他の水力利用計畫を検討してゐる。チンボータにおける製鋼所設立の準備作業が開始された。資金は税金讓渡および資産の移動を通じて政府から提供された。

ペルーにはまた工業銀行がある。同行は一九四六年十二月三十一日現在で工業に四百五十萬ドルを投資してゐた。そのうち最重要部

門は織維と製材である。

一九四七年中に資本金三千八百萬ドルのペルイ石炭會社が設立された。

フィリピン 復興金融會社は一九四七年一月二日に營業を開始し一九四七年四月三十日まで九百件の貸付け、總計二千五百萬フィリピン・ペソを許可した。その半額以上は不動産貸付けで、三分の一以上は産業貸付けである。

産業復興開發の確定的な計畫はまだ正式に發表されない。これらの計畫は十五年の期間を對象とし、三十二億フィリピン・ペソの支出を考慮している様子である。この金額は一方では工業、他方では住宅、病院、學校に、半分ずつ平等にわけられる豫定である。

經濟開發の分野における重要な諸計畫が全國開發會社によつて推進されている。同社は一九四六年末までに三千二百萬フィリピン・ペソを投資したが、その内譯はつぎのとおりである。セメント一八・五%、食糧生産三〇・五%、織維四・五%、炭鑛四%、バルブと紙三%、船舶運營二〇%、航空路七・五%。

ポーランド 中央企業委員會は一九四六年から一九四九年を對象とする四カ年全國經濟計畫を發表したが、これは再建と長期開發を一緒にしたものである。全期間に必要と推定される支出の量はわかっていないが、一九四七年には支出總計が約一億二千萬ズロチとなる豫定である。そのうち四分の一は工業に、七分の一は運輸と再建に、十六分の一は農業に割當てられる。一九四九年までに達成すべき生産目標はつぎのとおりである（一九四六年を一〇〇とする）。農業、林業、漁業二一・一、工業、鑛業、手工業二二七・六、サ

ヴェネズエラ 一九四六年に新設されたヴェネズエラ開發會社は、最も緊急に必要とされる當面の計畫の實現に從事している。同社の資金は補助金と借款二千七百萬ドル、その他若干の資産、ならびに年政府豫算による支出である。一九四六年に同社が興えたクレジツト六百萬ドルのうち、ほとんど半分が農業と牧畜、とくに牛乳シンドケートの金融に支出され、約三分の一が大規模なセメント工場の新設に向けられた。一九四七年の投資は二千六百萬ドルと推定され、そのうちほとんど四分の三が食糧と家畜に使われている。將來同社は一般開發計畫を作成する豫定で、そのうちには資源、人口統計、國民所得、國際收支、教育の調査がふくまれている。

行政面においては、開發の仕事は開發省ならびに一九四六年に設置された全國經濟諮問會議に集中されている。政策の主要な傾向は「石油の集中排除」、すなわち石油輸出へ過度に依存しないようにすることである。

その他の開發機關のうちにはつぎのものがある。すなわち資本金全額政府支出により、さらにこれに輸出入銀行の借款を補助として加えた農業畜産銀行、同様な金融方法による労働銀行、資本金の六〇%を政府支出により、さらに年々定期的な政府補助をうける工業銀行である。政府は國內産業の必要とする資材と原料、とくに輸入棉花に關稅の減免を行っている。

ヴェネズエラ政府はまたコロンビアおよびエクアドルの政府と共に、海運開發促進を目的とする共同計畫に参加している。

ユーゴスラヴィア 一九四七年四月に採擇されたユーゴスラ

ヴィイス二七〇・四、國民所得二三五・五。國民所得の約二〇%に相當する高い水準の投資が規定されている。

全投資額の五分の一までが外國クレジツトによつて賄われるよう期待されている。國際銀行に對し六億ドルの借款申込みがなされている。

國民所得に對する工業とサーヴィスの割合は、一九三八年の六一%から、一九四九年には七四%に引上げられる豫定である。また石炭生産八千萬トンが豫定されている。これは同地域における一九三八年の生産額に比し一千萬トンの増加となる。技術方面の雇用目標は十六萬五千名である。トラクタ、機關車、貨車、トラクター、オートバイ、自轉車の大量生産が豫定されている。

工業開發は主として公有の基礎に立つて計畫されている。農業は主として協同組合を基礎としている。このことはとくに配給と資材購入についてそうである。

トルコ 一九四七年に發表されたトルコの五カ年計畫は主として工業開發を對象としている。その細目は未だ完成していないが、鐵、セメント、ガラス、織維製品を増産して現在の輸入に代えることを目的としていると信ぜられている。一つの目標は鋼鐵生産能力三十萬トンである。運輸五カ年計畫は平均歳出約八百萬ドルの豫定である。一九三四年の五カ年計畫によつて、トルコは中東における開發計畫の草分けとなつた。土地の再分配を規定する土地法が一九四六年に制定された。トルコの灌漑排水計畫は、今後七年間で八千萬ドル以上かかる豫定である。國立銀行二行が工業開發を支配している。

ヴィアの五カ年計畫は、ほとんど五十六億ドル近くの資本投下を規定している。そのほとんど三分の一が鑛工業に、四分の一以上が交通に向けられる豫定である。同案は詳細な目標を設定し、國內の一番開發されていない地域に特に留意している。同案の目的は、國民所得を一九三八年より九三%上の水準に引上げるにある。豫定された投資率はきわめて高く、國民所得の二七・三%におよんでいる。復興と開發の諸問題は解き放ち難いまでに結びついているが、案としては主に新たな開發に關心を寄せている。工業生産における資本財の割合は、一九三九年の四三%から、一九五一年には五七%に引上げられる豫定である。これは絶対額からいえば一九三九年の六倍半である。一九三九年には國民所得の五分の一以下であつた工業生産は、ほとんど二分の一にまで引上げられる筈である。計畫の主要な機關は中央企業委員會ならびに個々の人民共和國の設置した諸企業委員會である。

フランス海外領地 これらの諸地域のうちのあるもの十カ年長期計畫による開發は、一九四六年四月に通過した法律に規定されている。資金は本國の豫算割當ならびに直接關係領土、および海外フランス中央銀行の長期貸付によつて賄われている。諸開發計畫の中央統制權は海外フランス省に與えられている。つぎに概略を述べる特別計畫のほか、モネ・プランが北アフリカとアフリカ海外地域を對象としている。

モロッコのために十カ年計畫が作成されている。その目標は石炭生産一一一九五一年に四十萬トン——鐵道電化、水力發電所等で、三カ年に三十億フランの支出を要する。チュニジアに對する同様な

計畫には、年産合計一億五千萬キロワット時の二水力發電所ならびに十七萬三千五百エーカーの灌漑がふくまれている。同案は特別の企業局によつて實施されている。

一九四七年の計畫によつてフランス領西アフリカに對する支出は、全海外地域に對する支出統計百二十七億本國フランのうち四十億本國フランで、内譯はつぎのとおりである。

| 項目 | 總額に對する百分率 |
|---------|-----------|
| 港 | 九・六 |
| 鐵道 | 一三・五 |
| 航行可能の水路 | 〇・五 |
| 道路 | 一二・四 |
| 航空 | 一・七 |
| 電氣通信 | 一〇・三 |
| 電氣 | 一・七 |
| 農業と畜産 | 一四・二 |
| 鑛山 | 一・四 |
| 保健 | 九・二 |
| 教育 | 六・九 |
| 都市計畫 | 一三・二 |
| 淨水 | 四・八 |
| 製圖 | 〇・六 |

アフリカの諸領土に對しては落花生、バーム・オイル、ゴム、棉花、サイザル、みかん類の大増産が計畫され、建築資材の生産も開始の豫定である。また觀光業發達のため六十のホテルを建設する管

である。

イギリスの非自治領 一九四五年の植民地開發福祉法により十年間に四億八千萬ドルの使用が可能となつたので、多くの海外領土はこれに基いて十年間開發計畫を作成した。これらの開發計畫は多くに保健、教育等の一般的社會サービス、ならびに農業と輸送に關連している。

これらの計畫の性格はニジェリアの例によつて示されるであろう。同地では十年間に二億一千万ドル以上を支出する豫定で、その内譯はつぎのとおりである。

| 項目 | 總額に對する% |
|-------------|---------|
| 農業および關係事項 | 一四・九 |
| 運輸交通 | 二一・四 |
| 商工業および電力 | 三・四 |
| 地方開發計畫 | 三・八 |
| 教育 | 一四・六 |
| 保健 | 一九・六 |
| 町村開發および都市水道 | 八・二 |
| 社會福祉 | 〇・七 |
| 雜 | 一三・四 |

以上の支出の約四〇%は植民地開發福祉法による補助金となる豫定である。

この領域における會社二社の設立が最近議會によつて可決された。その一は植民地開發會社で、その活動範圍はひろく、また四億ドルまでの借入れを許されている。その二は海外食糧會社で、とく

に食糧生産計畫の促進を目的としたものである。同社の借入許可限度は二億六千萬ドルである。同社は東アフリカおよび中央アフリカの落花生計畫を引受け擴張する豫定である。以上兩社は民間企業に代るものでなく、單にその補助となるに過ぎない。

經濟開發における國際活動

開發程度の高い諸國における開發を促進する國際活動は、組織の方面で相當の進歩をみせた。特別専門機關の大部分ならびに國際連合の各種經濟社會團體は、經濟開發のなんらかの面に關連している。反對に、經濟開發のいろいろな面のうち、なんらかの國際活動の範圍内に入らぬものはほとんどない。そのうちのあるものについては、國際連合の各機關の經濟的活動を取扱つた本報告の他の部分で觸れているが、簡潔な要約を行えばつぎのものをふくむこととなる。國際復興開發銀行はチリ、イラン、メキシコ等の開發程度の高い諸國から借款の申請をうけ、現在これを検討しており、また借款申請國の今後の開發をいかに援助したら一番よいかを研究している。國際通貨基金は開發程度の高い諸國の要請に應じ、通貨金融改革に關する事項につき援助するため技術使節團を派遣している。食糧農業機構は、開發程度の高い諸國にとつてきわめて重要な農業開發の分野における本來の活動の外に、さらに水源、肥料生産、小規模農村工業等の關連産業開發の諸問題をも處理せざるをえなかつた。國際労働機構は開發に密接に關連する廣範圍な諸問題、例えば職業輔導、移民、土木事業計畫の組織、労働關係、社會保險、賃金政策等に關心を有している。このほか國際労働機構主催で開かれた

地域會議は、中央および南アメリカ、アジア、中東の特定社會經濟問題を取扱つた。ユネスコはアジア、アメリカ、アフリカにおける多數の開發程度の高い地域での現地事業計畫を開始した。世界保健機構は現在なお暫定組織の段階にあるが、その中間委員會は世界の多數の地域で現地使節團を通じて活動している。國際貿易機構の憲章（現在なお草案の形にある）は、その目標の一つとして開發程度の高い諸國の經濟開發をあげている。

國際連合の各機關自身も開發の重要部面を取扱つている。財政委員會、統計委員會、交通通信委員會、アジア極東經濟委員會、ヨーロッパ經濟委員會、現在設立を提唱されている中央および南アメリカと中東に對する經濟委員會、社會委員會、人口委員會、信託統治委員會はすべて、開發程度の高い諸國の經濟開發のいろいろな部面を取扱つている。

元來綜合的取扱いを要する經濟開發が、あまりに多くのばらばらな部面に分解される危険のあることすら、經濟社會理事會の經濟開發分科委員會が一九四七年十一月十七日から十二月十六日まで開いた第一回會議でみとめられた。この分科委員會は、經濟開發の個々別々の部面をではなく、經濟開發全體に關心を抱いている。この分科委員會はまた經濟雇用委員會への第一回報告で、「經濟開發を全體としての一國の見地からみる必要」を強調し、さらに「こういふ全國的見地を持たないと、經濟開發が不十分でかつおくれるばかりでなく、社會的に無駄な開發の行われる危険すら生ずる」と述べている（一）。經濟開發の領域における中央政府の活動分野について、同分科委員會は「民間、公有、國營の各企業の長所あるいは短所に

開しいかなる見解をも表明しない」(二)が、「開發程度的一般より低い、あるいは最も低い諸國における要求された規模の經濟開發は、中央政府が重要な役割を演ずることなしには確保しえないであろう」と感じた。同分科委員會はさらに、「一方では開發程度が一般より低いかなしいは最も低い諸國の政府、他方では國際連合ならびに經濟開發の分野で活動している國際連合の専門機關との間に、現在より緊急な連絡を保つ必要」(三)を強調した。これに關連して、専門機關のうちいくつかのものにより、現在すでに技術的援助はあたらえられているが、これらの機關はその必要上自分自身の特定の分野に限定されているので、「經濟開發の分野全體にわたる援助を提供する必要が存在する」(四)ことを認めた。

同分科委員會は「開發程度的一般より低い諸國、とくに開發程度最も低い諸國は、収入が少いたため貯蓄の餘裕はほんの僅かしかない」ことを認める一方、それにも拘らず「經濟開發に必要な資金は主として關係諸國の國民の努力、國家經濟機構の改善、ならびに國家の生産性の増加にまたねばならない」(五)旨を強調した。同時に同分科委員會は、開發程度の低い諸國の多くでは經濟開發を「促進するため相當額の外國融資が必要である」(六)こと、かつ現在開發のための國際借款に利用しうる財源は「必要額に比較して全然十分である」(七)ことを發見した。「もしも今後數年間に經濟開發がもつと急速に進むならば、現在利用しうるよりももつと多量でもつとよく調節された外國資金の流入を、國際連合の枠内で活動している國際機關の手で、またはそれを通じて斡旋しなければならぬであらう」。

分科委員會は開發程度の低い多くの國々の直面している當面の重大問題にとくに注目し、これらの諸問題のうちにつきものものを擧げている。物資の不足、インフレ的條件、收支均衡の困難、輸送の困難、國內國外の資本入手の困難、開發程度の低い諸國の輸入しなければならぬ商品の價格が高いこと。委員會はつきに「開發程度の低い諸國はこれまでのところ、自己の問題の緊急性ないし自己の必要の規模に相應した規模の國際的援助を受けていない」(八)という意見に同意し、經濟社會理事會がつぎの決議を、經濟雇用委員會のしかるべき審議を経た上で、採擇するよう勸告した。

經濟社會理事會は、

- A (一) 經濟開發程度の低い各國の現在の經濟状態がきわめて悪化し、これらの諸國が長期の經濟開發計畫を能率的に開始しないし繼續することを妨げる程度に達している旨を認識し、
(二) 國內資源が經濟開發の基礎であり、外國の援助は補助手段としてのみ考慮しうることを認識し、
(三) しかしながら資金ならびに物資の双方の形における急速かつ實質的な國際的借款とクレジットなしには、短期の諸問題の有效な處理は可能でないことを認識し、
(四) 國際的ないし國內的徑路により提供される外國借款及びクレジットの量は制限されているが、世界の經濟的に比較的開發された地域によつてすでにこれらの基金に對する實質的要求がなされており、このため經濟的に比較的開發されない地域の短期の必要が無視される危険の大きいあることを認識し、
(五) つぎのように勸告する。すなわち財政、食糧、資材をも

つてこれらの比較的開發されない諸地域に對し即時國際的供給を行ひ、これによつてこれら諸國が短期的經濟問題によりよく對處し、それによつて自國の經濟開發の促進を容易ならしめるばかりでなく、世界の比較的開發された部分の經濟の復興と世界の安定と完全雇用の維持をも容易ならしめるようにすること。しかしこの供給は、搾取の目的ないしかかる援助をあたえる諸國に政治的その他の利益を得る目的のために使用されてはならぬこと。

B (一) 比較的開發されていない諸經濟の短期的諸問題の處理援助に即時國際的供給を行う必要のあることを認識し、

(二) 異つた經濟事情にある各國の當面の必要を綜合的に研究することなしには、必要な援助の量を確かめるのは困難であることとを認識し、

(三) これら諸國の短期の必要の規模と種類について、特定の資料を蒐集することが望ましいことを認識し、

(四) アジア極東經濟委員會の附託事項を満足をもつて認め、
(五) 國際連合の設置することあるべき他の地域的經濟委員會にも同様な機能をあたえるよう勸告する。

C (一) 比較的開發されない經濟の當面の短期的諸問題の急速な解決に向つて、早期の貢獻をなすことが絶対必要であることを認識し、

(二) この解決に必要な資金と資材のすべてを國際的財源に求めるのは不可能なことを認識し、

(三) つぎの見解を強力に支持する。すなわち、比較的開發されない諸國の政府は、彼等の短期の必要ならびに、これらがどの

程度相互の經濟協定および彼等の天然資源のよりよき利用によつて充たされうるかについて、適當とみとめる方法により彼等相互ならびに他國と協議すること。

- (一) 國際連合文書 E/CN.1/7, 一九四七年十二月十八日、第五節、第六節(一)。
(二) 前掲書、第五節、第九節。
(三) 同上、第十六節。
(四) 前掲書、第六節、第二十五節。
(五) 同上、第一節。
(六) 同上、第二節。
(七) 同上、第四節。
(八) 前掲書、第七節、第一節。

第四部 經濟分野における國際活動

第四部は本報告の結論的部分であつて、経済分野における国際連合および専門機関の主要活動についての報告をおこなわんとするものである。これらの活動にかんするこの簡単な報告によつて、経済問題の廣範圍にわたつて國際的行動が効果的であることが明らかにされている。經濟再建および世界復興問題をふくむ、第二次世界大戦によつて惹起された基本的經濟政策に關連を有する種々の問題は、國際連合憲章のなかに具體的に示されている。これらの問題を取扱う總括的機關は、國際労働機構をのぞき、國際連合によつてここ三カ年以内に創立された。

國際労働機構、食糧農業機構、國際復興開發銀行および國際民間航空機構にかんする本部の各節は、關係各機關によつて作成されたものである。國際連合および國際通貨基金の活動にかんする各節については國際連合事務局の責任においてなされ、後者については、國際通貨基金の職員の提供した資料にもとづいて作成されたものである。國際連合の節は主として、機構の説明ならびに經濟社會理事會および經濟分野におけるその補助團體の主要活動についてのべられている。國際連合事務局の經濟活動については、將來發行される「經濟報告」において報告される豫定である。

國際連合

一九四六年および一九四七年にわたり、經濟社會理事會——これは國際連合憲章の下において經濟問題を取扱う國際連合の第一義的機關である——は、經濟問題にかんする報告の研究、分析および準備についての機構を發展せしむるために必要な努力をおこなつて來

た。同時に事務局も、理事會が考究すべき多様の經濟問題を十分に取扱うことが出来るまでに發展した。このようにしてこの期間の末期においては、事務局機構が理事會の各機關の機構と密接に連關して存在し、諸機關にたいしてその機能を有効に遂行するに必要な統計資料、報告、分析を提供するようになったのである。

しかし、經濟的諸問題の性質として多くの場合早急な措置を必要とするが、總會および理事會は加盟國に勸告する政策を考究するためにかんがりの時間をついやした。すでに調査し活動した問題については總會および理事會の記録によつて明らかにされているから、ここでは單にその摘要のみをのべることとする。下記の記録において重點をおいた個所は創立された新機構についてであるが、これは憲章の目的である國際的協議および協力の實現が、これらの新たに創立された新機構を通じておこなわれるからである。

總會および理事會の兩者は、荒廢地域の經濟再建問題につき緊急な考慮をおこなつてきた。一九四六年二月の總會決議にもとづき、理事會は臨時戰災地域經濟復興小委員會を設立したが、同小委員會はその活動期間中に戰災地域の詳細な分析および現地調査をおこなひ、人口、食糧、農業、燃料ならびに電力、主要工業、住宅、輸送、金融ならびに通貨および通商の諸問題にかんする短期および長期的問題を研究した。これらの各問題にたいして國際的協力措置が勸告された。さらに、連合國復興救濟事業局（アンラ）の事業終結後に必要な救濟問題が、一九四六年十二月に總會がこの目的のために創立した特別技術委員會によつて研究され、報告された。同じ時期に總會は事務總長にたいして、個人の一日の勤務所得に匹敵する自發

的民間資金を、救済目的資金として募集し利用することを指令した。この問題の緊急性にかんがみ、経済社会理事會は一九四七年三月二十九日、自發的資金募集を促進するため國際連合兒童救済機關を設立した。募金収入は主として、一九四六年十二月十一日に設立された國際兒童緊急基金にくりいれられた。

臨時戰災地經濟復興小委員會の報告にかんがみ、さらに總會における論議を認めて、理事會は一九四七年三月二十八日、ヨーロッパ諸國の經濟復興および關連問題を特に取扱うヨーロッパ經濟委員會を創設した。同時にアジアおよび極東にも右委員會と同様の、アジア極東經濟委員會が設立された。

ヨーロッパ經濟委員會は第一回會議を一九四七年の五月に、第二回會議を七月に、いずれもジュネーブにおいて開催した。委員會はその業務を直接理事會に報告することになつてゐる。委員會は、第二次世界大戦中およびその後運營されたいくつかのヨーロッパ緊急經濟機構の、ある種の機能を吸収してきた。委員會は、特別の關係機關と密接な協力の下に、内陸輸送問題、石炭割當および原料ならびに人力不足について研究する實行團體および小委員會を創立した。

アジア極東委員會は一九四七年の六月および十一月にそれぞれ上海およびバギオ（フィリピン）で會合し、極東地域の復興その他の經濟諸問題について報告をおこなうための研究計畫を作成した。そのヨーロッパにおける姉妹機構と同様に、右委員會は地域的問題について専門機關と協力するが、とくに食糧農業機構とは密接に連繫することになつてゐる。

委員會は、經濟開發問題を研究し、特に世界の開發不十分の地域に注意をはらい、これに關連して世界の經濟状態に及ぼす工業化および技術的變化の効果を研究し、さらに天然資源、努力および資本を完全かつもつとも有効に利用し、生活水準を向上させることを目的とする開發政策の原則について委員會に報告する任務を有してゐる。經濟雇用委員會は設立以來二回會合したが、小委員會は各々一回會合した。

二、他の諸問題として財政委員會が、一般財政問題にかんし研究し報告をおこなうために創設された。右委員會は一回會合したが、同會議において國際連合事務局にたいしてつぎの事業計畫を報告した。即ち要求があつた場合、財政問題にたいして技術的情報および援助を與えるために財政情報報告を作成すること、一般財政資料の編集および發行、國際的課税問題にかんする國際連盟の事業を繼續擴張し、とくにこの問題の解決措置について力を注ぐこと、および二重課税の場合における書類その他の調査などの事業である。

三、統計委員會は、理事會につきの方法によつて助力する一般機能を有してゐる。

(イ) 各國統計の發展およびその比較性の發達を促進する。(ロ) 特別機關の統計事業に協力する。(ハ) 事務局の中央統計を發展させる。(ニ) 統計情報の蒐集、翻譯および頒布にかんする問題につき助言する。(ホ) 一般の統計および統計方式の發達を促進する。

北アフリカおよびエチオピアの戰災地における經濟復興問題は上記の地域的委員會の地理的範圍の外にあるが、これは事務局によつて研究される。エリトリア、キレナイカおよびトリポリタニアの現地調査を行うべきであるとの要求がなされたが、これは延期されてゐる。一方、ラテン・アメリカにたいする經濟委員會の設置提案が、理事會によつて一九四七年八月提議されたが、同委員會は、現存の各種國際機構と、ラテン・アメリカにかんする問題につき檢討協議するものである。この委員會は理事會の第六回會議に報告をおこなうはずである。さらに若干の國際連合加盟國は、第二回總會において中東經濟委員會設立にかんする提案をおこなつたが、これは經濟社會理事會に移譲された。

經濟社會理事會はまた、廣汎な經濟分野においてつぎのような諮問委員會および小委員會を創設した。

一、廣汎な經濟問題の研究は、理事會によつて經濟雇用委員會に割當てられた。この委員會の一般機能は、全世界の經濟安定を確保し、經濟發展、とくに未開地の經濟發展を促進するために遂行する政策について報告をおこなうことである。右委員會は最初からその一般委託事項に基いて、戰災地の復興問題、人口、原料、努力ならびに資本の世界的資源の高率利用にかんする國際的措置、世界の完全雇用維持にかんする國際的措置および世界經濟安定にとくに力を注いだ。

右委員會を補佐するものとして二つの小委員會がある。雇用經濟安定小委員會は、經濟活動の動搖問題を研究し、その動搖の原因を分析し、關連政策を検討し、委員會に經濟安定および完全雇用を達成するために勧告すべき方策を通知する責任を有する。經濟開發小

氣通信の活動を檢討することを認めた。

第一の問題の研究は小委員會に委託され、國際連合および専門機關が必要とする報告の誤差をうずめるため、兩者の實際の必要に合致する統計見本法の使用につき、特別の考慮がはらわれた。

委員會のなかに一分科委員會が設立され、標準的工業分類をおこなつてこの點にかんする各國統計の比較性を促進することとなつた。

委員會は、國際連合が國民所得および支出の資料について發表をおこなうことを勧告したが、この事業は事務局の統計局が、その統計分野における多くの活動の一つとして行うことになつた。

四、運輸交通委員會の主要任務は、陸上、海上および空の交通ならびに輸送にかんする國際状況を研究し、この部門における國際連合の特別機關および地方委員會の活動に従い、これら活動に適當な協力をなし、これらの問題について經濟社會理事會に報告し、さらに國際旅行を便利にするために、旅券および國境手續の簡易化その他の措置をとくに勧告するにある。

ヨーロッパ經濟委員會によつて設立された内陸運輸分科委員會は過去においてヨーロッパにおける内陸輸送の發展を促進し、これについての望ましい協力を實現するに効果があつたので、運輸交通委員會は極東およびラテン・アメリカの地域の輸送協力機關として同様の團體を設立することを研究してゐる。委員會はまた、アフリカにおける内陸輸送機構についても考慮してゐる。

委員會の勧告により經濟社會理事會は、一九四八年の初期に國際連合海事會議を開催して、世界的な各國政府間の海運機構設立問題

にかんし、海上および空中における安全をはかることに委員會はとくに注意をはらい、これを研究するために特別の専門分科委員會が設立された。理事會は事務局に、この専門分科委員會の事業を助け、これによつてイギリス政府が一九四八年に召集する國際海上安全會議の準備をするよう指令した。

國際連合憲章第七十三條(五項)にもとづく情報提供にかんする特別委員會——これは、一九四七年秋の總會において、以前の同委員會に代つて設立されたもの——は、非自治地域(信託統治地域以外のもの)の經濟、社會および教育状態にかんする情報提供を調査する権限をあたえられ、このような状態にかんして總會に独自の勸告をおこなうものである。信託統治地域の經濟、社會および政治的厚生状態は、信託統治理事會の國際的監督のもとにおかれていた。

國際連合の國際貿易の分野における活動は、國際貿易雇用會議の準備委員會に集中された。同委員會は一九四六年秋および一九四七年春の二回にわたり會合し、貿易問題についての専門機關の基礎をつくり、参加各政府が多邊的貿易協定を交渉する機會と便宜とを提供した。關稅通商一般協定および關稅引下げにかんする廣汎な個々の計畫は準備委員會中に發展し、國際連合より發表された。國際貿易機構の憲章草案は準備委員會によつて起草され、一九四七年十一月二十六日ハヴァナで開始された國際連合貿易雇用會議に提議された。

國際貿易機構の設立されるまで、商品問題についての政府間の協議および活動を容易にするため、事務局は理事會の要求により、國際商品協定暫定調整委員會を任命した。準備委員會および食糧農業

機構はこの暫定委員會に代表を送つていた。

諸國政府の經濟活動および計畫に密接に關連する技術的問題にかんする意見および經驗の交換を便ならしめるため、國際連合はしばしば特別會議を開催した。たとえば世界統計會議は、統計委員會の提議により一九四七年九月召集された。一九四七年三月には、經濟社會理事會は一九四八年以後に、國際連合資源保全利用會議を開催することを決定した。この會議においては天然資源問題について意見を交換し、工學者、資源學者、經濟學者その他の専門家が關連事項について論議をおこなう豫定である。

憲章に定められた責務および總會の勸告にもとづき、事務局の助力をうけて、經濟社會理事會はその補助機關と専門機關との間の政策および活動の調整を、これら専門機關と國際連合との間に現存する協定にしたがつておこなつていく。この一般的調整努力によつて國際連合と特別機關事務局との間に密接な技術的協力が開始されたので、國際統計および經濟事業における不必要な重複は消滅しつつある。

國際労働機構

經濟分野における國際労働機構の事業は、過去においては主として完全雇用の維持、収入確保に密接に關連する問題および、經濟發展に關係する社會政策にかんして續けられて來た(一)。

完全雇用

一九四七年には幸いにして、重大な失業問題がおこつた國家は非

常に少なかった。多くの場合問題は、少くとも重要産業においてはむしろ労働力の不足の問題であつた。しかし過去の不況および失業の記憶はいまだ新しく、各國の政府、雇主および労働者の代表が、各種工業の問題について討議をおこなつた國際労働機構の工業委員會の各會合ごとに、完全雇用を維持する措置の必要について考慮がはられた。いずれの場合においても、全經濟活動水準の維持措置の重要性が認められたが、同時に各關係工業における完全雇用維持にかんする特別の問題に關心がはられた。

(一) 一九四七年における國際労働機構の活動にかんする詳細な報告については、「國際労働機構の國際連合にたいする第一回報告」を参照のこと(ジュネーヴ、國際労働事務局一九四七年發行、第二卷)。

すなわち纖維委員會は、世界の纖維労働者の完全雇用確保計畫を要求するとともに、ドイツおよび日本の將來における不當な競争の可能性につき關心を表明し、國際労働事務局、經濟社會理事會およびその他の國際機構が、「工業の安定維持にたいして脅威をうけている諸國をたすけるために」適當な措置を考究することを要請した(二)。

建築土木公共事業委員會は、その活動における長期的な諸變動の危険について一層關心をしめし、危機の豫告に資することの出来る統計情報の蒐集と、かなり長期間にわたる事前計畫をおこない、工業の完全活動の維持と雇用の安定をはかることの必要につき各國政府の注意を喚起した。これに關連して、委員會は各國政府の支出、課税および國內、國外貿易にかんする現行政策が常に檢討されるべ

きであることを提議した(三)。

委員會が設置されている他の二つの工業は、景氣變動によつてもつとも影響をうける工業である。すなわちそれは鐵鋼業および金屬工業である。これらの委員會の第一回會合によつてなされた要求の結果(三)、國際労働事務局は、これら工業の生産および雇用を高水準に規正する問題についての報告を準備し(四)、一九四七年八月および九月にストックホルムで開催された第二回會合の檢討に資したのである。

報告の第一は、鐵鋼業における季節的その他の變動の性質および範圍を分析し、さらに多數の國における同工業の現状を調査している。さらに同報告は短期的變動を減少させる多くの提案を論議し、一般經濟における完全雇用と、鐵鋼業界における生産および雇用規正問題との關係について調査している。金屬工業委員會に提出された報告は、自動車工業における變動の範圍と原因および、これらの變動が他の産業におよぼす廣汎な反響を分析し、さらに自動車生産及び雇用の規正を助けるために試みられたか、或いは提案された措置が實際上或いは假定上有効であるかどうかについて論じている。これらの報告の檢討によつて委員會が到達した結論は、今後の研究に對する提案とともに、國際労働事務局の管理機關において考慮中である。

(一) 「國際労働評論」一九四七年一月——二月號、七七頁から八四頁の「國際労働機構纖維委員會の第一回會議」参照。ここには委員會の採擇した決議が再録されている。

(二) 「國際労働評論」一九四七年一月——二月號、八五頁から

九六頁、「國際勞働機構建築土木公共事業委員會の第一回會議」参照。

(三) 國際勞働機構鐵鋼委員會の「第一回會合報告」(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年發行)、および國際勞働機構金屬工業委員會の「第一回會合報告」(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年發行)参照。

(四) 國際勞働機構鐵鋼委員會第二回會議(一九四七年、ストックホルム)「報告第二、高水準における生産および雇用の規正」(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年發行)、國際勞働機構金屬工業委員會第二回會議(一九四七年、ストックホルム)「報告第二、高水準における生産および雇用の規正、自動車工業」(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年發行)参照。

雇用の安定および高水準の達成をふくむ内陸輸送業の雇用に關心する決議は、内陸輸送委員會によつて採擇された(一)。同委員會はさらに、内陸輸送の状態が同事業の雇用条件に及ぼす影響および造船労働者の一時的失業、その他多數の問題の研究を要求した。同委員會はさらに、輸送の調整研究について國際連合と取決めをなすべきであると提案した決議を行い、これは國際連合に傳達された。

民間事業の一般雇用水準の變動を減殺する目的のために、國際勞働機構が従來長期にわたりかつ強硬に主張してきた方策の一つは、景氣變動の對抗策として公共投資を利用することである。この原則は、一九三七年(二)および一九四四年(三)の國際勞働會議で採擇された公共事業(國家計畫)勸告と、一九四五年(四)の同會議によつて採擇された産業復興および、轉換期における完全雇用の維持にか

國際勞働局、一九四七年。

(二) 國際勞働事務局發行「國際勞働法」二〇ページから二二ページ。

(三) 同上、「公報」第二十六卷、七五ページから七七ページ。

(四) 同上、「公報」第二十八卷、二三ページから三一ページ。

(五) 同上、「公共投資と完全雇用」(モントリオール、一九四六年)三ページおよび三〇三ページから三〇五ページ。

(六) 同上、「公報」第二十六卷、七四ページから七五ページ。

(七) 國際勞働會議第十三回會議「報告第五の(一)、第五の(二)」および「附録、雇用幹旋機關」、國際勞働會議、ジュネーヴ、第十三回會議「報告第四の(一)、雇用幹旋機關」(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年)。

その他勞働力に關心する多くの問題が、過去において検討された(一)。これに關連してかなり興味のある問題は、一九四七年八月開催された第六回勞働統計家國際會議によつて採擇された就業、失業および勞働力の統計の形式と内容に關心する詳細な勸告である(二)。ある種の工業、とくに炭鑛業および纖維業においては勞働力の不足になやんでおり、關係工業委員會はこの状態改善策を検討した。炭鑛委員會は、炭鑛業における勞力補助規正について長期的かつ慎重な考慮をおこない、外國労働者、職場轉換者および前捕虜の採用についても考究した。もし炭坑夫不足の問題が克服されれば、一職業としての炭鑛業の地位は向上するものと信ぜられ、炭坑夫の生活水準、社會保險および勞働條件は改善されるにちがいない(三)。纖維委員會はまた、青年および壯年層が纖維工業に就業することを

んする決議のなかに具現されている。しかし、公共事業を景氣的變動の對抗策として實際的に適用するには多くの困難がともなう。それゆゑ國際勞働事務局は、これら困難を詳細に分析し、一九四六年末にこの分析の結果を「公共投資と完全雇用」に關心する報告のなかで發表し、同時に、これらの困難を克服する方途について示唆をあたえたのである。この報告のなかでおこなわれた提案は、一九四七年において國際勞働機構の國際開發事業委員會によつて考慮されたが、同委員會は「公共投資を計畫する政府はこの提案に十分の考慮を払うべきである」というに意見の一致をみた。この提案には、このような投資の時期、計畫および金融についてのべられている(五)。

完全雇用の維持には有効な雇用市場を必要とし、その市場は高度の職業の融通性と勞働力の地理的移動性をもたなければならぬ。したがつて、適當な雇用幹旋機關をつくることも重要である。

この問題に關心する勸告は一九四四年の國際勞働會議によつて採擇された(六)。そして一九四七年には、この勸告を適用した經驗にもとづいて、國際勞働會議は重要點のリストを作り、協約および補足的勸告に包含せしめた(七)。これらは一九四八年六月サンフランシスコで開催される第三十一回會議で検討される豫定である。

(一) 一九四七年六月號の「國際勞働評論」中の五五六ページから五六三ページ「國際勞働機構内陸輸送委員會第二回會議」、および國際勞働機構内陸輸送委員會第二回會議(ジュネーヴ、一九四七年)「報告第二、内陸輸送における雇用」(ジュネーヴ

嫌い、さらに以前の纖維労働者が工場に復歸する氣持のないことについて深甚の注意を払つた。そして纖維業は、適當な最低賃金を保証し、満足な勞働條件をそなえ、規則的雇用をおこなえば、將來においてより大きい魅力を生ずるのであるということを認めている(四)。

完全雇用のためには進歩した職業訓練が緊要である。國際勞働機構は戦前にこの問題に深い注意を払ひ、一九三九年には、國際勞働會議は職業訓練および見習に關心する勸告を採擇した(五)。職業輔導問題は現在、一九四八年の會議の議題とされており、現行法および慣例に關心する詳細な研究が會議の参考用として準備されつつある。

特殊産業における職業輔導および訓練の問題は、數種の工業委員會によつて考究されており、職業訓練を促進するためにアメリカの地域的協力の可能性について検討がすすめられている。熟練者の十分な供給を確保するために適當な措置をとることの重要性については、一九四七年十一月イスタンブールにおいて開催される近中東地方會議の一議題とされている。

(一) 「國際勞働評論」一九四七年六月號、四八五ページから五一二ページ「戦後ヨーロッパの勞働力問題」、および國際勞働會議第十三回會議「報告第一、事務總長報告」第二章(ジュネーヴ國際勞働事務局、一九四七年)。

(二) 國際勞働局、「就業、失業および勞働力統計の國際標準」、「生計費および工業調査」(國際勞働事務局、モントリオール、一九四七年)。

三 「國際労働評論」一九三七年五月號、四〇四ページから四〇九ページ、
「國際労働機構炭礦委員第二回會議」、および「國際労働機構炭礦委員第二回會議」(ジュネーヴ、一九四七年)
「報告第二、炭礦業努力の利用」(國際労働事務局、ジュネーヴ、一九四七年)。

(四) 「國際労働評論」一九四七年一月二月號、七七ページから八八ページ、
「國際労働機構委員第一回會合」。

(五) 「一九三九年國際労働法」(國際労働事務局、モントリオール、一九四一年)一五七ページから一六八ページ。

移民問題の種々の状態についても考慮がはられた。機構の恒久移住委員会は、一九四六年八月の會合において、移民が相當な規模において移住するかどうかは、主としてその國の工業および農業資源の發展策の採用、十分な財政的取決めおよび適當な輸送および住宅設備の如何にかかっている。委員会は各國政府に、一九三九年の移民雇用協約の訂正その他のこれに關係する勸告をおこなつたが、國際労働機構當局もこれに賛成している(一)。

委員会はまた移民にかんする標準協定を作成して、移民協約交渉の際に使用することを協議することについて、各國政府に勸告している。この協議は現在進行中であり、その結果は出来るだけ早く、國際労働會議への草案として、委員會に提出される豫定である。

恒久移住委員会はまた、移民の選擇および職業訓練について詳細な提議をおこなつたが、これらの提議は各國政府に移譲された。最後に委員會は、移住にかんして種々の國際機關の間の協力の必要について注意をはらつた。

(一) 「一九三九年國際労働法」五一八—三七ページ参照。
収入保證

社會政策の原則的的一つは、生活水準が常に失業および收入喪失の脅威にさらされている賃銀労働者その他の收入を、高度に保證することである。この社會保證運動は、失業、疾病、老年および作業上の負傷にたいする種々の形式の保險が漸次發展している點に反映されているが、この發展は、この問題について採擇された國際労働諸協約および、この分野における國際労働機構の種々の活動に負うところが多い(一)。現代の傾向としては、これら保護形式を密接に調整するか、あるいはこれらを一つの總括的計畫に集中するという方向に進んでいる。この傾向は、一九四四年の國際労働會議において採擇された収入保證にかんする勸告のなかに反映されている(二)。

さらに最近では、この分野における國際労働機構の事業は二つの主要な方向にそつて進展している。一九四六年シヤトルで開催された國際労働會議の海事部門會合は、海事従事者の社會保險について新協約を採擇した。また工業賃銀労働者と異なる條件の人々にたいする保證の特別必要、および人口稀薄地域の人々の問題は、社會行政に大きな問題を提供しており、現在考究されている。第二に、社會保證制度の行政および實際の状態について特別の注意がはられ、國際労働事務局は各國政府から、國際労働會議の決定にもとづく法律および規則の構成ならびに社會保證行政の實際的問題解決について協力を求められることが増加してきた。一九四七年中に、國際勞

働機構のアジア地域準備會議はアジアにおける社會保證の特別問題につき研究し(三)、また國際労働機構の主催で開催された社會保證アメリカ會議は、社會保險制度にかんする多くの技術的問題を検討した(四)。

(一) 國際労働事務局發行、「社會保證の研究、國際調査」(モントリオール、一九四二年)、および「國際労働機構の國際連合への第一回報告」第一卷、第五章参照。

(二) 國際労働局「公報」二十八卷、四ページから二五ページ参照。

(三) 一九四七年ニュー・デリーにおける國際労働機構アジア地域準備會議「報告第一、社會保證問題」(國際労働局、ニュー・デリー、一九四七年)参照。

(四) 社會保證に關するアメリカ州會議(リオ・デ・ジャネイロ、一九四七年十一月十日—二十二日)「報告第一、事務局長報告、報告第二、三、四、技術的報告」、「職業災害保險」、「失業保險」、「醫學、統計合同會議の結論」(國際労働事務局、モントリオール、一九四七年)。

しかし収入の主要な源は就業による所得である。國際労働會議の一九四六年の會合において、賃金政策の一般討議をおこなう機會が與えられた。國際労働會議は、多くの諸國の關心が増大しつつある保證賃銀問題を、その他の問題とともに取扱つた報告をおこなう豫定である。さらに同會議は、賃金の保護、すなわち労働者がその受取る資格のある賃金を實際に受取ることを保證し、一般契約における適正賃金條項の問題について考慮することを要求されるであら

う。
鐵鋼工業および金屬工業における収入確保を目的とする年給制その他の賃金制度の採用にかんする問題は、一九四七年における夫々の工業委員會において調査され(一)、その結論は國際労働事務局によつて検討されている。

現在多くの國において、賃金および給料生活者およびその他の所得者の實質収入にたいして大きな脅威を與えているものは、戰爭以來進行しつつあるインフレーションである。國際労働事務局事務局長は、國際労働會議の一九四七年の會合において、同年の社會問題における經濟的背景を記述した報告を提出したが、そのなかで、「インフレーションにたいして効果的な抵抗をするためには、すべての關係者が協力して努力することが必要である」と指摘している。これはとくに、價格あるいは賃金引上げによつて受益者の受ける表面上の利益を、一般的インフレーションの危険に對して均衡を得せしめることの必要をのべたものである。

この状態の調査は、生計費の變化に對する調査の方法を改善することによつて促進される。したがつて、一九四七年に開催された第六回労働統計家國際會議において、この問題について詳細な勸告が採擇されたことは興味深いことである。

一國の生産物がその生産關係者にたいして公正に配分される限度は、少くともその一部は、關係團體の交渉力にかかっている。したがつてこれに關連して、一九四七年中に、團結の自由および團體交渉權の問題に注意が集中されたことは當然である。國際労働會議はその第十一回會合において、雇主も労働者も、事前に認可をうるこ

となく、團體を設立しまたはその團體に加入する權利を犯されることとはないという決議を満場一致で採擇した。同決議はまた、團體の自由はいかなる筋からも威嚇、強壓あるいは強制されるといふ懸念なしに、實施されうるといふ保證が設けられるべきであるとのべている。國際労働會議は、明年このような規定を國際労働協約に明示すべきかどうかを考慮するはずである。

(一) 國際労働機構鐵鋼委員會第二回會合(一九四七年、ストックホルム)「報告第三、最低収入保證」収入確保を目的とする年給その他の賃金制度」および、金屬工業委員會第二回會合に提出された同題名の報告。

(二) 國際労働會議第十三回會合(ジュネーヴ、一九四七年)「事務局長報告」(國際労働事務局、ジュネーヴ、一九四七年發行)一一八ページ。

(三) 國際労働事務局「一九四七年八月、モントリオールで開催の第六回國際労働統計會議で採擇された雇用、失業、労働力統計の國際標準、生計費および工場傷害」(國際労働事務局、モントリオール、一九四七年)一七一—一九二ページ。これらの勸告は一九四七年十二月國際労働事務局によつて考慮されるはず。國際労働機構、第六回國際労働統計會議(モントリオール、一九四七年八月)「報告第三、生計費統計、戦後における方式と技術」(國際労働事務局、ジュネーヴ、一九四七年)をも参照。

(四) 團結の自由の問題は國際労働會議の第十三回會合において、國際連合經濟社會理事會の要求により議題となり、さらに、國際労働機構に移牒された。同問題にかんする覺書は、世界勞

働組合連盟およびアメリカ労働總同盟より、理事會に提出されたものである。

經濟的開發

完全雇用を維持し、収入保證を規定する措置は、重要ではあるがそれだけでは生活水準を向上させるに十分ではない。とくに世界の開發の遅れている地域では、經濟開發の進展は少くとも同様の重要性を有しており、國際労働機構は、經濟開發の過程における社會政策についてとくに關心をよせている。

國際労働會議の一九四七年における會合では、植民地々域に関する三問題が検討され、五つの國際労働協約が採擇された。

これらのうちで最も重要なものは多分、一九四七年の社會政策(植民地地域)協約で、これは多數の一般原則を作成することよりはじまつており、そのなかにある植民地地域に適用されるすべての政策は、その地域の入々の幸福と發展および、社會的進歩にたいする彼等の希望の促進を目ざしたものである。生活水準の向上は、經濟開發計畫において第一的と考えられている。經濟的進歩を促進するために、國際的、國內的あるいは地域的基礎において、財政的および技術的援助を確保するためにあらゆる努力がなされなければならぬ。この協約の他の條項は生活水準向上の方法および、移住労働者にかんする特殊問題、さらに報酬、無差別待遇、教育、訓練についてのべている。

工業化問題をふくむ社會政策の經濟的背景の問題は、一九四七年十月および十一月にジュネーヴ・デリーで開催された國際労働機構のア

ジア地域準備會議において、主要議題の一つとなつた。この問題について國際労働事務局が會議に提出した報告は、アジア經濟の主要特質を研究し、現在の生産および収入の低水準の向上問題の分析をおこなつたものである。(一) 近東および中東諸國が直面している若干これと同様の問題が、一九四七年イスタンブールで開催された近中東地域會議にたいする報告のなかで論ぜられて(二) 兩者の場合ともに、農産物増産および小規模あるいは大規模な工業の開發にかんする問題、さらにこれらの目的のために資本を確保し、これらの分野において廣く國際的協力をおこなうことについて、特に注意がはらわれている。

(一) 國際労働機構、アジア地域準備會議「報告第四、工業化問題をふくむ社會政策の經濟的背景」(國際労働事務局、ジュネーヴ、一九四七年)。

(二) 國際労働機構、近中東地域會議、「事務局長報告」(國際労働事務局、ジュネーヴ、一九四七年)。

國際連合食糧農業機構

世界の食糧および農業情勢において支配的事實をなすものは、食糧不足の繼續である。利用しうる餘剰食糧をもつとも有効に使用することにはたいする國際的措置としては、國際緊急食糧委員會(IEFCO)の稀少食糧および肥料の割當業務であつた。委員會は供給状態を繼續的に調査し、需要および供給を關連せしめ、稀少商品の世界供給を規則的に配分することの出来る方法を規定した。重要食糧生産國の若干のものは、まだ國際緊急食糧委員會に加入していない

が、そこでは食糧情勢の共同調査および配給にかんする協定がおこなわれており、利用しうる供給の能率的利用について重要な役割をはたしている。

國際緊急食糧委員會が一九四六年初めに設立された當時には、その機能は一九四七年末以後にはもはや必要でないようになることが希望された。一九四七年の西半球における農作状況が不振であつたためこの希望はうろたふた。この稀少供給を割當てるという機能は、少くとも一九四八年半ばまで繼續する必要があるということが明らかとなつたようである。食糧農業機構(FAO)のジュネーヴにおける第三回會議において世界食糧委員會が設立されたから、國際緊急食糧委員會と世界食糧委員會との仕事を統合する措置がとられたが、中央委員會および各商品委員會の業務は繼續され、これら委員會の職員もそのまま仕事をつづけた。

世界食糧委員會を設立することは、世界の食糧事情を常時調査し、各國政府および國際機關にたいして隨時勸告を行うための重要な措置として、ジュネーヴにおいて賛同をえたものである。同委員會はつぎの機能を有している。

一、常時調査事項を機構の毎年の各國政府間協議事項とする。このようなる事項にかんして、參加國政府、各國政府間商品委員會およびその他商品關係當局に勸告をなし、さらにその他國際専門機關に事務局長を通じて勸告をすること。

二、現在提案され、あるいは存在する各國政府間の農業商品協定の發展状況を調査すること。とくに公正な食糧の供給、準備食糧および飢饉救済用食糧の利用、生産および價格政策の變更ならびに榮

養不足地域にたいする特別食糧計畫の發展狀況を調査すること。

三、つぎの點にかんする國家的および國際的農業商品政策を繼續し、統合しておこなうこと。(1)食糧農業機構の全體的目的、(2)生産、配給および消費の相互關係、(3)諸農業商品間の相互關係。

四、不足をつげる農業商品の情勢について研究調査する團體をつくりあるいは認可すること。そしてもし必要ならば、適當な措置を提議すること。

五、國家計畫の遂行に資するため、食糧、原料および農業生産に必要な施設の輸出入に關連する緊急措置を勧告すること。

新委員會は一九四七年十一月初旬第一回會議を開催した。世界の食糧問題を考究するにあつては、緊急、中間、長期の三部門に分けることが有効であると認められた。

もつとも緊急な短期的問題は、一九四八年夏期までに人類の消費にあてられる食糧の最高額を生産することである。第二の中間的問題は四年ないし五年にわたるものであるが、場所をとわずできるだけ食糧生産を擴張し、肥料、農機具その他の設備などの必要な供給の入手を確實にすることである。第三は長期的農業開發および榮養水準の促進であり、とくに世界の開發のおくれている地域の促進である。これらの問題は相互に關連しており、別々に取扱うことはできないものであり、これら三つのものは現在直に開始しなければならない。

一九四七年度の收穫からの穀物の供給は不十分であり、北半球における冬小麥作物は不良なにかんがみ、委員會は、すべての國において、明年度收穫用の米をふくむ穀物の播種を最大限にすべきむ

ねの勧告をおこなつた。委員會はまた、穀物の不足および一九四七年の飼料用穀物および牧草の早ばつによつてもたらされたヨーロッパにおける家畜の状態について多くの勧告をおこない、また飼料供給の増加策および將來入手しうる飼料を最もよく利用することを奨励した。

委員會は食糧にたいする害虫の被害がもつと防止されたならば、人類の使用に供しうる食糧の量は非常に増加されるであろうとの確信を表明している。委員會は參加國政府にたいして、この問題にかんする覺悟を回付し、調査および害虫被害防止計畫を進展せしめることを、特別にかつ早急に考慮することを要請した。

委員會は、食糧を實際に入手してもそれを輸送するための十分な船舶をうるのに困難していることを認め、關係加盟國にたいして適當な措置をとることを要請した。緊急食糧の國際的移動にあつては外國爲替取得の困難性解決の問題は、國際通貨基金にもちだされ

た。
肥料生産の増加、とくに近い將來に窒素肥料の生産および輸出を増加するためにいかなる措置をとるべきかについての、研究が開始された。加盟國にたいして、機械およびその部分品を、それらをもつとも必要とする諸國へ多く輸出することが勧告された。委員會はさらに、今後五カ年間の農機具の需要、供給狀況について研究することを勧告した。

委員會は現在の世界的食糧不足と、世界生産を漸次増加する必要とにかんがみ、現在のところまだなされてない生産増加の國家計畫をはじめることが緊急に必要であるむねを勧告した。この計畫に

はまたトラクター、農具、肥料などの生産資材の必要についての明細書を準備し、増産計畫にあつてこれらのものが間に合うようにしなければならぬ。この故に委員會は生産配給政策委員會を設立したが、この委員會は、食糧農業機構の參加國に報告出来るように、榮養、生産および貿易にかんする世界情勢についての情報蒐集および分析をなし、さらに必要にして實行可能な生産増加および需要供給の調整について勧告をおこなうものである。これらの研究および報告は、個々の商品情勢の研究、報告および他の國際機關のそれと密接な關連を有するものである。計畫がまだ作成されていない諸國にたいしては、食糧農業機構はもしも要求があれば、國家計畫をたてるに必要な技術的勧告を與えて援助することになつてゐる。

重要農業商品にかんして各國政府間に協定をつくることの可能性は、現在研究中である。委員會は米にかんする會議を極東において二月に召集し、生産および配給を促進するために、どのような政府的立場における措置をとることができるかを検討することになつた。これは一九四七年初頭インドにおいて開催された米穀研究團體の勧告に従つたもので、各國政府間において、さらにどのような措置が適當であるかを考慮するためである。各國政府間の油脂の研究もさらに進められつつあり、同時に乾燥全乳および脱脂乳の生産および消費増加の効果的方法についても研究が行われている。生鮮野菜および果實の國際貿易問題の研究も行われようとしている。

ヨーロッパ經濟委員會(EOC)との協力の下に、ヨーロッパ農業狀態の戦前に比較しての現況について、分析が進行している。この分析は、農作物の産額および生産、家畜数および家畜生産物の生

産高、食糧情勢、榮養水準および現在進行中の食糧情勢復活策などについてである。公式生産計畫にかんする情報にもつて、一九五〇年および一九五一年におけるヨーロッパの農業情勢の豫想を行うために努力がなされた。また労働力、生産、原料、施設およびそれに必要な國內財政、さらに計畫の輸出入の局面および國際收支における農業の地位について、特別の注意がはらわれた。

ジュネーブで開催された食糧農業機構會議では、準備委員會の、農業および工業の擴張を同時に行うこと、とくに開發のおくれた諸國においてはこれが重要であるという勧告を確認し、さらに農業、工業兩者の開發には大規模な投資が必要であるということを指摘した。多くの諸國にとつては、これには外部からの財政的援助を必要とし、さらに國內金融制度の再編成をもちたすことになるかもしれない。同會議はとくに、このような開發計畫について効果的にして總括的な協力が必要なことを強調した。

食糧農業機構は連合國復興與救濟事業局(アンラ)から、農村工業部の下にある残りの事業計畫をひきついだ。この部の目的は生産工業を起して低収入農村地域の生活水準を改善するにある。この部は、地方的に入手しうる原料と、地方労働力および技術を使用する。さらにある地域の全體的生産力を早急にかつ直接増加するために、小規模な小資本工業を利用する。現在の計畫にはセメント、硫酸アンモニヤ、コークス、タール、ピッチ、ベンゾール、硫酸、有機肥料、高級鑛鐵、煉瓦、精米、ざらめ糖、植物性油および濃過鹽化水の生産諸工場がふくまれている。

國家的および國際的諸機關に對しては、一九四七年中に、世界食

糧情勢の現況についての最新調査が多数報告されている。各國別の食糧需給表の作製準備も進展しているが、それは輸出入を含む生産および在荷の情勢、ならびに在荷の利用方法を示すものである。若干の諸國にとつては、このような需給表を作るため新しい統計を作製することが必要となり、また他の諸國では、すでにできている統計を改善發達させることが必要となつてきている。この仕事は食糧農業機構事務局と各國政府との協力によつて遂行された。商品調査にかんする定期的な發表も開始された。この調査は重要農業および食糧商品にたいして、需給情勢、生産および利用の見通しおよび、各商品の競争的地位についての定期的評價を與えるものである。これらの調査は繼續される豫定である。「世界纖維調査」も出版され、棉花、羊毛、生糸、麻、ジュート、マニラ麻、サイザル麻などの主要天然纖維の經濟的地位およびそれにたいする政策がのべられている。同調査はまた、天然纖維と人造纖維との競争にかんする考察にもふれている。

「食糧および農業の經濟的調査」の刊行にかんする取決めも成立したが、本書は、世界食糧情勢、農業の國家的、地方的、世界的にみた經濟的地位および農業の一般經濟傾向との關連、ならびに、工業活動および國民所得が食糧およびその他農産物にたいして現在および將來において及ぼす影響について、系統的調査をおこなうものである。同時にまた個々の諸國における商品の發達、農耕法、借款、協同組合、努力およびその他の問題についても報告されるはずである。

正確な情報は計畫作成の基礎をなすものであるから、農業、林業

心がはらわれている。

多くの理由によつて、ヨーロッパの木材輸入國がヨーロッパの輸出地域から入手出来る供給量は、戦前水準の二分の一以下に低下した。同時に北アメリカその他の生産國における國內需要は激増している。これらの地域からの輸入増加は制限されている。

一九四七年春チエコスロヴァキアで開催された國際木材會議では、軟質木材の需給情勢を緩和することは、坑木、枕木、硬木、木材バルブなどのその他の林業製品の情勢を緩和するものであるとの結論に達した。その結果、同會議は多くの協定措置を推進したが、もしもそれらが同時におこなわれたならば、供給と緊急需要との間の開きを減少あるいは多分消滅させることが出来るものである。採用された措置の一つは、ヨーロッパ諸國における伐採を一〇%増加するか、あるいは、消費をそれと同率だけ削減するように制限するかというものである。

現在の情勢の中で、木材會議に参加した十六カ國に影響をおよぼす諸問題については、ヨーロッパ經濟協力委員會の會合においてさらに検討された。またヨーロッパ全體については、一九四七年六月開催されたヨーロッパ經濟委員會の木材小委員會の第一回會合において考究された。木材小委員會は、大生産國によつて計畫されている生産の増加は、必要な施設、機械、輸送、努力、食糧、飼料および石炭が間に合うように入手出来てはじめて實現出来るものであるという結論に達した。増産達成の方法についてはさらに考究されなければならない。

しかしながら、一九四七年の終りにいたつて問題の本質が明らか

および漁業に關係する統計の進歩に注意がよせられている。三つの年鑑が發行されようとしているが、一つは食糧および農業に關するものである。一つは林業に關するもの、今一つは漁業に關するものである。さらに、農産物價格統計をふくむこの分野の統計を、さらに多くの回数にわたつて定期的に刊行するという計畫が完成している。

一九五〇年の世界農業調査は國家的、國際的統計の進歩に貢獻するであろう。個々の諸國にたいしてその計畫を助成するために與えられた助力のほかに、地方條件に適應するように計畫を修正するために技術會議が催された。一九四七年春にはヨーロッパ統計家會議が開催され、また同様の會議が、アメリカ州統計研究所の會合と關連して、中南米諸國の統計家によつて秋期に開催された。さらに農業的開發のおくれた地域の計畫立案に適應する方法を検討するために、いま一つの會議が一九四七年十二月に開催されるはずである。

現行の統計および調査計畫をふくむ農業統計の訓練を行う學校が一九四八年一月にカイロで開かれる豫定である。中東地域の各國政府は、三カ月の集約的計畫の下に訓練を受けるものを送るよう招聘されているが、この訓練計畫は食糧農業機構が派遣する技術者によつて指導されるものである。

木材供給が僅少なことは、ヨーロッパの復興をおくらす大きな要素の一つとなつてきている。家庭および商業用建物の建築、包装、輸送およびその他多数の用途をもつ軟質木材の不足は、もつとも著しいものがある。石炭増産に緊要な坑木、鐵道の枕木も不足品として關

となつた。それは、輸出國が供給用木材をもっているにもかかわらず、買手を發見することが出来ないという事實である。この理由は、(1)外國通貨の一般的不足のために、各國政府がすべての輸入の縮減を餘儀なくされたこと、(2)一部の輸出國が、木材にたいする支拂いにドルまたは他の硬貨を要求したこと、(3)木材價格の暴騰、などである。もしも通貨問題が解決出来れば、ヨーロッパ内の木材情勢は非常に緩和されるであろう。そうすると、たとえば坑木の供給が確保され、石炭生産が増加する。これによつて薪の需要が減少し、その労働力を建築用の丸太、製材の生産にまわすことが出来ることになる。これと同様に、現在爲替獲得のために海外に賣却されているバルブおよび紙も、ヨーロッパ内の新聞用紙および紙不足解消に使用することが出来る。

魚の急速冷凍の非常な進歩は、冷凍船および貯藏施設の擴張と相まつて、魚の供給を一年中にわたり、かつ現在十分な生鮮魚類の供給をうけていない地域にまでおこなうことを可能とするであろう。さらに魚の急速冷凍により、豐漁期において魚をさらに有効に利用することが出来るようになる。食糧農業機構は、相談に應ずる業務および技術的情報提供をおこなつており、またヨーロッパにおける連絡事務所を通じ、各國政府と共同して活動している。本機構は、各國政府にたいして急速冷凍および冷蔵法について最新の情報を提供し、ヨーロッパ諸國にある冷凍魚取扱のための施設について報告する準備をすすめている。消費者の需要獎勵については、食糧農業機構は巧妙な宣傳方法を詳細に作成し、食糧農業機構の各國委員會にそれを提供する準備を進めている。食糧農業機構はまた、國際

貿易に廻される漁業製品の共通標準の確立について努力している。もしもこれが各国にうけ入れられれば、消費需要は増大し、生産計畫完成後に増加する魚の供給量はそのはけ口を見出すことができることになる。

若干の魚類はその漁獲を非常に増加することは困難なようであるが、他の種類の漁獲、たとえばにしんなどは、海中における魚の資源を破滅することなしに、非常に擴大することが出来る。食糧農業機構は、國際海洋開發委員會との密接な協力の下に仕事をしているが、この委員會は本来、大西洋北部および東北部海洋の研究をしているものである。食糧農業機構は、會議の認可をえて、地中海および隣接地域の地方的委員會の設置計畫を進めている。この委員會の機能は、現在の資料を集め、海洋資源開發の見地に立つて各種魚類の配分、漁獲の季節的變化、多種類の漁業活動および、宣傳、資源保護、疾病統制、汚損統制の有効な方法などの廣汎な問題について各國政府に調査をおこなうことを勧告することである。

食糧農業機構は海洋調査のため、アジアにも地方的委員會を設置する措置を進めている。第一回の機構の會合は一九四八年二月に、東南アジアの問題について開かれる豫定である。食糧農業機構はまた、東南アジアにたいする漁業研究所を設置することを提案している。これは關係政府によつて統制されかつ資金をうけるもので、漁獲法および技術の進歩について責任を負い、さらに現地人指導者の訓練學校を設ける豫定である。この提案は、一九四八年二月東南アジアにおいて開催される會議において検討されるはずである。

アメリカ、アジア、アフリカ、中東などの他の地域を早急に復興、開發することの重要性を失わずものではない。實際、遠からずこれら地域にたいする金融および開發が、銀行の最大關心事となるであろう。

「自立」銀行の資金のみによつて債務國の復興をするというのはなく、復興の仕事はその國自身が遂行することが要求されている。各國の復興および開發の主要な努力は、その國の人民自身によつてなされなければならない。

「限定貸付」ある借入申込みは、完成までに數年を要する復興あるいは開發に關連しているかもしれない。しかしこのような場合における銀行の貸付政策は、その計畫の全期間にたいするものではなく、その第一回分として限定期間の必要をみたすに足るものを貸付けるのである。この限定期間の終了期において追加貸付の申込みがなされた場合には、それは第一回貸付によつてなされた進歩および、その時の状態によつて検討されるのである。この政策は、銀行自身が、債務國または必要な資金を募集した市場の状態について、長期的な豫想をしないですむという利益がある。さらにこれによつて銀行は、資金の適宜な利用について繼續的に責任を負わなくてもすむようになるのである。この原則は、完成に長期間を要する例外的計畫の場合には幾分修正されるものである。

「資金使用の制限」貸付が許與された場合、債務國はその貸付金で買入れる物資あるいはサービスは、貸付協定の際に定められた貸付目的のためのものであるという證明が出来なければ、その資金を利用することが出来ない。またそうして買付けた物資は、實際に

國際復興開發銀行

この銀行の貸付業務にかんする基本的性質はその規約條項に定められている。貸付は、救済目的あるいは政治的目的のためには行われない。またその規約條項に定められた貸付の諸條件がある。すなわち、返済の見込みがたしかでなければならず、金融さるべき企圖ないし計畫は、申込の價值について慎重な検討が行われた上責任ある委員會の勧告を受けることが必要であり、さらに借手は同銀行が適當と考ふる條件以外では貸付をうることが出来ない。

暫定的貸付原則

規約條項に定められた條件以外に、銀行はその業務實施を通じて多くの一般原則を、その規約效力實施の暫定的手引として發達せしめた。これらの概略について以下の各章において簡單にのべてみよう。

「資金の重點的使用」銀行は、現在の世界情勢においてはその資金を、生産力を最も短時間に最も多く増加出来るように使用すべきであると信じている。この原則は復興および開發の兩者の貸付に適用される。現在まで銀行は、ヨーロッパ復興にとくに力をいれる必要があつた。すなわちヨーロッパにたいして戦争による荒廢を回復するために援助することは緊急に必要であり、しかも生産力および技術はすでに存在しており、これを世界の生産水準の向上および世界貿易の回復のために早急に働かすことは可能なのである。しかしヨーロッパの復興が緊急であるといつても、それは中央および南ア

その目的のために使用するということを、債務國は取決めにあたつて保證しなければならない。

「情報提供および協議」銀行は、その資金が所期の目的に使用されていくかどうかということのみならず、債務國の復興開發計畫の遂行にどの程度密着しているかということも知らなければならぬ。銀行はまた債務國の一般經濟についても直接に關心を有しているが、これは貸付の保證に影響する問題であるからである。したがつて、銀行は債務國にたいして、重要な經濟および金融の進歩についての統計その他の情報の定期的提出および、銀行との協議によつて常に十分な報告をすることを要求している。これは銀行とその借手との間の關係を、國際市場における通常の債權者と債務者との關係よりもはるかに密接にすることを要求しているものである。このような關係をつくることは可能である。なんとすれば、銀行は、その加盟國または加盟國の保證した國にのみ貸付を行う國際的協同機關であり、その借手も保證者もその機關の加盟國であつて、銀行の成功に關心をもつており、實際の所、銀行の貸付政策の遂行に参加しているわけだからである。

「利子および手数料の率」銀行の貸付利率は、銀行が借入れ費用を支拂つた上運営經費をまかない、さらに準備金をつくることが可能なるような率に定めなければならない。現在までの所、この利率は年三%四分の一である。現在の方針は貸付金交付の日からその交付金額に利子をつけ、その上に、銀行が貸付をすることを確定して事務を開始した日から貸付金交付の日までの期間にたいして一%二分の一事務費を課することになつていく。規約條項によれば、銀行

は、その業務開始後最低十カ年間、借入資金よりの貸付保証および借付には一カ年につき一%以上一%二分の一以下の手数料をとることになつてゐる。このいわゆる「法定手数料」は、銀行の貸付に不履行があつた場合の銀行の債務辨済にあてるために、特別準備金としてとつておくものである。現在の方針は、その資金の出所に關係なく、貸付の未拂額にたいして一律に一%の手取料をとることになつてゐる。

〔返済規定〕 銀行は債務國にたいして、出来るだけ借款期間以前に返済すようにしたいと考えてゐる。したがつて貸付契約にあつて、返済は期間満了前に何時でも出来ることと定めてゐる。その場合適當なプレミアムを拂ふことになつてゐるが、その返済金が銀行の現在の運轉金として使える場合には、そのプレミアムは拂わなくてもよいことになつてゐる。

貸付手續

銀行の發達の初期においては、一特定加盟國にたいする貸付の審議は通例正式の借款要求があつてから始められた。ある場合には、完全な借款申込書類が提出され、借款の目的の詳細および、借款申込國の經濟財政状態にかんする總括的情報が説明された。またある場合には、借款申込書はたんに財政援助の要求だけで、計畫の説明あるいは申込書類の支持材料は添えられてゐなかつた。

銀行はその經驗にもとづいて、正式の借款申込みがある以前に、借手と非公式の豫備交渉をすることを望んでゐる。このような交渉がおこなわれた時には、借款申込國は銀行の政策および要求に沿つ

つたが、銀行はその貸付をごく近い將來の必要に限ることが必要であると考えた。そして、後になつてフランスから追加申込みがあれば何時でもそれと考慮すること、その申込みにたいしてはその當時の状態、とくに復興計畫の進捗状況に照して決定することを通告した。

ヨーロッパ經濟におけるフランスの重要性にかんがみ、銀行はその復興に積極的な援助を興える諸國のうちで、とくにフランスを第一にした。フランスはその大きさからいつても、生産力からいつても、西ヨーロッパの生命線であり、フランス復興の問題は西ヨーロッパ全體の復興から切離すことが出来ない。一九四六年末までに、フランスは戰爭の影響および敵軍の占領の影響を消滅する點において非常な進歩をとげた。生産量は一九三八年水準の約九〇%に回復し、輸出量は七五%になつた。しかしこの生産および輸出の擴張の半面、輸入は非常に増加し、その結果金および海外資産は十六億ドル以上減少し、海外負債は増加して二十六億ドルに達した。

銀行はフランスが直面する不安定および困難を熟知してゐる。フランス政府指導者も、フランスの豫算面の困難が克服されなければ、それにもとづく財政の不安定によつて全部の復興計畫がおびやかされることとを承知してゐる。復興計畫にかんする若干の要素は、フランス政府の力の及ばないものである。しかしフランスが自身で復興の出来る範圍では相當な成功をおさめてゐる。外債にかんする過去の記録も優秀である。銀行は、その貸付がフランスの復興に寄與し、借款にかんする危険は、銀行が受けることを豫期したような形のものであると信じてゐる。

た計畫および申込みをすることが出来た。このような豫備交渉はまた、銀行が金融出来ないような申込みを回避するのに役立つた。

各借款申込みにたいする調査は、資金を必要とする計畫のみならず、借手の經濟情勢にかんする重要事項についてもおこなわれる。債務國の農業、工業、鑛山資源、勞働力、生産、輸送状況、海外貿易および國際收支、ならびに國內財政状態、とくにその豫算および通貨情勢について研究調査がおこなわれる。借手の過去の債務記録も研究され、もしも債務不履行の例があれば、その理由、債權國との解決のために拂つた努力、債務を出来るだけ支拂うためにとつた態度について調査がおこなわれる。通例、借入國の状態調査は銀行の代表者によつて現地でおこなわれる。また必要な場合には、適當な評價をするために、技術専門家の援助によつてその計畫および工業計畫の所要見積額の調査がおこなわれる。

貸付業務

現在までに、銀行は四つの借款を許與した。すなわちフランス、オランダ、デンマークおよびルクセンブルグにたいするもので、その合計は四億九千七百萬ドルである。これらの借款についてつぎのべることとする。

〔對フランス借款〕 一九四七年五月九日、クレジ・ナショナルにたいして二億五千萬ドルの借款許與協定が調印された。クレジ・ナショナルは一九一九年設立されたフランスの半官會社で、フランス經濟の金融的復興および開發を援助するものである。借款はフランス政府によつて保證されてゐる。借款申込みは最初は五億ドルであつたが、一九四七年八月七日、一億九千五百萬ドルの借款がオランダ王國に許與された。借款金はオランダ本國の生産施設の復興にのみ使用されるべきものであつて、オランダ領東インドまたは軍事目的にたいしては使用されてはならないことになつてゐる。

借款申込みは、一九四七年から一九四九年の全期間を通ずる復興計畫用として五億三千五百萬ドルが要求された。しかし銀行は、その計畫の一九四七年の部分に必要な限度だけの貸付をおこなつた。銀行は一九四八年および一九四九年にたいする借款については、現在の借款の効果およびその時における必要程度にもとづいて考慮することになつてゐる。

戰爭被害および損失を回復するために變則的な多量の輸入の必要があり、さらに従來の最大の輸入先であるとともに重要な輸出市場であつたドイツを失い、その上オランダ領東インドからの供給および収入が減少したので、オランダの外國爲替獲得は非常に困難となつた。一九四七年の必需品輸入の三五%はアメリカからのものであつたが、一九三八年には、アメリカからの輸入は全輸入の一%にすぎず、ドイツからの輸入は二〇%をこえてゐた。

借款を許與するにあつて銀行は、オランダの復興はヨーロッパ及び世界全體の經濟的福祉に重要な關係を有することをみとめた。銀行はまた、オランダ國民が過去においてしめた決心および活動の性質、ならびにそれによつておこなわれた生産回復およびインフレーション抑制にあつたので、めざましい進歩についても十分の考慮をはらつた。オランダが過去において優秀な債務履行ぶりをして

したことおよび、傳統的に重要な債權國であつたという事實は、借款の危険にたいするよい保證となつた。

現在までにおこなわれた進歩は、一九四七年の目標が達成できることを約束している。將來については、國際貿易に依存するところが大きかつたオランダとしては、國際的政治および經濟的要素に左右されるであらうが、その要素のなかでも、ヨーロッパ通貨の自由兌換が回復する時期の如何が最も重要性をもつものである。このことは、オランダ國民が企業性と適應性をもつことを必要ならしめている。すなわちドイツおよびオランダ領東インドの情勢の變化にかんがみ、たんに工業生産を増加するだけでなく、貿易關係を再興することが非常に必要となつたことは明らかである。

〔對デンマーク借款〕 一九四七年八月二十二日、デンマーク王國へ四千萬ドルの借款を許與する協定が成立した。最初の借款申込みは五千萬ドルであつた。借款の目的は、今後二カ年間に於けるデンマークの經濟復興を促進するために、農業および纖維機械、工作機械、トラック、鋼鐵製品、纖維、化學藥品などの重要資本財および原料の輸入を可能ならしめるにある。

戰爭終了までに、ドイツの掠奪、農業および工業機械の損耗ならびに戰前保有していた商船隊を四〇%喪失したことで、デンマークの經濟の能率および競争性は著しくおこなわれた。經濟回復を促進するために活潑な措置がとられ、國家豫算の均衡、生産の増加、物價、賃金の統制下における均衡などによつて、デンマークは經濟安定の域に達したが、これは銀行の借款による援助を急速に効果的にするものである。

初のものとなつたわけである。

對ルクセンブルグ借款の目的は、鋼鐵業にたいする施設、および鐵道の車輛購入費をまかなうためである。鐵鋼生産はルクセンブルグの主要工業であり、戰爭直前までには冶金生産品は全輸出額の八〇%をしめていた。戰時中の操業低下により、同工業を近代化し、その製品を戦後の市場需要に適應せしめる必要が生じた。

ルクセンブルグの鐵道は、同國の重工業にとつても、またルール、ザール、ローレン、スイスおよびその他内地地域と、低地國(譯者註、ベルギー、オランダ)の諸港を結ぶ輸送線としても非常に重要である。現在ルクセンブルグの鐵道は車輛の不足になやまされている。

銀行の借款は、ルクセンブルグの鐵道の輸送量を増加し、多量の需要のある鋼鐵製品の生産力を擴張することによつて、ルクセンブルグの生産高、収入および輸出を増加することを目的としている。さらに、ヨーロッパにおける車輛の非常な不足と鐵鋼のヨーロッパ復興における役割からみて、この借款はヨーロッパの復興に寄與することは間違いない。ルクセンブルグは、ドイツ占領中をのぞいては、政府債務の履行を怠つたことはない。

〔その他正式借款申込み〕 上記の四カ國以外に、つぎの諸國から下記のような理由によつて正式の借款申込みがなされている。

「チリ」四千萬ドル。水力電氣、林業、港灣、都會および地方輸送、鐵道の諸計畫。

「チエコスロヴァキア」三億五千萬ドル。戰爭被害および損失の復興、原料の買入れ、再建計畫。

この借款額は、デンマークが一九四八年および一九四九年に使用する全資本支出の約八%であり、復興努力の大部分は民間企業および民間金融によるものである。

戰前において、デンマークは對外債務を履行しなかつたことはない。ドイツの占領下にあつてその外國資産の大部分が封鎖された時にも、デンマークはアメリカ、スイスおよびスウェーデンにおける利拂いを完全に繼續した。もつとも、元金の支拂いは延期せざるをえなかつた。イギリスその他の債權國にたいしては、利子も満期元金も資産封鎖のため延期せざるをえなかつたが、一九四五年には支拂いが再開された。現在のところ、どの國にたいしても利子の未拂いはない。そしてデンマーク政府は、現在残つている唯一の期間満了の未拂元金、すなわちドル債務の拂戻しを、條件が許せば直におこなうことを銀行に通告している。

對デンマーク借款は、世界貿易の利益のために、加盟國の經濟復興を育成するという銀行の任務にもついでにおこなわれたものである。この外部からの金融援助が與えられたことは、デンマーク國民の經濟的安定回復にたいする努力および、その生産ならびに輸出の到達程度からみて當然のことである。

〔對ルクセンブルグ借款〕 一九四七年八月二十八日、ルクセンブルグ大公國に一千二百萬ドルの借款を許與する協定が成立した。この總額のうち、二百萬ドル相當額はベルギー・フランで貸付けられる。ベルギー政府は本行の資本金のうち、ベルギーの應募拂込金からこの額を支出することに同意した。したがつて對ルクセンブルグ借款のうち、この額は、貸付においてドル以外の資金を使用した最

「イラン」二億五千萬ドル。工業、農業および輸送の近代化ならびに開發。

「イタリヤ」二億五千萬ドル。復興および開發。

「メキシコ」二億九百萬ドル。灌漑、水力電氣、送油管、道路、鐵道、港灣の諸計畫。

「ポランド」六億ドル。炭鐵、鐵鋼、纖維、電力および運送の復興に要する施設ならびに原料。

これらの申込みについて種々の調査および交渉がおこなわれている。さらに銀行は、公式申込みの提出に先立つて、數カ國と非公式折衝をおこなつている。また二、三の場合には、借款申込みの意思をしめしている諸國へ特別使節團が派遣され、それら諸國の經濟情勢および要求を調査し、銀行がどのような措置をとることが可能であり、かつ適當であるかということを研究した。

借款に使用しうる資金

銀行が健全な貸付をすることは必要である。その借款は生産的でなければならぬばかりでなく、銀行が金融機關からその貸付に必要な資金を借入れることが出来るようなものでなければならぬ。銀行がその貸付資金の重要部分として、拂込資本金よりも一般投資金を利用することは絶対に必要である。

加盟各國政府に拂込むことを要求された銀行の資本金は、全應募資本金のわずかに二〇%であり、一九四七年十月三十一日におけるこの拂込済み資本金合計は十六億四千五十萬ドルである。ただしこれには拂込み延期を認可された四百九十一萬五千ドルは含まれて

いない。各加盟國の應募額の残りの八〇%は、銀行が債務辨済の必要がおこつた場合にのみ拂込みを要求される。この分は貸付目的には使用されず、その重要目的は、銀行の債券に投資した人々の一層の安全をはかるためのものである。

拂込資本のうち、わずかに七億三千八百七十七万ドルがアメリカドルで拂込まれており、残りの分はアメリカ以外の多くの銀行加盟國の地方通貨からなつてゐる。銀行はアメリカ政府から、アメリカが拂込んだ資本全額を貸付目的に使用する許可をえてゐる。銀行はまたベルギーから、ベルギーの拂込資本のうち二百萬ドル相當額までのベルギー・フランを貸付けてもよいという許可をえてゐる。銀行は、その他少數の同様のことをすることが可能な加盟國が、必要な場合にはその拂込み資本を上記同様借款に使用することを許可するよう希望し、かつ期待してゐる。その他の諸國の分も、經濟が回復するにつれてそれらの拂込資本を使用することができるともあらうとみられてゐる。

しかし現在の所では、需要は専らアメリカドルにたいしてであり、したがつて實際のところ、銀行の資本のうちで貸付に利用出來たのは、アメリカ・ドルで表示された約七億三千萬ドルだけであつた。この額以上の貸付資金をうるために、銀行はその社債を民間投資市場で賣却しなければならぬが、その市場は當分の間はもっぱらアメリカ市場である。

銀行がその必要な資金を民間の投資家からうることは、銀行の貸付が健全な事業であるということに投資家に信じさせて、はじめて可能である。もちろん銀行の債券に投資した人々は、銀行加盟國の

いは貸付能力が、アレクソン・ウツメ協定の起草者が計畫したようにかなりの額に達することが出来るようになるのである。

現在の所では、銀行の社債が大口に賣却出来るのはアメリカ市場だけである。それはすでに指摘したように、現在の借入申込みが、ドル地域での購入に使用しうるドルにはほとんどかぎられてゐるからである。しかしこの状態は永續的のものではない。世界の他の地域における生産および供給が増加するにつれて、復興開發用の物資買付けに他の通貨が利用出来るようになり、アメリカ以外の諸國も資本輸出が可能となるであらう。したがつて、將來において條件がととのえば、アメリカ以外の資本も銀行の借入れ業務に利用しうるようになると期待しても間違ひはあるまい。

國際通貨基金

加盟國および應募資金

一九四七年の最初の八カ月間に、五カ國が新たに國際通貨基金に加盟することを許可された。第六番目の國（フィンランド）も加盟申込書を提出したが、これは九月の各國委員會（ホード・オヴ・ガヴァナース）にもちだされた。イタリア、レバノン、シリアおよびトルコの加盟條件は、一九四六年の各國委員會の年次總會で決定された。各國の同意をえたので、それぞれ規定の期間内に加盟が許可された。正式加盟許可の日はつぎのとおりである。トルコ 一九四七年三月十一日、イタリア 一九四七年三月二十七日、シリア 一九四七年四月十日、レバノン 一九四七年四月十四日、オーストラリアの加盟申込みは、會合を開かず一九四七年五月の各國委員會の

應募資金のうち八〇%の未拂込資本によつて保證されてゐる。この保證のために銀行は、一般投資市場が好まないような貸付ないといふようなもの——にたいする借款をなすことが可能なのである。しかしこの保證があつても、投資家はその資金が經濟的に健全であり、かつ生産的な目的にのみ使用されるのであるといふことを確信しなければ、銀行がその社債を、銀行の計畫を遂行するに必要な額だけ市場で賣却することは不可能であらう。

借入業務

一九四七年七月十五日に、銀行は第一回の社債公募をおこなつた。この公募は期限十カ年、二%四分の一利付、一九五七年七月十五日満期社債一億ドルおよび、二十五カ年、三%利付、一九七二年七月十五日満期社債一億五千萬ドルの二種類であつた。兩社債とも賣出し価格は額面価格であつた。社債賣出しは、アメリカ内の一千七百以上の證券業者を通じておこなわれたが、これは一つの證券賣出しに参加した業者の數としては、これまでの最大のものの二倍以上である。

この賣出しは著しい應募超過であつた。しかし賣出しが成功した主要原因は、アメリカの投資家が、銀行の應募資金のうちアメリカの未拂込應募額八〇%による保證を重視した結果であることを見逃してはならない。銀行の活動が實質的になるにつれて、銀行の貸付状態は投資家が銀行の社債の價值を判断する上に漸次重要性を増してくるであらう。この貸付状態によつて銀行の借入れ能力が、ひ

投票によつて認可され、一九四七年八月五日、第四十五番目の加盟國となつた。

イタリアが第四十二番目の加盟國になると同時に、同國のギド・カルリ氏は、一九四七年五月十四日に新たに常務理事の一人に選舉された。氏は、まだその國を代表する常務理事を出していない諸國の投票四千六十票を集めたのである。氏はデンマーク、ウエネズエラ、トルコおよびイタリアの投票權を代表することになつてゐる。基金の加盟國が増加したのと、他の加盟國の輸出割當を増額したので、割當總計は一九四六年十二月の七十四億一千二百五十萬ドルから、一九四七年十一月十五日には七十九億二千五百五十萬ドルになつた。この七十九億二千五百五十萬ドルの割當總額のうち六十五億九千七百五十萬ドルは、その通貨の平價決定について一九四七年十一月十五日までに同意した諸國の割當總額の總計である。一九四七年十一月十五日までに平價決定に同意しない諸國の割當總額は、十三億二千五百五十萬ドルである。

第一回の應募資金の拂込みは、基金が一九四七年三月一日から爲替取引を開始すると發表した當日、すなわち一九四六年十二月十八日から開始された。一九四七年十一月十五日において、平價を決定した諸國の拂込済應募額は六十五億八千四百萬ドル相當額で、したがつて未拂込みの應募額は一千三百萬ドル相當額である。この數字は、平價の設定されていない諸國の應募額をふくんでいない。一九四七年八月三十一日における基金の金保有量は十三億四千五百萬ドルで、不流通、無利子證券をふくむ通貨の保有量は五十二億三千三百萬ドルに上つてゐる。

金の貯蔵場所はさきに、ニューヨーク、ロンドン、上海、パリおよびボンベイに設定され、また基金保有の加盟国通貨を預金する通貨預金所には、ほとんどすべての加盟国の預金施設が指定された。

(一) 六十五億九千七百萬ドルのうちには、オーストラリアの割當二億ドルはふくまれていない。これは同国の平価が一九四七年十一月十七日から有効となつたからである。

外國爲替取引

一九四六年九月における各國委員會のワシントン會議後、一九四六年の残りおよび一九四七年の初期においては、基金は主として第一回平價決定の完成および實際の爲替取引の準備に力を注いだ。爲替レートの作成協定は、基金参加の三十九カ國と締結しなければならなかつた。これは現下の情勢下においては、大變な仕事であるといふことがわかつた。しかし、基金がその仕事を無秩序と荒廢の時期においては、はじめなければならないことは一般に豫想されたところであり、こうした條件にたいする考慮は基金協定の多くの條項に盛り込まれている。實際、基金設立の主要目的の一つは、戦時から平和時への過渡期における國際的通貨上の協力および協議を、最高限度に行ふことにあつた。秩序ある爲替取極めを作るようにするには、出来るだけ多くの諸國に平價を設定せしめることからはじめなければならないと考へられた。

したがつて一九四六年十二月十八日に、基金は三十二カ國の加盟國および多くの植民地からその通貨にたいする平價の通告を受けたこと、ならびに、一九四七年三月一日から爲替取引を開始する意向

を發表した。基金は三十九カ國のうち八カ國との爲替レートの協定期間を延長した。その八カ國は、ブラジル、中國、ドミニカ共和國、ギリシャ、ポーランド、ユーゴスラヴィアと、フランス領インドシナにかんするフランス、およびオランダ領インドにかんするオランダである。これら諸國のうち若干のものは非常なインフレーションに悩まされており、世界の爲替レートの機構の下に完全なものとす前に、それらの通貨を復舊する必要があつた。ウルグワイの平價は、その國內の立法手續が完成するまでは決定的に設定されなかつた。ドミニカ共和國の平價は技術的理由によつて設定されなかつた。

一九四七年中に基金は四つの新加盟國、すなわちトルコ、シリア、レバノンおよびオーストラリアならびに、一九四六年十二月三十日に加盟したヴェネズエラの平價を設定した。平價はそれぞれ各國からの提案および、現行のそれら諸國のアメリカ・ドルにたいするレートに基いて設定された。平價および應募資金拂込み協定が未解決で、一九四七年十一月十七日までにその國の通貨の平價が未設定の加盟國、すなわちブラジル、中國、ドミニカ共和國、ギリシャ、ポランド、ウルグワイ、ユーゴスラヴィアおよびイタリヤは、基金との間に特別條件を協定しなければ、基金の資金を使用出来ないことになつてゐる。

一九四七年三月一日から一九四七年五月三十一日までの間に、基金はフランスにアメリカ・ドル二千五百萬ドルを、オランダにアメリカ・ドル六百萬ドルおよびイギリス・ポンド百五十萬ポンドを賣却した。一九四七年八月三十一日に終る四半期の基金の金融報告に

よれば、一九四七年五月三十一日から八月三十一日までの間に、基金は加盟諸國に、その通貨と引換に約一億ドルを賣却した。

第一回の爲替取引を發表するにあたり、基金の専務理事は、基金の資金使用の目的についてつぎのようにつた。「基金の資金は開發用の長期貸付、救済用の贈與、逃避資本用の金融あるいは脆弱な爲替レート支持などに使用されてはならない。基金の協定に従へば、その資金は各加盟國によつて、一加盟國の經常勘定における實際收支の一時的不均衡の是正に助力するために、ごく限られた額を使用することが出来るのみである。」

基金は、加盟國がその通貨と引換に爲替の購入を要求した際の一般手續および政策を明らかにしている。基金の第二次年次報告にのべられているように、基金は各加盟國と密接かつ不斷の接觸をたもつことによつて、各加盟國の發達状態を常に熟知することを期している。これによつて基金は、ある加盟國が基金の資金を基金の目的に従つて使用しているかどうかを判断することができるとしている。このような接觸によつて、その加盟國は基金の見解を顧慮するようになるのである。

金の取引

基金協定にしたがつて、基金は全加盟國の通貨用金の價格を安定するとともに、加盟國による金賣買の値開きを規定することによつて、金の取引を通して加盟國通貨の對外價值が、平價から著しくかけ離れることを防止する措置を開始した。この金賣買の値開きは平價の上下四分の一に定められたが、これには特別の諸掛りはふく

まれていない。

さらに一九四七年六月、プレミアム付で行われる對外金取引の増加を防止するために、基金は全加盟國にたいして、このような取引を消滅させることに協力するよう要求した。このような取引は一般に通貨準備のための金の借款にも及び、爲替安定を妨害しているものである。

爲替制限および複數通貨

基金協定の規定によれば、過渡的措置として加盟國は、若干の條件の下に、情勢の變化に應じて、經常的國際取引における支拂いおよび振替にあつて爲替制限を繼續し、適用してもよいことになつてゐる。加盟國の大部分はこの過渡規定を利用してゐる。エル・サルヴァドル、グアテマラ、メキシコ、パナマおよびアメリカの五カ國だけが、經常取引にたいする支拂いおよび振替を自由に許可するという義務をすでに履行している。

この期間において基金はまた複數通貨制問題を取扱つた。一九四七年六月、基金はエクアドル政府から、非緊急輸入物資にたいする附加税を實施するにあつて、複數通貨制を採用し、その附加税收入を政府債の償還に使用したいとの申出を受けたむねを發表した。基金はこの方法を採用することを二カ年以内の期間をきつて同意したが、これはこの措置が輸入需要を制限するのみでなく、現在の通貨および信用の膨脹を減少させるに効果があるとみとめたからである。

基金の規定によつて、基金は過渡期においても特別の場合には、

加盟國にたいして爲替制限を撤廃することを要求する権限を與えられてゐる。基金は現在行われてゐる爲替制限および複數通貨について研究してゐる。基金は加盟國と、これらの措置の緩和および事實上の消滅について協議する豫定であるが、これらの方法はもはや國際收支上から考慮しても妥當でなく、むしろ他國の國際收支に有害な影響を與えるものである。

加盟國およびその他國際機關との關係

基金は加盟國およびその他國際機關との完全な提携に非常な重要性をおいてゐる。基金は加盟國にたいする諮問活動がその第一の任務であると考えており、加盟國との通貨問題にかんする協力および協議のために恒久的機構をそなへてゐる。基金は多くの加盟國へ、その國の關係當局と通貨問題を協議するために代表者を送つてゐる。

基金は多くの國際機關と活潑に協力し、會合および會議に出席してゐる。基金は國際連合と公式協定を結んでゐる。基金は國際貿易機構憲章起草會議に重要な役割を演じ、機構が設立された時には、基金と國際貿易機構との間に公式協定が成立するものと期待されてゐる。

一九四七年九月の各國委員會總會

各國委員會の第二回大會總會は、一九四七年九月十一日ロンドンで開催され、九月十七日に閉會した。第三回大會總會は一九四八年

理事を任命する資格のない資金加盟國で、その表決權を現任理事によつて代表されてゐない國は、常務理事會の決定する一九四七年十月三十一日以後の選挙に参加すべきであるとなつてゐる。

ロンドン總會中も、またその後においても、爲替の賣却および加盟國との協議をふくむ基金の通常活動は續けられた。

國際民間航空機構

ここにのべられてゐる期間中における、國際民間航空機構（IACO）の經濟分野における主な努力は、一九四四年のシカゴにおける民間航空會議において第一歩をふみだした、國際民間航空輸における商業權にかんする多邊的協定の促進にむけられた。航空機構の總會の指令に従い、一九四七年十一月三日ジュネーブに特別委員會が招集された。同委員會はこのような協定についての論議および促進につとめた。すべてを包含する多邊的協定は、全部の承認をうることとは困難なようにみえたが、委員會の目的としては、多邊的協定のうちの出来るだけ多くの措置を具體化すべきで、補足的な双務的航空協定の分野は出来るだけ少くすべきであるというのが最初における結論であつた。委員會は、積載量、運賃、禁止事項および紛争の解決などという重要問題について協定の實質的措置を定めることが出来た。ここにおいて委員會は、多邊的協定のもとにおける空路にかんする權利の性質および、主協定に必要とみられる補助空路協定の相互關係についての審議にもとつた。

委員會の審議が結論的段階に至つてから、このような空路協定にもとづく權利の重要な問題について重大な意見の不一致があらわれ

九月ワシントンで開催される豫定である。ロンドンでの總會では五回の會合が開かれたが、その間において各國委員會は、フィンランドの基金加盟許可にあつたつての條件にかんする常務理事會の報告案を検討した。報告條件は認可され、各國委員會によつて採擇された常務理事會の決議にもとづき、フィンランドは一九四八年三月十五日までに基金に加盟することを許可されることになつた。

各國委員會はイランおよびエジプトの輸出割増額の要求を検討した。常務理事會の報告に従つて、イランの割増額は二千五百萬ドルから三千五百萬ドルへ、エジプトの割増額は四千五百萬ドルから六千萬ドルへ増額することが認可された。ただしこの認可にあつたつては、兩國は基金にたいする應募資金をこの増額に比例して變更することおよび、兩國が一九四八年三月三十一日までにこの變更に同意しなければならぬことになつてゐる。

この第二回大會總會において各國委員會は、第一回大會總會において採擇された決議の追加として、銀にかんする決議を採擇した。

第一回の決議には、基金は關係加盟國間の國際會議における銀問題討議に便宜を與えらるるような、銀にかんする情報を蒐集すべきであるとのべられてゐる。第二回大會總會において採擇された決議は、加盟國は銀にかんする適切な報告を至急に基金に提出し、基金がすべての材料をあつめ、一九四八年三月一日までに全加盟國が利用できるようにすることが必要であるとのべてゐる。

國際連合と基金との間の協定の條件は、常務理事會から各國委員會に提出され可決された。追加されるべき常務理事會の選挙にかんする決議も通過した。その決議では、一九四七年十二月三十一日現在で

た。一部の代表は、参加國以外の領土における着陸點を規定する空路協定は、同時にすべての國際交通における着陸點の許可權を規定すべきであるという立場をとつたが、他の代表は「第五の自由」の權利をみとめる制度を支持し、このような中繼着陸點は任意にすべきであるという見解をとつた。後者の意見は十三票對九票（棄權五票）で勝利をえた。このような制限つきの多邊的協定には多くの諸國が同意しそらもないため、委員會は、近い將來に調印出来るような協定を作成する希望をすた。しかし委員會は、参加諸國および國際民間航空機構の總會に提出する最終報告を準備した。この報告には協定草案がつけられており、この草案が將來の多邊的協定の基礎をなし、各國間の交渉にあつたつてその協定の範圍を定める便宜を與えるものと期待されてゐる。

その他空輸分野において機構の注意を喚起した問題は、國際航空郵便、統計、契約および各協定の蒐集および發表、ならびに國際空輸の圓滑化などである。

國際民間航空機構の事務局は國際航空郵便の總括的研究に従事してゐるが、一九四八年二月には暫定計畫が完成するはずで、その時にはその研究の結果は、空輸委員會および理事會の調査をうけた後各加盟國に批判をうけるために提出されることになつてゐる。この問題にかんする機構の最終の見解を統一したものは一九四八年九月までに完成し、世界郵便連合に提出される豫定である。

統計の分野においては三つの興味ある決定がなされた。總會によつて與えられた權限により、現在國際連合の統計局が取扱つてゐる國際民間航空機構参加國の毎月の空輸統計を本機構理事會が蒐集す

ることを、國際連合統計局との間に暫定的に協定することに決定した。さらに本機構に参加していない諸國の同様の統計材料を、それら諸國が國際連合に加盟しているか否かを問わず蒐集する手續についても、國際連合との間に暫定的取決めをみた。これらの統計は本機構の統計報告制度ならびに分析に貢献するものである。理事會はさらに、參加國から機構に提出された統計資料の要點を連續出版することを認可し、「國際民間航空機構の統計概観」と題する試験的刊行物を參加國に配付しその批判をもとめることになつてゐる。暫定國際民間航空機構の「統計報告様式」一九四七年版は、一九四七年度に本機構によつて使用されることになつた。この様式の改正については、一九四八年一月十三日モントリオールで開催される統計部會議において検討される豫定である。

關稅、移住、厚生その他同様の問題にかんする國際空輸施設の分野においては、機構は現在これらの問題を検討するため、一九四八年春に西ヨーロッパにおいて空輸委員會の部會を開催する準備に全力を集中してゐる。

(一) 「第五の自由」とは、航空會社が設定した空路が自國外の二點を結ぶ場合、その二點を往復する交通の自由である。

(二) 賛成はオーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、エジプト、ギリシャ、インド、イタリヤ、メキシコ、ニュー・ジールランド、ポルトガル、トルコ、ヴェネズエラであり、反対はデンマーク、フランス、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スエーデン、スイス、イギリス、アメリカ、棄権はアルゼンチン、ベルギー、中國、チエコスロヴァキヤ、南阿連邦であ

つた。

年

表

この年表は、一九四五年五月ドイツが降伏してから、一九四七年十一月國際連合第二回總會終了に至るまでの出来事で、經濟的に主たる重要性あるものを収録しているものであるが、國際連合及びその諸機關に關係ある出来事は、一九四五年五月以前のものも収録されている。

一九四三年

五月一八日食糧および農業に關する連合國會議がアメリカのヴァージニア州ホット・スプリングスで開催され、四十四カ國代表が出席した。會議は、中間委員會設置について同意に達したが、この委員會は、食糧の生産と、消費との間に合理的な均衡を得させるために、各國政府を援助する連合國食糧農業機關の設立を準備するものであつた。

七・一五 連合國食糧農業機關中間委員會の第一回會議を開催。

九・三 イタリー無條件降伏。

一〇・三〇 アメリカ、イギリス、ソ連、中國は、全般的安全に對する四國宣言(モスクワ宣言)を發した。これにより四國政府は、平和を組織化し、これを維持するため、戰爭遂行に關する一致した行動を繼續する旨を誓約した。またできるだけ早く、すべての平和愛好國の主權平等の原則を基礎とし、これらすべての國が加盟國となり得る一般的國際機關を、國際的の平和及び安全の維持のため、設立する必要を認めた。

一一・九 連合國救済復興機關(アンラ)の設立協定が、四十四カ國によつてワシントンで調印された。アンラの目的は、連合國民の救済、悪疫豫防、健康回復、俘虜亡命者の本國歸還に關

する準備並びに取極め、緊急に必要な農工生産の回復および緊要サービス業の復舊を援助することである。

一一・一〇 アンラ理事會第一回會議が、アトランチック・シティで開催された。

一九四四年

七・二一 連合國通貨金融會議がアメリカのニュー・ハンプシャー州ブレトン・ウッズで開催された。四十四カ國代表が

出席し、國際通貨基金協定條文(通貨の安定およびそれによる外國貿易の促進を目的とする)並びに國際復興開發銀行條文(各國經濟の安定を可能にするため、長期借款の便宜を供與し、復興ないし工業化に關する長期計畫を行うことを目的とする)を起草した。

一〇・二一 世界機構に關するダンバートン・オークス會議が、ワシントンで開催された。會議は最初アメリカ、イギリス、ソ連の間で行われ、ついでアメリカ、イギリス、中國の間で行われた。この結果總會、安全保障理事會、國際司法裁判所および事務局を持つ一般的國際機關の設立に關するダンバートン・オークス案が、十月九日發表された。

一一・七 國際民間航空會議が、五十四カ國參加の下にシカゴで開催され、次の四つの協定が起草された。(一)暫定國際民間航空機關(PICAO)の設立協定、(二)その後恒久的な國際民間航空機關(ICAO)を設置する協定、(三)國際航空通過協定、(四)國際航空輸送協定。

一九四五年

二・四 ルーヴグエルト大統領、チャーチル首相およびスター

二・一 リン元帥は、クリミア(ヤルタ)會談を開催し、ダン

パートン・オークスで大綱を示された一般的國際機關に關する

憲章を準備するため、一九四五年四月二十五日に、聯合國會議

を、サンフランシスコに召集することに一致した。この際中國

およびフランス臨時政府に對し、共同提唱國となるように要請

した。

四・二〇 國際機關に關する聯合國會議がサンフランシスコで開

六・二六 催され、五十カ國代表が参加した。

五・八 ドイツ、無條件降伏(VEデー)。

五・一〇 アメリカ軍需生産局長官は、民需品の製造を禁止また

は制限している七十三の命令を直ちに廢止すると發表した。ま

た同局の四百二十の命令中、半分は二、三カ月以内に廢止され

るはずであると聲明された。

五・一六 アメリカ軍需生産局長官は、普通民需品一千二百種に

關する統制を撤廢した。

五・二八 アメリカ財務省は、「敵地域」の項目から、アルバニ

ア、オーストリア、チエコスロヴァキア、ダンチヒ、デンマー

ク、オランダ、ノルウエー、ユーゴスラヴィアを取除き、こ

れらとの商業通信再開を許可した。また外國經濟局は、スイ

ピンに對する商業輸出許可を再開した。

六・五 アメリカ、イギリス、ソ連、フランスは、ドイツ管理

に關し、ベルリンで第一回會議を開催、ドイツ帝國の政治を執

る旨を宣言し、ドイツの國境を一九三七年十二月三十一日の境

界に直ちに復歸した。

六・六 暫定民間航空機關設立に關する中間協定が效力を發生

した。

六・一五 スエーデン・ノルウエー間に次の三つの金融協定が調

印された。(一)食糧購入および難民救護用に、スエーデンからノ

ルウエーに對し、五千萬クローネの無利子クレジットを供與す

る協定。(二)在ストックホルムのノルウエー公使館の經費を賙ら

ため、一千五百萬クローネのクレジットを供與する協定。(三)ス

エーデンの造船所で行うノルウエーの船舶建造に、資金を融通

する協定。

六・二二 チエコスロヴァキア政府は、ドイツ人、ハンガリー人

およびいわゆる叛逆者並びにナチ協力者に所屬するすべての農

場および會社の接收を命令した。

六・二三 フランス情報省は、ドイツにおけるフランス占領地帯

の公式境界線を發表した。これにはザールの南半分が含まれて

いる。

六・二六 國際連合憲章が五十カ國によりサンフランシスコで調

印され、また國際連合準備委員會を設ける中間取極め協定が行

われた。

六・二七 國際連合準備委員會が、サンフランシスコで第一回會

議を開催した。

六・二八 新ポーランド臨時國民統一政府が、前臨時政府の退陣

に續いて政權に就いた。これにはロンドン亡命政府の人々も含

まれている。

六・二九 チエコスロヴァキア・ソ連間に、ルテニアをソ連に割

讓する協定が調印された。

六・三〇 トルーマン大統領は、物價管理局(OPA)を一年間

延長する法案に署名した。

七・五 トルーマン大統領は、互惠通商法を三年間延長する法

案に署名した。この法律により大統領は、關稅率を更に五〇%

引下げる權限を與えられた。

七・七 スイス・スペイン間に新通商協定が調印された。

ポーランド、ソ連間に貿易協定が調印された。

七・一〇 アメリカ財務長官は、第七回戰時債券百四十億ドル募

集運動が、百二十億ドル方の超過申込をみたと發表した。

七・一一 ポーランド・スエーデン間に貿易協定が調印された。

七・一二 ブラジルは、機械、ゴム、化學藥品に對する輸入統制

を強化した。

七・一四 イタリアは、日本と戰争状態にあると發表した。

七・一七 トルーマン大統領、チャーチル首相、スターリン元帥

八・二 のベルリン(ポツダム)會談が開催された。

七・二五 ソ連は、アンラに七億ドルの援助を要請した。

七・二六 イギリスの總選舉の統計によると、労働黨が、七月五

日の選舉で、過半数の議席を占めて大勝した。

八・二 ローマの連合國イタリア管理委員會は、アメリカおよび

ソ連を除く連合國の、イタリア輸出貿易管理撤廢を發表した。

八・四 トルーマン大統領は、ワシントン輸出銀行の貸付權

限を三十五億ドルに増額する法案に署名した。なお同銀行は恒

久的政府機關となる。

アルゼンチン・スエーデン間に、スエーデンの製造品とアルゼ

ンチンの食糧とを交換する貿易協定が調印された。

八・五 アメリカ・スイス間に、相互航空輸送協定が調印され

た。

八・七 イタリア・スイス間に通商條約が締結された。これに

よりスイスは、サーヴィスおよび供給物資と交換に四百萬ポ

ンドを融資する。

八・八 ソ連對日宣戰布告。

アメリカ國務省は、オーストリア管理委員會の設立およびオー

ストリア並びにウィーンの四地帯への分割に關するアメリカ、

イギリス、ソ連、フランス間の協定を發表した。

八・一二 ユーゴスラヴィア立法委員會は、農地改革法案を

採擇した。これによりいかなる農民も三十五ヘクタール以上を

所有し得ず、不在地主は、五ヘクタール以外の土地をすべて補

償を受けることなく没收される。

八・一三 蒙古人民共和國、對日宣戰布告。

八・一四 日本は、ポツダム宣言および無條件降伏を受諾するコ

ンミュニケを發表した。

アメリカ戰時努力委員會は、雇用者および被雇用者に對するす

べての努力統制廢止を發表した。

八・一六 ソ連・ポーランド間に、國境の劃定、およびポーラン

ドがソ連に對し年々石炭を積出すのと交換に、ソ連はドイツか

ら受ける賠償のうち一五%をポーランドに與える條約が調印さ

- 八・一八 デンマーク・イギリス間に通貨協定が調印された。
- 八・一六 國際連合準備委員会の執行委員会が、ロンドンで會議を開催した。
- 八・一七 フィンランドとイギリスとの貿易が再開された。
- 八・一九 ソ連は産業能力を戦前水準以上に引上げるため、一九四六年ないし五〇年の新五カ年計畫の準備を發表した。
- 八・二一 トルーマン大統領は、武器貸與による現存契約を破棄した。そして連合國政府に對し、アメリカ國內ですでに契約されている二十億の物資並びに全世界にわたる十五億ドルの集積品は、購買によつて獲得し得る旨を通告した。
- 八・二三 スターリン元帥は、全滿州、南樺太、千島列島の占守島、幌筈島の占領を發表した。
- 八・二四 中國・ソ連間に、友好同盟條約および四つの協定が批准された。四協定中三つは、クリミア會議の秘密協定（一九四六年二月十一日に發表された）を履行したものである。
- 八・二七 ソ連・ハンガリーは、經濟協力協定に調印した。
- 八・三〇 連合國ドイツ管理理事會の設立が布告された。
- 九・二 日本はアメリカ戰艦ミズリー號上で無條件降伏條約に調印した。
- 九・七 イギリスとオランダが兩國間爲替レートを、今後三年間一ポンドに對し一〇・六九一ギルダーに定める協定に調印した。
- 九・九 フランスとエチオピアが、エチオピアとフランス領ソ

- マリーランド間の國境紛争問題、および、ジブチからアジス・アベバに至る兩國共同所有鐵道に關する確執問題解決協定に調印した。
- 九・一一 連合國オーストリア管理理事會第一回會議を開催。アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四國ロンドン外相會議開會。
- 九・一二 ソ連は、對ルーマニア休戰條件の修正を發表した。すなわちソ連は、一部船舶を返還し、鐵道管理を返還し、十五萬トンの穀物を貸與し、休戰協定によるルーマニアの債務を低減した。
- 九・一五 スペイン・フランス間に貿易協定が調印された。
- 九・二〇 ポーランド・ソ連間に、友好、相互援助および戦後協力に關する條約が批准された。
- 九・二四 アメリカ・イギリス石油委員會を設置し、國際石油貿易の能率と秩序ある配分を促進するアメリカ・イギリス協定がロンドンで調印された。
- イギリスは、武器貸與物資に關する契約で、對日戰勝利日當時現存した契約の五〇%以上を破棄した。
- 九・二五 ドイツ占領四國軍司令官は次の布告を發した。すなわち連合國は、ドイツの對外關係に關係あるすべての事項を規制し、ドイツ國內の金および外國通貨を管理し、すべての海運、造船、船舶修理並びに國內輸送を管理する。
- 九・二五 世界勞働組合會議がパリで開催された

- 九・二六 アメリカ・オランダ間に航空協定が調印された。
- 九・二七 タンジール國際管理委員會の第一回會議が開催され、ベルギー、フランス、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカは、タンジールを再び國際地帯とする共同聲明を發した。
- ベルギー、チエコスロヴァキア、フランス、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、ルクセンブルグ、ソ連、イギリス、アメリカ、ユーゴスラヴィアは、ヨーロッパ中央内陸運輸機構（EOITTO）の設立を規定する協定をロンドンで行つた。これはヨーロッパ大陸のすべての民間輸送の共同の管理および割當を規定し、國際交通に關し、劃一の關稅および料金を策定するものである。協定は二年間有效とされた。
- アメリカ外國經濟局が廢止され、その機能はその他の連邦政府機關に、十二月三十一日までに分配移讓されることになつた。
- 九・二九 アルゼンチンは、最初一九三六年十二月一日に締結されたイギリスとの貿易協定を、一九四六年二月二十一日に終了すると發表した。
- アメリカ、イギリス、ソ連、中國は、日本の降伏を遂行する政策作成のための極東委員會設置に同意した。
- 一〇・二 ロンドン外相會議は、講和條約事項に關する討議に參加すべき國についての見解不一致の後終了した。
- 一〇・三 世界勞働組合連盟が、パリ世界勞働組合會議で創設された。
- 一〇・六 カナダは、一九四五年九月二日までのイギリス向戰時

- 財政援助を四十六億ドルと發表し、更にイギリスにカナダ・ドルを供給するため、イギリスから、在カナダ軍需工場二億ドルおよび證券八億ドルを購入したと發表した。
- 一〇・九 日本政府は連合軍總司令部に、金、銀およびプラチナ二億五千萬ドルを預託した。
- 一〇・一三 インドネシア人民軍は、オランダ・ユーラシア軍およびアンボン軍に宣戰を布告した。
- 一〇・一五 國際勞働會議がパリで開催された。
- 一〇・一六 連合國食糧農業機構はケベックで第一回會議を開催し、會議開會に當り、機構の組織規定が二十九カ國に於て調印された。
- 一〇・一七 アメリカの輸出入銀行は、アメリカにおける農産物および製造品購入用として、五千萬ドルの借款をオランダに供與した。
- アルゼンチンのジュアン・ペロン大佐が新政府を組織した。
- アメリカ外國經濟局長官はソ連と、その引渡しが對日戰勝利の日に停止された武器貸與物資三億五千萬ドルないし四億ドルに關するクレジット契約を締結した。
- 一〇・一八 チェコ政府は、炭鐵、天然資源、銑鐵および鋼鐵企業、大食糧企業、大農業および銀行、保險業の國有化令を發した。スエーデン政府は、ウラニウムの輸出およびその抽出を政府の許可なくして行うことを禁じた。
- 一〇・一九 フランスは、ジュネーヴ協約に従つて食糧を供給する

ことを条件としてフランス国内の労働に従事させるため、ドイツ人俘虜百七十五万名の引渡しを受ける取極めを行った。

一〇・二〇 オーストリア臨時政府は、四連合國により承認された。

アメリカは、ベルギーがアメリカ軍に供給した逆貨與額を上廻る九千萬ドルに關し、ベルギーに補償する協定を發表した。

一〇・二四 國際連合憲章が、安全保障理事會の五常任理事國およびその他署名國の過半数の批准書の寄託後、アメリカ國務長官の議定書調印を以て效力を發生した。

一〇・二六 ベルギー・カナダ間に借款協定が締結され、ベルギーはカナダからの物資購入用として二千五百萬ドルを供與された。

フィンランド・ソ連間の國境が、ソ連、フィンランド、ノルウェーの代表により、ヘルシンキで決定された。

一〇・二七 ベルギー首相はベルギー銀行の國有化を發表した。

一〇・三〇 對日極東諮問委員會がワシントンで會議を開催した。參加國はアメリカ、イギリス、フランス、中國、オーストラリア、ニュー・ジラランド、カナダ、オランダ、フィリピン、インドである。

一〇・三一 十月十五日から開催されている國際労働事務局（ILO）パリ會議は、アルゼンチンを、労働組合の自由を抑壓したという理由で除名することを可決した。

一一・一六 ヌネスコ設置に關する連合國會議がロンドンで開催された。四十四カ國代表が出席し、ヌネスコの組織規定

が採擇された。

一一・一 イギリス政府は、民間航空および通信の國有化計畫を發表した。

イギリス・チエコ間に貿易および通貨協定が締結された。

一一・六 一九四三年のイタリア休戰協定條件がロンドンで發表された。

一一・九 連合國賠償會議が、十七カ國の参加の下にパリで開催された。すなわちオーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、インド、ルクセンブルグ、ニュー・ジラランド、オランダ、ノルウェー、チエコ、南阿連邦、イギリス、アメリカ、ユーゴである。

一一・一五 國際労働事務局の海事技術會議が、コペンハーゲンに召集された。

アメリカは、トルーマン大統領、アトリー首相、キング・カナダ首相間のワシントン會談の決定に基づき、原子力管理に關する聲明を發した。

一一・一六 アエノス・アイレスからの報道によると、アメリカのアルゼンチン向石油輸出禁止が最近撤廢され、アメリカからアルゼンチン向に二十萬一千トンの石油が輸送中である。右禁輸撤廢は、アルゼンチンのヨーロッパ向小麦積出を保證するために行われたものである。

一一・一九 イギリス政府は、議會で政府の國有化五カ年計畫を發表した。

一一・二〇 世男動力會議——國際執行委員會がロンドンに召集

れた。

國際捕鯨會議——ロンドンで開催。

連合國ドイツ管理理事會は、六百六十五萬名のドイツ人を、オーストリア、チエコ、ハンガリー、ポーランドから、ドイツに移送する計畫を承認した。

一一・二三 ポーランド・ソ連間に、鐵道運輸の連結に關する協定が調印された。

一一・二四 國際連合準備委員會がロンドンで開催された。

一一・二四 アメリカは肉および脂肪類の割當制を廢止し、食糧の割當制は砂糖に關するもののみとなつた。

一一・二九 ユーゴ憲法議會は、ユーゴ連邦人民共和國の成立を布告し、王制を廢止した。

一一・二 フランス國民議會は、五大銀行の國有化を可決した。

一一・四 アメリカの輸出入銀行は、五億五千萬ドルの借款をフランスに與えた。

一一・六 アメリカ・イギリス借款協定が發表され、これによりイギリスは、三十七億五千萬ドルの借款を受ける。

アメリカ國務長官は、國際貿易雇用會議による討議事項に關する提案を發表した。

一一・七 アメリカの輸出入銀行は、メキシコに對する二千萬ドルの借款供與を發表した。

一一・一〇 デ・ガスペリを首班とするイタリア政府が組織された。

一一・一六 イギリス、ソ連、アメリカ三國外相會議がモスクワで開催された。

一一・一六 イギリス下院は、イングランド銀行國有化法案を可決した。

一一・一八 ハンガリー政府は炭礦管理權を接收した。

一一・二〇 アメリカの輸出入銀行は、ベルギーに對する二口の借款供與を發表した。總額一億ドル。

一一・二一 連合國賠償機關（IARA）は、A類型に基づくドイツ在外資産およびB類型に基づくドイツ國內資産の支拂計畫を發表した。

國際連合準備委員會は、第一次總會に提出する報告を起草した後散會した。この報告中には、暫定的手續規則、暫定的議事日程、諸政策委員會に關する勸告、豫算および運営資金に關するものが含まれている。

トルーマン大統領は、定められた移民割當内で、ヨーロッパの戰爭難民が、一年に三萬九千名の割合でアメリカに入國することを認める大統領令を發した。

一一・二四 モスクワ外相會議（イギリス、ソ連、アメリカ）は、樞軸國との講和條約起草に關する協定を發表し、フランスおよび中國がこれに参加するよう要請した。

ハンガリー政府は、五十萬名と推定されるすべてのドイツ語使用住民および、すでに退去を命ぜられている二十五萬ないし三十萬名の國外追放令を發した。

一一・二五 フランス大藏省は、フランの平價を、一アメリカ・ド

ル對一九〇七フラン、一イギリス・ポンド對四八〇フランに切下げた。

一・二七 國際通貨基金および國際復興開發銀行を設立するブレトン・ウッズ協定が、國際通貨基金の總據出額の約八〇%を代表する二十九カ國政府および、國際復興開發銀行の總資本の八〇%を代表する二十八カ國政府の調印によつて、效力を發生した。

モスクワ外相會議は、極東委員會および聯合國對日理事會に關する協定並びに、自由朝鮮を終局的に再確立し、アメリカ、ソ連兩軍が中國から撤退し、國際連合總會に國際連合原子力管理委員會の設置を勸告する諸協定を發表した。

一・二九 フランス・アメリカ間に民間航空協定が調印された。フランス・ソ連間に貿易協定が調印された。

一九四六年

一・一 イギリス・シヤム間に講和條約が調印された。

フランス憲法議會は次の豫算を可決した。歳出四千七百億フラン、歳入二千八百九十四億七千二百萬フラン、歳出内譯、通常歳出二千七百七十二億七千四百萬フラン、復興費四百十七億六千萬フラン、國防費一千五百八十億フラン。

一・三 フランス・ソ連間に最惠國約款を基礎とする貿易再開五カ年協定が調印された。

チエコ・アメリカ間に民間航空協定が調印された。

ポーランド國民評議會は、通信、銀行、炭礦、工場および公共事業を國有化した。

一・一三 國際連合總會は、經濟社會理事會理事國十八カ國の最初の選舉を終つた。選出された國は、ベルギー、カナダ、チリ

一、中國、コロンビア、キューバ、チエコ、フランス、ギリシヤ、インド、レバノン、ニュー・ジラランド、ノルウエー、ペルー、ウクライナ、ソ連、イギリス、アメリカである。

パリ賠償會議の決定批准書が、ベルギー、フランス、イギリス、オランダ、ルクセンブルグ、ユーゴの代表により、パリで署名された。

一・一六 アメリカの輸出銀行は、フィンランドに三千五百萬ドルの借款を供與した。

一・一七 アメリカの輸出銀行は、中國の對アメリカ三十萬億原棉輸入資金として、三千三百萬ドルのクレジット供與を承認した。

一・一八 ニュー・ジー・ポランド間に貿易協定が調印された。

一・二〇 アメリカで七十五萬名の鋼鐵労働者が罷業に入つた。

一・二二 アメリカの輸出銀行は、エクアドルに對し、汎アメリカ公道における中繼所再建のため、七十八萬ドルの新クレジット供與を發表した。

一・二二 國際連合經濟社會理事會は、第一回會議をロンドンで開催した。

一・二四 國際連合總會は、全會一致で原子力委員會を設けた。

イギリス・ギリシヤ間に、ギリシヤのドラクマ貨安定のための一千萬ポンドおよび直接援助のための五十萬ポンドの借款をギリシヤに與える協定が調印された。

アメリカの輸出銀行は、サウジ・アラビアに二千五百萬ドルの借款を供與した。

一・四 石炭および炭礦供給品の供給および分配を増進するため一九四五年五月に暫定的に設置されたヨーロッパ石炭機構(EOC)を、正式に設立する協定が調印された。調印國は、ベルギー、デンマーク、フランス、ギリシヤ、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウエー、トルコ、イギリス、アメリカである。

一・五 フランスは、一月三日ザール炭礦の假差押えを行つたと發表した。

一・一〇 國際連合第一次總會第一會期が、ロンドンで閉催された。

一・一〇 イタリア・スペイン間條約がローマで調印され、これにより、スペインが内亂中に受けた五十億リラと推定される負債の一部を清算する取極めも行われた。

一・一一 アルバニア憲法議會は、人民共和國の成立を布告した。

連合國ドイツ管理理事會は、ドイツの鋼鐵生産高を一年に五百八十萬トン、生産能力の限度を七百五十萬トンに定めた。アメリカの輸出銀行は、インフレを抑え、秩序を維持するため、ギリシヤに二千五百萬ドルの借款を供與した。

一・一二 國際連合安全保障理事會における次の非常任理事國六カ國が、總會により選出された。すなわちオーストラリア、ブラジル、ポーランド(以上二年間)、オランダ、エジプト、メキシコ(以上一年間)である。

一・二六 イタリアは對外貿易用リラ價の切下げを行い、一イギリス・ポンド對九〇〇リラ、一アメリカ・ドル對二二五リラとした。これは一イギリス・ポンド對四〇〇リラ、一アメリカ・ドル對一〇〇リラの公定レートに一二五%の割増金を追加することになる。

一・三〇 イギリス下院は炭礦國有化法案を可決した。

二・一 ハンガリー國民議會はハンガリーを共和國とする法案を可決した。

アメリカは五十萬ドルを費して作つたサリナス飛行場を、エクアドルに移讓した。

ノルウエーのトリグヴェ・リー氏が、滿場一致で、國際連合事務總長に選舉された。

二・四 フランス・フィンランド間に一カ年の通商協定が調印された。

二・六 國際連合總會および安全保障理事會は、國際司法裁判所の十四名の判事を選出した。

二・九 スターリン元帥は、大増産を要求する新五カ年計畫を發表した。

カナダは、一九四六年および一九四七年における中國のカナダ商品購入用として、六千萬ドルのクレジット供與を發表した。フランス・イタリア間に、七十億リラ相當額の物資交換に關する貿易協定がローマで調印された。

二・一一 アメリカおよびイギリスは、一九四五年二月十一日ヤルタで、ルーズヴェルト大統領、スターリン元帥、チャーチル

首相間に行われた秘密協定の条件を發表した。

イギリス下院は社會保險法案を可決した。

アメリカもイギリス航空條約がビルマで調印された。

二・一二 カナダはオランダに對し、一九四五年五月二十五日に供與した二千五百萬ドルに追加して、一億ドルの借款を供與すると發表した。

二・一四 國際連合總會は、ニューヨークを臨時に國際連合の本部とする事を承認した。

國際連合總會は、世界的食糧不足を解決する措置に關する決議の採擧を、満場一致で可決した。

二・一五 國際連合總會は、一九四六年九月十五日まで休會に入つた。

二・一七 メキシコ・イギリス間に、メキシコ政府の接收法により影響を受けるイギリス人石油企業所有者に支拂うべき補償額を決定するため、一定石油施設を評價する専門家の任命に關する協定が、メキシコで調印された。

メキシコ・オランダ間に右と同様の協定が調印された。

二・二〇 アメリカの輸出入銀行は、貨物船および電氣施設購入用として、三千二百萬ドルのクレジットを中國に供與した。

二・二六 アメリカは、餘剩アメリカ軍需品購入用として、一千萬ドルの借款をギリシャに供與した。償還條件は三十年間年賦償還である。

二・二七 ソ連・蒙古人民共和國間に、友好、相互援助條約および經濟協力協定が調印された。

ソ連代表團をワシントンに招請したと發表した。

三・六 ノルウェー・スイス間に、復興資材購入用として五百萬フランのクレジットをノルウェーに供與する通商條約が締結された。

三・七 カナダ・イギリス間に、十二億五千萬ドルの借款をイギリスに供與する借款協定が締結された。

三・九 國際通貨基金および國際復興開發銀行各國委員會は、

三・一八 アメリカ・ジョージア州サヴァンナで創立會議を開催した。三十四カ國代表が参加し、ソ連を含む八カ國はオブザーヴァーを出席させた。

三・一〇 ソ連・ハンガリー間に民間航空協定が調印された。

三・一一 アルゼンチン・イギリス間貿易協定が、六カ月間延長された。

三・一二 イギリス・スイス間に通貨協定が調印され、一イギリス・ポンド對一七・三五スイス・フランに爲替レートを定め、

スイスへの旅行禁止を撤廢した。

インドは、南阿連邦におけるインド人に關する南阿連邦の立法

に對する提案を拒否された報復として、通商協定の廢棄を南阿連邦に通告した。

三・一四 フランス議會は、マルチニク、グワデループ、レユニオン、フランス領ギアナの各植民地を、本國の一縣としての地位に引上げることを満場一致可決した。

三・一八 ボーランド・ニューギニア間に、友好および相互援助條約が調印された。

二・二八 フランス・中國間に、北京、厦門、上海、天津、漢口、廣東におけるフランスの治外法權を撤廢する條約が調印された。

イギリス・フランス間に民間航空協定が調印された。

フランス外務省は、滿期の到來したイギリス・フランス金融協定の更新をイギリスが拒否したと發表した。この協定は、フランスのイギリスにおける購入用としてイギリスから一億ポンドのクレジットを、イギリスのフランスにおける購入用としてフランスから二億フランのクレジットを、相互に一年間與えたものである。

インド財務長官はインド中央議會に豫算を提出し、一九四五—四六年度の歳出見積を五十億五千六百十萬ルーピー（一千五百萬ルーピーが百萬イギリス・ポンドに相當）、歳入見積を三十六億六百六十萬ルーピーと發表した。歳出のうち國防費は、二十九億六千六百六十萬ルーピーと見積られた。

總歳入見積高は三十億七千萬ルーピー、歳入で賄うべき支出は三十五億五千七百十萬ルーピーで、歳入不足見積額は四億八千七百十萬ルーピーである。

南阿連邦議相は、議會に一九四六年度豫算を提出した。これによれば、歳出は一億三千萬ポンド、歳入は一億三千四百萬ポンド以上で、税は大巾に低減されている。もつとも所得税は變更されていない。

三・一 アメリカ財務長官は、ソ連が一九四五年八月、アメリカに十億ドルの借款を要求し、アメリカはこれを検討するため

三・二〇 アメリカの輸出入銀行は、オランダに對し二億ドルの借款供與を發表した。

三・二一 國際連合は、ニューヨークのハンター・カレッジの臨時本部に移轉した。

三・二二 イギリス・トランスヨルダン間に、イギリスの委任統治を廢止する條約が調印された。

三・二五 アルゼンチンは中央銀行の國有化を布告した。

三・二六 連合國ドイツ管理理事會は、ドイツ産業の將來の水準に關する協定に達した。この結果、一般工業水準は一九三八年の水準の五五％に低減されるものと豫想される。

三・二七 暫定國際民間航空機構は、北大西洋空路に關する二十三日間にわたるダブリン會議を終了した。

イギリス・フランス間に空輸協定が調印された。

三・二九 ソ連・ハンガリー間に、共同船舶會社、共同民間航空會社に關する協定が調印された。

トルコ・イラク間に、文化、經濟、安全保障問題に關する協力協定が調印された。

三・三〇 アメリカは、餘剩軍需品購入用として、一千萬ドルのクレジットをオーストリアに供與した。

四・一 イラク・イエメン間に、貿易および逃亡犯罪人引渡し條約が調印された。

アメリカの輸出入銀行は、原棉購入用として、イタリーに二千五百萬ドルの借款を供與した。

四・一六 四・一六 國際労働機構のアメリカ州諸國第三回會議が、メキシコ・シチーで開催された。

四・一五 トルコ・イラン間に、文化、經濟安全保障に關する協力協定が調印された。

對日理事會第一回會議が東京で開催された。

イラン首相およびソ連大使は、テヘランにおいて、紛争問題に關する次の協定を發表した。

一、ソ連軍は五月六日までにイラン領土を撤退すること。

二、イラン、ソ連の共同石油會社を設立し、その條件は三月二十四日後七カ月以内に、新イラン議會に提出すること。

三、イラン政府は、アゼルバイジャン人民に關する現行法律の改正の必要を、國內問題として處理すること。

四・一六 フランス・ソ連間に、ソ連より五十萬トンの穀物をフランスに引渡す協定が調印された。

四・一七 ハンガリーは、ブラーグで發表された賠償協定で、ソ連、ユーゴ、チエコに、現金、物資、努力で三億ドルを支持することに同意した（内譯、ソ連に對し二億ドル、ユーゴに對し七千萬ドル、チエコに對し三千萬ドル）。

四・一八 國際連盟最後の會議（第二十一回）が、ジュネーヴで開催された。

四・一九 カナダは、フランスに二億四千二百五十萬ドルのクレジットを供與した。

イラク・イギリス間に、イラクが、イギリス・ポンドと交換に一千四百萬ドルを限度とするドルを受取ることに關する協定

が、一年間延長された。

イギリス蔵相は一九四六—四七年度豫算を提出し、歳入見積三十一億九千三百萬ポンドに對して三十八億三千七百萬ポンドの歳出を要請した。主な歳出項目は、國防費十六億六千七百萬、一般行政費十六億五千二百萬、國債整理基金費五億一千八百萬、公債利子費四億九千萬、歳入不足推定は七億五千萬ポンドである。

四・一四 アメリカ商務省はアルゼンチンとの貿易に對する輸出制限を撤廢した。

ポーランド・ソ連間に貿易協定が調印された。

四・一五 ソ連は、ルーマニアからの賠償支拂期限を六年から八年に延長した。

四・一八 一九二〇年一月十日に設立された國際連盟が、終局的に解體された。三十四カ國代表が最終會議に出席し、國際連合に一千七百七十萬ドル相當額その資産を移讓し、國際連合信託統治理事會に引繼ぎ得るまで委任統治繼續を承認し、常設國際司法裁判所を廢止した。

國際司法裁判所がヘーグにおいて創立會議を開催した。

四・一九 アメリカ農務長官は次の發表を行い、四月二十二日から實施した。

一、製粉業者は國內用小麥粉の生産を二五%方低減することを要し、その在庫高を制限される。

二、食糧製品製造業者は、小麥の消費を二五%方低減すること

を要する。

三、五月二十五日までに政府に引渡される小麥および五千萬ブツシエルの玉蜀黍に對し、一ブツシエルにつき三十セントの割増金を支拂う。

四、政府は無制限數量の輸出用オートミルを購入する。

ソ連はハンガリーからの賠償支拂期間を、六カ年から八カ年に延長した。

四・二三 ソ連・蒙古人民共和國間の、友好および相互援助條約が批准された。

四・二四 合同食糧委員會は、アンラに對する穀物割當量を、三十六萬三千トンから四十六萬トンに引上げた。またイギリスは四月中および五月はじめの分として、自由割當量から二十萬トンを割くことに同意した。このうち六萬トンがアンラに、一萬トンがインドに、六萬トンがドイツのイギリス占領地帯に、一萬トンが南阿連邦に、一萬トンがその他に割當てられた。アメリカおよびカナダは、後にこのイギリスの二十萬トンを補充することに同意した。

ポーランドは、ヤルタ會談およびポツダム會談で行われた誓約に従つて、自由にして拘束されない選挙を舉行することを條件として、鐵道施設購入用の四千萬ドルのクレジットをアメリカの輸出銀行から獲得し、同時に更にアメリカ在外餘剩資産購入用として、五千萬ドルのクレジットを得た。

暫定國際民間航空機構のヨーロッパ・地中海地區航空會議が、パリで開始された。

フランス憲法議會は大保險會社の國有を可決した。

四・二五 ソ連はフィンランドに對し今後の賠償物資引渡しを免除し、肥料および十萬トンの穀物積出をフィンランドに約した。

フィンランドは、ベツアモのニツケル嶺山に電力を供給する發電所をソ連に貸與することに同意した。

カナダは、カナダにおける物資購入用として、フランスに二億四千萬ドルの借款を供與した。

アメリカの輸出入銀行は、オランダに更に二億ドルの借款を供與した。

四・二五 アメリカ、イギリス、フランス、ソ連四國外相は、パリでブルガリア、フィンランド、ハンガリー、イタリア、ルーマニアに對する講和條約に關する討議を開始した。

四・二六 フランス憲法議會は、全炭礦業を國家の管理下におく炭礦法案を可決した後、憲法議會最後の會期を終つた。

コロンビア、エクアドル、ヴェネズエラ三國は、カラカス會議で、三國の共同商船隊に二千萬ドルの第一回投資を行うことに同意した。

アメリカは、チエコおよびルクセンブルグの封鎖勘定を解除した。

四・二七 ソ連・ブルガリア間に、一九四六年の貿易協定が調印された。

四・二九 アメリカ・フランス金融協定がロンドンで調印され、フラン領域とポンド領域間の現在の支拂機構を一九四六年十二月三十一日まで延長した。また一九四五年三月二十七日の協定でフランスに供與されたクレジットの現在高一千百萬ポンドは

年賦償還により三年間で償還されることになった。
パインズ・アメリカ國務長官はパリ外相會議で、ドイツの非
武装化を維持するための二十五カ年四國條約を、議事日程にの
せることを提案した。

四・三〇 パレスチナ調査に関するアメリカ、イギリス委員会は
報告を發表し、次の勸告を行つた。ヨーロッパのユダヤ人十萬
のパレスチナ入國許可を直ちに打ち出すこと。その他諸國がユダヤ
人を入れること。國際連合の下に信託統治が行われるまでイギ
リスの委任統治を繼續すること。パレスチナをアラブ人又はユ
ダヤ人の國としてではなく、回教族、キリスト教族、ユダヤ族
の權利を同様に保護する國として確立すること。
アメリカはフイリビンの復興用に、五億二千萬ドルの基金を設
けた。

ソ連・フィンランド間に貿易協定が調印された。

五・一 アメリカ労働統計局は、第一・四半期の罷業人員は百
六十六萬名で、これがため五千四百七十萬労働日が失われ、最
高記録を樹立したと發表した。

五・二 合同食糧委員會は、米の需要二百十萬トンに對し、入
手可能な米は僅かに五十八萬一千トンにすぎないと發表した。
アンラ事務總長は、航海中の船舶七隻をトリエスタ向に振向け、
四萬六千トンの食糧をオーストリア向に陸揚げするよう指令し
た。またラテン・アメリカ諸國が現金又は食糧で、二千二百萬
ドルを繰出す誓約をしたと發表した。

五・三 シヤムは、イギリスが百二十萬トンの米を購入し、こ

クレジットの引渡しを停止した。

五・四 アメリカとインドは、相互に行つた援助に對して未拂
殘高（双方の側に四億ドル以上の）があることを認め、すべての
武器貸與債務を放棄した。

五・一六 パリ外相會議閉會。

イギリス・フランス間に、イギリスが一九四六年に四百萬ポ
ンドの葡萄酒およびアルコール飲料を輸入する協定が締結され
た。

オランダ・イギリス間に、オランダの野菜四萬トンをドイツの

イギリス占領地帯に積出す協定が締結された。

五・一七 デンマーク・イギリス間に、今後三カ年間のベーコン
および鶏卵輸出價格に関する取極めが成立した。

國際連合の臨時運輸通信委員會は、旅券および國境手續に關す
る世界會議、無線通信に關する世界會議およびヨーロッパ内河
水路の調査施行を勸告した。

國際連合經濟雇用委員會は、戦争荒廢地域の復興促進を援助す
る小委員會の設置を勸告した。

アメリカ・イギリス兩國は、飢饉に悩む諸國の五月ないし九月
の穀物要求量一千百四十萬トンに對し、一千萬トンの穀物を同
期間に輸出することに同意した。イギリスは、アメリカがドイ
ツのイギリス・アメリカ占領地帯における配給制を一様にす
ることに同意した代りに、自國の小麥要求量を二十萬トン方低
減した。

五・一七 イギリス・アルゼンチン間に商業航空協定が調印され

れを今後十二カ月間に引渡すことに同意した。シヤムは百五十
萬トンを限度として、無料で供給する義務を免除された。

アメリカ國務省は、在外餘剩資産購入用として、オーストリア
およびハンガリーに對しそれぞれ一千万ドルの借款供與を發表
した。

五・四 ソ連政府は、復興、開發用として、無利子公債二百億
ルーブル（三十七億七千四百萬ドル）を發行した。償還期限二
十年で、利子に代るものとして富くじによる賞金が與えられ
る。

ソ連・フィンランド間の通商條約が發表された。主な規定は、
フィンランドは六千五百の組立家屋を供給すること、ソ連は十
萬トンの穀物を供給すること等である。

五・五 アルゼンチンは六月前に、五十萬トンの小麥、玉蜀黍
をヨーロッパ向に積出す旨アンラ當局に通報した。

五・六 イギリス下院は民間航空國有化法案を可決した。

五・七 ワシントンの合同食糧委員會は、アンラに對する五月
分穀物割當として四十九萬一千トンを割當てたが、これに對し
アンラの要求量は七十萬トンであつた。

五・八 アメリカはトルコの九千萬ドルの武器貸與勸定を、四
百五十萬ドルで決済することに同意した。

五・九 チェコ・ユーゴ間の友好、相互援助および戦後協力
に關する條約が發表された。

五・一〇 アメリカは選挙に關するポーランドの義務履行につき
疑ありとして、ポーランドに供與された五千萬ドルの餘剩資産

た。

五・一八 ソ連政府は、フランス、フィンランド、ポーランド、
ルーマニアに對し、百十萬トン以上の穀物供給を誓約した。

ユーゴ・ハンガリー間に、ハンガリーが七千萬ドルの賠償を
支拂う協定が締結されたが、これには鐵道施設および汽船の引
渡し並びに工業施設の建設も含まれる。

五・二〇 イギリス下院第三讀會で、炭礦業國有化法案が通過し
た。

メキシコは、イギリス所有のメキシコ鐵道會社を九百五十萬ド
ルで購入した。

五・二〇 連合國食糧農業機構は、緊急食糧問題に關するワシ
ントン會議で、合同食糧委員會に代る國際緊急食糧委員

會の設立を決定した。

五・二一 イギリス下院第二讀會は、有線、無線會社の國有化法
案を通過した。

スイスは、スイスにあるドイツ資金の五〇%およびドイツがス
イスに持込んだ掠奪金五千八百十四萬ドルの引渡しに關し、十
八連合國と非公式の協定を行つた。

五・二一 暫定國際民間航空機構のモントリオール會議が開催さ
れた。代表參加國は三十六カ國であつた。

五・二三 トルーマン大統領は、政府の輸出統制を一九四七年七
月まで繼續する法案に署名した。

五・二五 國際連合經濟社會理事會第二回會議がニューヨークで
六・二一 開催された。

五・二六 ドイツのアメリカ占領軍當局は、すでに割當てられて
いる工場の場合を除き、賠償取立を停止したと発表した。それ
でポツダム協定の條件——ドイツが経済的一體として管理され
ると同時に、必要な食糧および原料の輸入資金を賄うことを可
能ならしめる輸出入計畫を持ち、自由な地帯間貿易が實現され
る——が充足されるまでは、今後撤去は行われないことになつ
た。

五・二七 アイスランドとソ連間に、はじめて貿易協定が締結さ
れた。

五・二八 フランスとアメリカ間に武器貸與決済協定が締結さ
れ、アメリカは二口の借款をフランスに供與した。借款金額は
十三億七千萬ドルであつた。

ソ連は、戦時中ポーランド軍に供給したために生じたポーラン
ドの負債を破棄し、ポーランドの兵器工業が確立されるまでポ
ーランド軍に兵器を供給することに同意し、ソ連の保有金から
クレジットを與えて援助する用意と、稀少物資のストックを増
加してやる用意があることを表明した。

五・二九 アメリカの五十九日間にわたつた軟炭鑛業が終了し
た。これによつて失われた石炭は九千九百トン、鋼鐵は一千八百
萬トンと推定される。

六・一五 アメリカ國務省は、アメリカの餘剰軍需品購入用とし
て、五千萬ドルのクレジットをチエコに供與する旨発表した。

六・一六 國際労働機構第二十八回理事會議が、アメリカのワシ
ントン州シヤトルで開催された。代表参加國は三十二カ國であ

つた。

六・一七 暫定國際民間航空機構モントリオール會議が終了し
た。この會議で、航空権および合法的基準に關する今後の協定
に對する手續を確立し、モントリオールを機構の本部とするこ
とを可決し、エールの加盟を認めた。

六・一八 ソ連・ユーゴー間に、ソ連がユーゴーの軍需産業を再
建し、ユーゴー軍の裝備を行つ協定が調印された。

アメリカとオーストラリアの間に武器貸與協定の決済が行われ
た。

六・一三 アフガニスタン・ソ連間に、アフガニスタンがトルク
、メン・ソヴェト社會主義共和國のクシユカ地方に對する要求
を放棄する代りに、クシユカ河の水利権を獲得する協定が調印
された。

六・一四 國際連合原子力委員會（十二カ國）の第一回會議がニ
ューヨークで開かれた。

トルーマン大統領は議會に對し、一九四一年三月十一日ないし
一九四五年十二月三十一日の武器貸與援助額は、四百九十億九
千六百萬ドルに達すると発表した。また同発表によれば、一九
四五年九月二日までの逆貸與額は、七十三億四千五百七十四萬
七千ドルに達した。

ドイツのアメリカ、ソ連占領地帯の州經濟相は、四半期に一千
萬ドル相當額の生産物を交換することに同意した。

六・一五 アメリカ、イギリス、フランス、ソ連四國外相會議が、
講和條約討論を續けるため再びパリに召集された。

トルーマン大統領は物價管理局（OPA）の修正存續法案を拒
否した。

六・三〇 メキシコ大審院は、いかなるアメリカ會社も接收され
た石油資産の補償を直接提訴し得ないと判決した。

七・二 アルバニア・ユーゴー間に友好協力條約が調印された。

七・三 フィリピン議會は、アメリカとの自由貿易特典を獨立
後にも延長する法案を可決した。

七・四 フィリピン共和國が宣言された。これまで四十八年間
フィリピンはアメリカの主權下にあつたのである。

七・五 アメリカは、六百萬ドルの凍結アルゼンチン資金の解
除に同意した。

カナダは、カナダ・ドルのアメリカ・ドルに對する平價を九十
カナダ・セントから等價に引上げた。これはアメリカが物價統
制を廢止したためである。

七・六 オーストリア占領ソ連軍司令官は、東オーストリアに
ある五百五十萬ドル相當額の工業資産を、ソ連に對する賠償と
して没收するよう命令した。

七・八 ソ連・デンマーク間に、商品の相互引渡しに關する協
定が調印された。

七・一〇 アメリカ・ニュー・ジーランド間の武器貸與協定が決
済された。

七・一二 アメリカ農務長官は、一九四六年六月三十日に終る一
年間に對するアメリカからの救濟用食糧積出高を發表した。こ
れによると、アメリカは一千六百五十萬ロング・トンを出し

六・一九 アメリカ國務省はハンガリーに對し、ドイツに掠奪さ
れた金三千二百萬ドルを返還する旨発表した。

六・一九 國際保健會議がニューヨークで開催され、國際保健機
構中間委員會を設立した。

六・二〇 國際緊急食糧委員會は、合同食糧委員會が解散するた
め、ワシントンに會議を開催した。

六・二一 國際連合經濟社會理事會は國際難民機構憲章草案を採
擇した。また常設委員會への附記條件および委員を決定し、臨
時荒廢地域經濟復興小委員會を設置した。

六・二四 ポーランド・イギリス間に、戦時負債を決済する金融
協定が調印された。

六・二五 アルゼンチン政府は、アメリカが七億ドルの封鎖資金
を解除するであろうと発表した。

イタリアの憲法議會第一回會議が開會された。

六・二七 アメリカ國務省は、輸出入銀行のポーランド向けクレ
ジット四千萬ドルを棚上げにした。しかし、餘剰資産購入用クレ
ジット五千萬ドルはこれを復活した。

六・二八 イギリス政府は、六月二十四日に行われたイギリス・
ポーランド金融協定は、ポーランド政府がベルリン會談におい
て連合國に行つた誓約を履行するまで批准されないと發表し
た。

六・二九 國際労働機構海事會議は、水夫に對する一カ月最低賃
金を六十四ドルとする國際協約を採擇し、水夫に對する食糧基
準を引上げる協定を採擇した。

たが、これはアメリカの穀物供給誓約高を一千七百萬ブツシエ
ル方上廻つてゐる。

パリイ四國外相會議が終了した。この會議でイタリア、ルーマ
ニア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランドに對する講和條
約案が起草されたが、ドイツないしオーストリアとの講和條約
問題は解決されなかつた。

七・一四 インドがシヤムに、シヤム米の積出を促進するため、
期間二十年間のクレジット一千三百萬ドルを供與した。
アメリカの輸出入銀行が、エチオピアに三百萬ドルの借款を供
與した。

七・一五 トルーマン大統領は、一九四六年七月十五日から一九
五一年十二月三十一日の間に引出される、三十七億五千萬ドル
の對イギリス借款の効力發生に關する法案に署名した。

パナマは小農民に對して百五十萬ドルの農業貸付を認めた。
七・一六 アメリカ農務長官は、上半期におけるアメリカの海外
穀物積出目標高六百萬トンが達成されたと發表した。

キニューベ・アメリカ間に、一九四六年—四七年度産キニューベ糖
の販賣契約が調印された。

七・一七 アメリカ財務長官は、イギリスがアメリカよりの借款
から三億ドルの第一回引出しを行つたと發表した。

チエコ議會は、ユーゴとの友好相互援助條約を批准した。
七・一九 スエーデンとイギリスおよびアメリカとの間に協定が
調印され、連合國はスエーデンが保有している二千五百萬ドル
相當額のドイツ資産の四分の三を受取ることになつた。さらに

が含まれている。

チエコ首相はモスクワから歸國して次の發表を行つた。

一、ソ連は、ハンガリーに對するチエコの要求および、ソ連地
帯の資産で、前にチエコ市民ないし會社に所屬していた資産
に對するチエコの要求を認めた。

二、ソ連はチエコ軍隊再建援助のため、新に長期借款を與えた。

三、チエコ・ソ連間に通商協定、航空協定が締結された。

七・二七 ソ連は、ハンガリーの賠償問題に關するアメリカの覺
書に答えて、ハンガリーから送られた物資總額は三百七十萬ド
ルを超えておらず、工業施設は一千百萬ドルを超えていないと
述べ、ハンガリーの復興計畫はハンガリーの國內問題であると
の見解を表明して、アメリカの三國委員會設置提案を拒否し
た。

フランス政府は、平均一八%の一般的賃金引上げ、一部低所得
階級の賃金三〇%の引上げを認めた。これは工場および事務勞
働者一千二百萬人以上に適用される。

七・二九 パリー平和會議が開催され、二十一カ國代表が参加し
た。

七・二九 アメリカ上院は、フィリピン共和國に對する七千五百
萬ドルの借款を可決し、これによりアメリカ議會の終局的承認
が行われた。

七・二九 國際連合臨時荒廢地域復興小委員會の會議が、ロンド
ンで開催された。

七・三〇 アメリカ國務省は、在外餘剩資産の賣却高は十億ドル

スエーデンは、政府間難民委員會に三百五十萬イギリス・ポ
ンドを撥出し、またドイツに掠奪され、スエーデンに持込まれた
金七トンを返還することになつた。これに對してアメリカはス
エーデン資産五千萬ドルの凍結を解除した。

七・一九 世界保健機構中間委員會が、第一回會議をニューヨ
ークで開催した。

七・二〇 アメリカは、オランダ領インドに、餘剩資産購入と
して一億ドルのクレジットを供與した。

ドイツ占領アメリカ軍政長官は、ドイツの經濟的統合を願望す
る他の占領地帯との經濟的統合政策協定取極めを提案した。

七・二一 イギリスはパンおよび小麦粉の割當制を實施した。

七・二二 アメリカの輸出入銀行は、棉花購入用として、チエコ
に對し二千萬ドルのクレジットを供與した。

七・二三 アメリカ國務省はソ連政府に對し、ソ連がハンガリー
から食糧および工業原料を奪いつつあり、ヤルタ協定を遵守し
ていない旨の覺書を送付し、またハンガリーの復興を立案する
三國委員會を提案した。

七・二五 カナダ・イギリス間に、今後四年間にカナダ小麦六億
ブツシエルをイギリスに賣却する協定が成立した。

トルーマン大統領は、一九四七年六月三十日まで實施される修
正物價統制法案に署名した。これは物價管理局から、その権限
の多くを取上げてゐる。

七・二六 オーストリア議會は多くの産業の國有化を可決した
が、このうちには、ソ連がポツダム協定に基いて要求した産業

を超え、その原價は三十六億一千二百七十七萬七千ドルであると
議會に報告した。

各國に登録されているドイツの特許權の處理に關する十二カ國
ロンドン會議は、これら特許權を協定調印國間にプールする協
定に達した。

七・三一 イギリス・デンマーク間食糧協定がコペンハーゲンで
調印された。

八・一 國際連盟の資産が國際連合に移管された。

フランス・ポロランド間に貿易協定が調印された。

八・二 トルーマン大統領は、原子力の國內開發に關するアメ
リカ文治原子力管理局設立法案に署名した。

ハンガリーは、金を基礎とし、一アメリカ・ドル對一・七三九
三の新通貨單位フォリントを設定した。

八・一五 アンラの第五回會議がジュネーヴで開催され、ヨーロ
ッパにおけるアンラの活動を一九四六年十二月三日に

終了し、中國におけるそれを一九四七年三月に終了することに
し、難民に關する責任を除くアンラの活動を國際連合に引繼ぐ
取極めを行つた。なお難民に關する任務は國際難民機構に引繼
がれる。

八・五 國際緊急食糧委員會は、一九四六年下半年分穀物割當
として、インドに對し二十七萬トン、セイロンに對し十八萬ト
ン、フィリピン共和國に對し十四萬五千トン、マレーに對し十
七萬トンの割當を勸告した。

八・八 アメリカ政府は、餘剩軍需資材購入用として、日本に

對し三千萬ドル、朝鮮に對し二千五百萬ドルのクレジット供與を決定した旨發表した。

八・一〇 ポーランド間に、チエコの物資とポーランドの電力とを交換する經濟協定が締結され、プラーグ・ワルソー間の鐵道および航空輸送が確立された。

八・一〇 イギリス大藏省はハンガリーとの支拂協定締結を發表した。これは兩國の貿易および金融關係に關する禁止を撤廢するものである。

アメリカ國務省は、輸出銀行のポーランドに對する四千萬ドルのクレジットの凍結を解除したと發表した。これはポーランドのデンマーク、ハンガリー、ノルウェー、ルーマニア、スエーデン、ソ連との秘密貿易條約の正文をアメリカが受取つたからである。

アメリカの輸出銀行は、餘剩軍需資産購入用として、サウジ・アラビアに一千萬ドルのクレジットを供與した。

アメリカはドイツのアメリカ占領地帯で發見されたハンガリーの金八百萬ドルを、ハンガリーに返還した。

ソ連・ハンガリー間に、友好、貿易および海上航海に關する條約が調印された。

八・一〇 フランス政府は、ドイツの二ないしそれ以上の占領地帯統合に關するアメリカの提案を、四國調整の原則に反對するといふ理由で拒否した。

デンマーク・イギリス間に、デンマークがドイツのイギリス占領地帯に、一萬トンの牛肉および四萬頭の生牛を送る協定が締結された。

計畫を勸告した。

九・九 アメリカ・イタリ間に、五億六千五百萬ドルのアメリカ餘剩軍需品を一億六千萬ドルで與える契約が調印された。

九・一〇 アメリカ國務省は、輸出入銀行が、運輸機關改善用としてブラジルから要請された三億五千萬ドルのうち、五千萬ドルを貸與すると發表した。

イギリス・ソ連間に、ソ連の木材と交換に、イギリスの物資四千萬ポンド相當額を供給する協定が締結されたと發表された。

一〇・三 國際連合經濟社會理事會第三回會議がニューヨークで開催された。

九・一一 イタリはエジプトに賠償として四百八十九萬ポンドを支拂い、これを一部は在エジプトのイタリ資産から、一部はイタリ商品で支拂うことに同意した。

九・一二 國際通貨基金は、全加盟國三十九カ國に、三十日以内に各國通貨の平價を定めるように要求した。

九・一三 國際連合の臨時荒廢地帯經濟復興小委員會は、ヨーロッパの復興を監視するヨーロッパ經濟委員會の設置を勸告するロンドン會議最終報告を、満場一致で採擇した。

食糧農業機構コペンハーゲン會議は、世界食糧局および國際的食糧價格安定計畫に關する提案を採擇した後終了した。

九・一四 ブルガリアは正式に人民共和國を宣言した。

九・一七 フランス・イギリス間に、フランスの一億一千萬ポンドの對イギリス債務支拂に關する改訂協定が調印された。

アルゼンチン・イギリス間に貿易および投資協定が調印された。

結された。

八・一二 ソ連はオーデル河の管理をポーランドに移讓した。

八・一六 アンラの第五回會議は、解放諸國における兒童を保護する國際基金を設置して、散會した。

八・一六 國際連合の臨時本部が、ニューヨークのレーク・サクセスに移轉した。

八・一七 デンマーク、ソ連間に五カ年の貿易、海運協定が調印され、關稅、港灣稅に關する最惠國待遇が規定された。

八・二七 アルゼンチン政府は、アルゼンチン外國貿易協會を設立し、これをアルゼンチン輸出肉の專賣機關とした。

八・三一 中國、アメリカ間の餘剩資産協定が發表され、中國は八億ドル以上のアメリカ在外餘剩資産を受取り、これと交換に中國がアメリカ軍隊に供與した便宜により生じたアメリカの負債を破棄し、アメリカとの教育交換を促進するための二千萬ドルの基金を設置することになった。

フィリピン共和國政府は、外國資金統制制度を設けた。アメリカ財務省は、マニラの外國資産統制局を閉鎖し、在アメリカ・フィリピン資産に對する封鎖統制を廢止した。

九・二 最初の全インド内閣がニューデリーで就任した。

食糧農業機構の會議がコペンハーゲンで開催された。

九・四 インドはシヤムに對し、三百七十五萬イギリス・ポンドの借款を供與した。

九・六 食糧農業機構の特別調査團報告は、ギリシャについて、國際借款、貿易および國內開發による同國繁榮援助二十五カ年

た。これによりイギリスは、アルゼンチンの輸出肉の約八〇%を、従来よりも約一〇%方上廻る價格で購入する。封鎖されているアルゼンチンの一億三千萬ポンドのうち、一億ポンドはロンドンにとどめ、アルゼンチンのポンド債務償還と、アルゼンチンにおけるイギリス資産購入のために供する。二千萬ポンドは四年間に分割して解除され、一千萬ポンドはアルゼンチンに對する債務支拂に充てられる。またイングランド銀行に凍結されている四百五十萬ポンドのアルゼンチンの金は解除された。

九・一八 對日理事會が東京で開催された。

九・一九 國際労働機構のモンテリオール會議が開催された。

九・一九 アメリカ國務省は、國際連合國際貿易機構憲章試案を發表した。

イギリス・ソ連當局間に、ドイツのイギリス占領地帯の鋼鐵とソ連占領地帯の穀物および家庭用石炭を交換する協定が締結された。

九・二一 ブラジル・イギリス間に、イギリスの製造品とブラジルの食糧および原料を交換する協定が成立した。

九・二五 暫定國際民間航空機構の十三カ國北大西洋地區會議は、北大西洋空路に沿つて十三隻の氣象船を一年に一千三百萬ドルの經費で運航する協定に調印した。

九・二七 國際通貨基金、國際復興開發銀行の第一回年次總會がロンドンで開催された。

一〇・一 國際労働機構モントリオール會議は、同機構を國際連合のわくに入れることを滿場一致可決した。なお同機構はこれまで、二十七年間獨自に運営されて来た。

一〇・三 國際連合經濟社會理事會ニューヨーク會議が終了した。この會議で、人口問題委員會、財政委員會が設置され、國際兒童緊急基金およびヨーロッパ經濟委員會の設置が勸告された。

一〇・八 スエーデン・ソ連間に通商條約が調印され、これによりソ連のスエーデンにおける物資購入用としてソ連に十億クローネ（二億八千萬ドル）のクレジットを供與し、また今後五年間にわたつて年々一億クローネの物資を交換するバーター協定が行われた。

一〇・一〇 アメリカはギリシヤに、在外餘剩物資購入用として、更に二千五百萬ドルの追加クレジットを供與した。

イタリー・ポーランド間に、四千萬ドルの四カ年通商協定が調印された。

アメリカ政府は、イタリーがアメリカに前貸したリラの返済として、四千九百萬ドルをイタリーに供給することを決定した。

一〇・一三 フランスの一般投票の結果、第四共和國を確立する新憲法が採擇された。

一〇・一四 イギリスは、戦時中の武器貸與額は二十億七千八百五十萬ポンドに達したと發表した。

一〇・一五 ソ連の一九四六年度豫算が發表された。歳出總額は三千百九十億ルーブル（内譯、産業費一千二十億、社會文化事業

一〇・一九 アメリカの輸出入銀行は、トルコに對し、鐵道および産業の近代化用として、二千五百萬ドルのクレジットを供與した。

アメリカ政府は、三十八連合國との武器貸與勘定の七五%を決済したと發表した。また對日終戦以來の武器貸與總額は十八億四千三百萬ドルで、武器貸與開始以來の總額は、五百十億ドルとなつてゐる。

一〇・二〇 ポーランドは、ソ連からドイツの賠償として、工業製品および機械四百萬ドル相當額を受取つたと發表した。

一〇・二一 オランダ・スペイン間に貿易協定が調印された。

一〇・二三 アンラ事務總長は、アンラ開始以來一九四六年十二月三十一日までの、總額二十九億四千五百六十萬ドルに達するアンラの全計畫に關する報告を提出した。

一〇・二三 國際連合第一次總會第二會期が、ニューヨークのフラツシング・メドウで開催された。

一〇・二三 サイプラス政府は、六百萬ポンドの十カ年開發計畫を發表した。

一〇・二四 アメリカの物價管理局が閉鎖され、實質上すべての物價統制が解除された。

一〇・二五 連合國オーストリア管理理事會は、オーストリアがすべての國內資源の管理權を持つべきであることに同意した。

一九四七年 食糧農業機構の世界食糧問題諸提案に關する準備委員會が、ワシントンで開催された。

一〇・二九 カナダは、一九四〇年以來カナダに保管されていたが

費八百三十億、國防費七百二十億、科學研究費五十億等）、歳入總額見積は前年度より一〇%以上増加して三千三百三十四億ルーブル、また歳出のうち國民經濟に割當てられる額は三七%以上増加することになつてゐる。

一〇・一五 國際貿易雇員會議準備委員會がロンドンで開催された。

一〇・一六 アメリカ國務省は、餘剩軍需物資購入用としてチェコに與えた五千萬ドルのクレジットの殘額四千萬ドルを取消した。また輸出入銀行に對し、チェコが一千萬ドルの餘剩物資を、ルーマニアに利潤を得て轉賣することに同意したという理由で、チェコ向五千萬ドルのクレジットの停止を命じた。

一〇・一七 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・一八 南阿連邦およびイギリス保護領の人民が、イギリスに百八萬一千六百二十五ポンドの贈與を送つた。

一〇・一九 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二〇 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二一 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二二 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二三 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二四 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二五 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二六 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二七 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二八 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・二九 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三〇 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三一 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三二 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三三 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三四 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三五 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三六 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三七 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三八 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・三九 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

一〇・四〇 連合國賠償機關は、九月五日ないし十月八日のプラツセル會議に關する報告を發表した。右報告は、ポツダム宣言にもかかわらず、僅かに西部ドイツの七十工場が連合國賠償機關に提供され得るにすぎないと述べ、この問題はできるだけ早く外相會議で検討されるよう要求してゐる。

を交換する貿易協定が調印された。

イギリス外務省はチエコスロヴァキアに對し、餘剩軍需資材購入用として、二千萬ドルのクレジット供與を發表した。

一一・九 國際連合總會は、アフガニスタン、アイスランド、スエーデンの加盟を満場一致で可決し、これにより總加盟國数は五十四カ國となつた。

一一・一〇 アメリカ國務長官は外相會議で、アメリカは、現在ドイツのアメリカ占領地帯に保管されている約四百隻のダニエーヴ河船舶および平底荷船を、ブルガリア、チエコ、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴに返還するように命じたと發表した。

ドイツ占領アメリカ軍當局は、イー・ゲー染料會社の企業を三十の獨立會社に分割する計畫を發表した。

一一・一四 インド・アメリカ間に商業航空協定が調印された。

一一・一八 チリー・ユーゴスラヴィア間に通商關係を確立する條約が調印された。

アメリカの軟炭鑛業が開始され、十一月二十一日には軟炭坑夫四十萬名の總罷業となつた。

一一・一九 ユネスコの第一回總會がパリで開催された。

一一・二〇 チエコスロヴァキア・アメリカ間の通商協定締結が發表され、アメリカは最惠國待遇を保證された。

一一・二〇 アルバニアの土地改革が完了して、農民の二五%を占める二十萬名の農民が土地を受取つた。

一一・二七 外相會議は、トリエステ問題について妥協に達した。

イタリア・イギリス間に、イタリアの鑛物労働者を、イギリス労働者と同様の條件でイギリスで雇用する協定が調印された。

一一・二九 トルーマン大統領は、殆んどすべての穀物統制を十一月三十日に撤廢すると發表した。

アメリカ財務省は、スイスおよびリヒテンシュタインの凍結勘定を解除した。

オランダ・ポーランド間に通商條約が調印された。

一一・一〇 スペインは、アルゼンチン中央銀行から四億ペセタ（戦前價値で約三千六百萬ドル）を借入れる旨發表した。

アルゼンチン外務省は、四百萬名のヨーロッパの移民を、一月につき三萬名の割合で受入れる用意あることを發表した。イタリア、スペイン、フランス、ドイツその他の國籍を有する移民の選定を行うための特別大使は、十二月五日にローマに向け出發する。

一一・二〇 アメリカ國務長官およびイギリス外相は、ドイツの兩國占領地帯の正式の經濟統合協定に調印した。協定は一九四七年一月一日から效力を發生する。

國際捕鯨協定がワシントンで調印された。調印國は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリー、デンマーク、フランス、オランダ、ニエーゼーランド、ノルウェー、ペルー、イギリス、アメリカ、ソ連である。

一一・二四 ブルガリア・スイス間に貿易協定が締結された。

フランス・イギリス間に、一九四五年三月二十七日の協定に基いて、イギリスに支拂うべき殘額九千九百十八萬八千七百五十

ポンドの償還に關する金融協定が調印された。この協定はまた、戦時および戦後の諸請求權に關する取極めをも行つてゐる。

一一・二五 チエコスロヴァキア・トルコ間に貿易協定が調印された。

フィンランド・ソ連間に貿易協定が調印された。

一一・二六 外相會議は、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、イタリア、ルーマニアとの講和條約に關する會議を完了した。

一一・二七 ユーゴスラヴィア國民議會は四十二産業の國有化法を可決した。産業所有者は國債で補償される。

一一・二八 アルゼンチン・チエコスロヴァキア間に貿易協定が調印された。

一一・二〇 チエコスロヴァキア・トルコ間に臨時貿易協定が調印された。これには相互にクレジットを與えることも規定されている。

一一・二一 國際連合總會は、ヨーロッパ經濟委員會、アジア極東經濟委員會、アンラ終了後の救済必要に關する特別技術委員會の設立を可決し、國際兒童緊急基金を設立した。

ノルウェー・ソ連間に二カ年の貿易協定が調印され、また一九四七年における相互交換協定が調印された。

一一・二三 アルゼンチン・チリー間に貿易協定が調印され、これによりアルゼンチンは、借款、クレジットを與えることに同意し、チリーに七億ペソ（四千萬ドル以上）以上を投資することに同意した。

一一・二四 國際連合總會は、國際連合本部の所在地として、ジョ

ン・D・ロツクフェラー（ジュニア）氏の八百五十萬ドルの資産提供を受けることを可決した。また總會は、國際連合の主たる機關として信託理事會を組織し、一九四六年度分豫算として、一千九百三十九萬ドル、一九四七年度分として二千七百七十四萬ドル（運営費は二千萬ドルに維持される）を採擇し、専門機關としてのユネスコ、食糧農業機構、國際民間航空機構、國際労働機構との協定を承認し、軍備の規制および縮小に關する決議を採擇した。

イギリスはチエコスロヴァキアに對し、餘剩軍需物資購入用として二百五十萬ポンドのクレジットを供與した。

一一・二四 國際連合總會が、國際難民機構の組織法規および豫算として一億六千六百萬ドルを可決した後散會した。

キューバ政府は、アメリカ外の諸國に一九四七年度産砂糖三十萬トンを買却すると發表した。

アメリカはフィリピンに、公共資産に對する戦争損害に關し百萬ドルを融資した。

一一・二七 アメリカ農務省は、一九四六年の農産物收穫高はアメリカ未曾有のものであつたと發表した。

一一・二八 イギリス下院は第二讀會で、イギリスの全運輸國有化法案を可決した。

イギリスはオーストラリアに、贈與およびクレジットで四千萬ドルを供與すると發表した。

一一・一九 フランスは、ザールと、他のフランスのドイツ占領地

帯との間に、關稅統制を施行すると發表した。

一一・二〇 イギリス政府はビルマに、インドに與えたと同様な條件で、獨立を與える旨申入れた。

ルーマニア議會はナシヨナル・バンク國有化法を可決した。
イタリアは、アメリカ軍占領費の一部である五千百萬ドルの最初の割當分を受取つた。

一一・二二 ポーランド政府は、前に發表された雇用人員五十名までではなく、百名までの工場は國有化から除外されると發表した。

ポーランドは、炭鑛業が一九四六年の目標生産額四千六百萬トンを達成したと發表した。

フランス・イタリア間に貿易および支拂協定が締結された。

ドイツ占領ソ連當局とアメリカ・イギリス統合地帯當局との間に、地帯間貿易に關する三カ月協定が調印された。

一一・二三 トルーマン大統領は、アンラに關する第九回四半期報告を議會に送り、そのうちで國務省は、アンラ終了後は諸國と直接交渉を行うと報告した。

ハンガリア・ユーゴスラヴィア間に貿易協定が調印された。

一一・二五 オランダのヴィルヘルミナ女王は、臨時東インドネシア國を宣言した。

一一・二六 イギリス、フランス兩國は相互の國民の旅券査證を廢止する協定を締結した。協定はフランス本國、イギリス本國、アルジェリアに適用される。

アメリカ陸海軍石油委員會は、十二月三十一日以後民間會社が、

中國およびフィリピンに石油を自由に賣却することができることを發表した。

ニュージャージー・スタンダード石油會社と、ソコニー・ヴァキニウム會社は、アングロ・イラン石油會社と、二十年の原油購入および、ベルシャワから地中海への共同送油管敷設提案に關する協定を結んだと發表した。

一一・二七 ポーランド政府は、ポーランド銀行が戦時中イングラ銀行に預託した金一千萬ポンドの返還を拒否されたと發表した。

アメリカ國務省は、在アメリカ・ポーランド資産九百三十萬ドル、金二千七百五十萬ドル、ポーランド銀行勘定の九十萬ドルの凍結解除を發表した。これは國有化された在ポーランド・アメリカ人所有會社に補償を行う協定によるものである。

トルーマン大統領は、武器貨與のうち七〇％は決済上償還されたものと考えられると議會に通報した。

一一・二九 アルバニア・ユーゴスラヴィア間に、共通の關稅地域設置および國家計畫の統合、貨幣の同一化を規定する經濟條約が調印された。

一一・三〇 トルーマン大統領は、第二次大戰の敵對行為終了を宣言した。

一一・三一 ドイツのイギリス、アメリカ占領地帯當局は、アメリカ・イギリス統合地帯の一九四六年における輸出額は、二千五百萬ポンドと推定されると發表した。

一九四七年

一・一 ノルウェー・ソ連間に、三百萬ポンド相當額の物資交換に關する通商條約が調印された。

イギリス石炭産は、價額六億五千八百六十四萬ポンド、従業員六十九萬二千名を有する千五百の炭鑛の管理權を接收した。

ドイツのアメリカ・イギリス占領地帯經濟統合が實施された。

一・二 フランス政府は物價引下令を發した。

一・七 フランス計畫委員會は、六基礎産業（燃料、動力、銅鐵、セメント、農場機械、運輸）の近代化に關するモネ四カ年計畫を採擇した。

アメリカ財務省はポーランドの封鎖勘定を解除し、中國、オランダ領東インド、フランス領インドシナ、トルコの一月一日現在の残存勘定の封鎖を解除した。

一・八 アメリカ財務省は五千萬ドルの對イタリア支拂を行つて、連合國軍隊の使用したリラに關しイタリアに支拂すべき二億六千萬ドルの支拂を完了した。

一・九 ネルソン・A・ロツクフェラー氏は、ブラジル農業を援助するため、三百萬ドルの國際基礎經濟會社を設立した。

一・一〇 トルーマン大統領は、一九四八年六月三十日に終る年度の連邦豫算を議會に提出した。總歳出は三百七十五億二千八百萬ドル、歳入見積は三百七十七億三千萬ドルである。また大統領は、ギリシャおよびその他諸國に對する追加救済援助として、總額三億二千六百萬ドルを要求した。

國際緊急食糧委員會は米の割當を發表した。割當に提供しうる

米は要求量を五〇％方下廻るものと推定される。

一・一 トランスヨルダン・トルコ間の友好協定が發表された。

一・一二 アフガニスタン・ソ連間の國境に關する協定が發表された。

一・一四 外相代理會議が、ドイツ、オーストリア問題討議のため、ロンドンで開催された。

一・一五 イタリア首相デ・ガスペリ氏は、次の約束を得てワシントンから歸國の途についた。

一、輸出銀行から一億ドルの借款を得る。

一、アメリカ軍による小麥積載船六隻を、飢餓防止のため、ドイツ向からイタリア諸港向に振向ける。

一、アンラの活動前に受けた食糧および救済に關するイタリアの債務を廢棄するとのアメリカの同意。

アメリカ財務省はオーストリア資産六百萬ドルを解除した。

カナダ・フランス間の貿易協定が發表された。

一・一八 ドイツのソ連地帯ドイツ人代表は、アメリカ・イギリス統合地帯と二カ年貿易協定を締結した。一九四七年の物資交換額は二億一千萬マルクである。

一・一九 ポーランドの總選舉が舉行された。

一・二二 アメリカの輸出銀行は、フィンランドに對し二千萬ドルの借款供與を發表した。

一・二三 ヨーロッパ石炭機構は、困窮諸國への割當計畫は更に一年間繼續されると發表した。

一・二五 ドイツ實業家と外國實業家との直接貿易を認める協定

が、オランダおよびアメリカ、イギリス軍政府代表によつて調印された。

一・二六 ネルソン・ロツクフエラー氏は、ヴェネズエラの農業を援助するため、アメリカおよびヴェネズエラの民間資本により賄われる計畫を設けると発表した。

ブルガリア最高經濟委員會は二カ年經濟計畫を確認した。イタリヤは、イタリヤがアメリカ國內に保有するドルによつて、アメリカの金三千萬ドルを購入する取極めを締結した。

一・二八 オーストラリア、フランス、オランダ、ニュー・ジージーランド、イギリスおよびアメリカは、南太平洋の土着民族に對する新憲章を作成し、彼等の福祉を増進する共通の政策を達成するため、オーストラリアのキャンベラで南太平洋會議を開催した。

一・二八 アメリカ國務省は、アメリカ政府はポーランド臨時政府が、選挙に際しヤルタ協定およびポツダム協定の條項を履行しなかつたと考ふる旨發表した。イギリス労働省および労働組合會議(TUO)は、イギリスの労働力不足を緩和するため、五萬名のユダヤ人を含む五十萬名の流離民の入國を認めることに同意した。

一・二九 アンラ後の救済必要に關する國際連合總會特別技術委員會は、オーストリア、ギリシヤ、ハンガリー、イタリヤ、ポーランド、ユーゴスラヴィアは、最低限の食糧および基礎的緊要品輸入用として、一九四七年に五億八千三百萬ドルを必要とする報告した。中國はその必要を二億九千四百九十二萬四

千三十一ドルと見積つた。

一・三〇 國際緊急食糧委員會がワシントンで會議を開催した。事務總長の報告によれば、世界食糧情勢は次のように要約されている。十月以來、穀物、肉、脂肪類の供給情勢が悪化した。一九四五年七月から一九四六年六月の間に、穀物の供給は一千二百萬トンないし一千五百萬トン方の一般的低減を示した。

二・三 ベルギーは、ドイツ占領アメリカ地帯からベルチック系人二萬名をベルギーに土着させることに關し、各國政府間難民委員會と協定に達した。

二・四 食糧農業機構およびユネスコと、國際連合との議定書協定が效力を發生した。

イギリスでは石炭不足のため工場が閉鎖され、これによつて推定五萬名が失業し、三萬名が短時間労働を行うに至つた。自動車産業および織物業は大影響を受けた。

イギリス下院は第二讀會で電力國有化法案を可決した。暫定民間航空機構の會議がオーストラリアのメルボルンで開催され、十七カ國代表が参加した。

フィンランドはソ連に對し、物資および領土の形態におけるドイツ資産(總額六十億フィンランド・マルク)を移讓し、ベツツアモ附近の地域を賣却することに同意した。

二・五 連合國賠償機關は一九四六年中に、百二十二のドイツ工場および總計六十五萬九千九百四十二トンに達する二百二十七隻のドイツ船舶を受領したと發表した。これらすべての船舶および三十一工場の内部施設が加盟國に割當てられたが、工業施設

割當のうち僅かに二〇%だけが引渡されたにすぎない。

イギリス政府は、ケニヤ、タンガニカおよび南ローデシアの三百三十一萬七千エーカーにおよぶ百七の落花生農場を機械化するため、二千五百萬ポンドを支出する計畫を發表した。

二・六 南太平洋會議は、南太平洋委員會設置協定を調印して終了した。委員會は各加盟國政府の二名ずつの代表からなり、約百七十萬の土人の經濟的、社會的福祉を増進する仕事について勸告し援助するものである。

二・七 アンラは三千五百萬ドルの緊急食糧基金設置を發表した。このうち約二千五百萬ドルはアンラの緊急食糧費から、四百萬ドルは臨時準備金から振出された。またこの基金の割當は、オーストリア向に二百萬ドル、ポーランド向に千百萬ドル、ギリシヤ向に四百萬ドルである。

二・一〇 國際難民機構準備委員會はジュネーヴで第一回會議を開催した。

二・一〇 アルゼンチン・中國間友好條約が發表された。イタリヤ、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニアとの講和條約がパリで調印された。参加連合國は二十カ國であつた。

中國法幣が新安値に下落した。中國國民政府は新五カ年計畫を開始した。チエコスロヴァキア・イタリヤ間に、イタリヤの労働者をチエコの工業、農業、土木建築業に供給する期間二カ年の協定が、ローマで調印された。

二・一一 國際労働機構のロスアンゼルス石油會議(参加國十二カ國)は、地域的最低賃金、組合組織の自由および、自由な團體協約、安全教育および調査、石油産業労働者に對する基礎的および見習教育、土着人の優先的雇用、缺員充當に際し正規労働者を優先せしめることを勸告した。

ベルギー・チエコスロヴァキア間の通商條約が發表された。

二・一二 アルゼンチンは、イギリス所有の鐵道を一億五千萬ドルで購入した。

二・一三 國際連合の運輸通信委員會は次の勸告を行つた。

一、海上安全方策を検討するため、暫定國際民間航空機構、國際電信通信連合、國際氣象機構および暫定海事諮問連合から専門家を出し、委員會を作ること。

一、政府間海運機構を設置し、一九四七年秋はヨーロッパでその會議を開くこと。

イギリス首相は、同國産業従業員の二五%が燃料および天候危機のため失業していると發表した。

二・一四 國際連合經濟復興臨時小委員會のアジア極東運營委員會は、その第二回會議をレイク・サクセスで開催し、

アジア極東經濟委員會の設置を勸告した。

二・一五 ユネスコ事務總長は、學校、圖書館、博物館に關する一億ドルの復興援助目標のうち、二千五百萬ドルが與えられたと報告した。

ベルギー、ルクセンブルグ、イギリスは、相互の國民に對する旅行査證を廢止した。

二・一六 中國は法幣の對アメリカ公定レートを一萬二千元と定め、金および外貨の取引を禁止した。

二・一七 政府間難民委員會は、ヴェネズエラと、ドイツおよびオーストリアからの一萬五千名の流難民を再定住させることに關する協定を締結したと發表した。

二・一八 イギリス外相は、イギリス政府がパレスチナ問題を國際連合に提出する決定を行つたと發表した。

トルーマン大統領は積出食糧を、モルダヴィアの飢饉を救済するためルーマニア向に振向けた。

二・一九 アメリカは、ドイツから取返したオーストリアの準備金四百七十萬ドルを同國に返還した。

二・二〇 ルーマニア・ソ連間に、通商航海條約および一九四七年における商品交換、支拂に關する協定が締結された。

ブルガリア國民議會は國家工業化基金創設法案を可決した。

ドイツのアメリカ、イギリス統治地帯におけるドイツ人輸出業者は、ベルギー・ルクセンブルグ經濟連合代表との貿易協定に調印した。

ベルリンの合同輸出入機關は、ベルギーとの貿易、郵便、通信協定に調印した。

二・二一 イギリス政府は、「一九四七年の經濟展望」と題する經濟狀態に關する白書を發表した。

イタリア・アルゼンチン間に、イタリアの労働者をアルゼンチンに供給する協定が調印された。

チエコスロヴァキア・ユーゴスラヴィア間に、資本財引渡しに關する五カ年協定が調印された。

二・二七 アメリカの輸出入銀行はトルコ國有鐵道に、機關車購入用として四百九十萬五千ドルの借款を供與した。

二・二八 デンマーク・イギリス間に、金融、貿易協定が調印された。

アメリカ・シヤム間に航空輸送協定が調印された。

アメリカの輸出入銀行は、ボリヴィアに追加クレジット三百萬ドルを許可した。

イギリスの石炭および天候危機が緩和され、産業は再び活動を開始し、失業は減少した。

アメリカ、アルゼンチン、チリ、パナマは、北部ボリヴィアの洪水地域に急遽救済を行つた。

二・二八 國際連合經濟社會理事會は、レイク・サクセスで第四回會議を開いた。

二・二八 インド蔵相は議會に豫算を提出した。歳入は二十七億九千九百萬ルーピー、歳出は三十二億七千九百萬ルーピーである。なお新課税による豫想歳入高は四億ルーピー、また鹽稅の廢止による歳入減は九千九百萬ルーピーであり、終局的赤字額は一億七千九百萬ルーピーとなる。

インド蔵相は立法議會でインド準備銀行の國有化を發表した。

南阿連邦蔵相は一九四六―四七年度豫算を提出した。總歳出見積額一億二千萬ポンド、歳入見積額はこれより十一萬ポンド減、なお總計一千五百八十三萬五千ポンドに上る租稅減額が發表さ

ンに供給する協定が調印された。

二・二四 ドイツ占領アメリカ、イギリス當局は、今後イギリスの會社は、商品購入に關しドイツ人と直接に交渉することができると發表した。

オーストリア占領ソ連當局は、オーストリアで接收した石油に關し、ソコニー・ヴァキウム石油會社およびシェル石油會社に五百萬シリングを支拂い、近く更に五百萬シリングを支拂うと約束した。總額は約四千萬シリングである。

フィンランド・スエーデン間に、一九四七年に二千七十萬ドルの新資を交換する貿易協定が調印された。

イギリス商務省は、ドイツとの貿易を禁止している對敵通商規則の廢止を、三月四日から實施すると發表した。

ソ連最高會議は、滿場一致をもつて一九四七年度豫算を承認し、三千九百四十二億二百四十三萬八千九百九十九の歳入と、三千七百四十一億五百六萬四千九百九十九の歳出を規定する國家豫算法を可決した。

アルゼンチン政府は、同國のすべての輸出可能餘剩肉類をイギリスに積出すと發表した。

三・二五 フランス政府は、三月一日から實施される第二次物價引下令を公布した。

二・二六 アメリカ上院は連邦豫算四十五億ドルの削減を可決した。

ギリシヤは國際兒童緊急基金にたいし、二百八十四萬八千名の兒童と十萬名の母に補食糧供給方を要請した。

れた。

フランス政府は、その賃金が一月につき七千フラン未滿のものは、パリ地区ではすべての賃金所得者、地方では一部の賃金所得者が、成立した協定によつて、七月一日から七千フランになるように特別手當を受けるべきことを決定した。

三・一 ソ連政府の經濟調査によれば、一九四六年の産業計畫は目標を達成しなかつた。主な理由は石炭と勢力の不足である。ノルウエーとイギリスは、相互の國民に對する旅行査證を廢止した。

國際通貨基金は、七十五億ドルの資金をもつて、ワシントンでその爲營業務を開始した。

アメリカはイギリスに對し、ギリシヤに對する軍事的經濟的援助を繼續するように要請し、一方においてアメリカは、ギリシヤおよびイギリスに對するアメリカの誓約履行の方法を考慮すると發表した。

三・二 アメリカの輸出入銀行は、緊急復興借款は停止するが、外國貿易を賄うための借款申込は受理すると發表した。

三・三 アメリカ國務省はギリシヤ政府から、復興を援助し、飢饉を防止し、平和を回復するため、直ちに食糧、武器、サイ

ヴイス上の援助を與えるようにとの要請を受けた。

アメリカ・南阿連邦間に、南阿連邦の武器貸與勘定一億六千九百萬ドルを、一億ドルの現金で決済する協定が締結されたと發表された。

三・四 フランス・イギリス間に同盟および相互友好條約が調

印された。

カナダは、カナダの管理下に運営される九つの氣象臺を、アメリカと共に北極に設置すると発表した。

オーストラリアは、イギリスに二千萬ポンドを贈與する旨を発表した。

三・五 ニュー・ジブラントは、イギリスの戦争努力を認めて、イギリスに對する一千萬ポンドの贈與を発表した。

三・六 イギリス政府のインド放棄計畫が下院で可決された。ソ連はポーランドに、外國で必要な食糧および原料を購入するための、二千八百八十七萬五千ドルの借款を供與した。

三・一〇 チェコスロヴァキア・インド間の貿易協定が発表された。

チェコスロヴァキア・スエーデン間の貿易協定が発表された。チエコスロヴァキア・ポーランド間に、二十年の友好相互援助條約が調印された。

三・一〇 モスクワ外相會議が開催され、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連四國外相が出席した。

三・一一 ニュー・ギニアは五百萬名が餓死に直面していることを報告して、國際緊急食糧委員會に十萬トンの穀物を要求した。

インドネシア共和国は、外國貿易に對し門戸開放政策を採つた。オーストリア・ハンガリー間に金融、經濟協定が調印された。

キユーバ・ペルー間の民間航空協定が発表された。

三・一二 バラグワイに内亂が勃發した。

トルーマン大統領は、議會でギリシャ、トルコ援助に關する演

説を行い、四億ドルの援助（ギリシャ向二億五千萬ドル、トルコ向一億五千萬ドル）を議會に要請した。

三・一九 フインランド・フランス間に通商協定が調印された。

アルゼンチンは、輸出小麦の価格を一ドル二五セントないし一ドル八〇セントにすることに關し、アメリカ、カナダ、オーストラリアと同一歩調をとることを拒絶した。

アメリカ下院外交委員會は、ギリシャ、イタリア、ハンガリー、ポーランド、オーストリア、中國に對する三億五千萬ドルの救濟法案を可決した。

三・二〇 アメリカ國務省はニュー・ギニアの食糧救濟要求を、ニュー・ギニアが救濟を最も必要とする國のなかに入らないという理由で、拒否した。

三・二一 イギリス外相は、ドイツからイギリスが受取つた賠償の明細、すなわち産業施設の價額を外相會議に提出した。

南阿連邦はアメリカに對し、武器貸與勘定五千萬ドルの半分を支拂つた。

フランス・イタリア間に、二十萬名のイタリア労働者とその家族を、一年以内にフランスに移住させる協定が調印された。

三・二四 國際連合の通例の軍備に關する委員會が、第一回會議をレーク・サクセスで開催した。

三・二五 アメリカ國務省は、一九四三年および一九四五年にテヘラン、ヤルダ、ボツダムでアメリカ、イギリス、ソ連三國により調印され、これまで發表されなかつた協定條項の要約を發表した。

オランダとインドネシアの代表間にチエリボン協定が調印され

三・一四 イギリス下院は、ギリシャ向一千九百萬ポンドの贈與を可決した。

食糧農業機構ギリシャ調査團の最終報告が発表された。ポーランドは、食糧農業機構に農業調査を行うよう要請した。

三・一五 ヌエーデンは外貨を節約するために、一定緊要品を除く輸入品の一般的禁止令を發した。

三・一七 オランダとイギリスは、オランダの餘剩酪農製品購入に關する協定に達した。

三・一八 ヌジプト蔵相は、イギリスがポンド残高を削減するこ

とを要求したが、エジプトはこれを拒否したと発表した。

一九四九年一月一日までにインドネシア合衆國の設立が規定され、オランダとインドネシア連合が規定された。

アメリカはスエーデンの一般的輸入禁止に對し、それが差別的結果をもたらすとして抗議した。

三・二六 アメリカの海事委員會は、イギリスに對して、百三十七隻の商船を一千八百萬ポンドで賣却することを承認した。

三・二七 ニュー・ギニアは、イギリスからの食糧供給を要請した。

フランス首相は、アメリカがフランスに一九四七年中に五十五萬三千トンの小麦を供給すると約束したと発表した。

三・二八 イギリスはギリシャ政府に、ギリシャにおけるイギリス軍餘剩ストック百五十萬ポンドを與えることに同意した。

アルゼンチン・イギリス間の一九三六年の通商條約は、一九四六年末に満期となるはずであつたが、無期延期された。ただし何時でも、どちらの國からでも、廢棄通告ができる。

アルゼンチン議會は、新産業および國家の改善に關するペロンの五カ年計畫を可決した。

アメリカ財務省は在アメリカ・スエーデン資産を解除した。

アンラおよび政府間難民委員會は二隻の船が三萬名の流難民を

ウエネズエラおよびブラジルに運ぶ用意をしていると發表した。

三・二九 國際連合經濟社會理事會第四回會議は、ヨーロッパ經濟委員會およびアジア極東經濟委員會を設立して散會した。また資源に関する國際會議召集を決定し、海運に関する會議開催を認めた。

四・一 イギリス・イタリア間に、イギリスの賠償請求権を放棄し、在ロンドンのイタリアの貸方勘定三千二百萬ポンドをドルに兌換する協定が締結された。

ブルガリア國民議會は二カ年經濟計畫を採擇した。
アメリカ政府はマツカーサー元帥に、日本から中國、フィリピン、オランダおよびイギリスに中間賠償引渡しを行う権限を與えた。

四・四 國際民間航空機構は暫定國際民間航空機構を正式に引ついだ。所在地はモントリオール、加盟國二十八カ國である。
アメリカ財務省は、通貨の輸入に関するすべての統制を撤廢した。

四・五 アメリカ・ハンガリー間に、アメリカの原料購入用として、ハンガリーが七百萬ドルの借款を受ける協定が調印された。

イタリア政府は、インフレおよび投機を抑制するため割當食糧價格の引下げを命令し、統制價格での衣料供給、奢侈税の引上げおよび外國貿易の統制強化に関する措置を採つた。

四十七萬八千三百八十名の農民に再分配される。

イギリス蔵相は一九四七—四八年度豫算を提出した。歳入見積は三十一億八千九百萬ポンド（一九四六年度を一九%分下廻る）、歳入見積は三十四億二千九百萬ポンドである。また蔵相は前年度の赤字を、五億六千九百萬ポンドと見積つた（赤字豫想額を一億五千七百萬ポンド下廻る）。

一千名のイタリア鑛物労働者の第一陣がイギリスに向けて出發した。

四・一七 イギリス・イタリア間に、相互の各種金融請求權の決済を含む金融協定が調印された。

四・一八 ルーマニアは、ニューヨークのチエーズ・ナショナル銀行から七百萬ドルを借入れた。

イギリス、イタリア、スイス、トルコおよびアメリカの使節團の發表したステートメントによれば、ブルガリア政府との間に、ソフイアで通貨問題に関する協定に達した。

四・一九 ブルガリア政府は一〇%ないし三〇%の物價引下げを命じた。

四・二〇 イタリア・ユーゴスラヴィア間に、通商および經濟協力に関する協定が調印された。

四・二一 アメリカ、イギリス、フランス三國は、ルールおよびザール炭の生産が増加する場合には、フランス向積出を増加する協定に達した。

世界ではじめての自由空港がエールのシヤノンに開設された。
四・二二 チェコスロヴァキア・ブルガリア間の四カ年通商條約

四・七 アメリカ農務省は、ベルギー、エジプト、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェーおよびラテン・アメリカ向、四月五月積出用として、二十九萬六千ロング・トンの穀物の緊急割當を發表した。

四・八 インドネシア共和國經濟相は、インドネシア共和國社會化十カ年計畫を發表した。

中國政府は、多くの政府所有企業を個人に賣却することに關する規則を發表した。

インド立法議會は、ルービを獨立の通貨として確立する法案を可決した。

四・九 ルーマニア政府は、物價の大巾騰貴にかんがみ、最高七〇%に及ぶ賃金引上げを命じた。

四・一〇 國際連合貿易雇用會議準備委員會が、ジュネーヴで第二回會議を開始した。

四・一三 アフガニスタン・ソ連間に、ラジオおよび無線通信に關する協定が調印された。

國際連合事務總長は、パレスチナ問題を検討するため、四月二十八日に開催する特別總會を召集した。

イギリスはベルギーおよびルクセンブルグとの間に、鋼鐵、織物および食糧の輸入を増加する協定に達した。

四・一五 ドイツ占領ソ連當局がアメリカの新聞記者に報じたところによれば、ソ連占領地帯のプールされている六千六百九十六の大農園七百三十二萬五千エーカーのうち四百九十九萬七千エーカーが、一九四七年三月三十一日に終る十八カ月以内に、

が發表された。

四・二三 フランス政府は二つの豫算均衡新措置を決定した。

(一)政府各省の支出の一率七%方切下げ、(二)割當外石油購入に對する一〇%以上の課税。

アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四カ國は、ライヒスマルクを九〇%方切下げの協定に達した。すなわち現在の通貨の七〇%は廢棄され、三〇%は特別封鎖勘定に入れられる。

四・二四 ユーゴスラヴィアは、總額五十五億六千六百萬ドルの全般的經濟開發五カ年計畫を發表した。

フランスは二十萬トンの小麦不足に當面して、一日のパンの割當量三百グラムを二百五十グラムに削減した。

モスクワ外相會議は次の同意に達した後閉會した。會議日數は四十六日であつた。

(イ) 四國に抑留されているすべてのドイツ人俘虜（百九十五萬四千四百七十七名）を、一九四八年十二月三十一日までにドイツに歸還させること。

(ロ) 四國委員會を任命して五月十二日にその會議を開催し、對オーストリア講和條約に關する紛争點、ドイツ占領軍を九月一日までに削減すること、一つの州としてのプロシヤを解體すること、ドイツの非軍事化、非ナチ化の完成、中國に關する米ソの覺書交換および朝鮮における合同委員會の復活等の問題を検討すること。

四・二五 オランダ・ブルガリア間の貿易協定が調印された。
アメリカはネパール王國を承認して、同國と友好通商條約を締

結した。

四・二七 イタリア・トルコ間に通商條約が調印された。

ポーランド・イギリス間に三カ年の貿易協定が調印された。

四・二八 食糧農業機構木材會議がブライトで開催された。

イギリス農相は、二月と三月の酷烈な天候のため、イギリス全體の羊の二〇%にあたる四百萬頭の羊が死亡したと発表した。

パレスチナ問題に關する國際連合總會が開催された。

四・二九 カナダ蔵相が豫算を提出した。一九四六―四七年度の歳入は二十九億八千四百萬ドル、歳出は二十六億三千二百萬ドルであつた。

アメリカ・シリア間に航空協定が調印された。

イギリスとフランスは、一九四六年四月二十九日に締結された一九四五年三月二十七日のイギリス・フランス金融協定におけるフランスの不足分一千五百萬ポンドを均衡させるため、イギリスが、フランスにこの金額を供與する協定に達した。

メキシコは、國際復興開發銀行に二億八千八百七十五千ドルの借款を申込んだ。

四・三〇 イングランド銀行は、同行の歴史二百三十五年ではじめての年次報告を發表した。これによれば、同行の預金は、同行國有第一年度の一九四七年二月二十八日に終る一年間に、九千百萬ポンド方増大した。

イギリス外相は下院で、イギリスの世界復興に對する寄與は、贈與およびクレジットで七億四千萬ポンドと見積られると發表した。

與した(要求額の半額)。

五・一〇 トランスヨルダン首相とイラク石油會社總支配人との間に、トランスヨルダンにおける石油の探査、採掘に關する獨占權を七十五カ年間、トランスヨルダン石油開發會社に與える協定が調印された。

五・一二 外相會議によつて任命された四國委員會は、對オーストリア講和條約の見解の一致しなかつた條項に關する検討を開始した。

アメリカはフィンランドに、アメリカの餘利物資購入用としてさらに一千萬ドルの追加借款を供與した。

五・一三 アメリカとメキシコ間の金融協定の條項が發表された。

フランス・ユーゴスラヴィア間に、五百四十六萬ドルの通商條約が調印された。

五・一四 國際難民機構準備委員會は、アンラおよび政府間難民委員會の仕事、國際連合の恒久的機關として終局的に設立されるのを待たずに、六月三十日に引續ぐことを決定した。

五・一四 アメリカは、ハンガリーのナギ首相が辭職するに至つた事態が明確にされるまで、餘剩軍需資材購入用として一九四六年二月にハンガリーに供與した三千萬ドルのクレジットの残額である半分を、六月二日停止した。

五・一五 國際連合特別總會はパレスチナ調査委員會を可決し、その機能と權限を特定してその會議を終つた。

ヨーロッパ經濟委員會は、一九四七年中にヨーロッパ石炭機構

五・一 イギリス下院はすべての國內輸送國有化法案を可決した。

アメリカ・アルゼンチン間に航空協定が調印された。

五・二 アメリカ國務長官は、中國が、その戰時勘定負債現在額二十億ドルの決済に關する會談を開始することに同意したと發表した。

五・二 ヨーロッパ經濟委員會が、その第一回會議をジュネーヴで開催した。出席國は十八カ國であつた。

五・三 ニュールンベルグにおけるドイツ占領アメリカ當局の法律専門家は、二十四名のイー・ゲー染料會社主要幹部に對する五項目の戰爭犯罪起訴狀を提出した。産業者で侵略戰爭のことで訴追されたのは、歴史上これがはじめてである。

イタリア政府は政府従業員の給料の一五%引上げを決定した。

五・一四 ソ連蔵相は、五カ年計畫は、二千五百億ルーブル(一五・一〇)アメリカ・ドル對五ルーブルの公定レートで五百億ドル)を見積つた。五カ年計畫の經費支辨の一助として、第二回經濟復興開發公債百七十八億ルーブルが発行され(利子の代りに富黨賞金が與えられる)、募債運動は五月十日までに、申込額二百二十五億ルーブルに達して完了した。

五・七 國際難民機構準備委員會は、ヨーロッパにおける八十七萬九千九百五十名を含む百三十四萬五千九百二名の流離民を、終局的に再定住させなければならぬとの報告を受取つた。

五・九 國際復興開發銀行は、その第一回借款をフランスに供

の仕事に引續ぐことに同意した。

五・一六 五十四カ國の國際無線通信會議が、アメリカのニュージャーシー州アトランティック・シティで開催された。

國際民間航空機構はアメリカと運管協定を締結した。

國際難民機構は、十六カ國(その離出金は同機構豫算の七五%以上を占める)が、その組織憲章に調印したと發表した。

五・一九 フランス首相は、一九四六年の國際收支が九億九千萬ドルの赤字を示し、これを補うためフランスはその準備金の三分の二を輸出しなければならぬと發表した。

フランス政府は、復興資金を賄うため次の二つの公債を發行した。(イ)百億フランの鐵道公債、(ロ)復興證券。

ドイツ占領アメリカ軍政府は、五月二十七日以後、アメリカからドイツのアメリカ占領地帯の個人に煙草を積出すことはできないと發表した。この措置はヤミ市場を抑えるために採られたものである。

五・二〇 ベルギー、フランス、イギリス三國の植民地會議がパリで開催された。これはアフリカの植民地における醫術、農業、植林、灌漑活動を調整するのを目的とする。

五・二一 アンラ事務總長は、戰爭終了時における八百萬名の流離民のうち、七百萬名以上が各種機關によつて本國に送還されたと報告した。

イギリスは、ビルマの一九四六―四七年度の豫算赤字に對して一千二百萬ポンド、一九四七年の復興用に一千八百三十七萬五千ポンドを贈與する協定に達した。

フランスはドイツのアメリカ、イギリス統合地帯と通商協定を締結した。

五・二二 国際通貨基金は、爲替安定措置としてフランスに二千五百萬ドル、オランダに一千二百萬ドルを、夫々同額のフランおよびギルダールと交換に融資した。

トルーマン大統領は、四億ドルのギリシャ・トルコ援助法案に署名した。

国際難民機構は、同機構の諸計畫を記した報告を採擇した。

五・二三 イギリス・ハンガリー間の貿易協定が發表された。これによりハンガリーは、イギリスに三年間食糧を輸出する。

五・二四 アメリカはイエーメンに、百萬ドルの餘剰資産クレジットを供與した。

ドイツのソ連占領當局は、オランダ、フランス占領地帯、ソ連、スエーデンおよびスイスとの貿易協定を發表した。

五・二五 ポーランド・ユーゴスラヴィア間に、經濟協力および商品交換に関する條約が調印された。

五・二七 インドネシア共和国は、オランダからの覺書を受取つた。このうちでオランダ政府は、一九四七年三月の協定をオランダの政策の恒久的基礎とみなすと述べ、暴力を停止する共同對策を勸告した。提示された提案は次のようなものである。

(イ) 蘭印政府を將來の連邦の中央機構として再建すること、
(ロ) 對外關係、經濟問題およびインドネシアのうちのインドネシア共和国に屬していない地域との關係を規制すること、
(ハ) ジャワ、スマトラの占領地帯を共和国の領土内に統合す

ること。

五・二八 オランダは、アメリカと一億四百五十六萬ドルの武器貸與決議協定に調印した。

フィンランド・ユーゴスラヴィア間に貿易協定が調印された。

國際鐵道運輸會議がジュネーヴで開會された。

五・三一 トルーマン大統領は、アンラ終了後の對外救済用として、三億五千萬ドルを支出することを認める法案に署名した。

六・二 ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯の産業、食糧、金融を規制するドイツ人の經濟評議會(評議員は兩地帯からの五十四名)を設立するアメリカ、イギリス間の協定が發表された。

イギリス植民省は、イギリスの油脂類不足を緩和する目的で、ガンビア、ゴールド・コースト、ニジェリアの落花生の大規模な機械化栽培の可能性を調査するため、これら地域に調査團を派遣すると發表した。

六・三 イギリスは、イギリス領インドを回教國およびヒンズー教國の兩獨立國に分割する案を發表し、兩國に八月十五日に自治領の地位を與え、一九四八年六月以後イギリス帝國から脱退する權利を提供した。

六・五 マーシャル・アメリカ國務長官は、ハーヴァード大學の演説で、外國の食糧その他緊要生産物に對する今後三、四年間のヨーロッパの必要は現在の支拂能力をはるかに超えており、従つてヨーロッパ大陸諸國は莫大なる追加援助を受けねば

六・一一 アメリカ農務長官は、工業用砂糖を除くすべての砂糖の割當制廢止を、六月十二日から實施すると發表した。ただし價格統制は引續き行われる。

ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯の代表は、スイスと正常貿易の再開を容易にする協定に調印した。

六・一二 スエーデン政府は追加インフレ阻止計畫を發表した。

ハンガリー政府は經濟三カ年計畫を發表した。

六・一四 ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯當局は、アメリカの棉花を短期クレジットによりドイツの會社に供給することに關し、アメリカの輸出業者と協定に達した。

六・一六 トルーマン大統領は、所得税の四十億ドル方削減法案を拒否した。

六・一六 國際連合アジア極東經濟委員會は、上海におけるその七・二 第一回會議を、極東の復興需要および短期の必要のうちで極東地域の資源で賄われ得るものの調査を完成するよう

に、事務局に指令したのち終了した。

六・一七 イタリア共和国參議院は講和條約を批准した。

ビルマ憲法議會は、ビルマ連邦を獨立の共和國として確立した。

六・一八 イギリスとフランスの外相は、マーシャル國務長官のハーヴァード大學における聲明を歓迎し、ソ連外相に、ヨーロッパ諸國間の經濟協力機構およびアメリカが實現できる援助について、六月二十三日にはじまる週間に行う討議に参加を要請すると發表した。

六・一九 食糧農業機構は、收穫時まで、ヨーロッパのパン用穀

ならず、さもなければ重大なる悪化に當面すると述べ、このよ
うな援助は、個々に與えられてはその充分なる効果をあげるこ
とはできないから、ヨーロッパ諸國は共同の計畫を起草するよ
うにと述べ、アメリカはこの計畫に、將來できるだけの援助を
與えるであろうと示唆した。その後マーシャル長官は、ヨーロ
ッパを、イギリスおよびソ連をも含めての「アジアの西すべて」
と定義した。

六・六 インドネシア共和国はインドネシア合衆國を設立する
準備として、すべての蘭印諸島の中間國民政府に関する提案を
受諾した。

イギリス・ポーランド間に、期間三カ年、金額六千萬ポンドの
貿易協定が調印された。これにはイギリスが第一年度に二十五
萬トンの石炭を輸入することが規定されている。

イタリア首相は一九四七—四八年度の豫算につき、歳出八千三
百二十億リラ、歳入五千二百億リラ、赤字三千二百二十億リラと
見積つた。國際收支もまた同様に重大な問題を提供しており、

一九四七年下半年の必要額は三億五千萬ドルであるのに、確保
が見通されるものはわずかに一億五千萬ドルにすぎない。

日本占領アメリカ當局は、日本との制限付民間國際貿易が一九
四七年八月十五日に再開されると發表した。

六・一〇 カナダは、労働の不足している産業における雇用に適
している者の移民を認める新政策にもとづいて、ヨーロッパの

五千名の流離民の移民を認めた。
ポーランド・スイス間に經濟協定が調印された。

物は不足であるという報告を發表した。

六・二〇 アメリカ・イラン間に、アメリカの餘剰軍需施設を購入するため、イランが、期限十五カ年の二千五百萬ドルのクレジットを受取る協定が調印された。

アメリカのギリシャ駐在大使とギリシャ外相は、アメリカの三億ドルの援助計畫を實施する協定に調印した。

フランス議相は豫算の均衡計畫を發表した。

六・二一 アメリカのオーストリア高等辨務官は、オーストリア首相に對し、アメリカ軍は七月一日から、占領費に必要なすべてのオーストリア・シリンド貨をドルで購入する旨通告した。

六・二二 トルーマン大統領は、對ヨーロッパ援助に關する豫備的調査を行ふ次の三つの委員會を任命した。(イ)アメリカの資源状態を調査するクルーグ委員會、(ロ)對外援助のアメリカ經濟に對する影響を調査するノース委員會、(ハ)援助が安全に行われ得る限度を勸告するハリマン委員會。

六・二三 カリブ委員會は、その最初の會議をジャマイカのキングストンで開始した。

ソ連は、マーシャル國務長官の提案について、六月二十七日にパリで行われる會議に對するイギリスとフランスの招請を受諾した。

ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯は、フランス地帯と八百萬ドルの通商協定を締結した。

アメリカ議會は、ダフト・ハートレー法に對する大統領の拒否を乗切つた。

よりに、すべての關係ヨーロッパ諸國を招請することを決定した。ソ連はこれに参加を拒否した。

アメリカの輸出入銀行は、六月三十日以後、中國向にイヤマークとクされている六億ドルのクレジットのイヤマークを續けないと發表した。

ドイツのソ連地帯經濟委員會はその最初の會議を開催した。

六・三〇 アンラは午後十二時をもつて、四年間の活動の後廢止された。その活動期間中に、約三十億ドルの物資およびサービスは十七カ國に配給したが、このうち七二%はアメリカが離出したものである。また七百萬人の流離民の本國歸還を援助した。アンラの極東向積出はさらに三カ月間續けられるが、大部分は中國向の九千萬ドルの物資である。

ドイツ人はブレイメル・ハーフェン港の管理を受けついで。エジプト・イギリス間に、エジプトがポンド・プロツクを離脱し、イギリスにあるエジプトの四億ポンドのポンド残額の大部分が凍結される中間協定が調印された。

七・一 アメリカの六月三十日に終る年度の豫算の黒字は七億五千三百七十八萬七千六百六十ドルであつたが、これはこの十七年來はじめてのことであつた。國債現在額は二千五百八十三億七千九百九十萬三千二百九十三ドルである。

七・二 ハンガリー國民議會は經濟三カ年計畫を通過した。計畫に要する費用は五千四百萬ドルで、産業國有化および資本課税に關する規定が含まれている。

七・三 ポーランド議會は復興三カ年計畫を可決した。

國際通貨基金は金のヤミ市場一掃に乗出し、加盟國に金のヤミ取引抑制を要請した。

六・二四 カナダ首相は下院で、カナダ政府はアンラ終了後ヨーロッパの救済に、二千萬ドルを供與すると發表した。

ポーランド政府はアメリカに對し、ヨーロッパの經濟計畫準備にあたり、その他ヨーロッパ諸國と同調する用意がある旨を通告した。

アメリカ財務省は、イギリスが現在までに借款金額のうち二十億五千萬ドルを引出したと發表した。

六・二五 アメリカのオーストリア高等辨務官とオーストリア首相は、アメリカの最近のヨーロッパ向贈與三億五千萬ドルのうち、オーストリアの受領分(非公式に九千萬ドルと見積られた)の利用に關する協定に調印した。

イギリス植民相は下院で、植民地を開發するため、資本金一億ポンドの植民地開發會社が設立されると發表した。

六・二六 トルーマン大統領は、羊毛價格支持法案を、法案中の羊毛關稅の項が國際關係に悪影響を及ぼすという理由で拒否した。續いて上院は法案中の問題の條項を取除いた。

アメリカ・スエーデン間に貿易協定が調印された。

ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯とフランス地帯との間に新通商協定が締結された。

六・二七 フランス、イギリス、ソ連外相のパリ會議は、ヨーロッパ復興計畫遂行方法に關し妥協に達することができなかつた。フランスとイギリスは、全般的經濟計畫の討議に参加する

フランスとイギリスは、ヨーロッパの經濟復興問題を検討した。またヨーロッパの必要と資源に關する再建計畫を起草する臨時機構を設けるため、七月十二日パリで開催する會議に参加するようヨーロッパ二十二カ國に招請状を送つた。

七・四 アメリカ・イタリア間に救済協定が調印され、イタリアは一億ドルないし一億二千五百萬ドルと推定される物資の供給を受けることになつた。

アメリカ農務長官は、ドイツの西部地帯が明年一カ月につき三十萬トンの穀物を受取ることを發表した。

イタリアとドイツのイギリス・アメリカ統合地帯の間に、ローマのアメリカ・ドル相殺勘定を通じての相互の支拂および物資の交換に關する協定が成立した。

チエコスロヴァキア・ポーランド間に、今後五カ年の經濟關係を規定した通商協定が調印された。

七・五 トルーマン大統領は、約一千八百五十萬トンの穀物およびその他食糧が、六月三十日に終る年度に海外に積出されたと發表した。

ヴェネズエラ憲法議會は新憲法を可決した。新憲法は政府に、經濟計畫に對する重要な義務を課している。

七・七 アルゼンチン中央銀行は、外國資本流入に對する制限撤廢を發表した。

七・九 ソ連國家計畫委員會は、一九四七年の第二・四半期に、産業生産計畫は一〇三%方遂行され、五カ年計畫が進捗を示したと發表した。

アルゼンチン中央銀行は、すべての織物機械の輸入許可を停止した。

フランスは、ベルギー・ルクセンブルグ経済連合との貿易協定に調印した。この協定は、六百億フラン相当額の物資を相互に交換することを規定している。

七・一〇 チェコスロヴァキア政府は特別閣議を開催し、パリ會議参加受諾を撤回する決定を行った。

イタリア政府はすべての政府従業員の賃金を、最近行つた一五%の引上げに加えてさらに一五%方引上げすることを認め、生計費手當を二〇%方引上げ、一定の税を免除するという決定を行つた。これに要する経費は推定四百億リラで、これは輸入許可に對する五%の課税で賄われる。

イギリス下院はインド獨立法案を可決した。

メキシコ政府は、外國爲替資源を節約するため、奢侈品の輸入に對する一時的禁止および、半奢侈品輸入に對する制限を課した。

チリは外國爲替を節約するため、奢侈品輸入および海外旅行に對するドル割當を停止した。

アメリカはハイチに一千萬ドルの借款を供與した。

七・一一 アメリカ議會は、石油その他の稀少商品に對する輸出入統制を、一九四八年三月一日まで延長する法案を可決した。

國際労働會議はその閉會日に、組合を組織し、團體協約を行う權利の世界的認識を要求する決議を採擇した。

アメリカのギリシャ援助長官は、ギリシャ援助に關し次のよう

とを各國に要求する件を可決した。またドイツの占領地帯司令官にも質問書が送られた。

七・一三 ハンガリー・ソ連間に、約四億フォリント相當額の物資を交換する一カ年の通商條約が調印された。

七・一五 イギリスのポンドは、對アメリカ借款協定の條項に従つて、經常取引において自由に兌換され得ることになつた。

第一回の國際復興開發銀行債二億五千萬ドルが、ニューヨーク株式取引所で賣出された。

トルーマン大統領は、第二次統制解除法に署名したが、戦時の輸出入統制、稀少商品の政府割當および國防輸送局による統制は引續き認められている。

アメリカはドイツのアメリカ軍政長官に、ドイツに對するアメリカの目的を定義した新指令を送つた。

イギリス蔵相は、對アメリカ借款金額は、締結されて以來二八%方その價值を減じたことを述べた。一九四六年十月十六日以來の減價は一六%であつた。

七・一六 フランス・ポーランド間に、フランスの會社が、ポーランドの水力電氣組織を建設する四カ年の經濟協定が調印された。

アメリカ農務長官は、國內食糧價格に對する壓力を軽減するため、一時的に海外積出用小麦の購入を停止し、第三・四半期肉輸出割當を八九%方削減し、卵の價格支持計畫を停止した。これは七月二十三日から實施される。

七・一八 オーストラリア政府は、ドイツから一萬二千名の流離

に發表した。(イ)六月二十日に供與された三億ドルの贈與の一部として、三千五百萬ドルの軍需品がギリシヤ向に輸送中である。(ロ)七月八日に調印された協定に基き(これによりギリシヤは、アンラ廢止後の救済としてアメリカの追加救済五千萬ドルを受ける)、七百萬ドルの救済物資の積出用意ができてゐる。

アメリカ國勢局は、民間雇用人員が六月中に最高記録である六千五萬五千名に増加し、六千萬を超えたのはアメリカ史上ではじめてであると發表した。

七・一二 スイスとドイツのソ連地帯との間に、期間一カ年の貿易協定が調印された。

チェコスロヴァキア・ソ連間に五カ年の貿易協定が調印された。これによれば第一年度には、チェコの機械その他工業製品と交換に、ソ連から原料二十萬トンを供給するはずである。

七・一二 ヨロップ經濟協力會議がパリで開催された。参加國はオーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、

ギリシヤ、アイスランド、エール、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、スイス、トルコ、イギリスであり、参加招請拒否國はアルバニア、ブルガリア、チェコスロヴァキア、フィンランド、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ソ連、ユーゴスラヴィアである。執行委員會に選任された國はフランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリスである。なお執行委員會は参加十六カ國の必要と資源に關する詳細なる情報を、八月三日までに報告すること

民を、移民として受入れることに同意した。

フィンランド・ハンガリー間に貿易協定が調印された。

七・一九 國際連合經濟社會理事會は、レイク・サクセスで第五八・一七 回會議を開催した。理事會は國際復興開發銀行および國際通貨基金との協定草案を採擇したが、この協定草案において國際連合は、兩機關の豫算自治を認め、個々の借款に關する勸告を行ふ權利を放棄した。また理事會はラテン・アメリカ經濟委員會に關する提案について報告を行ふ九カ國委員會を任命し、國際貿易會議を十一月二十一日、ハヴァアナで開催することを決定した。

七・二一 アメリカ・イタリア間に、イタリアが一、八百萬ドルを決済のため支拂つて、アメリカの餘剩資材一億八千四百萬ドルを受取る協定が調印された。

七・二二 ハンガリーは、對ソ連賠償用の石油を生産するのに使用する一千五百萬ドルを調達するため、アメリカ人所有のハンガリー・アメリカ石油會社に特別税を課した。

七・二三 アルゼンチン・フランス間に貿易協定が調印され、これによりフランスは、肉、皮革、穀物、石油の形態で三千七百五十萬ポンド相當額の借款を受け、これをモーター、織機、製造品で返還することになつた。

七・二四 ハンガリー・ユーゴスラヴィア間に、相互的長期商品交換協定が調印された。

イギリス下院は十億ポンドを要する運輸國有化法案を可決した。また上院は地方計畫法案を可決した。

七・二五 ソ連・ユーゴスラヴィア間に、ソ連がクレジットにより、ユーゴスラヴィアに工業施設を引渡す協定が調印され、さらに商品交換および支拂に關する二カ年協定が調印された。

七・二六 アメリカ議會は、十六億五千八百九十萬二千九百九十七ドルの支出法案を可決した。このうちの外國救済用十四億五百三十六萬一千四百ドルの内譯は次の通りである。ギリシヤ、トルコ向四億ドル、ヨーロッパの被解放國および中國救済用（ボスニア、アルバニア、ハンガリーを除く）三億三千二百萬ドル、占領地城軍政および救済用六億ドル、國際難民機構用七千三百三十六萬一千四百ドル。

七・二八 カナダ・ギリシヤ間に一カ年の通商條約が調印された。これには最惠國關稅條款が含まれている。

七・三一 アメリカの輸出銀行は、オーストリアに一千三百萬五千ドルのクレジットを供與した。

一九四五年六月ないし一九四七年七月のカナダへの移民は、オンタリオ州の計畫にもとづいて認められた七千名を除いて、十萬九千八百十四名に達した。一九四七年八月ないし十二月の移民は、一カ月につき五千名の割合で續くものとみられる。

八・一 イタリア政府はリラ平價を五五%方切下げ、對アメリカ・ドル爲替レートを、一アメリカ・ドルにつき二二五リラから三五〇リラに引上げた。八月一日現在のヤミ市場レイトは、一アメリカ・ドルにつき約六四〇リラであつた。オーストリア政府は、すべての賞金を約五〇%方、失業手當金を二五%方、養老年金を六五%以上方引上げ、農産物價格および運輸、通信料金を引上げた。

八・二 オーストリア占領ソ連軍は、ソ連地帯ローバウにあるイギリス、アメリカ筋の共同所有石油精製所を、ドイツ資産であるという理由で接收した。

八・三 ブルガリアは、ブルガリアからの賠償受取分二千五百萬ドルを放棄した。

八・四 ポーランド・ソ連間に、相互の商品交換に關する一カ年の協定が締結された。

カナダは、一九四七上半期の總輸出額は十三億二千八百五十萬ドルであつたと発表した。

フィンランドはドイツのソ連地帯と、百二十五萬ポンド相當額の商品交換に關する貿易協定を締結した。

國際連盟清算委員會は、國際連合に對し、物體資産、特別基金および不動産資産のほかに、總額一億一千四百四十二萬四千七百五スイス・フランを移讓でき、また加盟國に六千四百四十三萬三千三百六十三スイス・フランを分配できると発表した。

八・五 トルーマン大統領は修正羊毛關稅法案に署名した。

八・六 アメリカの輸出銀行は、ハンガリーに對する七百萬ドルの棉花クレジットを放棄した。

八・七 イタリア外國貿易相は、カナダにおける鐵道施設、船

を二五%方、養老年金を六五%以上方引上げ、農産物價格および運輸、通信料金を引上げた。

ハンガリーの經濟三カ年計畫が實施されるに至つた。

ユーゴスラヴィアは、ブルガリアからの賠償受取分二千五百萬ドルを放棄した。

八・二 オーストリア占領ソ連軍は、ソ連地帯ローバウにあるイギリス、アメリカ筋の共同所有石油精製所を、ドイツ資産であるという理由で接收した。

八・三 ブルガリアは、ブルガリアからの賠償受取分二千五百萬ドルを放棄した。

八・四 ポーランド・ソ連間に、相互の商品交換に關する一カ年の協定が締結された。

カナダは、一九四七上半期の總輸出額は十三億二千八百五十萬ドルであつたと発表した。

フィンランドはドイツのソ連地帯と、百二十五萬ポンド相當額の商品交換に關する貿易協定を締結した。

國際連盟清算委員會は、國際連合に對し、物體資産、特別基金および不動産資産のほかに、總額一億一千四百四十二萬四千七百五スイス・フランを移讓でき、また加盟國に六千四百四十三萬三千三百六十三スイス・フランを分配できると発表した。

八・五 トルーマン大統領は修正羊毛關稅法案に署名した。

八・六 アメリカの輸出銀行は、ハンガリーに對する七百萬ドルの棉花クレジットを放棄した。

八・七 イタリア外國貿易相は、カナダにおける鐵道施設、船

を二五%方、養老年金を六五%以上方引上げ、農産物價格および運輸、通信料金を引上げた。

ハンガリーの經濟三カ年計畫が實施されるに至つた。

ユーゴスラヴィアは、ブルガリアからの賠償受取分二千五百萬ドルを放棄した。

八・一五 汎アメリカ外相會議がブラジルのベトロポリスで開催
 九・二 された。會議閉會にあたり、アメリカ州相互防衛條約
 が二十カ國により調印された。また準備委員會を開いた後、一
 九四八年下半年に西半球經濟會議を、ブエノスアイレスで開催
 する協定に達した。
 八・一五 オーストラリア政府はドルを節約するため、海外旅行
 者用ドルを割當て、石油消費を削減し、煙草、映畫、新聞用紙
 およびすべての非重要輸入品に對するドル支出の點檢を命じ
 た。
 八・一七 中國政府は輸出を促進するため、輸入業者および輸出
 業者が、公定爲替レートでなく、公開市場爲替レートで貿易を
 行うのを認めた。重要輸入品に對する補助金は繼續される。
 八・一九 トルコは、アメリカの對トルコ援助計畫のほか、十
 隻のアメリカ商船を一千三百四十萬ドルで入手した。
 八・二〇 トルーマン大統領は、一九四八年六月三十日に終る年
 度の連邦豫算に關する年央報告で、歳入四百十七億ドル、歳出
 三百七十億ドル、黒字四十七億ドル（最高記録）と見積つたが、
 海外救済のため黒字は削減されるものとみられると述べた。
 イギリスはポンドのドルへの自由兌換を一時的に停止した。し
 かしポンドは依然として、その他多くの通貨には自由に交換し
 得る。
 フランス・ポイランド間に、ポイランドの石炭と、フランスの
 化學製品、羊毛、自動車および工業施設とを交換する二つの買
 易協定が調印された。

八・二一 アルゼンチン中央銀行は、ポンドの兌換停止のため、
 従來のすべての輸入爲替許可は今後別段の指示あるまで停止さ
 れると發表した。
 ルーマニアの爲替レートが、一イギリス・ポンド對五〇五レイ、
 一アメリカ・ドル對一五〇レイに定められた。
 八・二二 國際復興開發銀行は、デンマークに四千萬ドルの借款
 を供與することに同意した。
 ニュー・ジラランドの對イギリス援助會議は、イギリス向穀物、
 バター、肉類を大巾に増加するための生産計畫を採擇した。
 八・二三 ブルガリア・ソ連間に、産業施設に關する協定が調印
 された。
 八・二五 トルコ政府は、農工業の復興用として、總額約一億二
 千五百萬ポンドを要する長期計畫を發表した。
 八・二五 食糧農業機構がジュネーヴに會議を開催し、滿場一致
 九・一二 で、現在の執行委員會のかわりに、FAO理事會と呼
 ばれる世界食糧理事會を設けることに同意した。
 八・二七 アメリカ財務省は對イギリス借款殘額四億ドルを凍結
 し、この凍結は、經常取引からのすべてのドル需要を檢討する
 取極めが行われつつある間は續けられると發表した。
 八・二八 國際復興開發銀行はルクセンブルグに對し、鋼鐵およ
 び鐵道資材購入として一千二百萬ドルの借款を供與した。
 フランス國家經濟省は、石炭、燃料、脂肪類、食用油、穀物を
 除くすべての對アメリカ輸入を一時的に停止すると發表した。
 八・二九 トルーマン大統領は、議會にアンラに關する報告を提

出し、一九四七年第一・四半期の被解放諸國向救済積出は二十
 五億九千七百二十九萬九千ドルであつたと報告した。
 ソ連はポイランド向に、三十萬トンの穀物を引渡す協定を締結
 した。
 ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯の産業水準改訂計畫が發
 表された。新水準としては、従來の一九三六年の七〇ないし七
 五%のかわりに、一九三六年と同水準が認められた。
 八・三〇 國際緊急食糧委員會事務局長は、食糧農業機構のジュ
 ネーヴ會議に對し、委員會に提出されている一九四七—四八年
 度の穀物必要量は五千萬トン以上であるが、これに對して入手
 可能穀物の總量は二千九百萬トンとみられると報告した。
 八・三一 國際連合のパレスチナ特別委員會はジュネーヴ報告に
 調印し、これを總會に提出した。
 九・一 ブルガリア・ポイランド間に、ポイランドの製造品と
 ブルガリアの原料とを交換する金額一千七百萬ドルの貿易協定
 が調印された。
 メキシコ大統領は、イギリスおよびオランダの石油會社接收に
 伴う二億五千萬ドルの債務が、二千二百二十五萬ドルで決済され
 たと發表した。
 フランス國民議會は一九四七年下半年において、ドル地域諸國
 からの重要輸入に使用するため、百二十億フラン相當額の金
 を、フランス銀行から外國爲替安定基金に移すことを可決し
 た。
 九・二 フランス國民議會は石炭價格を抑えるため、四十五億

五千萬フランの補助金を與えることを可決した。
 オーストラリア首相は、ドル地域との輸出入における輸入超過
 八千五百萬ドルを削減するため、重要機械および原料を除くす
 べてのドルでの輸入の削減を發表した。
 九・三 アルゼンチン中央銀行は、輸入に對し爲替許可を與え
 ることを一時的に再開し、また公定市場および自由市場でポ
 ンD相場を建てることを一時的に再開すると發表した。
 エール・スペイン間に、種馬鈴薯と加里を交換する貿易協定が
 調印された。
 九・四 スエーデンは、一九四七年上半年の對ソ連輸出は四百
 萬クローネであつたが、これに對して對ソ連輸入は三千九百萬
 クローネであつたと發表した。この輸入超過分のうち約一千七
 百萬クローネは、ドイツのソ連地帯からの輸入分である。
 九・五 オーストラリアは、イギリスのドル危機克服の一助と
 して、約百五十七萬五千ポンド相當額（約五百二十五萬ドル）の
 金をイギリスに賣却し、今後探掘されるオーストラリアの金生
 産全部をイギリスに引渡すことに同意した。
 チェコスロヴァキア・ルーマニア間に貿易協定が締結された。
 アルゼンチン・スイス間に金融取引が再開された。
 九・九 ニュー・ジラランド首相は、同國の對アメリカ輸入計
 畫はイギリスの對アメリカ輸入計畫と歩調を併せると發表し、
 政府は、イギリスにある一億ポンドの貸方勘定を封鎖する協定
 を行わずに、引續きイギリスに留めることを認めると發表した。
 ベルギー・イギリス間に支拂協定が締結された。これにより兩

國中央銀行は、引續き一定限度まで相互の通貨に對して自らの通貨を賣却する。その限度は、従来の五百萬ポンドおよび五百萬ポンド相當額のベルギー・フランから、一千二百萬ポンドおよび一千二百萬ポンド相當額のベルギー・フランに増大された。

九・一〇 アメリカ國務省は、アメリカの玉蜀黍作柄が早魃によつて損害を蒙つたため、今季の輸出を一〇%方削減する旨を、アメリカに穀物を依存するすべての國に通告したと發表した。

九・一一 イギリス領西インド諸島は、ジャマイカのモンテゴ・ベイで會議を開催し、連邦計畫を立案し、これについて一九四九年六月三十日まで報告を行う委員會を設置した。またロンドンに、イギリス領カリブ諸國の貿易委員會をおくことに同意した。

九・一一 國際復興開發銀行および國際通貨基金は、ロンドンで九・一七 第二回年次會議を開催した。この際國際復興開發銀行は、一年間に行われた借款額および借款申込中の金額を發表した。

九・一二 イギリス商務省は政府の改訂輸出計畫の詳細を發表した。この計畫は、輸出を一九三八年の一六四%にまで増大することを目的としている。

九・一四 イラン首相は、四億五千萬ポンド相當額の經費を要する社會經濟改革七カ年計畫を發表した。

九・一五 プルガリア、ハンガリー、フィンランド、イタリア、ルーマニアに對する講和條約が效力を發生した。

ポーランド・ルーマニア間に、金額百二十萬ドルの物資を交換

する貿易協定が調印された。

イギリスは、はじめてその準備金を引出し、ニューヨーク連邦準備銀行に二千萬ポンド相當額の金を賣却した。

九・一六 國際連合第一回總會第二會期がニューヨークで開催された。

九・一六 國際通貨基金はイギリスに、ポンド貨と交換に六千萬ドルを供與することに同意した。

イギリス政府は、オーストリアとの戰爭狀態を正式に終了し、同國との商業および金融取引を認めた。

オランダ蔵相は、豫算の赤字が十五億六千六百萬ギルダーに達していると發表した。

九・一七 シヤムはポンド圓に参加した。

トルコは、特定生産物に關する特別輸出許可はポンドで支拂を受けることを發表した。

九・一八 アルゼンチン中央銀行は、殆んどすべての輸入に適用されていた輸入禁止の一部撤廃を發表した。

九・一九 オーストラリア首相が豫算を提出した。この豫算によれば、歳入は四億一千二百萬オーストラリア・ポンド、これに對して歳出は三億八千五百萬オーストラリア・ポンドと見積られていた。またこれには、雇用は平時の最高水準に達していると述べられている。

オーストラリア政府は、ドル獲得の手段として金の生産を助長するため、金税を九月二十日から廢止すると發表した。

ポーランド・ソ連間に、ポーランドがバルチック海のステチン

港の完全な管理を引續ぐ協定が調印された。

アメリカはフィリピンおよびフィンランドと、アメリカの餘剩軍需資産購入用として、それぞれに一千萬ドルのタレジットを供與する協定に調印した。

九・二〇 ハンガリーとドイツのイギリス・アメリカ統合地帯との間に、貿易協定が調印された。

九・二二 バリーのヨーロッパ經濟協力委員會は、参加十六カ國、その屬領および西部ドイツの復興用として、一九四八年ないし五一年に二百二十四億ドルを必要とする報告した。

國際緊急食糧委員會は、世界砂糖供給量増大にかんがみ、砂糖輸入國に對する割當増大を認めた。

九・二三 チェコスロヴァキア・デンマーク間に、六千萬クロイネの物資を交換する貿易協定が締結された。

九・二四 アメリカ國務省はヨーロッパの諸國に對し、ナチに接收された金三億三千萬ドルを十月なかばまでに返還すると發表した。

國際貿易ジュネーブ會議は、國際貿易機構（ITO）憲章が採擇されるまで、貿易關係を律する「關稅および貿易に關する一般協定」を採擇した。

アメリカ鐵鋼協會は、アメリカの一九四六年における完成鋼輸出高は四百七十四萬七千三百九十七トンで、全生産高の九・七%であつたと發表した。

ハンガリーとドイツのソ連地帯との間に、十三萬五千五百ポンド相當額のドイツの機械と、同額のハンガリーの原料を交換す

る貿易協定が調印された。

九・二五 トルコ政府は、二千萬ポンドに累積していたポンド保有高にかんがみ、ポンドを對價とするあらゆる輸出を禁止した。

九・二六 フィンランド政府は、労働組合側と二ないし一五%方の一般的賃上げに關する協定に達したが、この賃上げ總額は五億フィンランド・マルクに達するものと見積られる。

九・二七 トルーマン大統領のハリマン委員會は、アメリカのヨーロッパ援助能力に關する報告を行つた。

九・二九 イギリス首相は經濟省を設置した。

九・三〇 國際連合事務局の報告によれば、質問書に答えたヨーロッパ十五カ國の一九四七年の外國爲替不足は十七億八千六百三十萬ドルと見積られ、二十三カ國が戰後受けた國際借款は總額百四十七億六千八百萬ドルに達した。

カナダは國際難民機構との間に、ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯から二千名の流離民を引受ける協定を締結した。

一〇・一 カナダ・イギリス間の協定で、カナダのイギリス向一九四八―一九四九年度産小麦の輸出價格が、現在の一ブツシエルにつき一ドル五セントでなく二ドルに定められた。またカナダは次の四年間に、六億ブツシエルの小麦をイギリスに供給することになつた。

イギリスの耐乏措置が實施された。また政府は、アメリカ、カナダ、スエーデンおよびその他外國證券の、ロンドン株式取引所における取引の戰時禁止を撤廢し、政府の外國證券徵發權限を廢止した。

一〇・二 オランダとドイツのイギリス・アメリカ統合地帯との間に、ドイツ側が十萬二千トンの壓延鋼製品を製造し、これに對してオランダが原料を供給し、完成品およびドルで支拂を行ふ契約が締結された。

一〇・三 アメリカの醸造酒協會（醸造産業の六〇%を占めていゝ）は、今後四ないし十カ月間小麦の使用をやめ、その他穀物の使用を五〇%方削減する誓約を行つた。

フランス、ソ連、イギリス、アメリカ四國は、イタリア植民地の處分に關する會議を開催し、右に關する調査委員會を設け、現地調査計畫を定めた。

一〇・五 モスコイ放送によれば、ブルガリア、チエコスロヴァキア、フランス、ハンガリー、イタリア、ポーランド、ルーマニア、ソ連およびユーゴスラヴィア九カ國の共產黨の活動を調整するため、ベルグラードに情報局が設置され、右情報局は、アメリカのヨーロッパ復興援助提案に對し、この計畫がアメリカの一般的世界擴張計畫のヨーロッパに關する部分であるとの理由で反對を提起した。

一〇・九 アメリカ財務省は、ソ連から五百六十六萬二千六百三十六ドル相當額の金を購入したと發表した。南阿連邦はイギリスにたいし、八千萬ポンドの金借款を供與した。

一〇・一〇 アルゼンチンはルーマニアにたいし、二千五百萬ドルのクレジットを供與する協定に調印した。イギリス、アメリカ、イタリアは、連合軍がナチから取戻した

イタリア銀行の金六百萬ポンドを、イタリアに返還する議定書に調印した。

一〇・一一 チエコスロヴァキア首相は、國民一人當り平均所得を倍加し、生活水準を戦前水準より五〇%方引上げるための五年計畫を發表した。

アメリカ國務省はフランスに、ナチに接收されたフランスの金九千萬ドルないし一億ドルおよび、日本がインドネシアで窃取した金約三千万ドルないし四千万ドルを返還する計畫を發表した。

一〇・一三 アルゼンチンはイタリアとの期限五カ年の金融、通商條約に調印し、これによりイタリアに期限三カ年のクレジット三億五千萬ペソを供與し、右金額枯渇後にはさらに三億五千萬ペソの借款を供與する。借款の償還はアメリカ・ドルで行われ

一〇・一四 ソ連・フィンランド間に、ヘルシンキ・レニングラード間の旅客、貨物直接鐵道輸送に關する協定が調印された。

一〇・一五 エール首相は、食糧補助金および貸金、物價の安定による生計費引下げ計畫を提出した。これに要する経費は、所得税、附加税、奢侈税の引上げで賄われる。

トルーマン大統領は、陸軍に五千萬フラン相當額のフランをフランスから購入する権限を與えたが、これは、フランスおよび北アフリカにおける軍の調達により生じた債務の支拂用に使用される。

一〇・一七 フランスは、戦時中ナチに接收され、アメリカが取戻した金一億四千萬ドルの割當を受け取つた。これにより、フランスがこの週間に得た新ドル資源は二億四千七百十五萬ドルになつた。すなわち十月十三日に、フランスはアメリカの輸出銀行から九千三百萬ドルの復興借款を受取つており、十月十五日には、アメリカ陸軍は、フランスにおいてアメリカ軍に供給された物資にたいするフランスの請求權八千萬ドルを支拂うために使用されるフラン五千萬ドル相當額を、購入する権限を與えられた。

イタリアは、ドイツに掠奪された金四百二十八萬六千二百五十五ドルを受取つた。また十月十六日には、イタリア産業復興用としての輸出入銀行からの借款一億ドルのうち、三千二百萬ドルの融資を受けた。

ナチに掠奪された通貨準備金返還委員會は、ルクセンブルグ、ベルギー、オランダに豫備的割當を行い、オーストリア、イタリアの提出した請求權を承認した。

イギリス首相とビルマ首相は、ビルマに、ビルマ連合共和國としてイギリス連邦外の獨立國の地位を認める條約を、ロンドンで調印した。

一〇・一八 デンマーク・ソ連間に、七千萬クローネの食糧のバーター協定が締結された。

アメリカのクルーグ内務長官は、アメリカの國家資源と對外援助に關する報告をトルーマン大統領に提出した。これによればアメリカは、自國の安全および生活水準を損うことなく、相當の對外援助を與えることができる。

一〇・二〇 イギリス大藏省は三千万ポンドの金をアメリカに賣却し、一億二千万ドルを國際通貨基金から購入したと發表した。

一〇・二一 アメリカの對ギリシャ援助使節團は、原價二千五百萬ドル相當額の物資がギリシャの倉庫および波止場で發見されたため、援助計畫は六百萬ドル方節約されると發表した。

一〇・二二 イラン議會は、ソ連との一九四六年の石油協定廢棄を可決した。

一〇・二七 中國・アメリカ間に、中國が食糧その他の救濟物資三千萬ドルをアメリカから受取る協定が調印された。

イギリス外務省は、ルール石炭の生産増大に關する勸告がイギリスおよびアメリカに承認されたと發表した。

一〇・二八 フランス首相は、國民議會で、貸金水準は一部の例外を除いて、現状に維持されねばならないと述べた。

フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの代表は、パリで通貨の自由交換に關する協定に達した。この計畫には、一參加國の他の一參加國との貿易餘剰を、その他參加國との貿易赤字と相殺するために使用することができることが規定されている。

一〇・二九 ベルギー、オランダ、ルクセンブルグは、ブラッセルで正式にベネルツクス關稅連合の批准書を交換した。協定は一九四八年一月一日から效力を發生する。

一〇・三〇 ジェネーブ國際貿易雇用豫備會議が終了した。會議期間には二百三日、參加國は二十三カ國（十九の關稅領域を代表する）であつた。この會議で、特惠關稅、量的制限、その他の障

壁を低減する一般協定が調印され、また約百二十の貿易協定が調印された。

一〇・三 ポーランドとドイツのイギリス・アメリカ統合地帯との間に、食糧および新聞紙の交換に關する協定が締結された。イギリス大蔵省は、十月中の金總賣却高は三千五百萬ポンドに達したと発表した。

イエーメンは、石油の試掘および開發に關するアメリカの会社とのすべての契約を廢棄した。

一一・一 國際難民機構準備委員會のジュネーブ會議が終了した。この會議で國際難民機構の豫算は、一億二千九百萬ドルから一億一千五百萬ドルに削減された。

一二・二 對外援助の國內經濟に對する衝擊を検討したトルーマン大統領のノース委員會が、その報告を大統領に提出した。この報告で委員會は、アメリカの經濟資源は、ヨーロッパにその必要にほば近い量を供給することに充分であることを確信すると述べている。

一三・三 カナダは、砂糖および糖蜜の割當制を撤廢して戰時食糧割當制を完備した。ただし砂糖および糖蜜の物價統制は繼續される。

ドイツのイギリス・アメリカ統合地帯とポーランドとの間に貿易協定が締結された。

一四・四 エールとイギリスは商品交換を増大し、ポンド地域の國際收支情勢を改善する協定に達した。ヨーロッパ經濟委員會は、ヨーロッパの全般的努力不足は百十

三萬名であると報告した。食糧農業機構は、ヨーロッパの極度の木材不足を救済するため、ジュネーブに森林局を設置した。

アメリカは、十月二十七日に調印された協定に基いて、二千七百萬ドル相當額の救済物資（このうちには五萬トンの小麦および四萬三千トンの米が含まれている）を、中國向に積出したと発表した。

一一・五 イギリス下院は第二讀會で、ビルマ獨立法案を可決した。

フランス政府は、均衡豫算への一步として石炭補助金を停止し、石炭價格を一トンにつき十一ドルから十八ドルに引上げた。

ソ連はフランスに對し、ソ連のフランスに供給できる穀物は、フランスの要求した百五十萬トンのうちのわずかに三十萬トンにすぎないと通告した。

一二・六 ソ連外相は次の發表を行つた。（イ）工業生産は一九四〇年の水準に復歸した。（ロ）戦後の五カ年計畫は、二カ年經過したが、豫定通り進んでいる。（ハ）本年の穀物收穫高は昨年より五八%方良好であつた。（ニ）石炭生産は戦前の生産を上廻るに至つた。

一三・七 アメリカ農務省は、ヨーロッパ救済用として、メキシコの罐詰肉を少くとも五千萬ポンド購入する計畫を發表した。チリはその金準備を、従前の平價一アメリカ・ドル對〇・三ペゾから三一ペゾに切下げられた平價を基礎として評價替を行

い、これにより政府は、九億三千九十四萬三千八百六十三ペソ

（二千六百八十萬四千六百四十ドル）の利益をあげた。メキシコは、産業を保護し、ドル保有高を増加するため、從價輸入税を引上げた。

一一・八 ハリマン商務長官を委員長とするトルーマン大統領の對外援助委員會は、議會に對し、ヨーロッパ復興のため今後四年間に、百二十七億ドルないし百七十二億ドルを支出するよう勧告した。一九四八年度分は約五十七億五千萬ドルである。イギリス政府は、第一次大戦以來はじめて馬鈴薯の割當制を實施した。

イギリスは國際難民機構を通じてすでに三萬名の流離民の入國を認め、努力不足を充足するため、移民として、一週間に一千二百名の割合で流離民を引受けていると発表した。

一二・一〇 トルーマン大統領は、三億ドルの對ギリシャ救済計畫に關して、最初の四半期報告を行つた。救済計畫にもとづくトルコの受領分は一億ドルで、これに關する大統領の報告は、トルコ軍を近代化し、兵員を減少し、これにより國內經濟に一層多くの資金を解放するに努めていると述べている。

トルーマン大統領は武器貨物に關する第二十四回報告を行つたが、これによれば、一九四七年三月末までのあらゆる國に對する武器貨物總額は、五百三億七千七百六十二萬八千三百四十ドルとなつてゐる。

一一・一一 國際緊急食糧委員會はその解散を可決した。同委員會加盟國の過半数が批准する場合には、本委員會の事業を、食糧農業機構が引繼ぐはずである。

イギリス政府は、非生産的仕事に従事している五十萬ないし七十五萬名のものに、緊要産業の仕事に登録することを命ずる閣令を發表した。この閣令は十二月八日に實施される。

イタリアで一連の罷業が開始された。ハンガリー國民議會は、閣令によつて統治する政府の權限を認める法案を可決した。

オーストラリアの銀行國有化法案が下院第二讀會を通過した。

一二・一二 アメリカ國務長官は、上下兩院合同外交委員會で、次の總額二十六億五千七百萬ドルの對外援助計畫に關する検討を開始するため、特別議會を十一月十七日に召集するよう勧告した。（イ）フランス、イタリア、オーストラリアに對する中間援助（五億九千七百萬ドル）、（ロ）一九四八年六月三十日までのヨーロッパ復興援助費（十五億ドル）、（ハ）ドイツ、日本、朝鮮向占領費（五億ドル）、（ニ）中國向中間援助（六千萬ドル）、フランス・ポーランド間に、ポーランドで國有化されたフランスの資産所有者が、その價額の約七分の一にあたる五千七百萬ドルを受取る協定が調印された。ポーランドはこれを石炭でもつて支拂う。

イギリス藏相は特別豫算を提出した。その目的は、娛樂税、利潤税、購買税、アルコール飲料税を引上げ、皮革、棉花、羊毛に對する補助金を撤廢して、歳入を一年に二億八百萬ポンド方引上げるものである。

一一・一三 イタリア政府は、アンラによりイタリアに與えられた物資の政府による買却からつくられた基金（終局的見積は八百

五十億リラ)を、今後救済および復興用に、イタリア政府が管理する協定に調印した。

一一・一四 フランス國民議會は政府に、ザールのマルクを、法定通貨としてのフランに取換える権限を與える法案を可決した。ザール・マルクのレートは十一月二十日に二十フランに釘付けされた。

フランス閣議は、ガスおよび電氣料金を四・五%方引上げ、運賃を二・五%方引上げる閣令を採擇した。

一一・一七 アメリカの輸出入銀行は、緊要資材および原料購入を維持するため、カナダに三億ドルを貸與する暫定協定の締結を發表した。

關稅および貿易に關する一般協定がジュネーヴで調印され、國際連合によつて發表された。關係商品は四萬五千品目にのぼる。これに調印した二十三国は、世界貿易の六五ないし七〇%を占めてゐる。協定の一部は一九四八年一月一日から實施されるが、その他はアメリカ議會の承認を必要とする。

アメリカの特別議會が開會され、トルーマン大統領は、フランス、イタリア、オーストリア向中間援助計畫およびインフレ停止措置を、直ちに採擇することを勸告した。

アメリカの輸出入銀行は、メキシコに對して、農場機械購入用として五百萬ドルの借款を供與した。

一一・一八 イギリス商務省は、關稅および貿易に關するジュネーヴ一般協定に、次の二つの追加協定が附加されたと發表した。

(一) アメリカとの協定 一般協定が實施されている限り、ア

メリカとの一九三八年の貿易協定を停止する協定、(二) カナダとの協定 11 カナダとイギリスが一般協定を遵守することができるとする協定、カナダとの一九三七年の協定を改訂する協定。

一一・一八 カナダ蔵相は外國爲替情勢を改善する措置を發表した。このうちには次のものが含まれてゐる。(イ) アメリカからのクレジット(十一月十七日参照)、(ロ) 金生産増大計畫、

(ハ) 輸入および海外旅行の制限に關する短期政策、(ニ) 多くの耐久消費財に對する支出を制限するための二・五%の消費税。

一一・一九 アメリカの輸出入銀行は、フィンランド銀行に對し、アメリカの棉花購入用として五百萬ドルのクレジットを供與した。

ドイツのイギリス軍政府およびアメリカ軍政府は、ルール炭礦業の經營をドイツの委員に引渡した。この委員會は、イギリスとアメリカの管理委員會に責任を負うものである。

一一・二一 オーストリア議會は、現在流通してゐるシリンド貨の價值を、三分の二方切下げの法案を可決した。

國際貿易會議が、六十三カ國代表参加のもとに、ハヴァナで開會された。このうち五十一カ國は國際連合加盟國である。ソ連は代表を送らなかつた。

ハンガリー議會は、銀行國有化法案および獨立黨(反對黨)を解體することを可決した。

一一・二二 ハンガリー・ポーランド間に、ハンガリーの石油および石油製品と、ポーランドのコークスを交換する協定が調印さ

れた。

ハンガリー・フランス間に、フランスのトラクタ、乗合自動車、肥料、織物、化學製品と交換に、ハンガリーが農産物、種子、肉類、トラクターを供給する貿易協定が締結された。

一一・二四 イタリアの罷業が終熄しはじめた。

トルーマン大統領は、占領地域向追加支出四億九千萬ドルを認めるよう議會に要請した。

一一・二五 スエーデンとイギリスは、八百萬ポンドを限度とする貿易差額を賄うため、金ではなく通貨を交換することを規定した通貨協定を發表した。この協定は一九四九年末まで繼續される。

イギリスは、ベルギーおよびイラクと、ポンドの一定限度の兌換を認める協定を締結したと發表し、日本の對イギリス貿易における輸出超過分に對してドルによる支拂を行うことに同意した。

一一・二六 カナダは一九四八年に、さらに一萬名のオランダの農業労働者を入れることに同意した。

イギリスの運輸委員會は、一九四八年一月一日から實施される鐵道國有化の詳細を發表した。これによれば、鐵道組織は「イギリス鐵道」と呼ばれるようになり、政府は、鐵道會社の證券を獲得するため四十億ドルを支拂う。

メキシコとアメリカは、蹄と口の病氣にかかつてゐる牛の屠殺を停止したと發表した。アメリカはこの屠殺計畫に二千萬ドルを支出した。

フランスの罷業中の十八の組合(二百萬名)は、生計費補助を一カ月に十二ドル引上げ、將來さらに引上げるといふ政府の申し入れを拒否した。

一一・二七 國際民間航空機構は、商業航空權に關する協定に達することなく、二十四日間の會議を終了した。

國際難民機構準備委員會は、八十萬名の難民(非ユダヤ人難民の五分の四)の、定住の地が見出されねばならないと報告した。ユーゴスラヴィア・ブルガリア間に相互援助條約が調印された。

イタリアはリラ平價の六〇%方切下げを行つた。アメリカ・ドルに對する新レートは五八九・四七リラとなつた。

チエコスロヴァキア・ヴェネズエラ間に通商協定が調印された。

アメリカの輸出入銀行は、ベルギーに對し、原料および施設購入用として五千萬ドルのクレジットを供與した。

一一・二八 イタリア・ユーゴスラヴィア間に、二億五千萬ドル、五ヶ年の貿易協定が調印された。

ドイツのソ連地帯とイギリス・アメリカ統治地帯は、一九四八年に三億マルク(三千萬ドル)の貿易を行う協定に達した。

一一・二九 國際連合總會は、パレスチナ分割およびその過渡期を監視する五カ國委員會設置を可決して散會した。本會期におけるその他決定事項は、(一) ギリシヤの北部國境を監視するバルカン委員會の設置、(二) 朝鮮の自由な選挙施行を監視する朝鮮委員會の設置、(三) 次の總會まで總會の代りをする中間

委員会(小總會)の設置、(四)パキスタンおよびイエメンの加入を、それぞれ五十六番目および五十七番目の加盟国として承認すること、(五)ナウル島に關するイギリス、オーストラリア、ニュー・ジールランドの信託統治を認め、南阿連邦に對して、南西アフリカに關する信託統治協定を提出するようによつて要求すること、(六)ニューヨークの恒久的本部に關する一般的計畫およびデザインを承認し、事務總長が、建物用に、アメリカからの無利子借款六千五百萬ドルを受ける権限を與えること、(七)三千四百八十二萬五千九百九十五ドルの豫算の採擇(一九四六年豫算を六百二十萬八千六百二十七ドル方上廻る)、(八)國際復興開發銀行、國際通貨基金、世界保健機構、萬國郵便連合、國際無線連合を専門機關とする協定の承認であつた。

一一・二九 アメリカ、イギリス、ソ連、フランス四國の外相會議が、ロンドンで開催された。

あとがき

こんにち日本のことで、何一つ自分だけで解決できるものはないといつてよい。特に經濟問題においてそうである。それは日本が、世界主要十一カ國によつて、極東委員會と連合軍の軍政を通じて、管理されているばかりでない。日本經濟のもつ性格のゆえである。

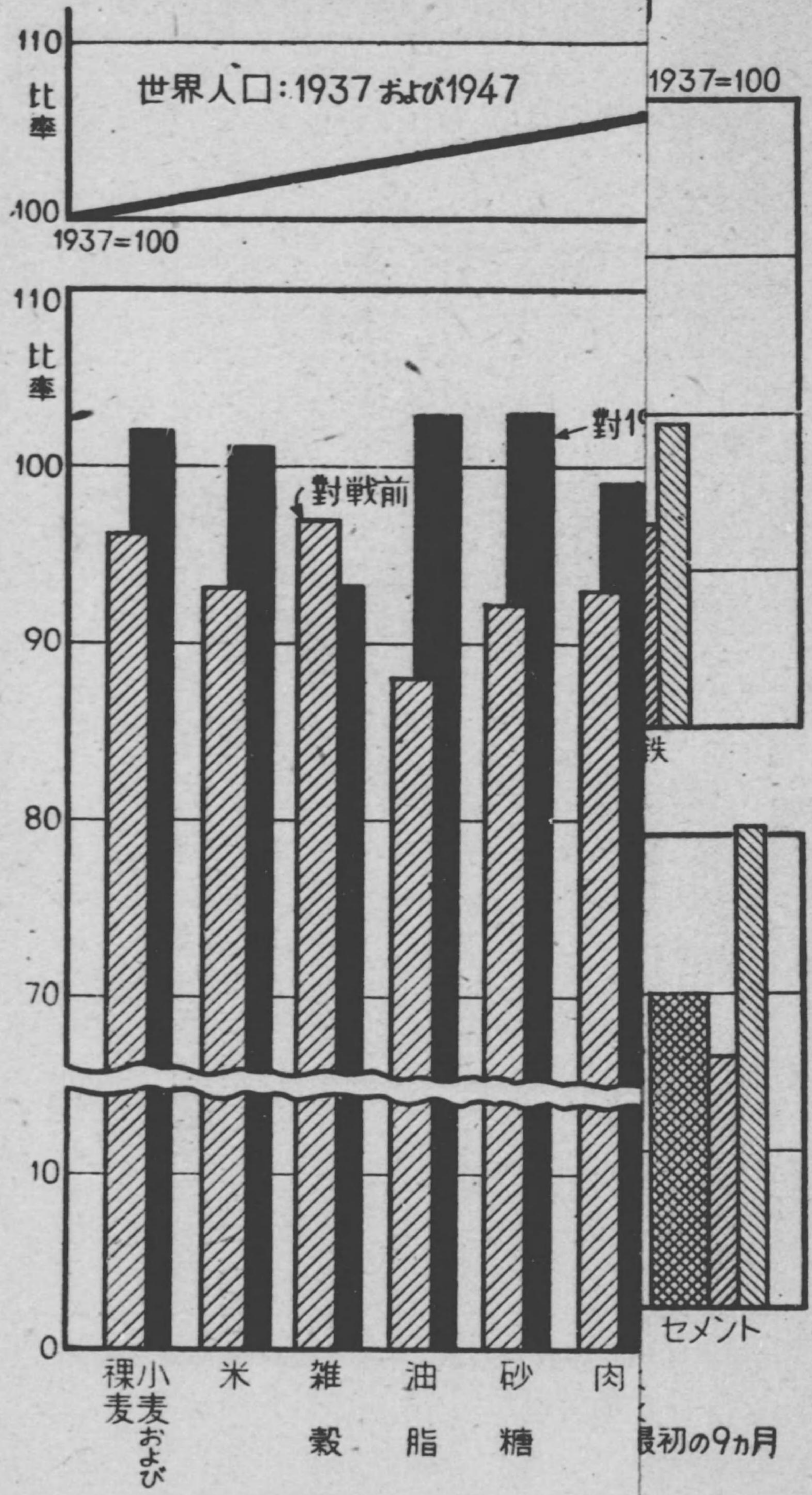
日本は敗戦の結果、植民地を手離し食糧や原料の有力な供給源を失つた。そして外地よりの引揚げによつて急激に増加した人口を、狭められたこの小島國で養つて行かなければならなくなつたのである。以前からもそうではあつたが、われわれは今後ますます多くの原料を海外から輸入し、それに加工して成るべく多くの物を輸出するより生きて行く途はない。したがつて、われわれの海外事情への關心は決して趣味や道樂にもとづくものでなく、生死の問題に由來しているのである。われわれが國際連合のこの經濟報告を紹介するのは、右のような日本の切實な要求に幾分でも應えようとするに外ならない。

本書の原名は United Nations Department of Economic Affairs: ECONOMIC REPORT—Salient Features of the World Economic Situation, 1945—47. である。戦後の經濟情勢を豊富な資料によつて分析し、そこに最も「顯著な特徴」を見出そうとしたものである。こうした試みは世界的機構をもつ國際連合にしてはじめてなしうるところであろう。

われわれがこの經濟報告の發行を知つたのは本年の二月であつた。UP通信社からのわが社宛特電が詳報したのである。早速取りよせてわが社編輯局のものが分擔して譯出した。これに携わつたのは井上勇、木下秀夫、石田貞一、古橋

世界食糧生産

1947/48年度の戦前および1946/47



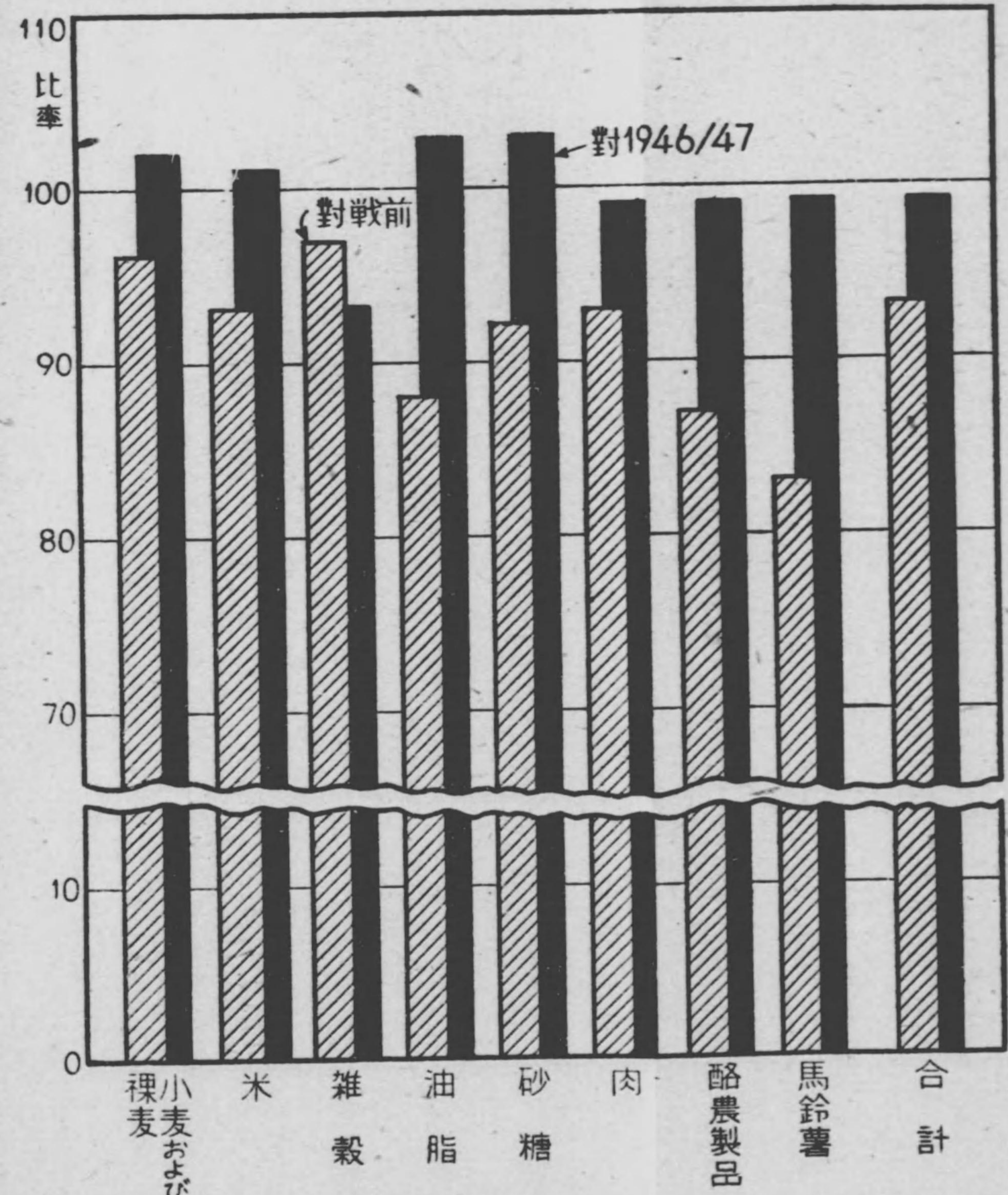
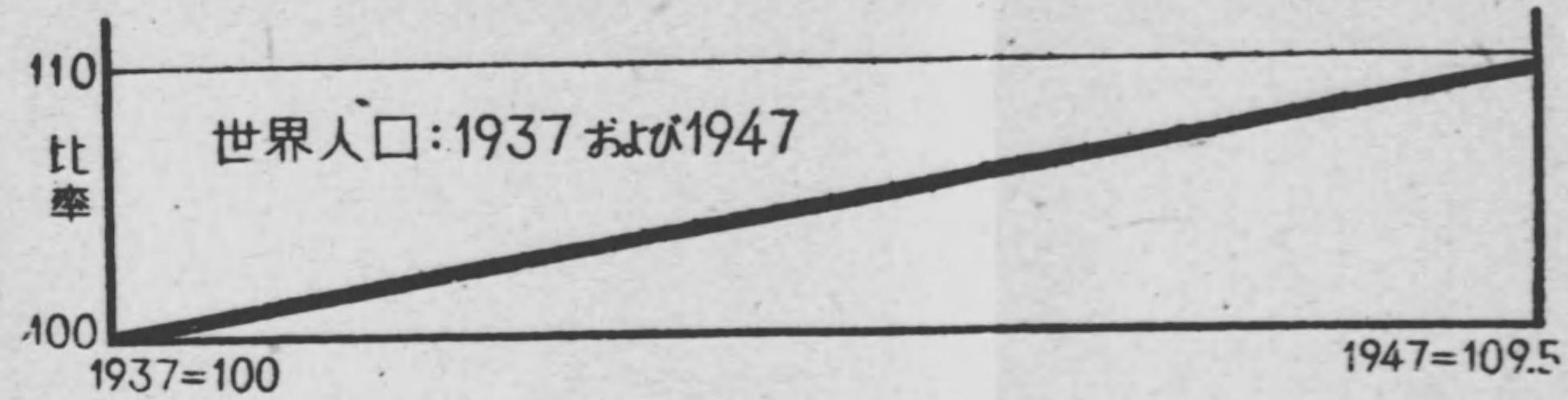
政次、皆藤幸藏、圓谷文夫、三輪武久、佐藤剛、高倉正夫、坂内富雄、秋山操の十一名で、秋山が用語の統一に當つた。

昭和二十三年十月七日

編者

世界食糧生産高

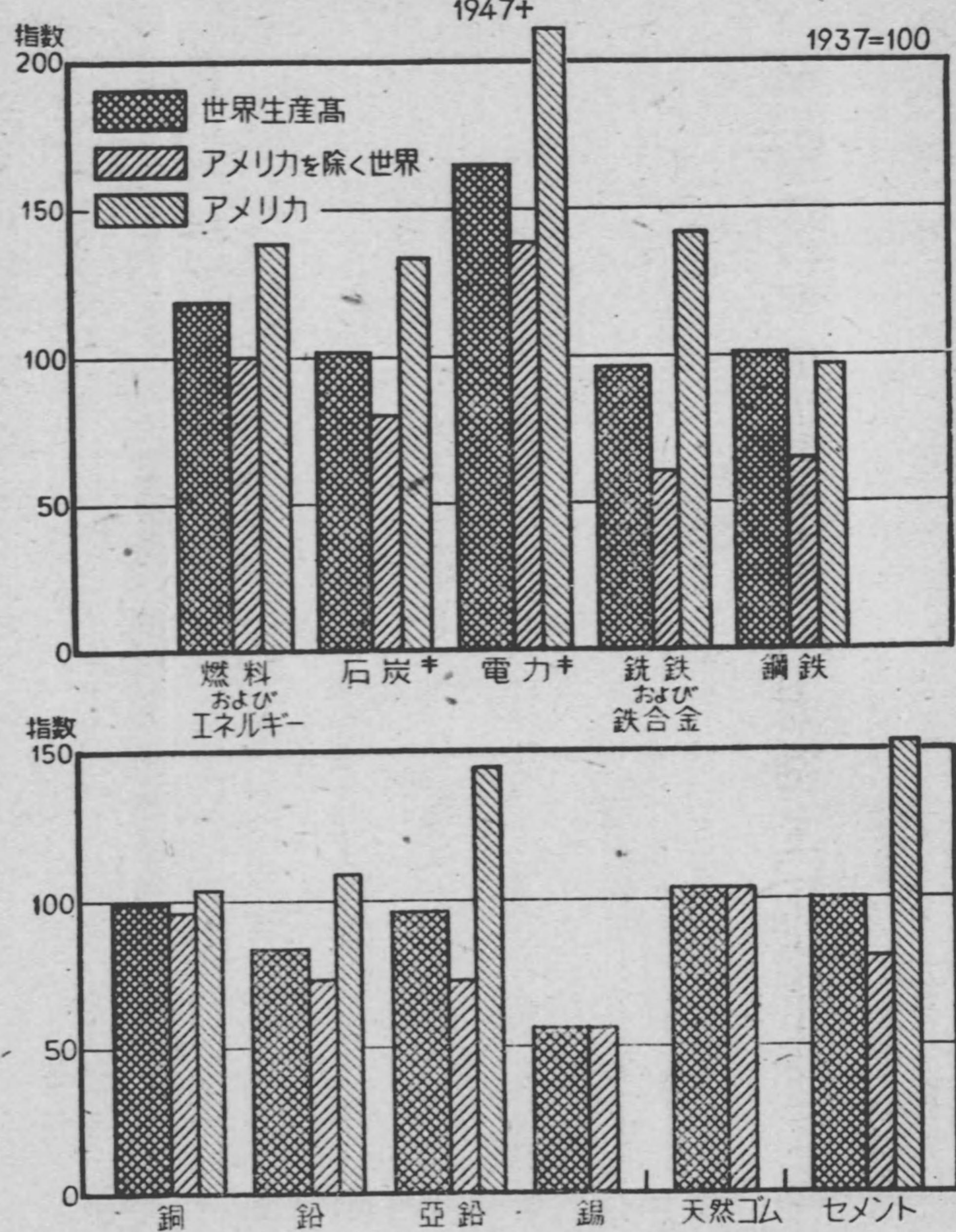
1947/48年度の戦前および1946/47年度に対する比率



出所: 国際緊急食糧委員会

特定物資の生産高

世界生産高*アメリカを除く世界、アメリカ

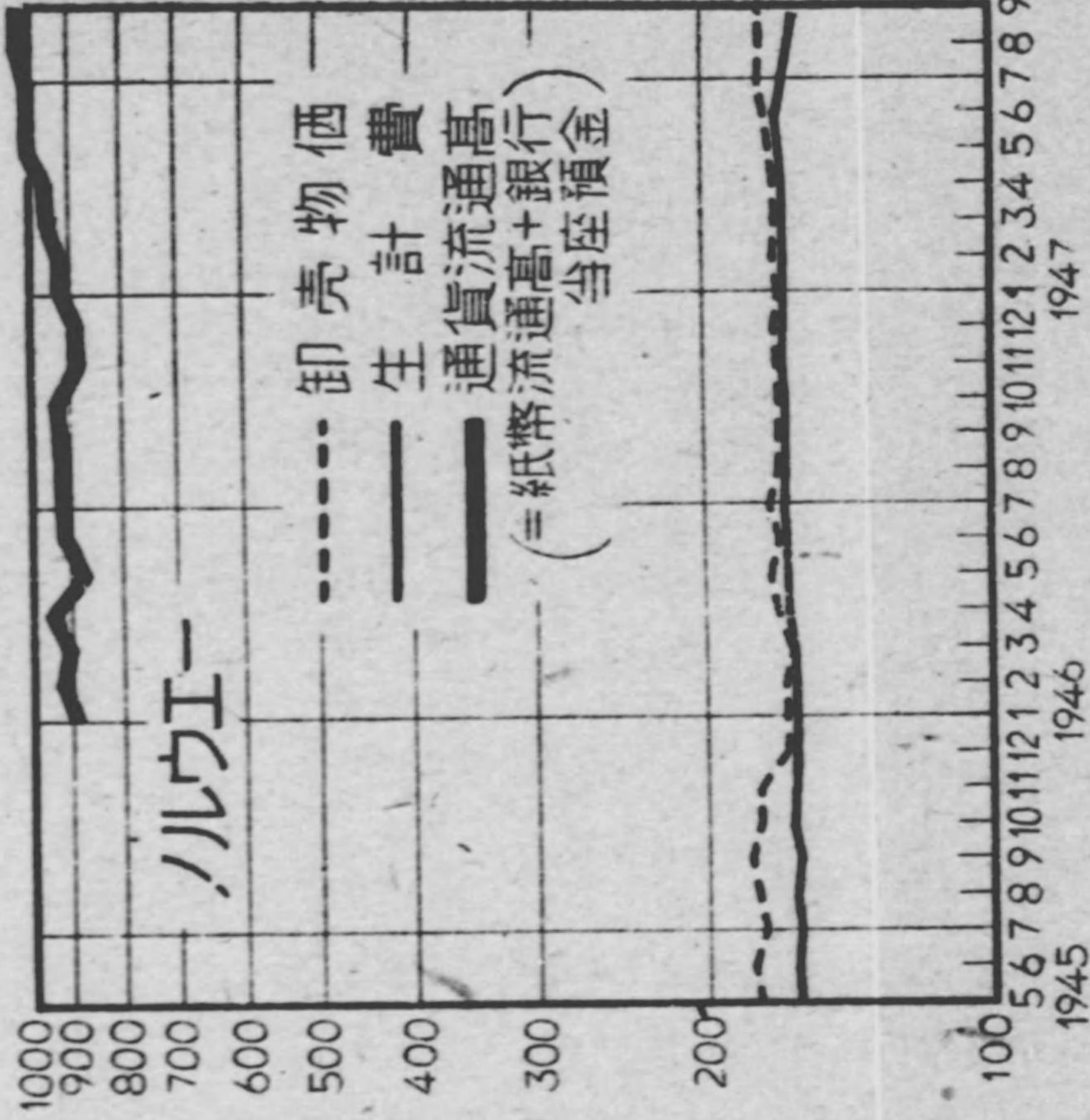
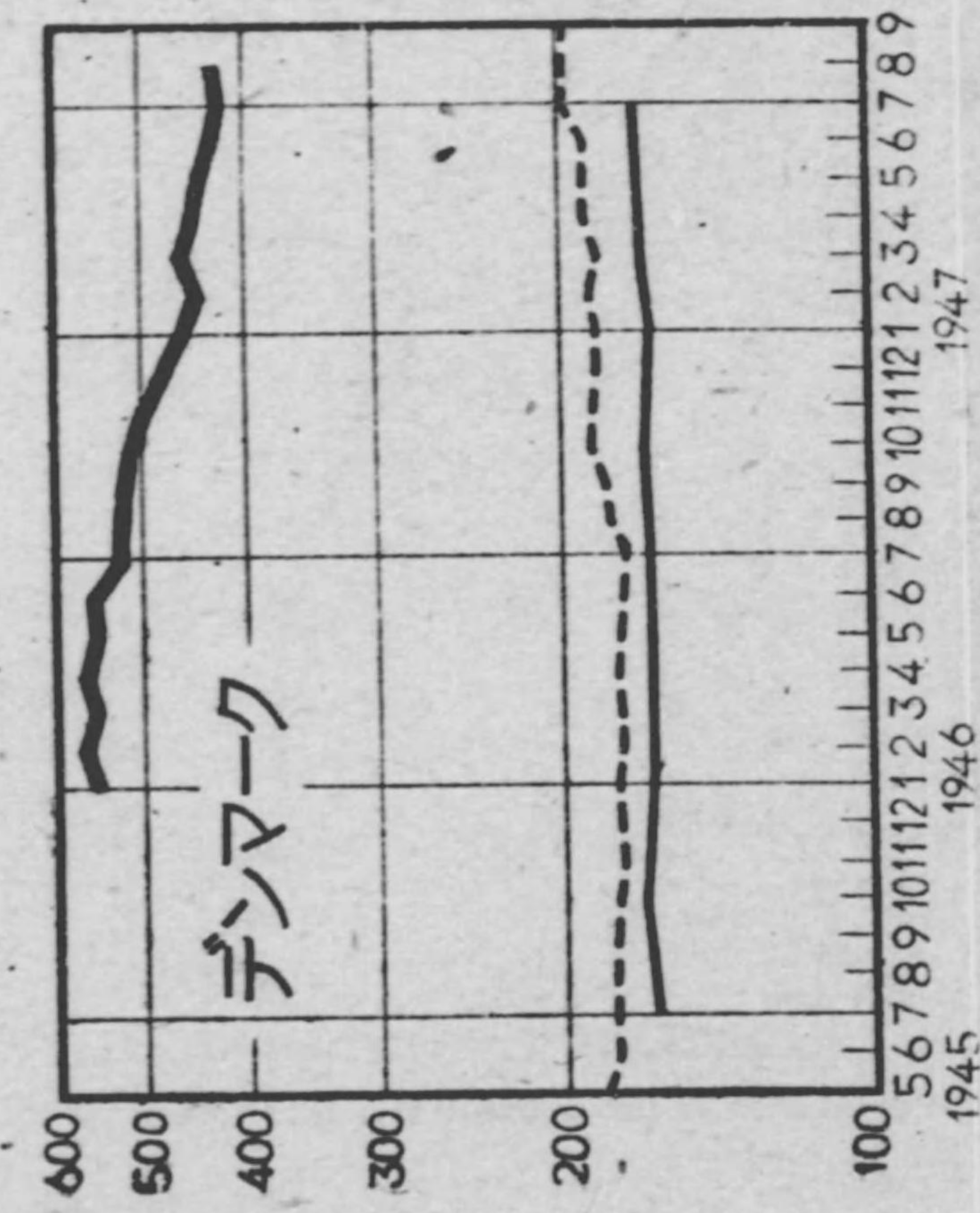


出所: 国際連合統計局

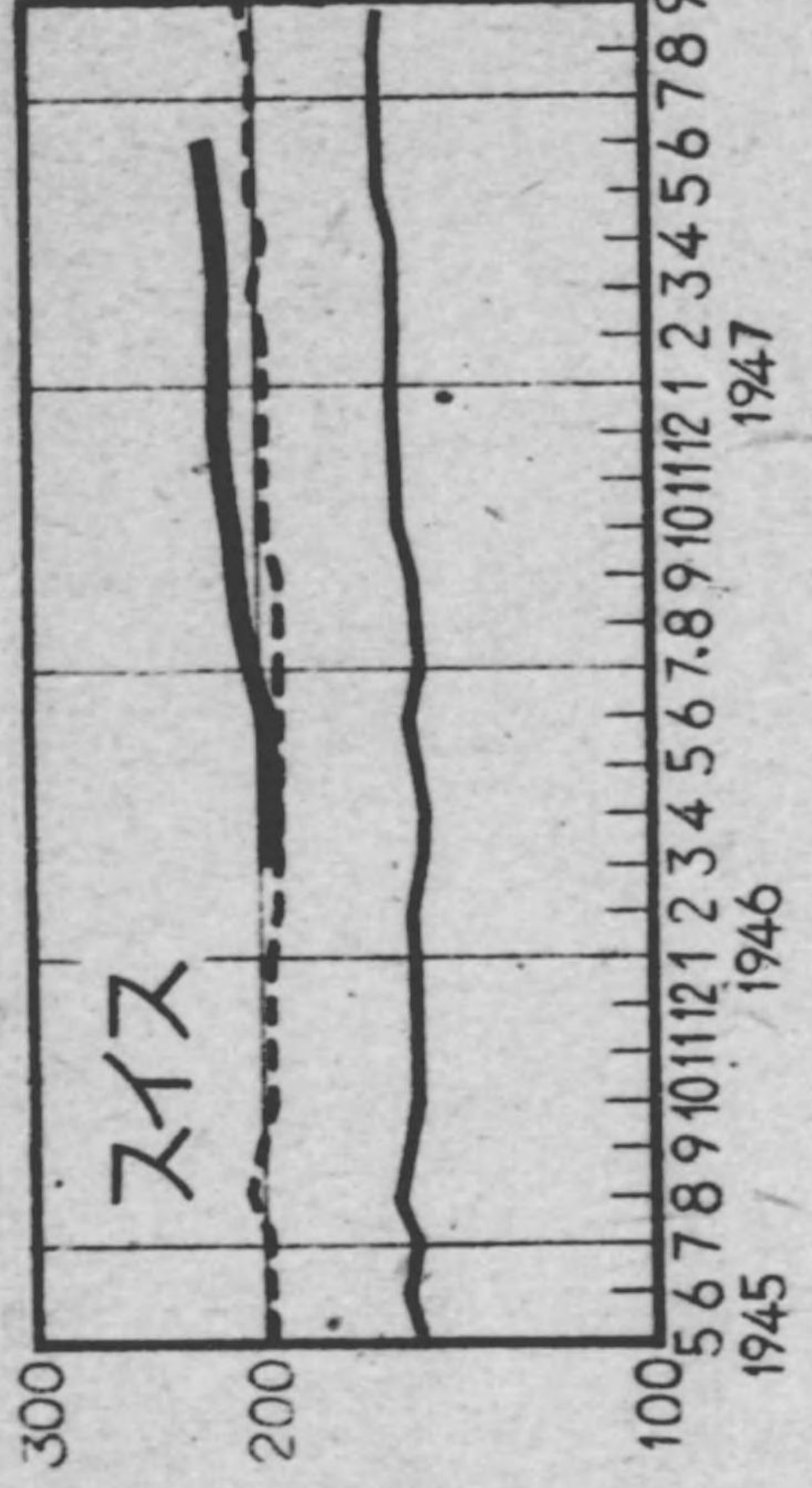
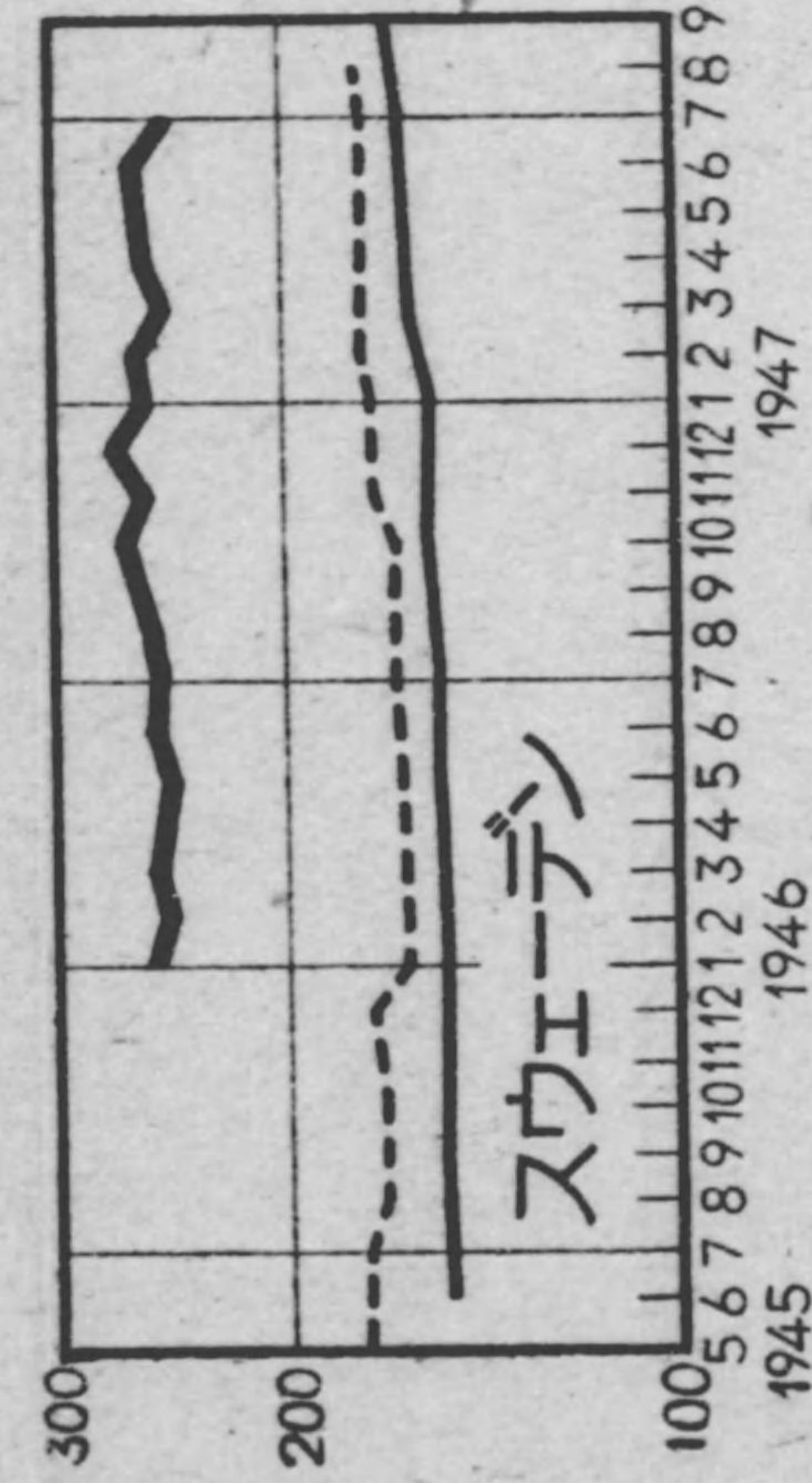
* ソ連を除く
 † 中国を除く
 ‡ 1947年最初の9ヵ月

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価、生計費、通貨流通指数

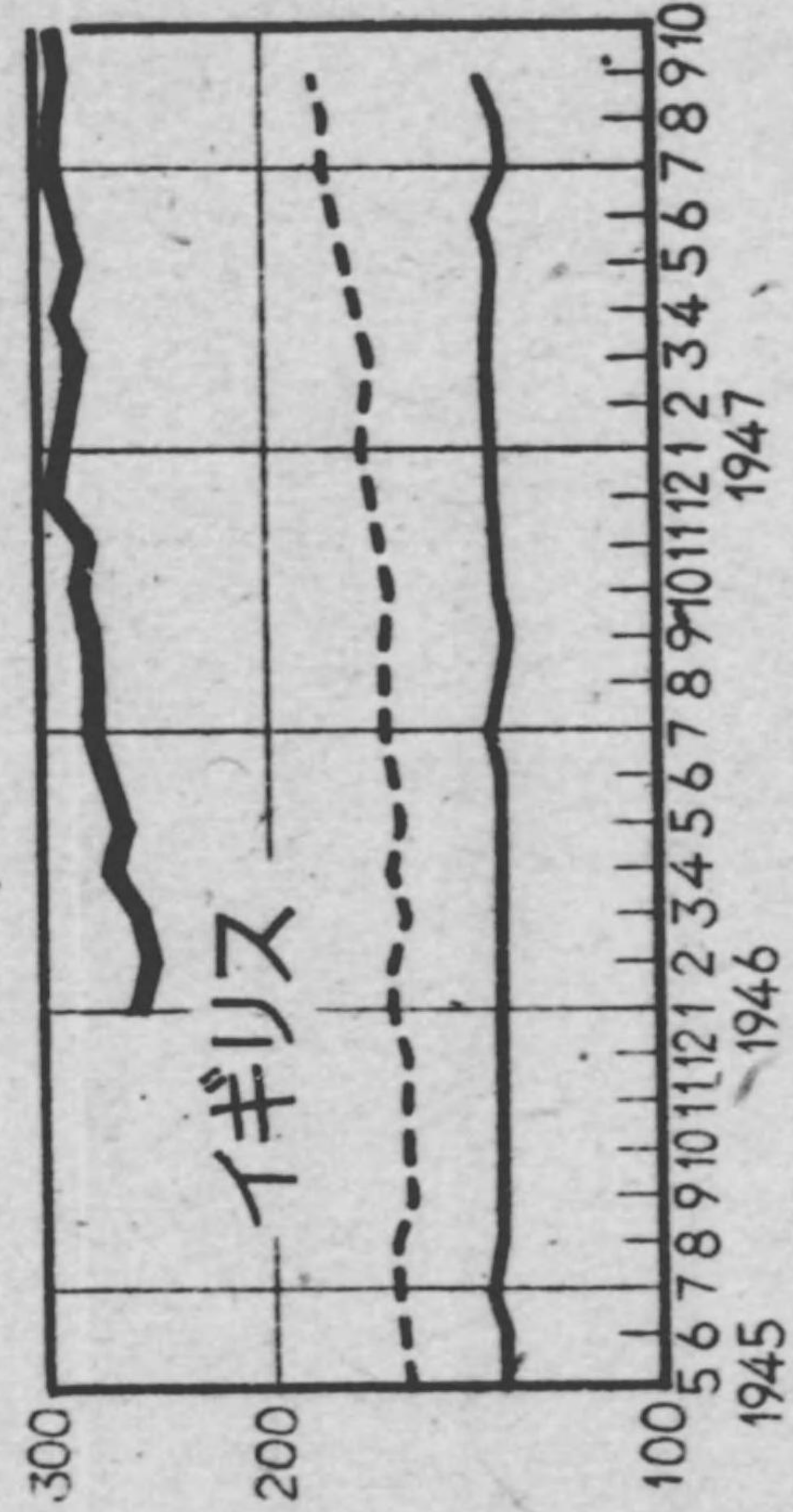
1937=100



(註) 1. 生計費資料は四半期別
 2. 通貨流通高、紙幣の一部は1945年9月に交換され残りは封鎖勘定に入れられた

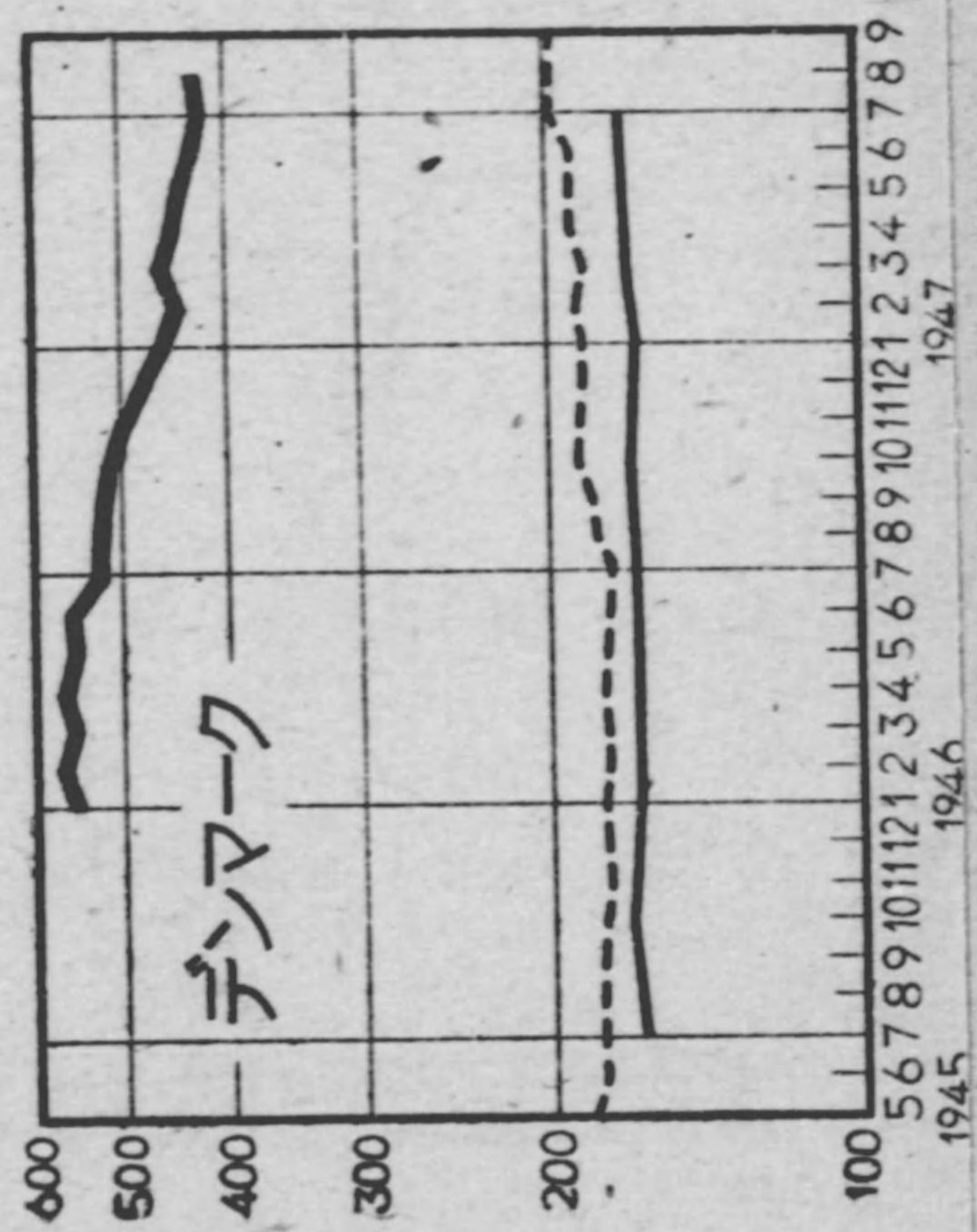
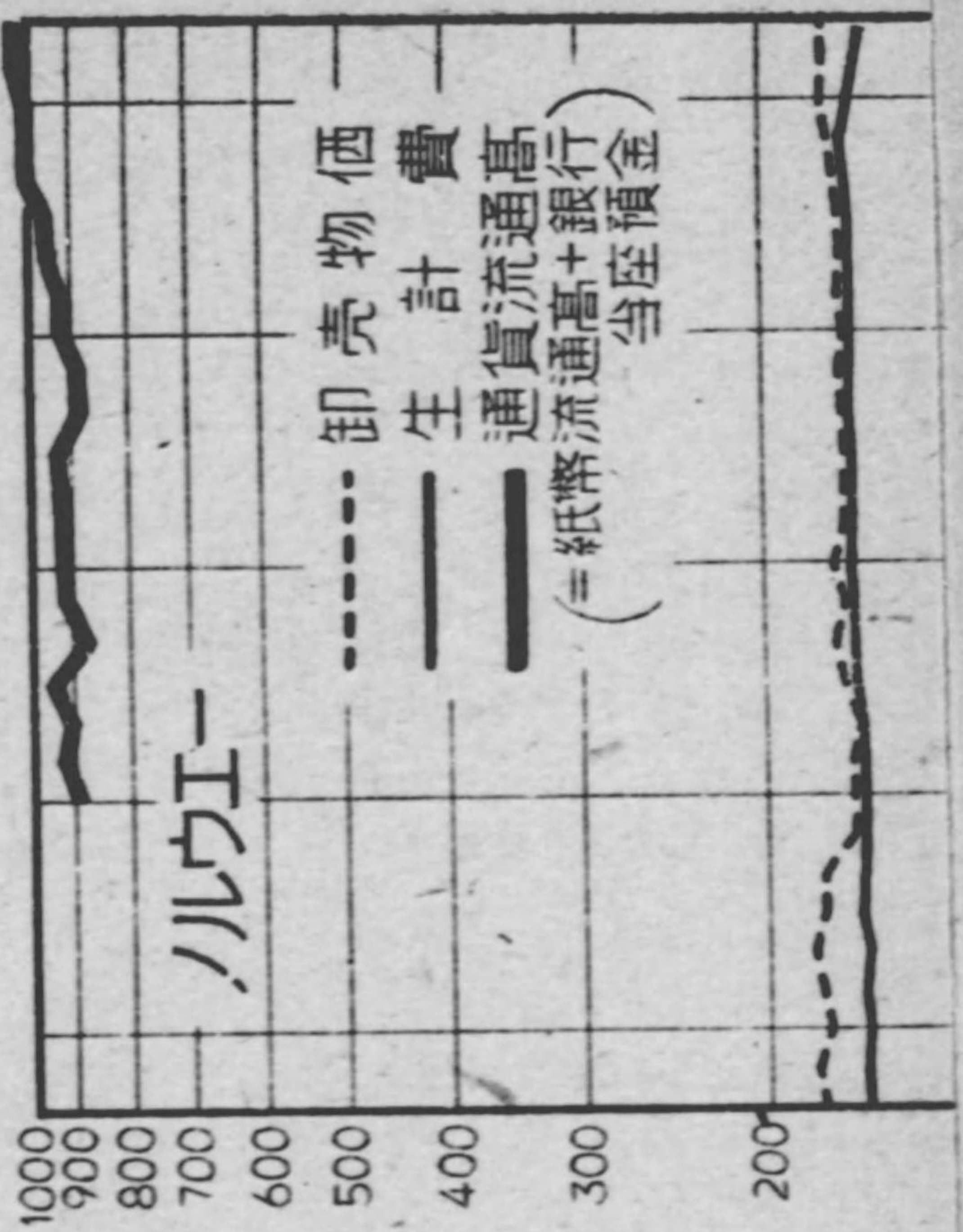


(註) 生計費資料は四半期別



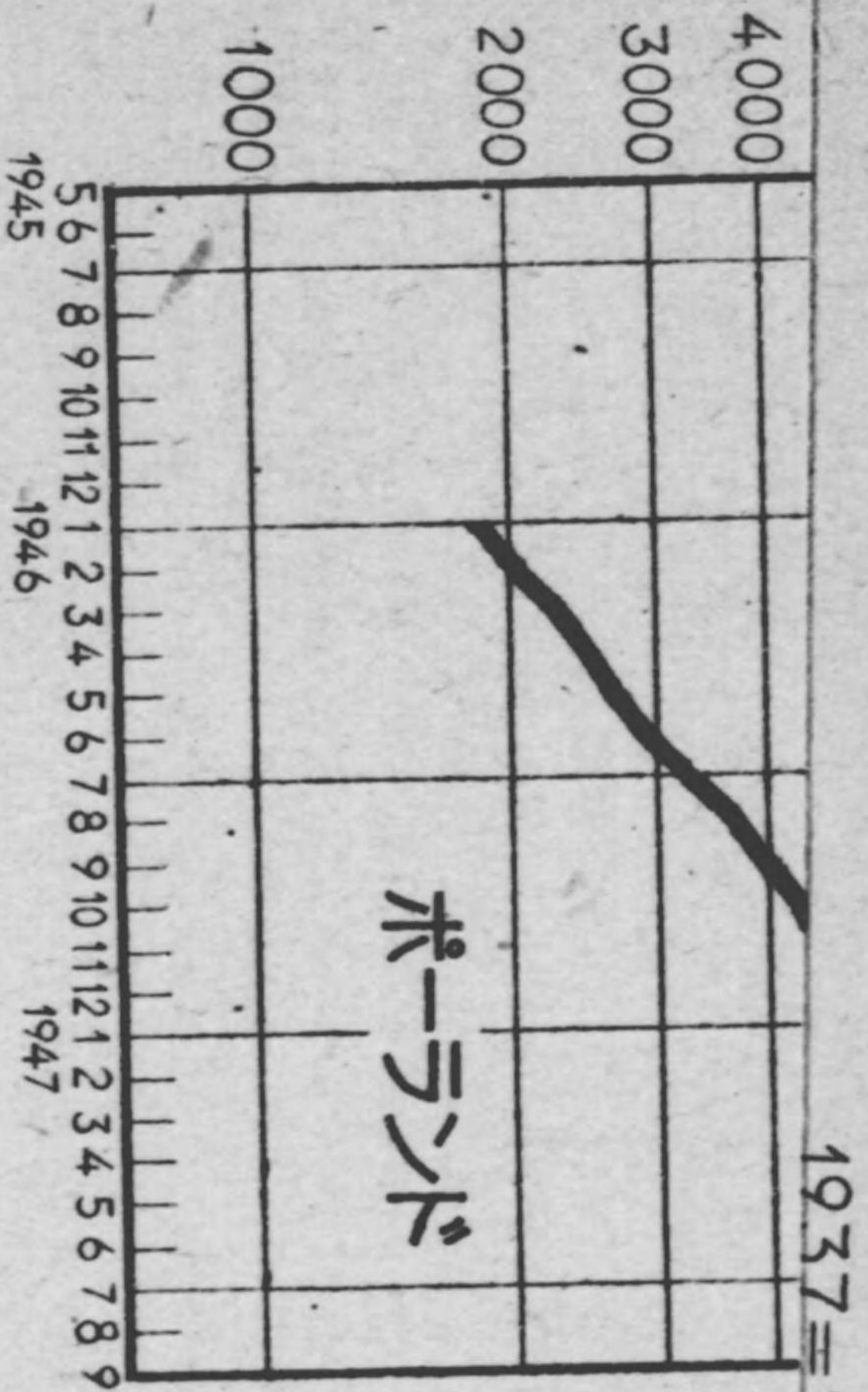
(註) 出所: 国際連合統計局“統計月報”
 国際通貨基金“国際金融統計”

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価・生計費・通貨流通指数

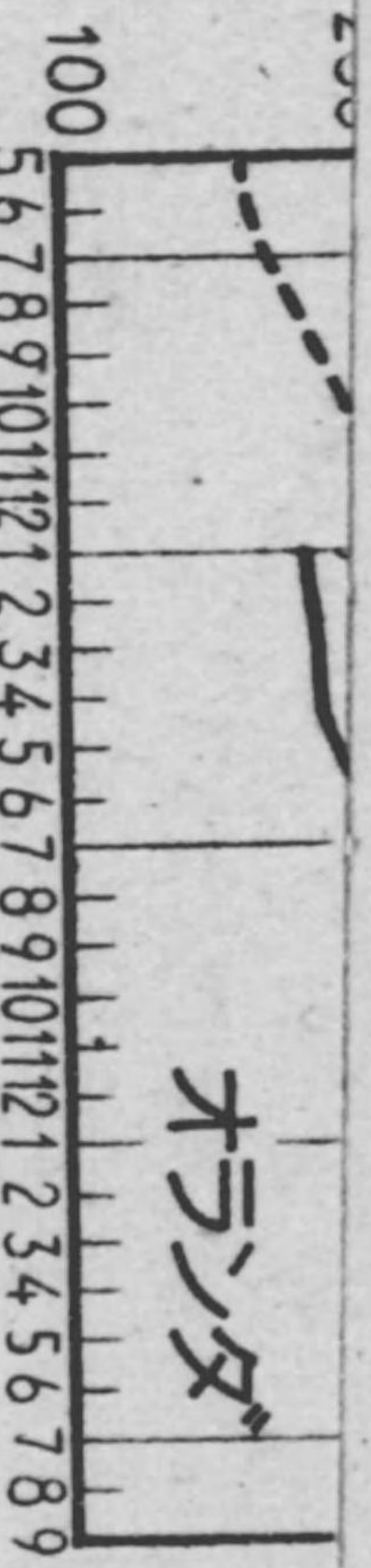


001=100

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価・生計費・通貨流通指数



(註) 通貨流通高 1938年=100
1947年の資料は3月と5月のみ



(註) 出所：国際連合統計局発行“月刊統計”
国際通貨基金発行“国際金融統計”

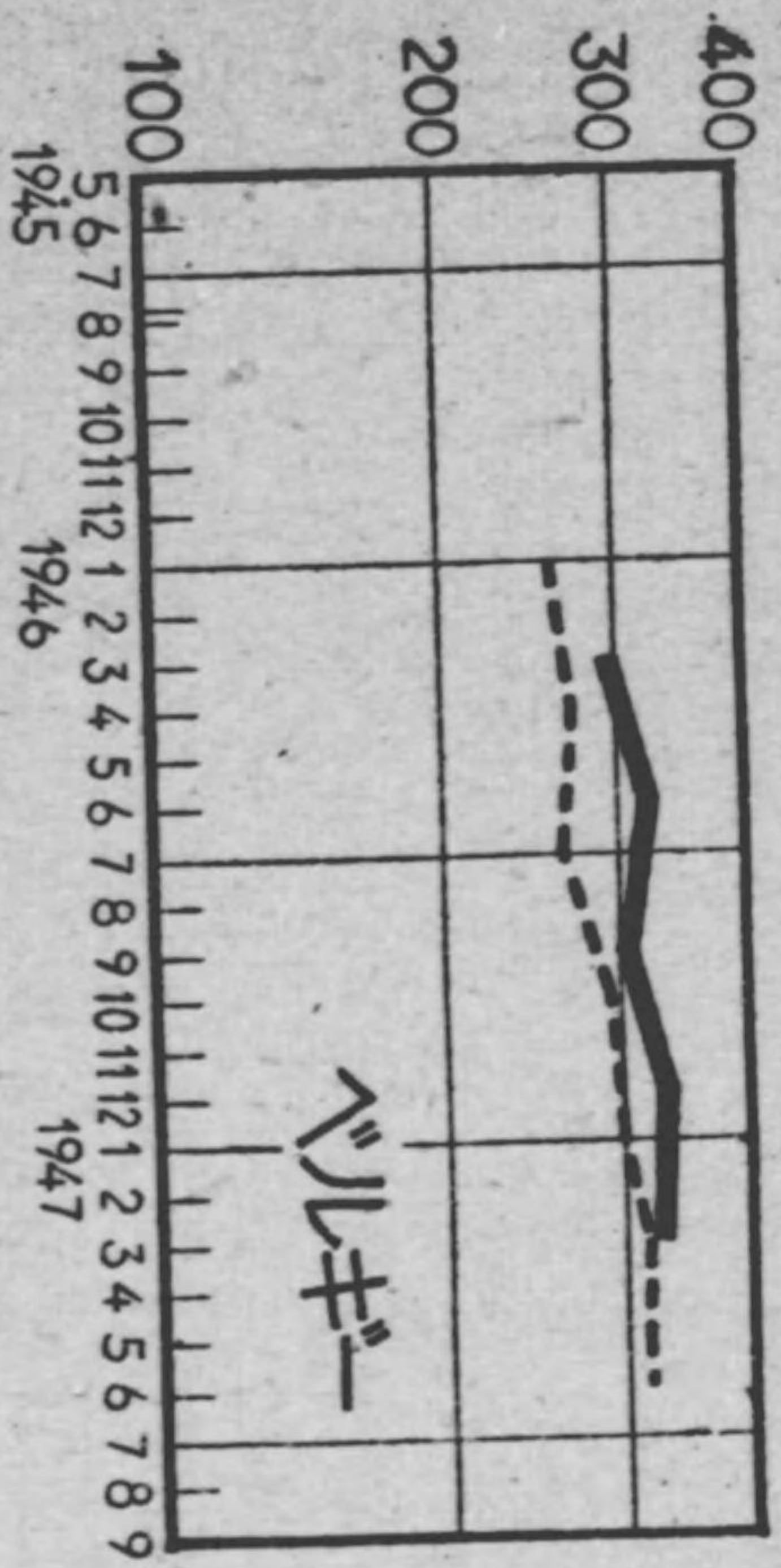
(註) 1. 1945年10月, 11月, 1946年1月, 2月, 10月, 11月の資料数
2. 1943年3月と1945年11月に紙幣の一部が回収された。1945年10月以降の分はまた交換に提出されない旧紙幣を除く
(1947年1月: 237)

0002

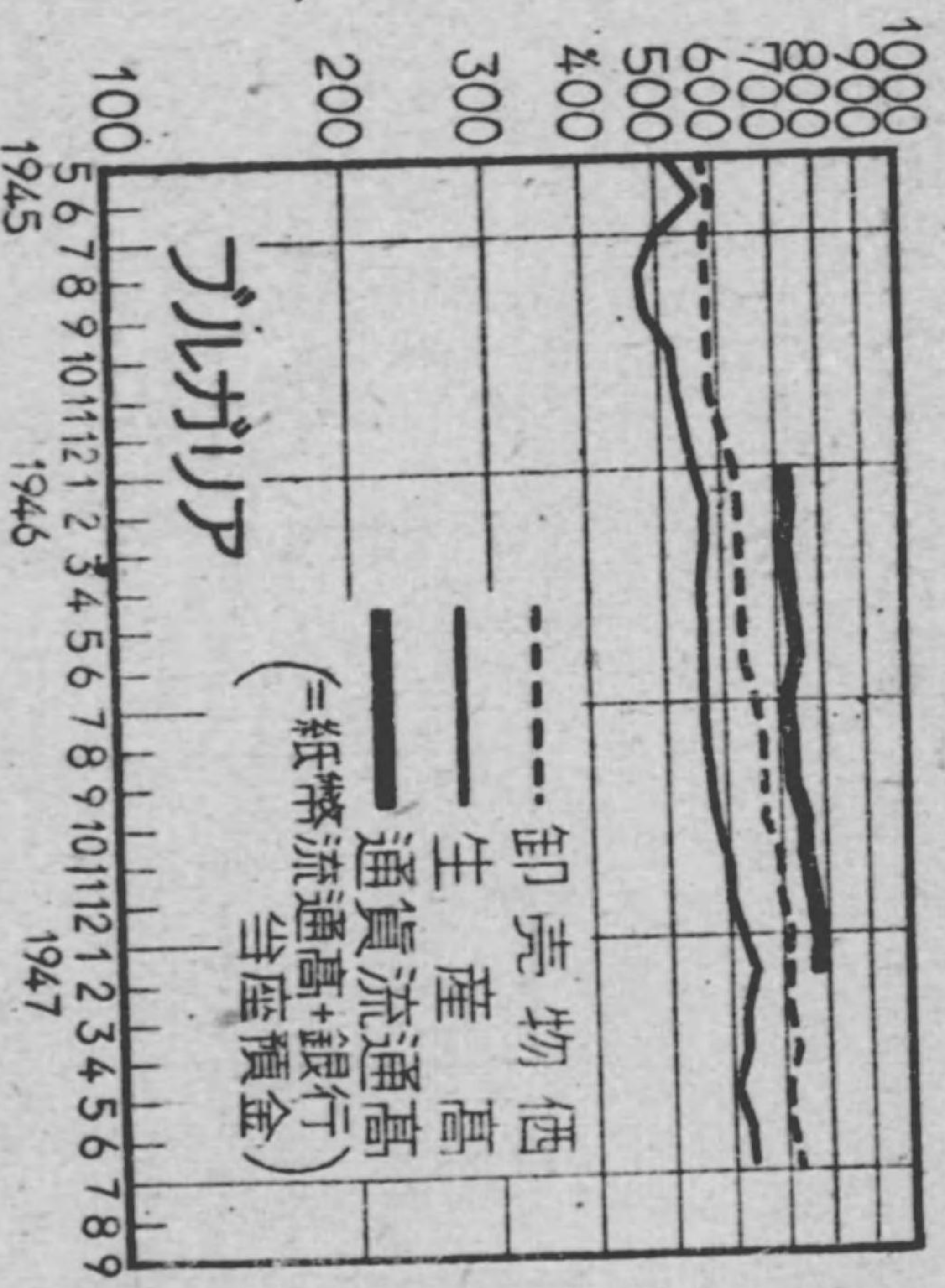
002

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価・生計費・通貨流通指数

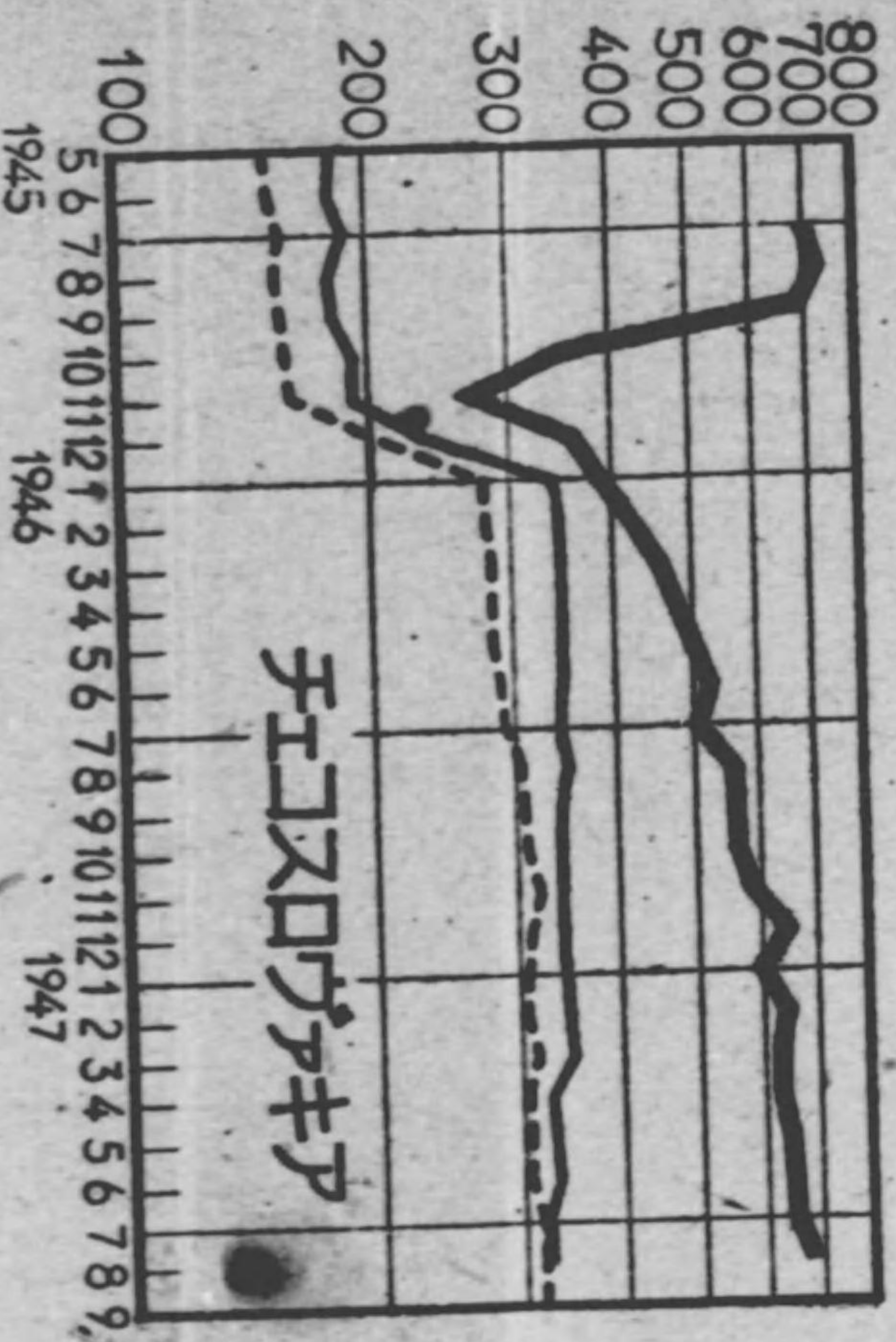
1937=100



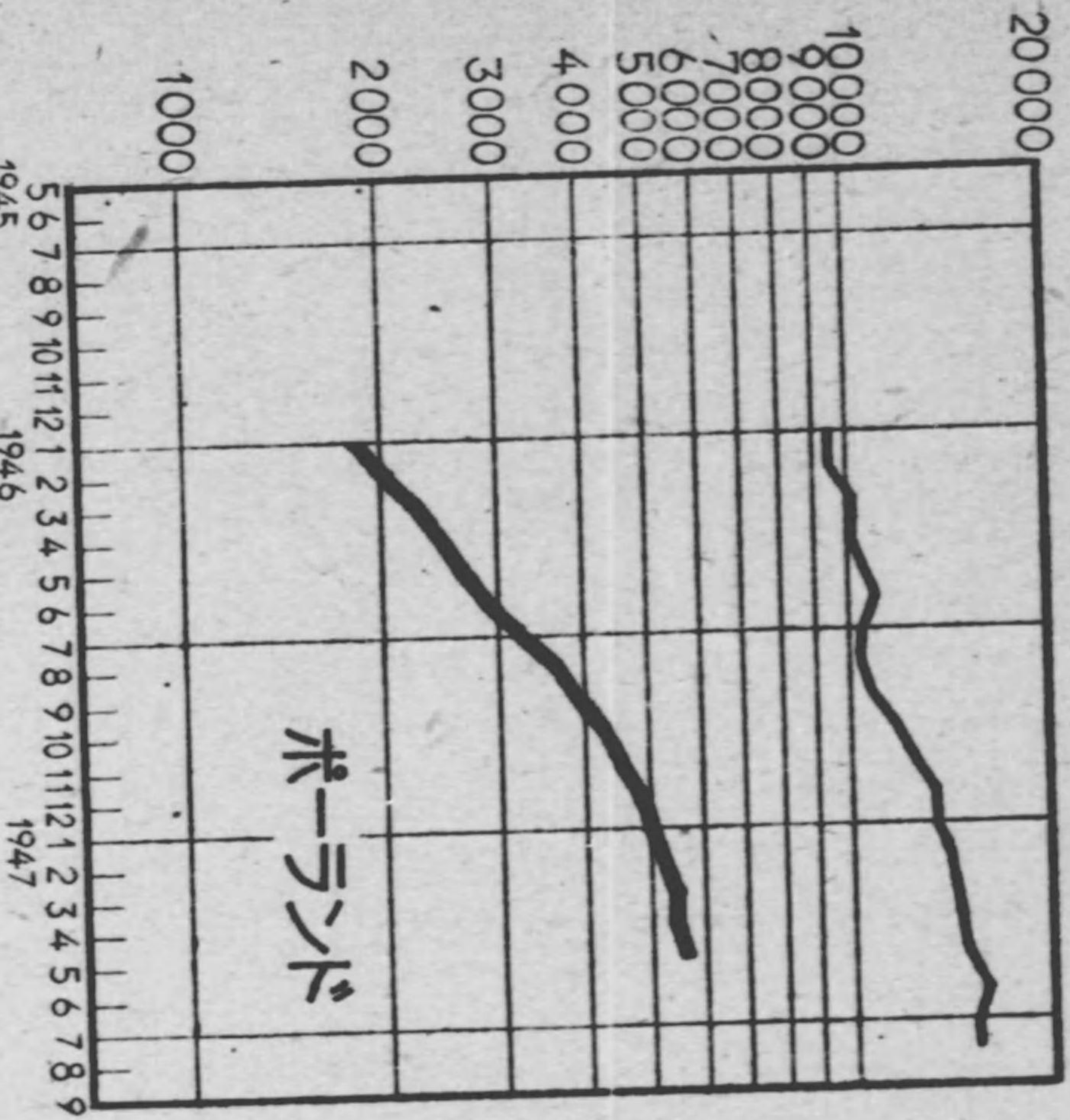
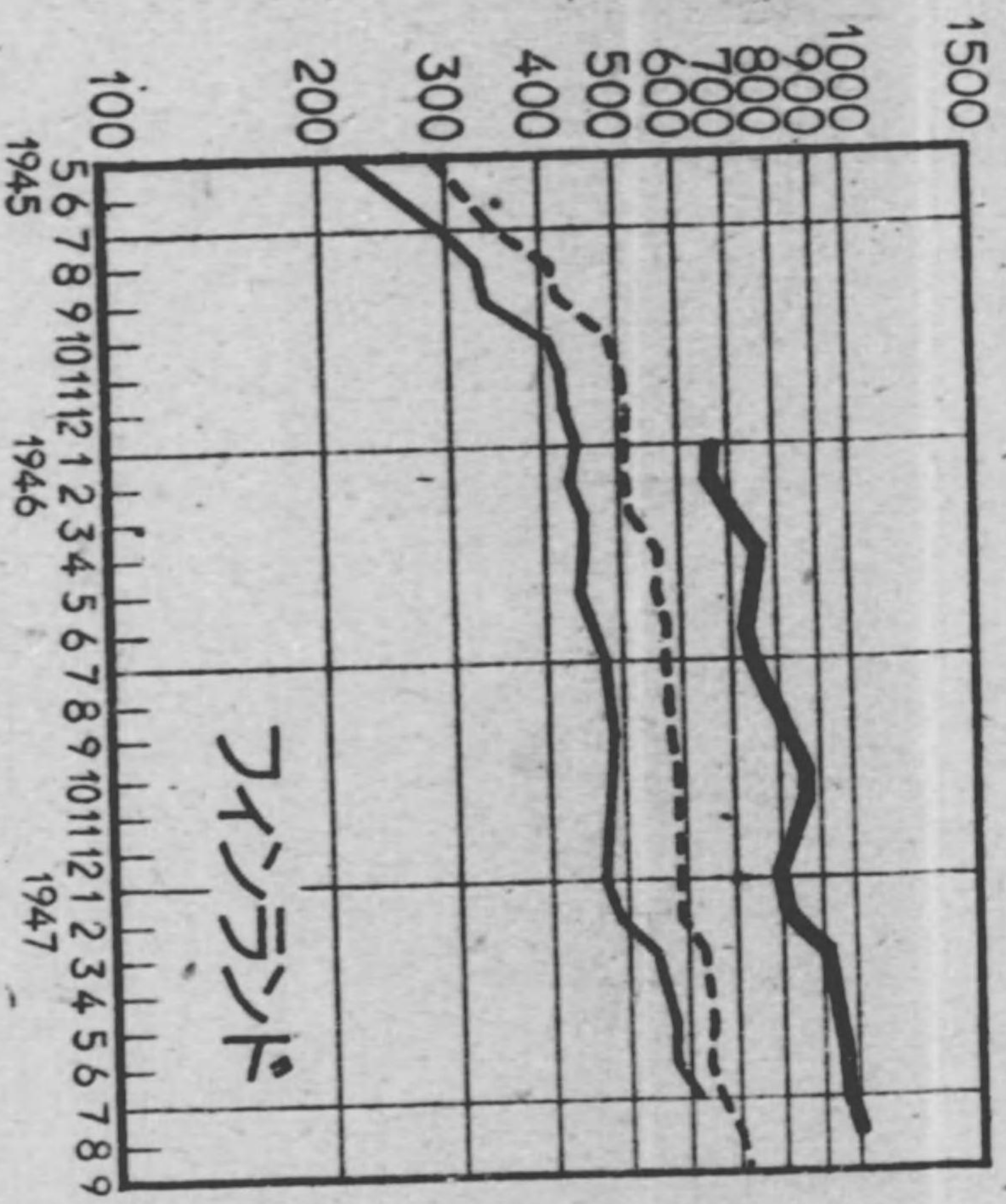
(註) 1946年の卸売物価資料は四半期別
□ 1946年の通貨流通高資料は四半期別



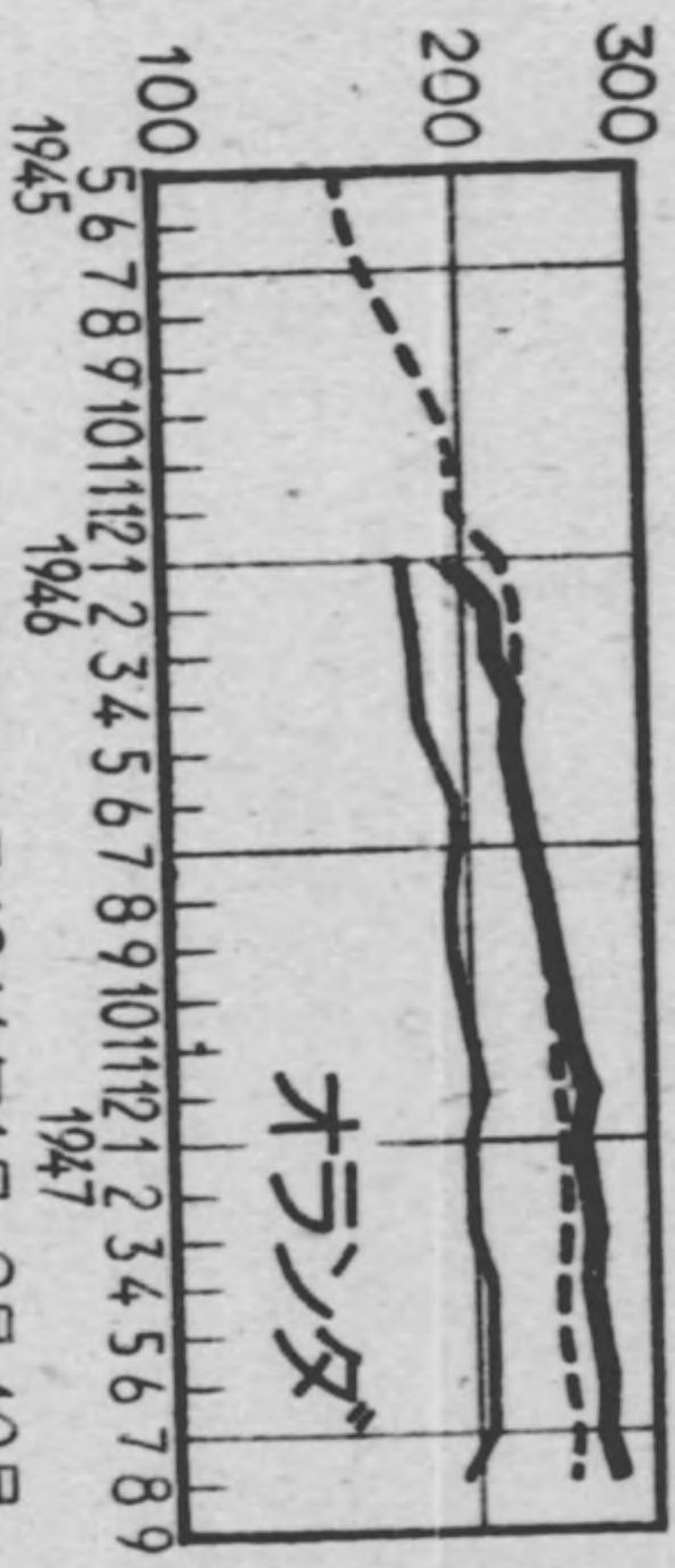
(註) 生計費 1939年=100



(註) 1. 1946年の卸売物価資料は四半期別
□ 1946年の通貨流通高資料は四半期別



(註) 通貨流通高 1938年=100
1947年の資料は3月と5月のみ

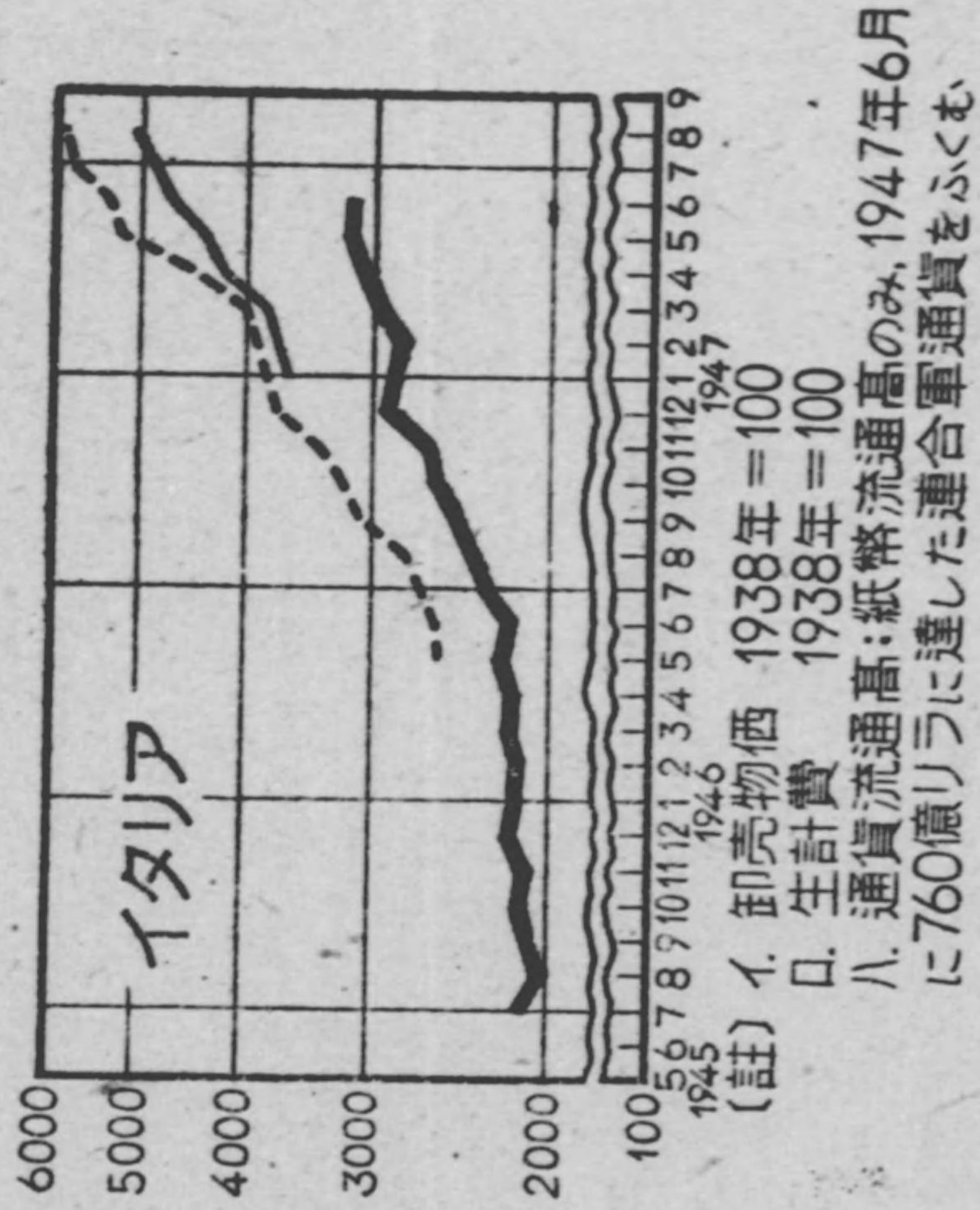
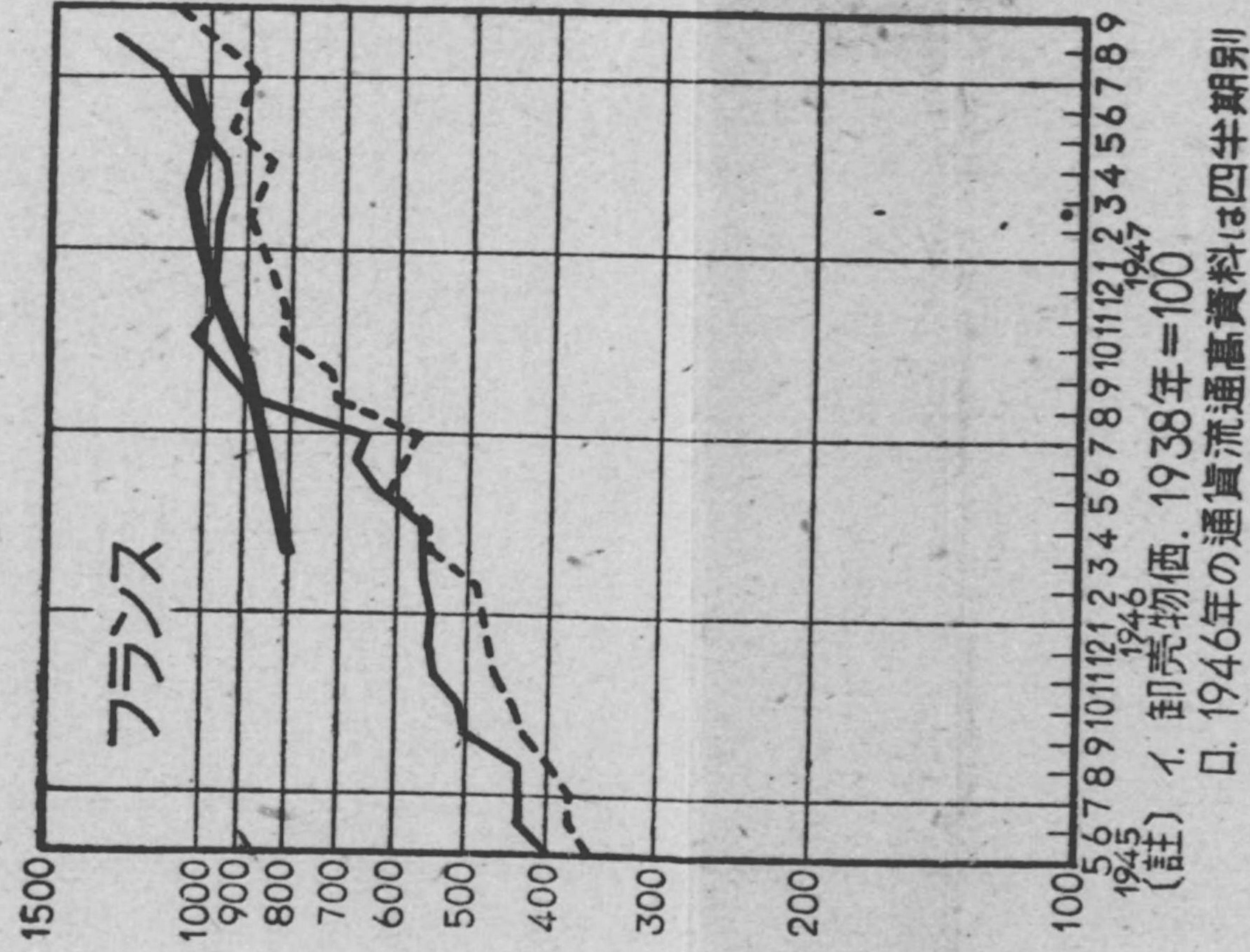


(註) 1. 1945年10月, 1946年1月, 2月, 10月, 11月の資料数
□ 1943年3月と1945年11月に紙幣の一部が回収された。1945年10月以降の分はまだ交換に提出されないう紙幣を除く (1947年1月: 237)

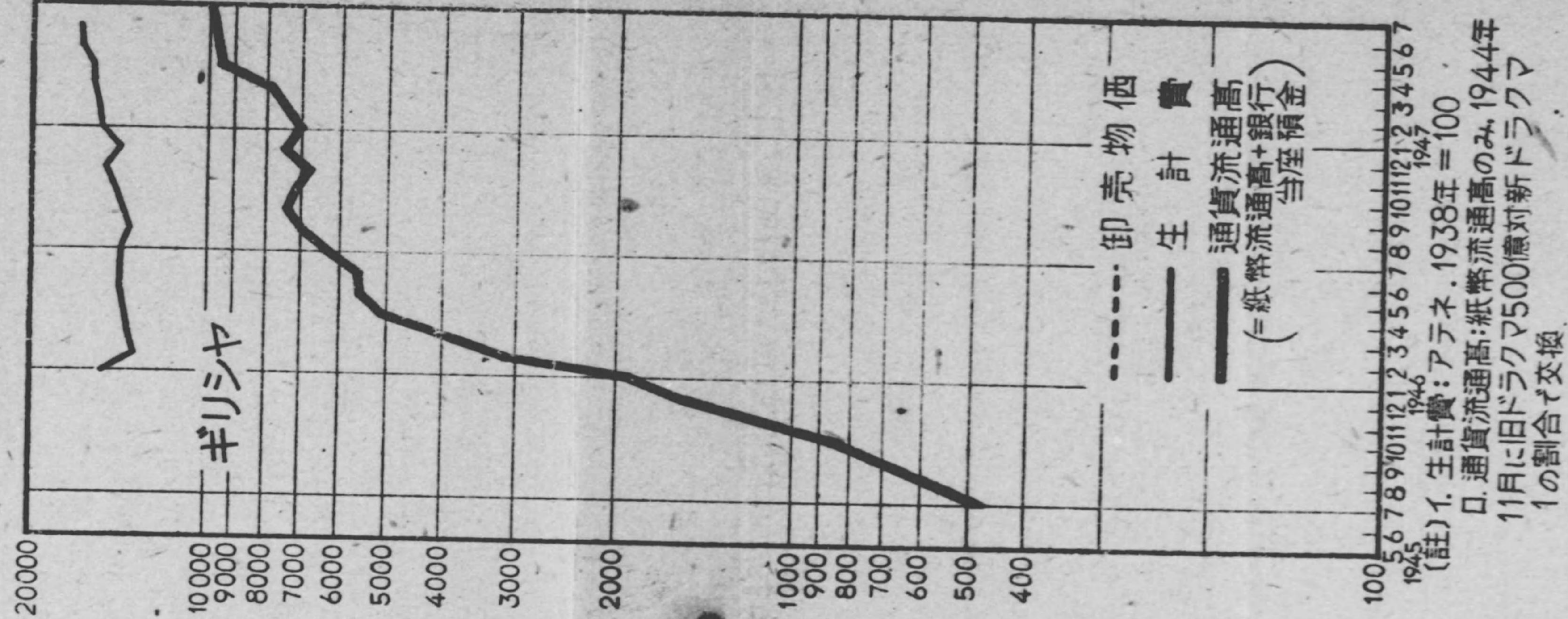
(註) 出所: 国際連合統計局発行“月刊統計”
国際通貨基金発行“国際金融統計”

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価・生計費・通貨流通指数

1939=100



(註) 出所: 国際連合統計局“統計月報”
国際通貨基金“国際金融統計”



出所: “ギリシヤ銀行統計誌”

昭和二十三年十一月一日印刷 昭和二十三年十一月五日發行

世界經濟報告

定價 三六〇圓

譯者 時事通信社

發行者 松尾精吉

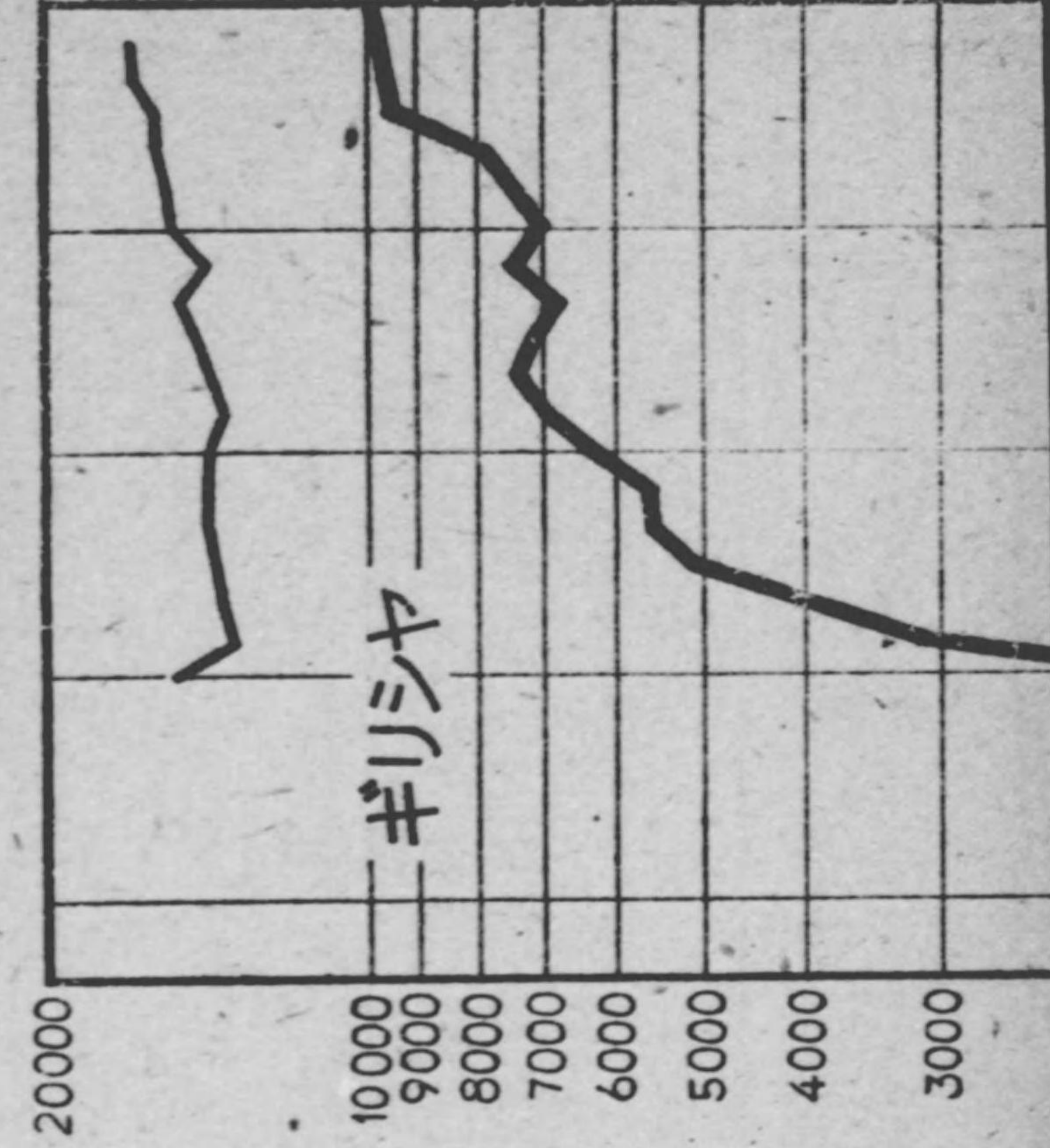
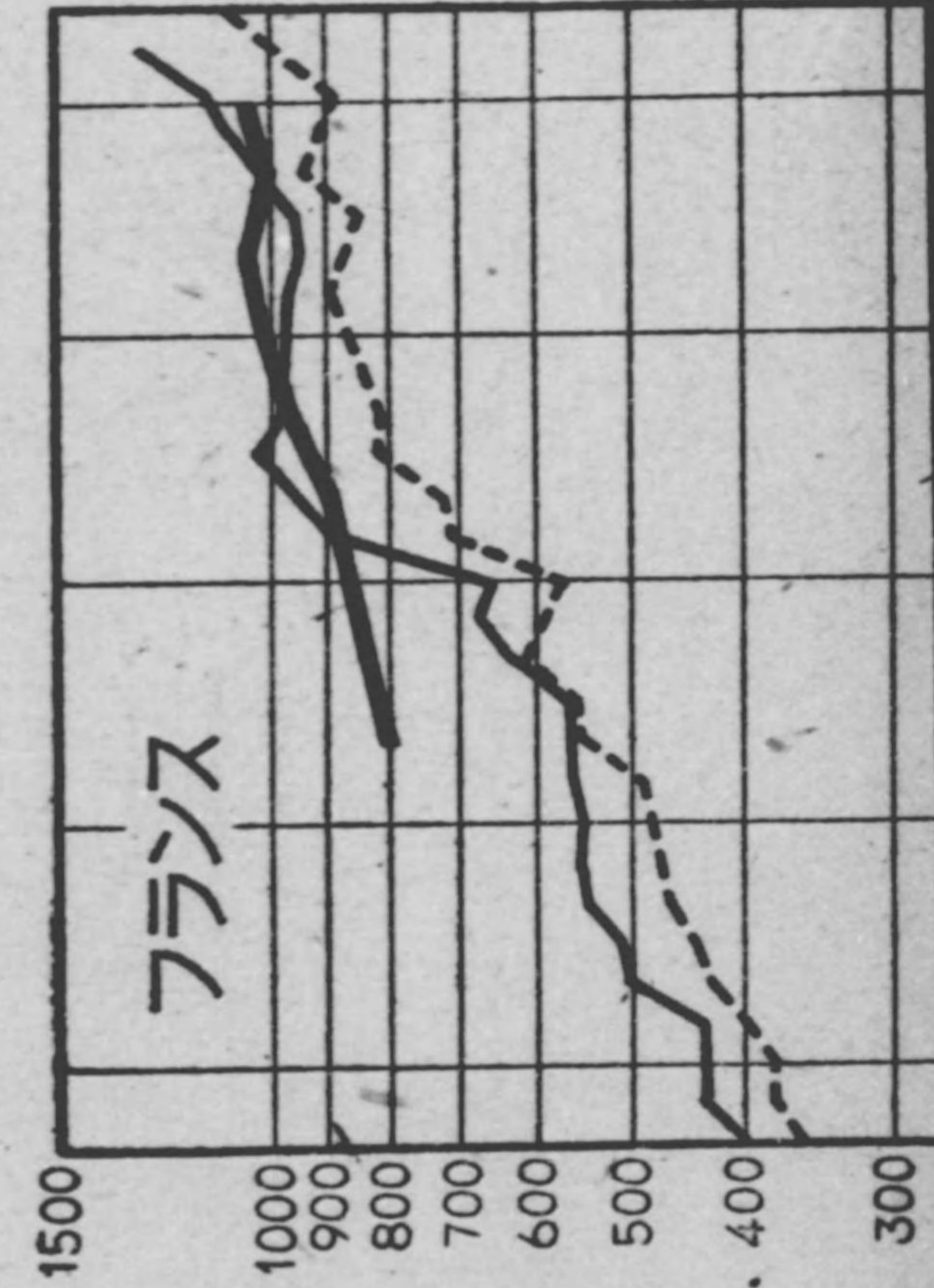
發行所 東京都千代田區株式時事通信社
日比谷公園二番台
(代表電話銀座六一六一番)

印刷所 東京都中央區株式細川活版所
銀座西六ノ二番台

發賣所 時事通信社販賣部

一部ヨーロッパ諸国の卸売物価・生計費・通貨流通指数

1939=100



時事通信社の既刊・近刊

| 著・譯・編者 | 書名 | 判型 | 頁數 | 定價 | 送料 |
|---------------|--------------------------------|----|-----|--------|-----------|
| 東京銀行調査部 | 第二次大戦と世界經濟 —國際決濟銀行第十五回年次報告— | A5 | 288 | 50.00 | 400.00(留) |
| 時事通信社 | 大戦後の世界經濟 —國際決濟銀行第十六回年次報告— | A5 | 280 | 80.00 | 400.00(留) |
| 時事通信社 | 轉換期の世界經濟 —國際決濟銀行第十七回年次報告— | A5 | 250 | 近刊 | |
| 原長谷川吾三郎 | 新國際通貨機構論 —ブレトン・ウッズ協定正文— | B5 | 80 | 25.00 | 200.00 |
| 東京銀行調査部 | ブレトン・ウッズ機構 | A5 | 360 | 150.00 | 400.00(留) |
| 時事研究所 | 國際時事研究 卷一 樞軸講和條約研究 | A5 | 234 | 200.00 | 400.00(留) |
| 時事研究所 | 國際時事研究 卷二 樞軸講和條約研究 | A5 | 260 | 250.00 | 400.00(留) |
| 國際連合協會 | 國際貿易憲章の解説 | B6 | 428 | 220.00 | 400.00(留) |
| 永井三樹三 下田吉人 | ユネスコの解説 | B6 | 198 | 60.00 | 200.00 |
| 箕輪三郎 | 日本における近代國家の成立 —明治時代の政治經濟問題— | A5 | 320 | 150.00 | 400.00(留) |
| 大窪愿二 | インフレーションの經濟學 | B6 | 318 | 150.00 | 400.00(留) |
| 吉野俊彦 | | | | | |

